●データブック●

国際労働比較

Databook of International Labour Statistics

2008

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
Japan Institute for Labour Policy and Training

はしがき

近年，経済のグローバル化が進み国際競争が激化するなかで，生産・雇用・販売・企業経営など様々な面で海外との関連が広がる日本企業が増えていて，今後の対応を考えていくうえで，諸外国における労働の実態について我が国の実態と比較する重要性は益々高まってきています。

また，少子・高齢化の進展や雇用形態の多様化など，我が国の労働を取り巻く環境は変化を続けています。そうしたなかで，我が国の実態について幅広い観点から把握・理解し，今後の労働市場のあり方を展望していくためには，諸外国の労働の実態について把握することが参考になると思われます。

本書では，このような状況を踏まえ，我が国及び諸外国の労働面の実態について分かりやすく理解できるように，労働に関する各種指標のなかから代表的なものを精選し，グラフや解説を盛り込むなど，労働統計の国際比較資料集として編集作成したものです。本書が，我が国の労働を取り巻く問題に関して皆様のご理解の一助となれば幸いです。

データの更新が難しい指標に代えて新たな指標を取り入れたり，指標の様式を変更するなど，内容の充実を図っています。今回は，統計数値を理解する上で参考となる制度面の説明の充実，各国間のデータが同一定義で比較可能となるようなデータ収集・編集，比較に注意を要するデータの注釈の充実等を図りましたが，まだまだ不十分な点があろうかと思います。今後一層の改善に努めてまいりますので，利用者の皆様方からご意見ご批判をいただければ幸甚に存じます。

平成20年3月

独立行政法人　労働政策研究・研修機構
労働政策研究所部長（情報統計担当）久古谷　敏行

国際比較資料集作成作業委員会

委員	三谷　直紀	神戸大学教授
	井口　　泰	関西学院大学教授
	金田　卓士	慶應義塾大学大学院
	小林　迪子	慶應義塾大学大学院
	高久　玲音	慶應義塾大学大学院
協力	厚生労働省大臣官房国際課海外情報室	
	労働政策研究・研修機構	国際研究部
		雇用戦略部門
		人材育成部門
		労使関係・労使コミュニケーション部門
事務局	労働政策研究・研修機構	調査・解析部（情報解析担当）

凡　例

1. 数値は，単位未満を四捨五入しているため，合計欄の数値と内訳を足し上げたものとが一致しない場合がある。
2. 数値の表記の仕方は，以下の通り。

0.0	表記単位（この場合は，小数点以下第1位）未満の数値であることを示す。
－	該当数値がないことを示す。
（ブランク）	数値が不詳，不明であることを示す。
｜	調査内容や定義の変更等による前後数値の非接続を示す。

3. 統計数値の原資料の作成機関及び公表資料名は，「資料出所」として脚注に明記している。
4. 対象国は，原則として欧米主要国，東アジア等の主な国及び地域としている。
5. EUは，他に注がない場合は以下の15か国からなる。

　オーストリア，ベルギー，デンマーク，フィンランド，フランス，ドイツ，ギリシャ，アイルランド，イタリア，ルクセンブルク，オランダ，ポルトガル，スペイン，スウェーデン，イギリス。

　OECD諸国とは，EU15か国に以下の15か国を加えたものである。

　日本，アイスランド，ノルウェー，スイス，トルコ，チェコ，ハンガリー，スロバキア，ポーランド，アメリカ，カナダ，メキシコ，韓国，オーストラリア，ニュージーランド。

6. 表頭および表側のアルファベットは，下記の国・地域名の略号である。

AUT	Austria	AUS	Australia	BEL	Belgium	BRA	Brazil
CAN	Canada	CHE	Switzerland	CHN	China	CZE	Czech Republic
DEU	Germany	DNK	Denmark	ESP	Spain	FIN	Finland
FRA	France	GBR	Great Britain	GRC	Greece	HKG	Hong Kong
HUN	Hungary	IDN	Indonesia	IND	India	IRL	Ireland
ISL	Iceland	ISR	Israel	ITA	Italy	JPN	Japan
KOR	Korea, Republic of	LKA	Sri Lanka	LUX	Luxembourg	MEX	Mexico
MYS	Malaysia	NLD	Netherlands	NOR	Norway	NZL	New Zealand
PHL	Philippines	POL	Poland	PRT	Portugal	RUS	Russian Federation
SGP	Singapore	SWE	Sweden	THA	Thailand	TUR	Turkey
TWN	Taiwan	USA	United States	fWG	former West Germany		

目　　次

１．経済・経営

１－１	一人当たりの国民所得	21
１－２	経済活動別国内総生産（構成比）	22
１－３	物価水準（GDPベース）	23
１－４	労働生産性水準（GDPベース）	24
第１－１表	名目国内総生産	25
第１－２表	名目・実質国内総生産（GDP）成長率	26
第１－３表	一人当たりの国民所得	27
第１－４表	雇用者報酬	28
第１－５表	経済活動別国内総生産	29
第１－６表	国内総生産の構成（支出側、名目）	31
第１－７表	国内総生産の構成（生産側、名目）	32
第１－８表	国民貯蓄率	33
第１－９表	鉱工業生産指数	34
第１－10表	海外生産比率（製造業）	34
第１－11表	経常収支・貿易収支	35
第１－12表	外国からの対内直接投資額	36
第１－13表	対外直接投資額	37
第１－14表	為替レート	38
第１－15表	卸売物価指数	39
第１－16表	消費者物価指数	40
第１－17表	購買力平価	41
第１－18表	物価水準	42
第１－19表	購買力平価及び内外価格差	42
第１－20表	労働生産性水準	43
第１－21表	労働分配率	44
第１－22表	時間当たり労働生産性上昇率（製造業）	44
第１－23表	単位労働費用（製造業）	45
コラム１	購買力平価	46

２．人口・労働力人口

２－１	世界、大陸及び主要地域の人口	53
２－２	人口増加率	54

２－３　老年人口比率（65歳以上人口）…… 55
２－４　65歳以上男性の労働力率…… 56
２－５　年齢階級別女性労働力率…… 57
２－６　就業率…… 58
第２－１表　総人口…… 59
（参考表）日本の将来推計人口
第２－２表　人口増加率…… 60
第２－３表　若年人口（15歳未満人口）…… 61
第２－４表　生産年齢人口（15～64歳人口）…… 62
第２－５表　老年人口（65歳以上人口）…… 63
第２－６表　性別・年齢階級別人口構成…… 64
第２－７表　出生率・死亡率…… 66
第２－８表　平均寿命…… 67
（参考表）完全生命表又は簡易生命表による日本の平均寿命
第２－９表　合計特殊出生率…… 68
第２－10表　労働力人口…… 69
第２－11表　性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率…… 70
（参考表）65歳以上男性の労働力率
第２－12表　就業率（15～64歳）…… 80
第２－13表　性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率…… 82
第２－14表　外国人人口（ストック）…… 86
第２－15表　就労目的の入国が許可された外国人労働者（インフロー）…… 87
第２－16表　外国人労働力人口（ストック）…… 88

３．就業構造

３－１　就業者の産業別構成比…… 91
３－２　就業者の職業別構成比…… 92
３－３　就業者に占める女性の割合…… 93
３－４　就業者の従業上の地位別構成比…… 94
３－５　就業者に占める短時間労働者の割合…… 95
第３－１表　産業別就業者数…… 96
第３－２表　就業者の産業別構成比…… 101
第３－３表　産業別雇用者数…… 102
第３－４表　性別・職業別就業者数…… 107
第３－５表　就業者の職業別構成比…… 115
第３－６表　従業上の地位別就業者数…… 116

第３－７表　就業者の従業上の地位別構成比 …… 116
第３－８表　就業者に占める短時間労働者の割合 …… 117
第３－９表　短時間労働者に占める女性の割合 …… 119
第３－10表　テンポラリー労働者の割合 …… 120
第３－11表　性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合 …… 121
第３－12表　労働者に占める派遣労働者の割合 …… 122
第３－13表　従業員の勤続年数 …… 123
第３－14表　青少年（18～24歳）の転職についての考え方 …… 124
第３－15表　職業生活から引退すべき年齢 …… 125
第３－16表　雇用創出率・雇用喪失率・雇用再分配率・雇用純増率 …… 126
第３－17表　公共職業安定業務 …… 127
第３－18表　有料職業紹介 …… 128
第３－19表　労働者派遣事業 …… 129
第３－20表　高齢者の就業促進施策 …… 132
第３－21表　年齢に関する法制度等（定年等関係） …… 135

４．失業・失業保険・雇用調整

４－１　ILO定義失業率 …… 139
４－２　失業率（各国公表値） …… 140
４－３　長期失業者の割合 …… 141
第４－１表　標準化失業率 …… 142
第４－２表　失業率（各国公表値） …… 143
第４－３表　年齢階級別失業者数・構成比 …… 144
第４－４表　年齢階級別失業率 …… 147
第４－５表　長期失業者の割合 …… 148
第４－６表　失業期間別構成比 …… 149
第４－７表　失業者の定義 …… 150
第４－８表　失業保険制度 …… 152
（参考表）補足的な失業扶助制度
第４－９表　失業保険給付受給者数 …… 158
第４－10表　雇用調整速度 …… 159
第４－11表　解雇法制 …… 160
コラム２　失業率の国際比較 …… 163
コラム３　日米の失業者の定義の違い …… 165

５．賃金・労働費用

５－１　時間当たり賃金（製造業、試算）…… 169
５－２　労働費用（製造業、試算：為替レート換算）…… 170
５－３　年齢階級別賃金格差（製造業）…… 171
５－４　勤続年数別賃金格差（製造業）…… 172
第５－１表　時間当たり賃金（製造業、試算）…… 173
第５－２表　賃金（製造業）…… 174
第５－３表　産業別賃金…… 176
第５－４表　時間当たり実収賃金の対前年上昇率（製造業）…… 177
第５－５表　フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準（女性）… 177
第５－６表　労働費用（製造業、試算：為替レート換算）…… 178
第５－７表　単位労働費用の対前年上昇率…… 179
第５－８表　労働費用費目別構成（製造業）…… 179
第５－９表　生産労働者の時間当たり労働費用（製造業）…… 180
第５－10表　男女間賃金・勤続年数格差…… 181
第５－11表　フルタイム労働者の中位所得における男女賃金格差…… 181
第５－12表　年齢階級別賃金格差（製造業）…… 182
第５－13表　勤続年数別賃金格差（製造業）…… 183
第５－14表　規模間賃金格差（全産業）…… 184
第５－15表　所得のジニ係数…… 184
第５－16表　五分位階級所得割合…… 185
第５－17表　相対的貧困率…… 186
第５－18表　最低賃金制度…… 187
第５－19表　最低賃金額の推移…… 193

６．労働時間・労働時間制度

６－１　生産労働者の年間総実労働時間（製造業）及び年間休日日数…… 197
６－２　生産労働者の年間総実労働時間（製造業、時系列）…… 198
第６－１表　生産労働者の年間総実労働時間（製造業、推計値）…… 199
第６－２表　週労働時間（製造業）…… 200
第６－３表　長時間労働者の割合…… 201
第６－４表　年間休日数…… 202
第６－５表　法定祝日…… 203
第６－６表　労働時間制度…… 205

７．労働組合・労使関係・労働災害

７－１　労働組合組織率の推移 …… 215
７－２　労働損失日数 …… 216
第７－１表　労働組合員数・組織率（各国公式統計） …… 217
第７－２表　労働組合組織率（ILOデータベース） …… 218
第７－３表　労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数 …… 219
第７－４表　労災被災者数（うち死亡者数）・労働損失日数 …… 221
第７－５表　労働災害の度数率 …… 223
第７－６表　労使紛争処理制度 …… 224

８．教育・職業能力開発

８－１　高等教育機関への進学率 …… 237
第８－１－１表　高等教育機関への進学率：日本（該当年齢18歳） …… 240
第８－１－２表　高等教育機関への進学率：アメリカ（該当年齢18歳） …… 240
第８－１－３表　高等教育機関への進学率：イギリス（該当年齢18歳） …… 241
第８－１－４表　高等教育機関への進学率：ドイツ（該当年齢19歳） …… 241
第８－１－５表　高等教育機関への進学率：フランス（該当年齢18歳） …… 242
第８－１－６表　高等教育機関への進学率：韓国（該当年齢18歳） …… 242
第８－２－１表　日本の学校系統図 …… 243
第８－２－２表　アメリカの学校系統図 …… 244
第８－２－３表　イギリスの学校系統図 …… 245
第８－２－４表　ドイツの学校系統図 …… 246
第８－２－５表　フランスの学校系統図 …… 247
第８－２－６表　ロシアの学校系統図 …… 248
第８－２－７表　中国の学校系統図 …… 249
第８－２－８表　韓国の学校系統図 …… 250
第８－３表　仕事に関連した非公式教育訓練の受講率 …… 251
第８－４表　若年のキャリア形成及び就職支援 …… 252
第８－５表　困難な状況にある若者に対する施策 …… 258
（参考表）若年者に対する最低賃金の特例

９．勤労者生活・福祉

９－１　家計消費支出の分布 …… 265
第９－１表　家計・対家計民間非営利団体（NPISH）の受取と支払の構成 …… 266
第９－２－１表　国民一人当たり項目別国内家計最終消費支出 …… 267
第９－２－２表　国内家計最終消費支出の分布 …… 268

第９－３－１表　世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本）…… 269
第９－３－２表　世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ、全世帯）…… 270
第９－３－３表　世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス、全世帯）…… 271
第９－３－４表　世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（ドイツ、全世帯）…… 272
第９－４表　家計・対家計非営利団体（NPISH）の金融資産総額…… 273
第９－５表　十分な所得がないために生活必需品を買うことができなかった
回答者の割合…… 273
第９－６表　OECD基準による機能別公的社会支出（対GDP比）及びその内訳　274
第９－７表　社会保障給付（対国民所得比）…… 275
第９－８表　租税・社会保障負担（対国民所得比）…… 275
第９－９表　GDPに占める労働市場政策への支出…… 276
第９－10表　公的年金制度…… 277
第９－11表　企業年金制度…… 279
第９－12表　社会保険料率の労使負担割合…… 281
第９－13表　公的扶助制度…… 282
第９－14表　育児休業制度…… 284
第９－15表　育児に対する経済的支援（児童手当等）…… 287
第９－16表　保育サービス（就学前児童向け託児施設の設置）…… 290
第９－17表　障害者雇用対策…… 291
第９－18表　行動の種類別平均時間（一日当たり、有業者）…… 293
第９－19表　生活・社会・文化水準…… 294
第９－20－１表　出勤日の生活時間の構成（男性）…… 295
第９－20－２表　休日の生活時間の構成（男性）…… 296
第９－21表　女性の参加に関する指標（GEM値）…… 297

参考

労働統計のホームページアドレス…… 301
主要変更点一覧…… 307

TABLE OF CONTENTS

1. Economy and Business

Table 1–1 Nominal GDP 25
Table 1–2 Nominal and real GDP growth rates 26
Table 1–3 National income per capita 27
Table 1–4 Compensation of employees 28
Table 1–5 GDP by economic activity 29
Table 1–6 GDP by expenditure approach 31
Table 1–7 GDP by production approach 32
Table 1–8 National savings rates 33
Table 1–9 Industrial production indices 34
Table 1–10 Overseas production ratio, manufacturing 34
Table 1–11 Current account and trade balance 35
Table 1–12 Inward FDI flows, by host region and economy 36
Table 1–13 Outward FDI flows, by host region and economy 37
Table 1–14 Exchange rates 38
Table 1–15 Wholesale price indices 39
Table 1–16 Consumer price indices 40
Table 1–17 Purchasing power parities (PPPs) 41
Table 1–18 Comparative price levels 42
Table 1–19 Purchasing power parities (PPPs) and comparative price levels 42
Table 1–20 Labour productivity levels 43
Table 1–21 Labour share 44
Table 1–22 Average annual labour productivity growth rates, manufacturing 44
Table 1–23 Unit labour cost, manufacturing 45

2. Population and Labour Force

Table 2–1 Total population 59
Reference table: Population prospects of Japan
Table 2–2 Population growth rates 60
Table 2–3 Youth population, 0-14 years old 61
Table 2–4 Working age population, 15-64 years old 62
Table 2–5 Elderly population, 65 years old or over 63
Table 2–6 Population by sex and age group 64
Table 2–7 Crude birth rates and crude death rates 66
Table 2–8 Life expectancy at birth by sex 67
Reference table: Japan's average life expectancy

Table 2–9 Total fertility rates 68
Table 2–10 Labour force 69
Table 2–11 Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group 70
Reference table: Male labour force participation rates, 65 years old or over
Table 2–12 Employment/population ratios, 15-64 years old 80
Table 2–13 Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group 82
Table 2–14 Stock of foreign population 86
Table 2–15 Inflow of foreign workers 87
Table 2–16 Stock of foreign labour force 88

3. Employment Structure

Table 3–1 Total employment by economic activity 96
Table 3–2 Sectoral composition of employment 101
Table 3–3 Paid employment by economic activity 102
Table 3–4 Total employment by occupation and sex 107
Table 3–5 Occupational composition of employment 115
Table 3–6 Employment by professional status 116
Table 3–7 Composition of employment by professional status 116
Table 3–8 Part-time employment as a proportion of total employment 117
Table 3–9 Women's share in part-time employment 119
Table 3–10 Temporary employment as a proportion of total employment 120
Table 3–11 Temporary employment as a proportion of total employment by sex and age group 121
Table 3–12 Temporary agency workers as a propotion of total workforce 122
Table 3–13 Length of service of employees by sex and age group 123
Table 3–14 Youth's views on job changes, 18-24 years old 124
Table 3–15 The age one ought to retire from work 125
Table 3–16 Job creation rates, job destruction rates, job redistribution rates and job net increase rates 126
Table 3–17 Public employment services 127
Table 3–18 Fee-charging employment services 128
Table 3–19 Temporary employment agency services 129
Table 3–20 Measures to promote the employment of older people 132
Table 3–21 Age-based legal mechanisms including statutory retirement age 135

4. Unemployment, Unemployment Insurance and Employment Adjustment

Table 4–1 Standardised unemployment rates ····· 142
Table 4–2 Unemployment rates (officially published national sources) ····· 143
Table 4–3 Unemployment by age group ····· 144
Table 4–4 Unemployment rates by age group ····· 147
Table 4–5 Incidence of long-term unemployment among total unemployment 148
Table 4–6 Incidence of unemployment by duration ····· 149
Table 4–7 Definitions of unemployment ····· 150
Table 4–8 Unemployment insurance schemes ····· 152
Reference table: Supplemental unemployment assistance schemes
Table 4–9 Number of persons receiving unemployment benefit ····· 158
Table 4–10 Employment adjustment speed ····· 159
Table 4–11 Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal 160

5. Wages and Labour Costs

Table 5–1 Hourly wages, manufacturing (preliminary calculation) ····· 173
Table 5–2 Wages, manufacturing ····· 174
Table 5–3 Wages by economic activity ····· 176
Table 5–4 Annual growth rates for hourly earnings, percentage change from previous year, manufacturing ····· 177
Table 5–5 Earnings gap between full-time and part-time workers, female ····· 177
Table 5–6 Labour costs, manufacturing (preliminary calculation: exchange rate conversion) ····· 178
Table 5–7 Annual growth rates for unit labour costs, percentage change from previous year ····· 179
Table 5–8 Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing 179
Table 5–9 Hourly labour costs for production workers, manufacturing ····· 180
Table 5–10 Gender wage and job tenure gap ····· 181
Table 5–11 Gender wage gap in median earnings of full-time employees ····· 181
Table 5–12 Wage gap by age group, manufacturing ····· 182
Table 5–13 Wage gap by length of service, manufacturing ····· 183
Table 5–14 Wage gap by establishment size, all industries ····· 184
Table 5–15 Income Gini coefficient ····· 184
Table 5–16 Income share by quintiles ····· 185
Table 5–17 Relative poverty rates among the entire population ····· 186
Table 5–18 Minimum wage-fixing mechanisms ····· 187
Table 5–19 Changes in the minimum wage ····· 193

6. Hours of Work and Working-time Arrangements

Table 6–1 Estimates of annual hours actually worked for production workers, manufacturing 199
Table 6–2 Hours of work per week, manufacturing 200
Table 6–3 Proportion of workers working long hours by gender 201
Table 6–4 Number of annual holidays 202
Table 6–5 Legal holidays 203
Table 6–6 Working-time arrangements 205

7. Labour Union, Industrial Relations and Occupational Accidents

Table 7–1 Trade union membership and density rates (national official statistics) 217
Table 7–2 Union density rates according to the ILO Union Database 218
Table 7–3 Number of labour disputes, workers involved and days not worked 219
Table 7–4 Number of workers injured due to occupational accidents and days lost 221
Table 7–5 Incidence rates of occupational accidents 223
Table 7–6 Labour dispute resolution mechanisms 224

8. Education and Human Resources Development

Table 8–1–1 Enrollment rates in higher education, Japan 240
Table 8–1–2 Enrollment rates in higher education, USA 240
Table 8–1–3 Enrollment rates in higher education, UK 241
Table 8–1–4 Enrollment rates in higher education, Germany 241
Table 8–1–5 Enrollment rates in higher education, France 242
Table 8–1–6 Enrollment rates in higher education, Republic of Korea 242
Table 8–2–1 School system, Japan 243
Table 8–2–2 School system, USA 244
Table 8–2–3 School system, UK 245
Table 8–2–4 School system, Germany 246
Table 8–2–5 School system, France 247
Table 8–2–6 School system, Russian Federation 248
Table 8–2–7 School system, China 249
Table 8–2–8 School system, Republic of Korea 250
Table 8–3 Participation rates in non-formal job-related education and training 251
Table 8–4 Career development and job-search assistance for youth 252
Table 8–5 Measures to tackle the youth employment challenges 258
Reference table: Sub-minimum wages for youth

9. Worklife and Welfare

Table 9–1 Composition of households and NPISH, resources side/uses side 266
Table 9–2–1 Final consumption expenditure of domestic households per capita

by purpose 267
Table 9–2–2 Percentage distribution of final consumption expenditure of domestic households by purpose 268
Table 9–3–1 Household income and expenditure by age of household reference person (Japan) 269
Table 9–3–2 Household income and expenditure by age of household reference person (USA, all households) 270
Table 9–3–3 Household income and expenditure by age of household reference person (UK, all households) 271
Table 9–3–4 Household income and expenditure by age of household reference person (Germany) 272
Table 9–4 Financial assets of households and NPISHs 273
Table 9–5 Percentage of respondents unable to afford food, medical and health care or clothes 273
Table 9–6 Public social expenditure by policy area, at current prices/in percentage of GDP 274
Table 9–7 Social security benefits as a percentage of national income 275
Table 9–8 Tax and social security burden as a percentage of national income 275
Table 9–9 Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP 276
Table 9–10 Public pension schemes 277
Table 9–11 Corporate pension schemes 279
Table 9–12 Employer-employee social insurance contribution rates 281
Table 9–13 Public assistance systems 282
Table 9–14 Childcare leave schemes 284
Table 9–15 Financial support for childcare, including child benefits 287
Table 9–16 Childcare services (availability of childcare facilities for pre-school children) 290
Table 9–17 Employment measures for the disabled 291
Table 9–18 Main structure of daily average time use of the employed by activity group and sex 293
Table 9–19 Indicators of national power and social infrastructure 294
Table 9–20–1 Structure of workday time use, male 295
Table 9–20–2 Structure of holiday time use, male 296
Table 9–21 Gender Empowerment Measure (GEM) 297

国際比較上の留意点

国際比較をするにあたっては，以下の4点に留意する必要がある。

1. 統計の定義の違い

各国の公表数値は，国によって統計上の定義，調査方法が異なるため，当該公表数値を直接比較できない場合がある。

賃金を例にとってみると，諸外国の賃金統計は時間当たり賃金で公表されることが多いが，日本は月間給与総額（月額賃金）で公表されているため，これをまず時間当たりに換算する必要がある。さらに賃金の中身についても定期の賃金なのか，特別給与を含むのかなどの吟味が必要である。また，諸外国では，実際に働いていない有給休暇その他の不就業時間も含んだ支払労働時間当たりで表示されているため，諸外国の時間当たり賃金は日本に比して相対的に低めに算定されることになるので，これも実労働時間当たりで換算する必要がある。

2. 財・サービスの質の違い

各国の物価水準を比較する場合，財の質の違いが問題となる。例えば自動車の場合，各国で生産されている自動車の仕様は異なる場合がある。仕様の異なる自動車の価格は一律とはならないことは言うまでもない。

国によって個々の財の品質が異なれば，財を集計した物価水準にもその影響が生じることになる。賃金に関しても同様である。各国の平均的な賃金水準に影響する要因は，各国の労働者の年齢構成や教育水準，産業構造など様々である。それらが国によって異なれば賃金に格差が生じるのは当然である。本書においてもこうした労働者の属性の差は，極力調整して比較しているが，いくつもの要因を同時に調整した賃金の比較は，単純な方法では困難である。

3. 制度の違い

「制度」には大きく分けて，①政府による法的な規制，②法的な規制ではないが，個人や企業間で一定の期間にわたって常態化され，社会の中で定着し存続している行動様式，すなわち，慣行――とがある。

両者は，統計数字に影響を与える場合がある。前者については，最低賃金制度を例にとると，国によって最低賃金水準が異なれば，統計上の賃金水準への影響も各国によって異なるはずである。また，労働時間についても，各国の所定外労働時間の法定割増賃金率の差が影響してくることもある。例えば，景気が拡大した場合，割増率の低い日本の企業は残業を利用しやすいのに対して，割増率の高いアメリカの企業は雇用の増加で対応する傾

向がある。したがって，景気の拡大期は，アメリカの労働者と比べると日本の労働者の労働時間が長くなることになる。

後者については，ある取引慣行が長期にわたって存続しているのは取引当事者双方にとって好都合であるためで，法の強制力がある訳ではない。しかし，例えば，雇用慣行など慣行の違いは統計数字に影響を及ぼす場合もある。先に例示した日米の景気拡大期の労働時間の違いには，雇用慣行の違いも影響している。具体的には，アメリカでは解雇が容易なため，不況時には解雇（レイオフ）を行い，景気拡大期には雇用の増加で対応する傾向が強い。我が国では，戦後、大企業を中心に、いわゆる終身雇用慣行と称される長期慣行が形成され、アメリカと比較して解雇が困難であるため，不況時には人員削減を避け，逆に景気拡大期には雇用増ではなく，残業の増加で対応する傾向が強い。

こうした意味で，制度の違いは，国によって選択されている経済メカニズムの違いを反映したものとみることができる。

制度の違いといった場合，以上の2つをみていく必要がある。

4. 金額の水準比較の困難さ

所得や財・サービスの価格を同一通貨建てで比較する場合，為替レートや購買力平価を用いて換算することになる。為替レートの場合，浮動性（ボラティリティー）があり，ファンダメンタルズと比較したレートの過大評価・過少評価の問題が常に存在することが指摘されている一方，購買力平価については，OECD等が推計を行っているが，基準年のとり方，どのような財を対象とするか（バスケットの違い），国による財品質の違い――といった問題があり，それらにどのような数字を使用するかによって計算結果が異なってくるため，唯一完全な推計方法が確立されているとはいえない。購買力平価にはこうした恣意性が伴う。したがって，本書において各国間で金額を比較するにあたっては，原則として為替レートを使用している。

1. 経済・経営

Economy and Business

1-1　一人当たりの国民所得

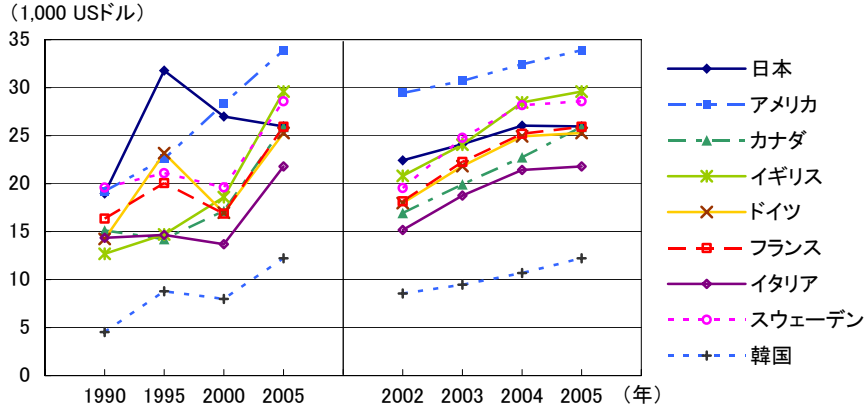

▸▸グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第1-3表　一人当たりの国民所得」(p.27)を参照。

国民所得（要素価格表示）とは，給与等の「雇用者報酬」，利子，配当，賃貸料等の「財産所得」及び企業の収入である「企業所得」の合計であり，その国民所得を人口で割ったものが一人当たりの国民所得である。この数値は，国際比較できるようにアメリカドルに換算しているため，各国の経済成長の伸びだけでなく，対アメリカドル為替レートによっても変化することに注意しなければならない。

日本は，1980年代に主要先進国のなかでは相対的に高い実質経済成長率を維持していたことと，プラザ合意（1985年）後の急激な円高のため，ドル換算された国民所得は急上昇した。その後，実質成長率が比較的低い水準にとどまった1990年代前半にも，為替レートが円高に推移したことから，ドル建ての一人当たり国民所得は増加を続け，1980年代半ばから1990年代半ばには主要先進諸国のなかで最高水準で推移した。

1990年代後半には，日本と主要国との実質成長率の格差がさらに拡大し（1996年から2000年の平均成長率は，日本0.4％に対し，アメリカ3.3％，イギリス2.6％，ドイツ1.8％等：「第1-2表　名目・実質GDP成長率（p.26）」を参照），為替レートが円安傾向に転じたことなどにより，一人当たりの国民所得は2002年まではアメリカに次ぐ水準で推移，その後2003年にはスウェーデンを下回り，イギリスとほぼ同水準，2004年，2005年にはスウェーデン，イギリスを下回り，フランス，カナダとほぼ同水準となった。

1-2　経済活動別国内総生産（構成比）

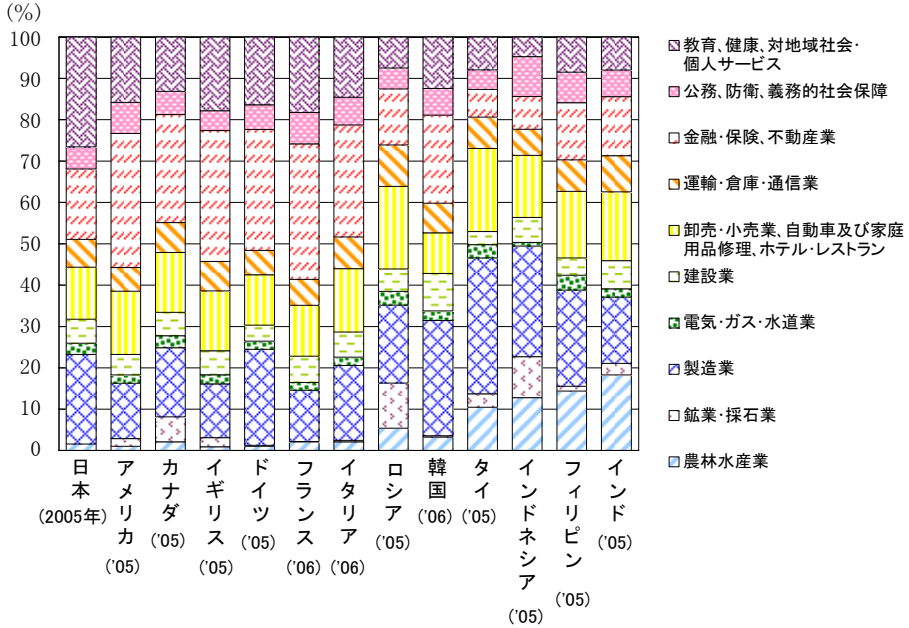

▸▸グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第1-5表 経済活動別国内総生産」(p.29)を参照。

グラフは，国内総生産（総付加価値，生産者価格表示）における経済活動を構成別に色分けしたものである。この構成比によって，各国における産業構成比が把握できる。

産業構造の変化を長期的にみると，所得の上昇によって，第1次産業から第2次産業，さらに第3次産業へと変化することが知られている（ペティー・クラークの法則）。実際，主要先進国の産業構成は，第3次産業の割合が高くなっている。そうしたなかで，主要先進国のうち日本，ドイツ，韓国は，製造業の割合が高いという特徴がある。また，日本は，教育，健康，対地域社会・個人サービスの割合が，先進国のなかでは高い。他方，タイ，インドネシア，フィリピン，インドをみると，農林水産業と製造業の割合が高く，インドでは，とりわけ農林水産業の割合が高い。

1-3　物価水準（GDPベース）

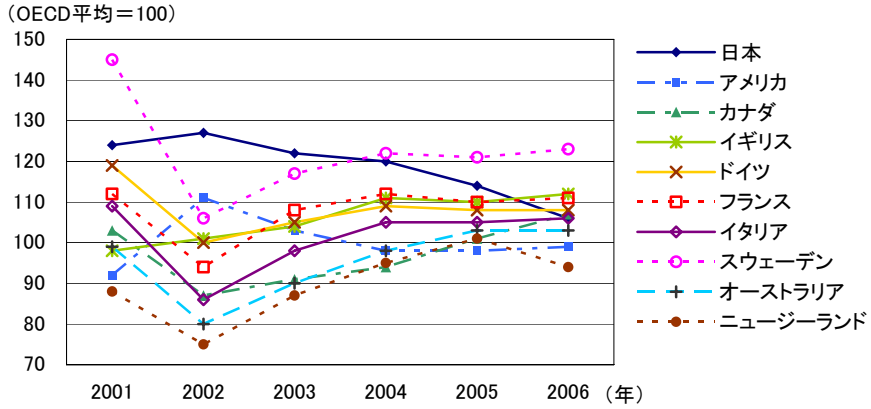

▸▸グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第1-18表　物価水準」(p.42)を参照。

各国の物価水準は，ある一定の財・サービスを購入する際に必要とされる金額により示される。分かり易い例でいえば，例えば，ハンバーガー1個の値段の違いをみれば，ハンバーガーを基準とした物価水準の比較ができる。国内であれば，使用される通貨は同一であり，販売されている商品・サービスも同一なので，容易に地域間の物価水準の比較ができるが，国際比較を行う場合は，各国で使用される通貨が異なることや，商品・サービスも全く同一とは限らないので比較は容易ではない。そこで，物価水準の国際比較を行う場合には，比較を行う商品・サービス等の対象及びウェイトを調整したものをみていく必要がある。

上のグラフは，OECDが国内総生産（GDP）の国際比較を行う際に使用する商品・サービス価格とそのウェイト等を使用して算出された物価水準（GDPベースの物価水準）の国際比較を示したものである。これをみると，我が国の物価水準は，2000年代前半までスウェーデンを除く主要国より高い物価水準にあったが，低下傾向で推移してきたため，2006年にはスウェーデンに加え，イギリス，フランス，ドイツなど主要国より低い水準となった。

なお，ここで使用した物価水準は，基準時点（2002年）のGDP購買力平価を為替レートで除して算出されたものである。購買力平価と為替レートの比の意味するところは，上述のハンバーガーを例にとると，ハンバーガー1個が日本で100円，米国で1ドルの場合，為替レートが1ドル80円であれば，日本のハンバーガーは1.25(=100/80)ドルと，アメリカに比べて割高であり，1ドル120円であれば日本のハンバーガーは約0.83(=100/120)ドルと割安となることからわかるように，この比が大きいほど米国に比べ日本の物価が相対的に高い状況を示す指標となる。つまり，両国の物価一定の下で円高（安）になったときにはこの値は大（小）きくなり，日本の物価は割高（安）となる。この指標を，OECD平均が100となる指数で示したものがグラフに示されている。

1-4　労働生産性水準（GDPベース、2005年）

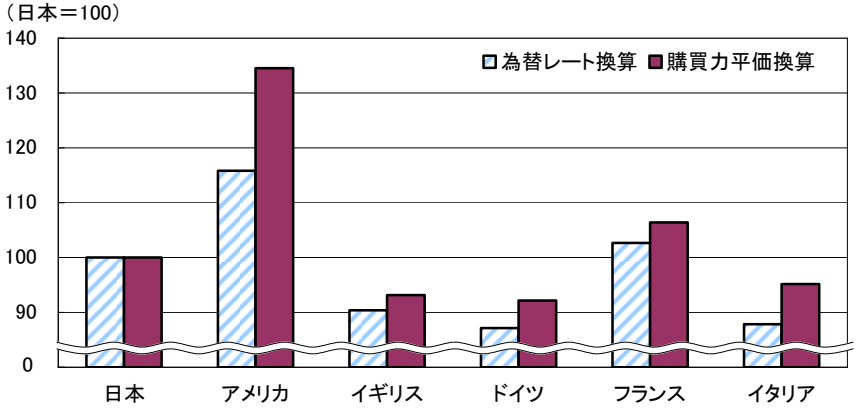

▸▸グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第1-20表 労働生産性水準」(p.43)を参照。

本書で使用した労働生産性は，購買力平価で評価した国内総生産（GDP）を就業者数で除したものであり，上のグラフは，日本を100とした指数を示したものである。

上記5か国中，日本の労働生産性水準はドイツ，イギリス，イタリアよりも高いが，アメリカ，フランスより低い水準にとどまっている。一般に労働生産性は，産業構造，就業者一人当たり資本ストック（建物・機械等），技術水準等に依存する。日本では，一部輸出産業の労働生産性は比較的高水準であるものの，低生産性部門の割合が高いこと等がアメリカやフランスと比較してGDPベースの生産性が低い要因であると考えられる。

なお，労働生産性の国際比較を行う際に留意すべき点がいくつかある。労働生産性とは，一定期間の付加価値を労働投入量で除して算出するものであり，一国の労働生産性は，GDPを労働投入量で除して算出する。ここで，労働投入量を「労働者数」とするか，「労働者数×労働時間」とするか等によって，同じ労働生産性とはいってもその数字の持つ意味は異なったものとなることに留意が必要である。さらに，サービス業の労働生産性の国際比較においては，サービスの質などは考慮されない点にも留意する必要がある。

第1-1表　名目国内総生産
Table 1-1: Nominal GDP

国・地域 Country or region		1990 年/Year	1995	2000	2003	2004	2005
日本（10億円）	JPN	440,125	493,588	502,990	490,294	498,328	501,403
アメリカ（10億USドル）	USA	5,803	7,398	9,817	10,971	11,734	12,487
カナダ（10億カナダドル）	CAN	680	810	1,076	1,215	1,290	1,369
イギリス（10億ポンド）	GBR	558	720	953	1,110	1,177	1,225
ドイツ（10億ドイツマルク/10億ユーロ）[1)2)]	DEU	2,431	3,615	2,063	2,163	2,216	2,247
フランス（10億フラン/10億ユーロ）[2)]	FRA	6,748	7,837	1,441	1,595	1,659	1,710
イタリア（1兆リラ/10億ユーロ）[2)]	ITA	1,321	1,834	1,191	1,335	1,389	1,417
スウェーデン（10億クローナ）	SWE	1,421	1,788	2,217	2,459	2,573	2,673
ユーロ圏（10億ユーロ）[3)]	EUR	—	—	6,426	7,450	7,727	7,974
ロシア（10億ルーブル）	RUS	—	1,429	7,306	13,243	16,966	21,598
中国（10億元）	CHN	1,935	5,851	8,934	12,173	16,028	18,232
香港（10億香港ドル）	HKG	588	1,116	1,315	1,234	1,292	1,382
韓国（10億ウオン）	KOR	178,797	398,838	578,665	724,675	779,381	806,622
シンガポール（100万シンガポールドル）	SGP	66,885	118,963	159,840	161,547	181,704	194,360
マレーシア（100万リンギット）	MYS	119,081	222,473	343,215	395,017	450,152	495,239
タイ（10億バーツ）	THA	2,184	4,186	4,923	5,929	6,504	7,103
インドネシア（10億ルピーア）	IDN	210,866	454,514	1,389,770	2,036,352	2,273,142	2,729,708
フィリピン（10億ペソ）	PHL	1,077	1,906	3,355	4,316	4,859	5,418
インド（10億ルピー）	IND	5,687	11,880	21,077	27,602	31,214	35,292
オーストラリア（10億オーストラリアドル）	AUS	407	500	670	808	865	927
ニュージーランド（100万NZドル）	NZL	73,152	93,386	115,941	139,002	148,912	155,672
（USドル換算/in U.S. dollars）						（10億USドル/billion U.S. dollars）	
日本	JPN	3,039.7	5,247.6	4,667.3	4,229.2	4,606.0	4,549.1
アメリカ	USA	5,803.2	7,400.5	9,824.6	10,971.3	11,734.3	12,487.2
カナダ	CAN	582.7	590.5	724.2	866.9	991.7	1,129.5
イギリス	GBR	996.2	1,136.1	1,445.2	1,814.7	2,155.2	2,229.5
ドイツ[1)]	DEU	1,504.7	2,522.7	1,900.2	2,441.8	2,751.1	2,672.3
フランス	FRA	1,239.2	1,570.1	1,328.0	1,800.0	2,059.8	2,033.3
イタリア	ITA	1,102.4	1.1	1,097.4	1,507.2	1,724.5	1,685.1
スウェーデン	SWE	240.2	250.6	242.0	304.1	350.1	357.7
ユーロ圏[3)]	EUR	—	—	5,920.0	8,407.7	9,594.2	9,916.2
ロシア	RUS	—	313.4	259.7	431.5	588.8	763.6
中国	CHN	404.5	700.6	1,079.2	1,470.7	1,936.5	2,225.0
香港	HKG	75.4	144.3	168.8	158.5	165.9	177.7
韓国	KOR	252.6	517.1	511.7	608.1	680.5	787.6
シンガポール	SGP	36.9	83.9	92.7	92.7	107.5	116.8
マレーシア	MYS	44.0	88.8	90.3	104.0	118.5	130.8
タイ	THA	85.3	168.0	122.7	142.9	161.7	176.6
インドネシア	IDN	114.4	202.1	165.0	237.4	254.3	281.3
フィリピン	PHL	44.3	74.1	75.9	84.3	86.7	98.4
インド	IND	324.9	366.4	469.0	592.5	688.8	800.3
オーストラリア	AUS	318.0	371.1	390.0	527.1	636.4	708.0
ニュージーランド	NZL	43.7	61.3	53.0	80.9	98.6	109.7

資料出所　日本：内閣府（2007）「平成19年版国民経済計算年報」，1990年値：内閣府ホームページ 時系列表（1995年固定基準年方式）2007年11月現在
その他：IMF（2006）*International Financial Statistics Yearbook 2006*, 1990年値はIMF International Financial Statistics Online（2007年11月現在）
為替レート：IMF（2006）*International Financial Statistics Yearbook 2006*

（注）各国の国民経済計算（SNA）の基準が異なるため，必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。
1）1990年は，旧西ドイツ地域。
2）2000年以降は，ユーロ。
3）単一通貨（ユーロ）参加国（オーストリア，ベルギー，フィンランド，フランス，ドイツ，ギリシャ，アイルランド，イタリア，ルクセンブルク，オランダ，ポルトガル，スペイン）の合計。ただし，ギリシャは2001年から参加。

第1-2表　名目・実質国内総生産（GDP）成長率
Table 1-2: Nominal and real GDP growth rates

（%）

国・地域 Country or region		1996～2000	2001～2005	2000	2001	2002	2003	2004	2005年/Year
（名目/nominal）									
日本	JPN	−0.1	0.1	1.1	−1.0	−1.3	−0.2	1.6	0.6
アメリカ	USA	4.7	4.3	5.9	3.2	3.4	4.8	7.0	6.4
カナダ	CAN	5.1	4.3	9.5	3.0	4.3	5.2	6.2	6.1
イギリス	GBR	4.5	4.2	5.1	4.6	5.2	5.9	6.0	4.1
ドイツ[1]	DEU	1.9	1.2	2.5	2.5	1.5	0.9	2.4	1.4
フランス[1]	FRA	3.3	2.7	5.5	3.9	3.4	3.0	4.0	3.1
イタリア[1]	ITA	3.2	2.6	5.7	4.8	3.7	3.1	4.0	2.0
スウェーデン	SWE	3.9	3.2	5.8	3.2	3.6	3.7	4.6	3.9
ロシア	RUS	—	19.3	51.5	22.4	21.1	22.3	28.1	27.3
ユーロ圏[2]	EUR	—	3.1	4.8	6.5	6.0	2.7	3.7	3.2
中国	CHN	5.5	13.1	8.1	10.4	9.4	12.8	31.7	13.8
香港	HKG	1.4	1.2	3.8	−1.2	−1.7	−3.4	4.7	7.0
韓国	KOR	5.2	5.3	9.3	7.5	10.0	5.9	7.5	3.5
シンガポール	SGP	4.2	4.8	14.3	−4.0	3.3	2.0	12.5	7.0
マレーシア	MYS	6.2	8.2	14.1	−2.6	8.3	9.1	14.0	10.0
タイ	THA	1.3	6.7	6.2	4.3	6.2	8.8	9.7	9.2
インドネシア	IDN	21.1	10.1	26.4	21.2	10.6	9.3	11.6	20.1
フィリピン	PHL	9.1	8.3	12.7	8.3	9.2	8.9	12.6	11.5
インド	IND	9.0	9.1	7.6	8.2	7.4	12.7	13.1	13.1
オーストラリア	AUS	4.7	5.4	7.6	6.3	6.8	6.3	7.0	7.1
ニュージーランド	NZL	3.4	4.5	5.7	7.7	4.4	6.6	7.1	4.5
（実質/real）[3]									
日本（2000 base year）	JPN	0.4	1.3	2.9	0.2	0.3	1.4	2.7	1.9
アメリカ（2000）	USA	3.3	2.4	3.7	0.8	1.6	2.7	4.2	3.5
カナダ（1997）	CAN	3.8	2.2	5.3	1.9	3.3	1.7	3.1	2.7
イギリス（2003）	GBR	2.6	2.0	3.8	2.4	2.1	2.7	3.3	1.9
ドイツ（1995）[1]	DEU	1.8	0.5	3.2	1.2	0.1	−0.2	1.6	0.9
フランス（1995）[1]	FRA	2.6	1.1	4.0	1.9	1.0	1.1	2.3	1.2
イタリア（1995）[1]	ITA	1.8	0.3	3.6	1.8	0.3	0.0	1.1	0.0
スウェーデン（2000）	SWE	3.0	2.0	4.3	1.1	2.0	1.7	3.7	2.7
ユーロ圏（1995）[2]	EUR	—	1.0	3.2	3.6	0.8	0.6	1.7	1.6
中国（1995）	CHN	6.3	—	8.4	7.2	8.9	10.2	9.9	−
香港（1995）	HKG	2.6	0.3	9.9	0.6	1.8	3.3	8.6	7.3
韓国（2000）	KOR	3.0	3.7	8.5	3.8	7.0	3.1	4.7	4.0
シンガポール（1995/2000）	SGP	2.9	4.4	9.6	−2.3	4.0	2.9	8.7	6.4
マレーシア（1987）	MYS	2.8	4.4	8.9	0.3	4.4	5.5	7.2	5.2
タイ（1988）	THA	−0.7	4.6	4.7	2.2	5.3	7.0	6.2	4.5
インドネシア（2000）	IDN	−0.8	3.9	4.9	3.8	4.4	4.7	5.1	5.6
フィリピン（1985）	PHL	2.4	4.0	4.0	3.4	5.5	4.9	5.0	4.8
インド（1993/94）	IND	4.3	—	3.9	5.2	4.6	8.3	—	—
オーストラリア（2000/01）	AUS	3.3	2.6	3.3	2.2	4.1	3.1	3.6	2.5
ニュージーランド（1995/96）	NZL	3.1	2.7	2.5	3.8	4.5	3.9	3.4	2.0

資料出所　日本：内閣府（2007）「平成19年版国民経済計算年報」
その他：IMF（2006）*International Financial Statistics Yearbook 2006*

（注）各国の国民経済計算（SNA）の基準が異なるため，必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお，日本については，平成13年版国民経済計算年報以降，93SNAに基づいている。

1）1996−2000年平均は，ユーロ建てのGDPを旧各国通貨に換算して計算した。なお，1ユーロに対する旧各国通貨の固定換算レートは，ドイツが1.95583マルク/ユーロ，フランスが6.55957フラン/ユーロ，イタリアが1936.27リラ/ユーロ。

2）単一通貨（ユーロ）参加国（オーストリア，ベルギー，フィンランド，フランス，ドイツ，ギリシャ，アイルランド，イタリア，ルクセンブルク，オランダ，ポルトガル，スペイン）の合計。ただし，ギリシャは2001年から参加。

3）各国の（　）内の年は，実質値の基準年を示す。

第1-3表　一人当たりの国民所得[1)]
Table 1-3: National income per capita

国 Country		1990 年/Year	1995	2000	2002	2003	2004	2005
日本（千円）	JPN	2,747	2,989	2,909	2,813	2,794	2,817	2,861
アメリカ（USドル）	USA	19,223	22,575	28,351	29,453	30,706	32,430	33,892
カナダ（カナダドル）	CAN	17,639	19,511	25,473	26,588	27,919	29,581	31,405
イギリス（ポンド）	GBR	7,111	9,318	12,259	13,858	14,718	15,542	16,260
ドイツ（ドイツマルク/ユーロ）[2)3)]	DEU	22,995	33,212	18,431	19,100	19,341	20,073	20,328
フランス（フラン/ユーロ）[3)]	FRA	89,030	100,113	18,314	19,288	19,721	20,289	20,850
イタリア（チリラ/ユーロ）[3)]	ITA	17,209	23,862	14,857	16,129	16,625	17,259	17,520
スウェーデン（クローナ）	SWE	115,926	150,494	179,672	190,286	200,305	207,099	213,572
ロシア	RUS	－	6,484	38,786	58,685	71,181	93,206	116,605
韓国（チョウォン）	KOR	3,206	6,781	9,028	10,703	11,281	12,242	12,526
マレーシア（リンギット）[4)]	MYS	6,061	10,046	13,985	14,666	15,946	17,808	19,297
タイ（バーツ）	THA	29,961	53,992	59,167	63,645	68,211	75,293	81,302
フィリピン（ペソ）[5)]	PHL	14,602	26,119	42,915	49,192	52,981	58,811	64,894
インド（ルピー）	IND	5,006	10,067	16,614	18,910	20,979	23,006	25,801
オーストラリア（AUドル）	AUS	16,397	19,080	25,861	26,853	28,277	29,915	31,642
ニュージーランド（NZドル）	NZL	14,607	16,672	20,296	22,787	24,232	25,240	25,665
（USドル換算 / in U.S. dollars）								
日本	JPN	18,974	31,781	26,992	22,431	24,103	26,041	25,958
アメリカ	USA	19,223	22,575	28,351	29,453	30,706	32,430	33,892
カナダ	CAN	15,117	14,216	17,153	16,942	19,926	22,737	25,916
イギリス	GBR	12,690	14,708	18,585	20,805	24,055	28,470	29,599
ドイツ[2)]	DEU	14,232	23,175	16,981	17,975	21,830	24,923	25,281
フランス	FRA	16,350	20,057	16,873	18,152	22,259	25,192	25,929
イタリア	ITA	14,364	14,649	13,688	15,179	18,764	21,429	21,789
スウェーデン	SWE	19,586	21,097	19,610	19,542	24,771	28,181	28,579
ロシア	RUS	－	1,422	1,379	1,872	2,319	3,235	4,123
韓国	KOR	4,530	8,792	7,982	8,555	9,467	10,689	12,231
マレーシア[4)]	MYS	2,241	4,011	3,680	3,860	4,196	4,686	5,095
タイ	THA	1,171	2,167	1,475	1,481	1,644	1,872	2,021
フィリピン[5)]	PHL	601	1,016	971	953	977	1,049	1,178
インド	IND	286	310	370	389	450	508	585
オーストラリア	AUS	12,811	14,148	15,059	14,605	18,434	22,035	24,168
ニュージーランド	NZL	8,721	10,944	9,283	10,578	14,111	16,759	18,078

資料出所　日本：内閣府（2007）「平成19年版国民経済計算年報」
日本を除くOECD諸国：OECD（2007）*National Accounts 2007, vol.1*
タイ・フィリピン・インド・マレーシア：UN（2007）*National Accounts 2006*
人口・為替レート：IMF（2006）*International Financial Statistics Yearbook 2006*

（注）各国の国民経済計算（SNA）の基準が異なるため，必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお，日本については，平成13年版国民経済計算年報以降，93SNAに基づいている。

1）国民所得は要素費用表示（＝GNP－固定資本減耗－(間接税－補助金)）。
2）1990年は，旧西ドイツ地域。
3）2000年以降は，ユーロ。
4）補助金を含まない。
5）2000年以降は，間接税－補助金を含む。

第1-4表　雇用者報酬
Table 1-4: Compensation of employees

国 Country		1990 年/Year	1995	2000	2002	2003	2004	2005
日本（10億円）	JPN	227,351	268,977	271,075	262,536	258,677	256,466	258,793
アメリカ（10億USドル）	USA	3,341	4,197	5,787	6,097	6,331	6,656	7,037
カナダ（100万カナダドル）	CAN	368,891	418,825	545,204	593,307	621,003	651,888	688,150
イギリス（100万ポンド）	GBR	316,102	386,035	532,179	587,396	616,893	648,717	685,259
ドイツ（100万ユーロ）1)	DEU	774,950	997,800	1,101,660	1,129,610	1,132,770	1,137,450	1,130,240
フランス（100万ユーロ）	FRA	531,500	619,209	747,683	813,776	837,491	865,405	891,133
イタリア（100万ユーロ）	ITA	313,776	390,430	467,393	516,010	536,230	554,602	578,236
スウェーデン（100万クローナ）	SWE	839,046	935,186	1,223,529	1,349,763	1,389,924	1,432,285	1,483,669
ロシア（10億ルーブル）	RUS	314	648	2,937	5,065	6,231	7,845	9,468
香港（10億香港ドル）	HKG	29,084	52,955	67,732	67,270	65,486	—	—
韓国（10億ウオン）	KOR	83,884	186,998	248,167	294,481	319,892	344,641	361,669
シンガポール（10億SGPドル）2)	SGP	—	5,538	6,915	7,260	7,335	7,589	8,007
タイ（100万バーツ）	THA	522,819	1,189,853	1,495,075	1,643,296	1,756,720	1,907,663	2,077,323
フィリピン（100万ペソ）3)	PHL	336,914	482,570	859,420	984,856	1,055,380	1,165,903	1,272,321
オーストラリア（100万AUドル）	AUS	204,360	256,060	339,301	375,509	399,334	428,549	460,318
ニュージーランド（100万NZドル）	NZL	32,944	39,450	48,163	55,200	59,119	63,494	67,968
USドル換算/in U.S.dollars								（10億ドル/billion U.S. dollars）
日本	JPN	1,570.2	2,859.6	2,515.3	2,093.8	2,231.3	2,370.5	2,348.0
アメリカ	USA	3,340.5	4,197.4	5,787.3	6,096.6	6,331.1	6,656.3	7,036.6
カナダ	CAN	316.2	305.2	367.1	378.1	443.2	501.1	567.9
イギリス	GBR	564.1	609.4	806.8	881.9	1,008.2	1,188.3	1,247.4
ドイツ1)	DEU	1,057.6	1,361.8	1,015.0	1,063.1	1,278.5	1,412.3	1,405.6
フランス	FRA	698.5	813.7	688.9	765.8	945.2	1,074.5	1,108.2
イタリア	ITA	373.0	464.1	430.6	485.6	605.2	688.6	719.1
スウェーデン	SWE	141.4	131.1	133.5	138.6	171.9	194.9	198.5
ロシア	RUS	—	142.1	104.4	161.6	203.0	272.3	334.7
香港	HKG	3,733	6,845	8,694	8,625	8,410	—	—
韓国	KOR	118.5	242.5	219.4	235.4	268.5	300.9	353.2
シンガポール2)	SGP	—	3,907.1	4,010.9	4,054.7	4,210.3	4,490.2	4,810.7
タイ	THA	10.7	21.0	35.2	36.6	39.6	43.7	47.4
フィリピン3)	PHL	13.2	18.8	19.4	19.1	19.5	20.8	23.1
オーストラリア	AUS	159.7	189.9	197.6	204.2	260.3	315.7	351.6
ニュージーランド	NZL	19.7	25.9	22.0	25.6	34.4	42.2	47.9

資料出所　日本：内閣府（2007）「平成19年版国民経済計算年報」，1995年以前は内閣府ホームページ（雇用者報酬時系列データ）
日本を除くOECD諸国：OECD（2007）*National Accounts vol.1*，1990年数値はOECD.Stat（http://stats.oecd.org/wbos/）
その他：UN（2007）*National Accounts 2006*，1990年数値はUN（2003）*National Accounts 2001*
為替レート：IMF（2006）*International Financial Statistics Yearbook 2006*，1990年数値はIMF International Financial Statistics Online（2007年11月現在）

（注）各国の国民経済計算（SNA）の基準が異なるため，必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお，日本については，平成13年版国民経済計算年報以降，93SNAに基づいている。
1）1990年の欄は，旧西ドイツ地域。
2）1995年の欄は，1996年値。
3）1990年の欄は，1992年値。

第1-5表　経済活動別国内総生産
Table 1-5: GDP by economic activity

国 Country		国内総生産 1) a)	農林水産業 b)	鉱業・採石業 c)	製造業 d)	電気・ガス・水道業 e)
（実額/at current prices）						
日本(10億円)	JPN	541,877	8,190	589	122,060	15,252
アメリカ(10億ドル)	USA	12,398	123	233	1,663	248
カナダ(100万カナダドル)	CAN	1,130,609	23,683	68,275	188,791	32,607
イギリス(100万ポンド)	GBR	1,138,578	10,241	25,458	148,097	24,953
ドイツ(100万ユーロ)	DEU	2,022,470	19,910	4,740	469,950	40,020
フランス(100万ユーロ) 4)	FRA	1,600,030	32,747	1,999	197,916	30,933
イタリア(100万ユーロ) 4)	ITA	1,316,584	27,192	4,931	238,699	26,371
ロシア（10億ルーブル）	RUS	18,971	1,027	2,070	3,571	629
韓国（10億ウォン） 4)	KOR	753,802	24,473	2,668	209,835	17,559
タイ（100万バーツ）	THA	7,087,660	721,682	221,851	2,266,180	220,401
インドネシア（10億ルピー）	INA	2,729,708	365,560	285,087	765,967	24,993
フィリピン（100万ペソ）	PHL	5,418,841	777,065	63,639	1,262,073	196,668
インド（10億ルピー）	IND	32,509	5,951	905	5,197	660
（構成比/as a percentage of total value added）						（%）
日本	JPN	100.0	1.5	0.1	22.5	2.8
アメリカ	USA	100.0	1.0	1.9	13.4	2.0
カナダ	CAN	100.0	2.1	6.0	16.7	2.9
イギリス	GBR	100.0	0.9	2.2	13.0	2.2
ドイツ	DEU	100.0	1.0	0.2	23.2	2.0
フランス	FRA	100.0	2.0	0.1	12.4	1.9
イタリア	ITA	100.0	2.1	0.4	18.1	2.0
ロシア	RUS	100.0	5.4	10.9	18.8	3.3
韓国	KOR	100.0	3.2	0.4	27.8	2.3
タイ	THA	100.0	10.2	3.1	32.0	3.1
インドネシア	INA	100.0	13.4	10.4	28.1	0.9
フィリピン	PHL	100.0	14.3	1.2	23.3	3.6
インド	IND	100.0	18.3	2.8	16.0	2.0

a) Total gross value added; b) Agriculture, hunting and forestry, fishing; c) Mining and quarrying; d) Manufacturing; e) Electricity, gas and water supply; f) Construction; g) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants; h) Transport, storage and communication; i) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; j) Public administration and defence, compulsory social security; k) Education, health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

第1-5表　経済活動別国内総生産（続き）
Table 1-5: GDP by economic activity (*cont.*)

国 Country		建設業[f)]	卸売・小売業、自動車及び家庭用品修理、ホテル・レストラン[2) g)]	運輸・倉庫・通信業 h)	金融・保険、不動産業[3)] i)	公務、防衛、義務的社会保障[j)]	教育、健康、対地域社会・個人サービス[k)]
（実額/at current prices）							
日本	JPN	32,741	70,910	37,944	95,814	30,114	149,648
アメリカ	USA	611	1,897	711	4,023	930	1,958
カナダ	CAN	64,161	162,985	81,802	294,654	63,605	148,325
イギリス	GBR	65,923	164,843	81,059	360,427	54,935	202,642
ドイツ	DEU	78,670	246,730	118,890	591,330	121,010	331,220
フランス	FRA	101,185	197,159	100,142	525,045	121,475	291,459
イタリア	ITA	79,776	202,166	100,925	356,601	88,132	191,792
ロシア	RUS	1,034	3,787	1,902	2,574	959	1,418
韓国	KOR	68,434	73,827	54,194	160,125	49,018	93,667
タイ	THA	216,786	1,384,533	522,155	460,970	326,106	547,036
インドネシア	INA	173,441	429,944	180,969	228,108	275,641	135,133
フィリピン	PHL	225,116	872,800	413,318	749,307	398,277	460,578
インド	IND	2,221	5,404	2,845	4,645	2,083	2,598
（構成比/as a percentage of total value added）							（%）
日本	JPN	6.0	13.1	7.0	17.7	5.6	27.6
アメリカ	USA	4.9	15.3	5.7	32.4	7.5	15.8
カナダ	CAN	5.7	14.4	7.2	26.1	5.6	13.1
イギリス	GBR	5.8	14.5	7.1	31.7	4.8	17.8
ドイツ	DEU	3.9	12.2	5.9	29.2	6.0	16.4
フランス	FRA	6.3	12.3	6.3	32.8	7.6	18.2
イタリア	ITA	6.1	15.4	7.7	27.1	6.7	14.6
ロシア	RUS	5.4	20.0	10.0	13.6	5.1	7.5
韓国	KOR	9.1	9.8	7.2	21.2	6.5	12.4
タイ	THA	3.1	19.5	7.4	6.5	4.6	7.7
インドネシア	INA	6.4	15.8	6.6	8.4	10.1	5.0
フィリピン	PHL	4.2	16.1	7.6	13.8	7.3	8.5
インド	IND	6.8	16.6	8.8	14.3	6.4	8.0

資料出所　日本：内閣府(2007)「平成19年版国民経済計算年報」
日本を除くOECD諸国：OECD（2007）*National Accounts, vol.2*
その他：UN（2007）*National Accounts 2006*

(注) 1) 日本は，帰属利子（控除），輸入税・関税，総資本形成に係る消費税（控除）を含む。その他は，総付加価値の総計。なお，統計上の不突合が掲載されている場合には，これを含む。
2) 日本は，卸売・小売業。韓国とタイは，卸売・小売業，自動車及び家庭用品修理。
3) 韓国は，金融・保険業。
4) フランス，イタリア，韓国は2006年値。
5) 4)以外の掲載国は2005年値。

第1-6表　国内総生産の構成（支出側、名目、2005年）
Table 1-6: GDP by expenditure approach, 2005 (at current prices)

国 Country		国内総生産 Gross Domestic Product	政府最終消費支出 Government final consumption expenditure	民間最終消費支出 Household and NPISH's final consumption expenditure	在庫品の増減および評価減[1)] Changes in inventories and acquisitions *less* disposals of valuables	総固定資本形成 Gross fixed capital formation	財貨・サービスの輸出 Exports of goods and services	(控除)財貨・サービスの輸入 *Less* : Imports of goods and services
（実額/at current prices）								
日本(10億円)	JPN	501,403	90,684	386,589	1,200	115,974	71,913	64,957
アメリカ(10億USドル)	USA	12,398	1,978	8,742	21	2,373	1,303	2,020
カナダ(100万カナダドル)	CAN	1,371,425	264,242	760,380	11,185	284,048	519,680	467,673
イギリス(100万ポンド)	GBR	1,224,461	268,279	791,498	3,694	205,425	323,361	368,660
ドイツ(100万ユーロ)	DEU	2,241,000	419,649	1,321,060	−2,610	386,900	912,270	796,260
フランス(100万ユーロ)	FRA	1,710,024	205,596	976,048	8,117	336,596	446,255	462,589
イタリア(100万ユーロ)	ITA	1,417,241	287,558	834,075	4,562	291,762	373,027	373,743
スウェーデン（100万クローナ）	SWE	2,670,547	724,161	1,284,965	−2,584	460,250	1,300,587	1,096,832
ロシア(10億ルーブル)	RUS	21,620	3,598	10,765	564	3,786	7,592	4,660
韓国(10億ウォン)	KOR	806,622	113,773	424,630	6,212	236,444	342,800	322,568
マレーシア（100万リンギット）	MYS	519,451	64,278	233,305	−1,867	107,185	611,081	494,531
タイ(100万バーツ)	THA	7,087,660	842,268	4,048,654	178,592	2,053,157	5,230,406	5,324,086
インドネシア（10億ルピア）	IDN	2,729,208	224,981	1,785,596	7,172	599,795	915,610	79,726
フィリピン(100万ペソ)	PHL	5,418,839	525,690	3,773,142	12,525	807,989	2,564,352	2,816,077
インド(10億ルピー)	IND	35,672	4,045	20,646	1,465	10,008	7,251	8,307
オーストラリア（100万AUドル）	AUS	965,969	176,240	547,138	1,513	256,196	196,117	210,486
ニュージーランド（100万NZドル）	NZL	155,885	28,545	93,182	1,299	37,312	43,290	47,469
（構成比/as a percentage of total value added）								（%）
日本	JPN	100.0	18.1	77.1	0.2	23.1	14.3	13.0
アメリカ	USA	100.0	16.0	70.5	0.2	19.1	10.5	16.3
カナダ	CAN	100.0	19.3	55.4	0.8	20.7	37.9	34.1
イギリス	GBR	100.0	21.9	64.6	0.3	16.8	26.4	30.1
ドイツ	DEU	100.0	18.7	58.9	−0.1	17.3	40.7	35.5
フランス	FRA	100.0	12.0	57.1	0.5	19.7	26.1	27.1
イタリア	ITA	100.0	20.3	58.9	0.3	20.6	26.3	26.4
スウェーデン	SWE	100.0	27.1	48.1	−0.1	17.2	48.7	41.1
ロシア	RUS	100.0	16.6	49.8	2.6	17.5	35.1	21.6
韓国	KOR	100.0	14.1	52.6	0.8	29.3	42.5	40.0
マレーシア	MYS	100.0	12.4	44.9	−0.4	20.6	117.6	95.2
タイ	THA	100.0	11.9	57.1	2.5	29.0	73.8	75.1
インドネシア	IDN	100.0	8.2	65.4	0.3	22.0	33.5	2.9
フィリピン	PHL	100.0	9.7	69.6	0.2	14.9	47.3	52.0
インド	IND	100.0	11.3	57.9	4.1	28.1	20.3	23.3
オーストラリア	AUS	100.0	18.2	56.6	0.2	26.5	20.3	21.8
ニュージーランド	NZL	100.0	18.3	59.8	0.8	23.9	27.8	30.5

資料出所　日本：内閣府(2007)「平成19年版国民経済計算年報」
日本以外のOECD諸国：OECD（2007）*National Accounts 2007, vol.1*
その他：UN（2007）*National Accounts 2006*

(注) 各国の国民経済計算（SNA）の基準が異なるため，必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお，日本については，93SNAに基づいている。
1) 日本・ドイツ・マレーシア・インドネシアは，在庫品増加。

第1-7表　国内総生産の構成（生産側、名目、2005年）
Table 1-7: GDP by production approach, 2005 (at current prices)

国 Country		国内総生産 GDP	雇用者報酬 Compensation of employees	純営業余剰・純混合所得 Net operating surplus and net mixed income	固定資本減耗 Consumption of fixed capital	間接税－補助金[1] Taxes *less* subsidies on products
（実額/Real amount）						
日本(10億円)	JPN	501,403	258,669	95,927	104,817	38,710
アメリカ(10億USドル)	USA	12,398	7,037	2,878	1,547	865
カナダ(100万カナダドル)	CAN	1,371,425	688,150	350,219	177,322	155,297
イギリス(100万ポンド)	GBR	1,224,461	685,259	256,937	131,093	152,370
ドイツ(100万ユーロ)	DEU	2,241,000	1,130,240	537,140	334,300	239,320
フランス(100万ユーロ)	FRA	1,710,024	891,133	361,508	220,504	236,880
イタリア(100万ユーロ)	ITA	1,417,241	578,236	444,197	207,849	186,959
スウェーデン(100万クローナ)	SWE	2,670,547	1,483,669	451,746	326,696	408,436
ロシア(10億ルーブル)	RUS	21,620	9,468	6,619	1,290	4,245
韓国(10億ウォン)	KOR	806,622	361,699	238,018	110,729	96,175
マレーシア(100万リンギ)[1]	MYS	519,451	－	－	－	6,372
タイ(100万バーツ)	THA	7,087,660	2,077,323	4,242,010	927,385	768,327
インドネシア(10億ルピア)[2]		2,013,675	－	－	89,330	－
フィリピン(100万ペソ)	PHL	5,418,839	1,272,321	3,239,664	486,874	419,980
インド(10億ルピー)	IND	35,672	－	－	3,792	－
オーストラリア(100万AUドル)	AUS	965,969	460,318	252,780	145,476	106,034
ニュージーランド(100万NZドル)	NZL	155,885	67,968	46,857	21,069	19,991
（構成比/as a percentage of total value added）						
日本	JPN	100.0	51.6	19.1	20.9	7.7
アメリカ	USA	100.0	56.8	23.2	12.5	7.0
カナダ	CAN	100.0	50.2	25.5	12.9	11.3
イギリス	GBR	100.0	56.0	21.0	10.7	12.4
ドイツ	DEU	100.0	50.4	24.0	14.9	10.7
フランス	FRA	100.0	52.1	21.1	12.9	13.9
イタリア	ITA	100.0	40.8	31.3	14.7	13.2
スウェーデン	SWE	100.0	55.6	16.9	12.2	15.3
ロシア	RUS	100.0	43.8	30.6	6.0	19.6
韓国	KOR	100.0	44.8	29.5	13.7	11.9
マレーシア[1]	MYS	100.0	－	－	－	1.2
タイ	THA	100.0	29.3	59.9	13.1	10.8
インドネシア[2]	IDN	100.0	－	－	4.4	－
フィリピン	PHL	100.0	23.5	59.8	9.0	7.8
インド	IND	100.0	－	－	10.6	－
オーストラリア	AUS	100.0	47.7	26.2	15.1	11.0
ニュージーランド	NZL	100.0	43.6	30.1	13.5	12.8

資料出所　日本：内閣府(2007)「平成19年版国民経済計算年報」
日本以外のOECD諸国：OECD(2007) *National Accounts 2007, vol.1*
その他：UN(2007) *National Accounts 2006*

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため，必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお，日本については，93SNAに基づいている。
1) マレーシアは，間接税。
2) インドネシアは2003年値。

第1-8表　国民貯蓄率[1)]

Table 1-8: National savings rates

（%）

国・地域 Country or region		1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005
日本	JPN	22.0	17.5	9.6	7.0	6.1	5.7	5.9	6.8
アメリカ	USA	4.8	4.9	6.8	4.4	2.2	1.3	1.1	0.0
カナダ	CAN	6.2	6.4	12.7	10.6	9.1	9.4	11.4	12.5
イギリス	GBR	4.2	4.4	4.2	4.5	4.7	4.8	4.8	4.6
ドイツ[2)]	DEU	12.8	7.6	6.3	5.4	5.3	5.4	7.4	7.7
フランス	FRA	9.7	8.0	10.5	9.9	8.1	7.3	7.0	6.0
イタリア	ITA	8.3	10.2	8.1	8.3	8.0	6.6	7.0	6.1
スウェーデン	SWE	10.8	10.9	11.7	10.9	10.7	12.3	12.5	12.5
EU[3)]	EU	12.0	11.0	10.6	10.2	9.7	9.5	10.0	9.6
ロシア	RUS	－	5.0	31.3	27.1	23.8	24.0	26.7	27.3
韓国	KOR	29.7	27.5	22.5	20.4	20.7	22.1	24.6	22.3
シンガポール	SGP	35.1	44.2	37.1	30.5	27.3	30.1	32.1	36.3
マレーシア[4)]	MYS	31.6	36.0	40.0	35.7	36.1	37.7	38.3	37.8
タイ	THA	26.9	27.9	19.8	18.3	19.4	19.9	20.6	20.0
フィリピン	PHL	12.6	10.4	15.2	16.0	18.1	19.3	20.7	20.9
インド	IND	16.2	16.8	15.1	14.4	17.4	20.9	22.4	23.8
オーストラリア	AUS	2.9	3.7	5.0	5.8	5.6	6.7	6.2	7.4
ニュージーランド	NZL	2.9	4.9	3.6	6.5	5.9	6.4	4.6	1.9

資料出所　日本：内閣府（2007）「平成19年版国民経済計算年報」，1990・1995年値は経済企画庁（1997）「平成9年版国民経済計算年報」
その他のOECD諸国：OECD（2007）*National Accounts 2007, vol.1,* 1990年値はOECD.Stat（http://stats.oecd.org/wbos/）
その他：UN(2007) *National Accounts 2006*
EU諸国の為替レート：IMF（2006）*International Financial Statistics Yearbook 2006*
1990年値・ユーロ導入国の旧通貨レート：IMF International Financial Statistics Online

（注）各国の国民経済計算（SNA）の基準が異なるため，必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお，日本については，平成13年版国民経済計算年報より，93SNAに基づいている。

1）国民貯蓄率＝（純貯蓄／純国民可処分所得）×100。
2）1990年は，旧西ドイツ地域。
3）イギリス，ドイツ，フランス，イタリア，スウェーデン，オーストリア，ベルギー，デンマーク，フィンランド，ギリシャ，アイルランド，オランダ，ポルトガル，スペインの純貯蓄及び純国民可処分所得をUSドル換算しそれぞれの総計の比をとった値。
4）国民貯蓄率＝（粗貯蓄／粗国民可処分所得）×100。

第1-9表　鉱工業生産指数

Table 1-9: Industrial production indices

（2000年/Year = 100）

国 Country		1995 年/Year	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
日本	JPN	95.5	100.0	93.7	92.6	95.4	100.5	101.7	106.3
アメリカ	USA	77.0	100.0	96.5	96.5	97.6	100.0	103.2	107.3
カナダ	CAN	78.6	100.0	96.0	97.5	98.1	100.1	101.4	100.7
イギリス	GBR	93.2	100.0	98.5	96.6	96.3	97.0	95.3	95.4
ドイツ	DEU	87.4	100.0	100.2	99.1	99.6	102.6	106.1	112.2
フランス	FRA	86.9	100.0	101.3	100.0	99.6	102.1	102.3	102.8
イタリア	ITA	92.9	100.0	98.8	97.5	97.0	96.7	95.9	98.4
スウェーデン	SWE	82.3	100.0	99.5	100.7	103.3	106.6	109.0	114.6
韓国	KOR	64.9	100.0	100.7	108.8	114.6	126.3	134.1	147.6
シンガポール[1)]	SGP	70.7	100.0	88.4	95.9	98.6	112.3	122.9	140.4
マレーシア	MYS	67.5	100.0	96.7	101.2	110.5	122.5	127.5	134.1
インドネシア[1)]	IDN	119.8	100.0	98.9	91.9	113.6	117.4	118.9	－
フィリピン[1)]	PHL	69.1	100.0	108.3	106.5	115.1	125.1	141.3	144.9
インド	IND	73.1	100.0	102.1	107.3	114.2	123.7	133.5	147.3
オーストラリア	AUS	87.1	100.0	101.4	104.6	104.9	105.1	106.1	105.9
ニュージーランド[1)]	NZL	94.9	100.0	99.6	105.9	108.0	111.6	108.7	107.3

資料出所　IMF(2007) *International Financial Statistics Yearbook 2007*
(注) 1) 製造業のみ。

第1-10表　海外生産比率（製造業）

Table 1-10: Overseas production ratio, manufacturing

（%）

国 Country		1985 年度/FY	1990	1995	2000	2002	2003	2004
日本	JPN	2.9	6.0	8.3	11.8	14.6	15.6	16.1
アメリカ	USA	16.6	26.4	28.7				
ドイツ	DEU	－	20.2	25.9				

資料出所　経済産業省(2006)「平成16年度海外事業活動基本(動向)調査」
(注)　海外生産比率＝(現地法人売上高／国内法人売上高)×100
(参考) 経済産業省「我が国企業の海外事業活動」における日本の現地法人の定義
「現地法人」とは，海外子会社と海外孫会社の総称である。海外子会社とは，日本側出資比率が10%以上の外国法人を指し，海外孫会社とは，日本側出資比率が50%超の海外子会社が50%超の出資を行っている外国法人を指している。

第1-11表　経常収支・貿易収支

Table 1-11: Current account and trade balance

（100万USドル/million U.S. dollars）

国 Country		1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005
経常収支/Current account							
日本	JPN	111,040	119,660	112,450	136,220	172,060	165,780
アメリカ	USA	−113,560	−415,150	−472,440	−527,510	−665,290	−791,510
カナダ	CAN	−4,328	19,622	12,604	10,315	21,157	26,555
イギリス	GBR	−14,290	−36,680	−24,570	−26,190	−42,970	−57,620
ドイツ	DEU	−29,750	−31,960	41,050	45,800	101,790	115,520
フランス	FRA	10,840	18,580	11,000	11,800	−6,810	−33,290
イタリア	ITA	25,076	−5,781	−9,369	−19,406	−15,137	−26,814
スウェーデン	SWE	4,940	6,617	12,784	22,844	27,485	23,643
ロシア	RUS	6,965	46,839	29,116	35,410	58,592	84,249
中国	CHN	1,618	20,518	35,422	45,875	68,659	160,818
韓国	KOR	−8,665	12,251	5,394	11,950	28,174	16,559
シンガポール	SGP	14,708	11,936	15,727	26,951	27,897	
マレーシア	MYS	−8,644	8,488	7,190	13,381	14,871	
タイ	THA	−13,582	9,313	7,014	7,953	6,857	−3,719
インドネシア	IDN	−6,431	7,992	7,824	8,387	1,562	929
フィリピン	PHL	−1,980	−2,225	−279	288	1,629	2,338
インド	IND	−5,563	−4,601	7,059	6,853		
オーストラリア	AUS	−19,278	−15,306	−16,468	−29,696	−40,101	−42,084
ニュージーランド	NZL	−3,003	−2,661	−2,467	−3,569	−6,456	
ブラジル	BRA	−18,136	−24,225	−7,637	4,177	11,711	14,199
		1995	2000	2002	2003	2004	2005
貿易収支/Trade balance							
日本	JPN	131,790	116,720	93,830	106,400	132,130	93,960
アメリカ	USA	−172,330	−449,780	−478,810	−544,050	−661,950	−778,940
カナダ	CAN	25,855	45,047	36,498	40,177	50,226	53,791
イギリス	GBR	−19,010	−49,850	−70,840	−78,240	−11,070	−119,370
ドイツ	DEU	63,910	55,460	125,760	144,740	187,560	189,240
フランス	FRA	11,000	−3,620	7,640	3,430	−8,670	−32,140
イタリア	ITA	38,729	9,549	13,412	11,477	10,911	405
スウェーデン	SWE	15,978	15,215	16,631	18,933	23,415	19,701
ロシア	RUS	19,816	60,172	46,335	59,860	85,825	118,266
中国	CHN	18,050	34,474	44,167	44,652	58,982	134,189
韓国	KOR	−4,365	16,954	14,777	21,952	37,569	33,473
シンガポール	SGP	6,452	12,723	17,581	28,130	31,239	
マレーシア	MYS	−103	20,827	18,135	25,711	27,493	
タイ	THA	−7,968	11,701	9,081	11,175	10,785	3,162
インドネシア	IDN	6,533	25,042	23,513	24,844	20,151	22,368
フィリピン	PHL	−8,944	−5,971	−5,530	−5,851	−5,684	−7,546
インド	IND	−6,719	−10,640	−3,559	−8,870		
オーストラリア	AUS	−4,223	−4,841	−5,517	−15,335	−18,142	−13,672
ニュージーランド	NZL	971	680	166	−457	−1,427	
ブラジル	BRA	−3,157	−698	13,121	24,794	33,641	44,757

資料出所　IMF（2006）*International Financial Statistics Yearbook 2006*

第1-12表　外国からの対内直接投資額

Table 1-12: Inward FDI flows, by host region and economy

（100万ドル/million dollars）

国・地域 Country or region		1990年/Year	1995	2000	2002	2003	2004	2005
日本	JPN	1,753	42	8,323	9,239	6,324	7,816	2,775
アメリカ	USA	48,422	58,772	314,007	74,457	53,146	122,377	99,443
カナダ	CAN	7,582	9,255	66,791	22,156	7,615	1,533	33,822
イギリス	GBR	30,461	19,969	118,764	24,029	16,778	56,214	164,530
ドイツ	DEU	2,962	12,025	198,276	53,520	29,202	−15,113	32,663
フランス	FRA	9,041	23,673	43,250	49,035	42,498	31,371	63,576
イタリア	ITA	6,345	4,817	13,375	14,545	16,415	16,815	19,971
オランダ	NLD	10,515	12,304	63,854	25,038	21,742	442	43,630
ベルギー	BEL	—	—	—	16,251	33,375	42,044	23,691
ルクセンブルク	LUX	—	—	—	3,992	3,943	3,958	3,685
スウェーデン	SWE	1,971	14,448	23,427	12,160	4,986	12,609	13,389
ロシア	RUS	—	2,066	2,714	3,461	7,958	15,444	14,600
スペイン	SPN	13,294	8,070	39,575	39,214	25,926	24,761	22,987
中国	CHN	3,487	37,521	40,715	52,743	53,505	60,630	72,406
香港	HKG	3,275	6,213	61,924	9,682	13,624	34,032	35,897
台湾	TWN	1,330	1,559	4,928	1,445	453	1,898	1,625
韓国	KOR	759	1,247	8,651	3,043	3,892	7,727	7,198
シンガポール	SGP	5,575	11,535	16,484	7,338	10,376	14,820	20,083
マレーシア	MYS	2,611	5,815	3,788	3,203	2,473	4,624	3,967
タイ	THA	2,575	2,070	3,350	947	1,952	1,414	3,687
インド	IND	237	2,151	3,585	5,627	4,585	5,474	6,598
フィリピン	PHL	550	1,459	2,240	1,542	491	688	1,132
オーストラリア	AUS	8,121	11,970	14,019	17,698	9,722	42,390	−34,547
ニュージーランド	NZL	1,735	3,659	3,863	1,755	3,695	2,580	1,603
ブラジル	BRA	989	4,405	32,779	16,590	10,144	18,146	15,066
メキシコ	MEX	2,633	9,526	17,588	18,275	14,184	18,674	18,055

資料出所　UNCTAD FDI database（http://www.unctad.org/）2007年11月現在

第1-13表　対外直接投資額

Table 1-13: Outward FDI flows, by host region and economy

（100万ドル/million dollars）

国・地域 Country or region		1990年/Year	1995	2000	2002	2003	2004	2005
日本	JPN	48,024	22,630	31,558	32,281	28,800	30,951	45,781
アメリカ	USA	30,982	92,074	142,626	134,946	129,352	222,437	−12,714
カナダ	CAN	5,237	11,462	44,675	26,773	21,516	43,254	34,083
イギリス	GBR	17,948	43,562	233,371	50,300	62,187	94,862	101,099
ドイツ	DEU	24,235	39,049	56,557	18,946	6,174	1,883	45,634
フランス	FRA	26,924	15,755	177,449	50,441	53,147	57,006	115,668
イタリア	ITA	7,614	5,732	12,316	17,123	9,071	19,262	39,671
オランダ	NLD	13,660	20,171	75,635	32,019	44,181	17,282	119,454
ベルギー	BEL	6,314	11,603	86,362	12,277	38,899	33,526	22,925
ルクセンブルク	LUX				9,295	−53	4,245	2,935
スウェーデン	SWE	14,746	11,215	40,971	10,599	21,080	20,985	25,938
ロシア	RUS	—	606	3,177	3,533	9,727	13,782	13,126
スペイン	SPN	3,349	4,670	58,213	32,715	27,529	60,532	38,772
中国	CHN	830	2,000	916	2,518	−152	1,805	11,306
香港	HKG	2,448	25,000	59,352	17,463	5,492	45,716	32,560
台湾	TWN	5,243	2,983	6,701	4,886	5,682	7,145	6,028
韓国	KOR	1,052	3,552	4,999	2,617	3,426	4,658	4,312
シンガポール	SGP	2,034	6,787	5,915	2,287	3,143	8,512	5,519
マレーシア	MYS	129	2,488	2,026	1,905	1,370	2,061	2,971
タイ	THA	154	887	−22	106	486	125	246
インド	IND	6	119	509	1,679	1,325	2,024	1,364
フィリピン	PHL	22	98	125	65	303	579	162
オーストラリア	AUS	993	3,284	3,174	8,045	15,602	17,995	−40,960
ニュージーランド	NZL	1,594	−337	752	394	516	−906	−1,300
ブラジル	BRA	625	1,096	2,282	2,482	249	9,807	2,517
メキシコ	MEX	223	−263	363	891	1,253	4,432	6,167

資料出所　UNCTAD FDI database（http://www.unctad.org/）2007年11月現在

第1-14表　為替レート
Table 1-14: Exchange rates

（対USドル当たり/per U.S. dollar）

国・地域 Country or region		1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
日本										（円 Yen）
	JPN	144.79	94.06	107.77	121.53	125.39	115.93	108.19	110.22	116.30
カナダ										（カナダドル Canadian dollars）
	CAN	1.1668	1.3724	1.4851	1.5488	1.5693	1.4011	1.3010	1.2118	1.1344
イギリス										（ポンド Pound）
	GBR	0.5603	0.6335	0.6596	0.6944	0.6661	0.6118	0.5459	0.5493	0.5427
ドイツ										（ドイツマルク Mark / ユーロ Euros）1)
	DEU	1.6157	1.4331	1.0854	1.1175	1.0626	0.8860	0.8054	0.8041	0.7971
フランス										（フラン Francs / ユーロ Euros）1)
	FRA	5.4453	4.9915	1.0854	1.1175	1.0626	0.8860	0.8054	0.8041	0.7971
イタリア										（リラ Lire / ユーロ Euros）1)
	ITA	1,198.1	1,628.9	1.0854	1.1175	1.0626	0.8860	0.8054	0.8041	0.7971
スウェーデン										（クローナ Kronor）
	SWE	5.9188	7.1333	9.1622	10.3291	9.7371	8.0863	7.3489	7.4731	7.3782
ロシア										（ルーブル Rubles）2)
	RUS	－	4.5592	28.1292	29.1685	31.3485	30.6920	28.8137	28.2844	27.1910
中国										（元 Yuan）
	CHN	4.7832	8.3514	8.2785	8.2771	8.2770	8.2770	8.2768	8.1943	7.9734
香港										（香港ドル Hong Kong dollars）
	HKG	7.790	7.736	7.791	7.799	7.799	7.787	7.788	7.777	7.768
韓国										（ウォン Won）
	KOR	707.76	771.27	1,130.96	1,290.99	1,251.09	1,191.61	1,145.32	1,024.12	954.79
シンガポール										（シンガポールドル Singapore dollars）
	SGP	1.8125	1.4174	1.7240	1.7917	1.7906	1.7422	1.6902	1.6644	1.5890
マレーシア										（リンギット Ringgit）
	MYS	2.7049	2.5044	3.8000	3.8000	3.8000	3.8000	3.8000	3.7871	3.6682
タイ										（バーツ Baht）
	THA	25.585	24.915	40.112	44.432	42.96	41.485	40.222	40.22	37.882
インドネシア										（ルピア Rupiah）
	IDN	1,842.8	2,248.6	8,421.8	10,260.9	9,311.2	8,577.1	8,938.9	9,704.7	9,159.3
フィリピン										（ペソ Pesos）
	PHL	24.311	25.714	44.192	50.993	51.604	54.203	56.040	55.085	51.314
インド										（ルピー Rupees）
	IND	17.504	32.427	44.942	47.186	48.610	46.583	45.316	44.100	45.307
オーストラリア										（オーストラリアドル Australian dollars）
	AUS	1.2799	1.3486	1.7173	1.9320	1.8386	1.5340	1.3576	1.3092	1.3273
ニュージーランド										（ニュージーランドドル New Zealand dollars）
	NZL	1.6750	1.5235	2.1863	2.3776	2.1542	1.7173	1.5060	1.4196	1.5396

資料出所　IMF（2007）*International Financial Statistics Yearbook 2007*

(注) この為替レートは，年平均レートである。

1) 2000年以降は，ユーロ。

2) 1998年1月1日に，1新ルーブル＝1,000旧ルーブルのデノミ実施。

第1-15表　卸売物価指数
Table 1-15: Wholesale price indices

（2000年/Year =100）

国 Country		1990年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
（指数/indices）										
日本	JPN	108.3	104.1	100.0	97.7	95.7	95.0	96.1	97.7	100.7
アメリカ[1]	USA	87.6	94.0	100.0	101.1	98.8	104.1	110.5	118.6	124.1
カナダ[2]	CAN	78.8	92.5	100.0	101.1	101.2	99.8	102.9	104.5	106.9
イギリス[3]	GBR	78.7	94.8	100.0	99.7	99.8	101.3	103.8	106.7	109.4
ドイツ[1]	DEU	—	98.3	100.0	103.0	102.6	104.4	106.1	110.9	117.1
フランス[4]	FRA	—	—	100.0	101.2	101.0	101.9	104.0	107.2	110.8
イタリア[1]	ITA	74.9	91.5	100.0	101.9	101.8	103.4	106.2	110.4	116.6
スウェーデン[5]	SWE	78.8	94.6	100.0	103.2	103.8	102.9	105.3	110.6	116.5
韓国[1]	KOR	71.3	83.2	100.0	99.5	99.2	101.4	107.6	109.9	112.4
シンガポール	SGP	106.1	92.7	100.0	98.4	97.0	98.9	104.0	114.0	119.7
マレーシア[1]	MYS	73.0	86.2	100.0	100.5	99.8	104.4	111.6	119.3	127.3
タイ[1]	THA	70.2	84.1	100.0	102.5	104.2	108.4	115.7	126.2	135.2
インドネシア[6]	IDN	25.2	33.9	100.0	113.0	118.0	122.0	131.0	151.0	171.7
フィリピン	PHL		69.6	100.0	117.0	120.4	130.2	140.0	155.1	176.4
インド	IND	47.6	78.5	100.0	104.8	107.5	113.3	120.7	126.4	132.4
オーストラリア[3]	AUS	87.6	96.6	100.0	103.1	103.3	103.8	107.9	114.3	123.4
ニュージーランド[7]	NZL	84.1	90.5	100.0	106.0	106.2	105.3	107.1	112.9	120.5
		1996～2000	2001～2005	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
（上昇率/percentage change）										
日本	JPN	−0.5	0.0	0.1	−2.3	−2.1	−0.8	1.2	1.7	3.0
アメリカ[1]	USA	0.8	3.2	5.8	1.1	−2.3	5.3	6.2	7.3	4.7
カナダ[2]	CAN	1.5	0.7	5.1	1.1	0.1	−1.4	3.2	1.5	2.4
イギリス[3]	GBR	0.6	1.4	1.5	−0.3	0.0	1.5	2.5	2.8	2.5
ドイツ[1]	DEU	0.6	1.5	3.3	3.0	−0.4	1.7	1.6	4.6	5.5
フランス[4]	FRA	0.3	1.2	4.4	1.2	−0.2	0.9	2.1	3.1	3.4
イタリア[1]	ITA	1.4	1.6	6.0	1.9	−0.2	1.6	2.7	4.0	5.6
スウェーデン[5]	SWE	1.5	1.4	5.8	3.2	0.5	−0.8	2.3	5.1	5.3
韓国[1]	KOR	3.1	2.0	2.0	−0.5	−0.3	2.2	6.1	2.1	2.3
シンガポール	SGP	1.5	3.0	10.1	−1.6	−1.5	2.0	5.1	9.7	5.0
マレーシア[1]	MYS	2.5	3.5	3.1	0.5	−0.8	4.6	7.0	6.9	6.7
タイ[1]	THA	3.1	4.3	3.9	2.5	1.7	4.0	6.7	9.1	7.1
インドネシア[6]	IDN	22.3	6.0	12.5	13.0	4.4	3.4	7.4	15.3	13.7
フィリピン	PHL	6.7	5.8	12.5	17.0	2.9	8.1	7.5	10.7	13.8
インド	IND	4.1	3.8	6.6	4.8	2.5	5.4	6.6	4.7	4.7
オーストラリア[3]	AUS	0.6	2.1	7.1	3.1	0.2	0.5	4.0	6.0	7.9
ニュージーランド[7]	NZL	1.9	1.3	7.6	6.0	0.2	−0.8	1.7	5.4	6.8

資料出所　IMF(2007) *International Financial Statistics Yearbook 2007*
IMF International Financial Statistics Online, 2007年9月現在

(注) 卸売物価指数を作成するための方法は，国によって異なる。
1) 生産者物価指数。
2) 物価：industry selling。
3) 物価：製造業生産高。
4) 生産者物価指数：中間生産財。
5) 物価：国内供給。
6) 原油を含む。
7) 投入物価格：全産業。

第1-16表　消費者物価指数

Table 1-16: Consumer price indices

（2000年/Year =100）

国 Country		1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
（指数/indices）										
日本	JPN	92.1	98.5	100.0	99.2	98.4	98.1	98.1	97.8	98.1
アメリカ	USA	75.9	88.5	100.0	102.8	104.5	106.8	109.7	113.4	117.1
カナダ	CAN	82.1	91.8	100.0	102.5	104.8	107.7	109.7	112.2	114.4
イギリス	GBR	74.1	87.6	100.0	101.8	103.5	106.5	109.7	112.8	116.4
ドイツ	DEU	－	93.9	100.0	102.0	103.4	104.5	106.2	108.3	110.1
フランス	FRA	84.3	94.2	100.0	101.7	103.6	105.8	108.0	110.0	111.8
イタリア	ITA	69.4	88.7	100.0	102.8	105.3	108.1	110.5	112.7	115.1
スウェーデン	SWE	79.6	97.7	100.0	102.4	104.6	106.6	107.0	107.5	109.0
韓国	KOR	60.9	82.3	100.0	104.1	106.9	110.7	114.7	117.8	120.5
シンガポール	SGP	84.3	95.6	100.0	101.0	100.6	101.1	102.8	103.3	104.3
マレーシア	MYS	70.6	85.7	100.0	101.4	103.3	104.3	105.9	109.0	112.9
タイ	THA	64.3	81.3	100.0	101.6	102.3	104.1	107.0	111.9	117.0
インドネシア	IDN	28.7	44.0	100.0	111.5	124.7	133.0	141.3	156.0	176.5
フィリピン	PHL	46.0	73.2	100.0	106.8	110.0	113.8	120.6	129.8	137.9
インド	IND	42.2	69.5	100.0	103.7	108.2	112.4	116.6	121.5	128.6
オーストラリア	AUS	80.4	90.9	100.0	104.4	107.5	110.5	113.1	116.1	120.2
ニュージーランド	NZL	84.9	93.1	100.0	102.6	105.4	107.2	109.7	113.0	116.8
		'96～'00	'01～'05	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
（上昇率/percentage change）										
日本	JPN	0.3	−0.3	−0.7	−0.8	−0.9	−0.2	0.0	−0.3	0.2
アメリカ	USA	1.9	2.0	3.4	2.8	1.6	2.3	2.7	3.4	3.2
カナダ	CAN	1.4	1.8	2.7	2.5	2.3	2.8	1.9	2.2	2.0
イギリス	GBR	2.2	2.1	2.9	1.8	1.6	2.9	3.0	2.8	3.2
ドイツ	DEU	1.0	1.2	1.5	2.0	1.4	1.0	1.7	2.0	1.7
フランス	FRA	0.8	1.6	1.7	1.7	1.9	2.1	2.1	1.8	1.6
イタリア	ITA	1.6	1.9	2.5	2.8	2.5	2.7	2.2	2.0	2.1
スウェーデン	SWE	0.3	1.0	0.9	2.4	2.2	1.9	0.4	0.5	1.4
韓国	KOR	3.0	2.5	2.3	4.1	2.8	3.5	3.6	2.8	2.2
シンガポール	SGP	0.6	0.4	1.4	1.0	−0.4	0.5	1.7	0.5	1.0
マレーシア	MYS	2.4	1.5	1.5	1.4	1.8	1.0	1.5	3.0	3.6
タイ	THA	3.1	1.9	1.6	1.6	0.6	1.8	2.8	4.5	4.6
インドネシア	IDN	16.0	7.0	3.7	11.5	11.9	6.6	6.2	10.5	13.1
フィリピン	PHL	4.9	4.0	4.0	6.8	3.0	3.5	6.0	7.6	6.2
インド	IND	5.7	3.2	4.0	3.7	4.4	3.8	3.8	4.2	5.8
オーストラリア	AUS	1.4	2.2	4.5	4.4	3.0	2.8	2.3	2.7	3.5
ニュージーランド	NZL	1.0	1.9	2.6	2.6	2.7	1.8	2.3	3.0	3.4

資料出所　IMF（2007）*International Financial Statistics Yearbook 2007*
IMF International Financial Statistics Online, 2007年9月現在

第1-17表　購買力平価
Table 1-17: Purchasing power parities (PPPs)

国 Country	消費購買力平価[1) PPPs for actual individual consumption	GDP購買力平価[2) PPPs for GDP								
	2005年/Year	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
日本 JPN (円)	131	188	174	155	149	144	140	134	130	124
アメリカ USA (USドル)	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
カナダ CAN (カナダドル)	1.19	1.25	1.21	1.23	1.22	1.23	1.23	1.23	1.21	1.20
イギリス GBR (ポンド)	0.571	0.61	0.64	0.64	0.63	0.63	0.64	0.63	0.65	0.65
ドイツ[3)4) DEU (マルク/ユーロ)	0.827	0.97	1.00	0.97	0.96	0.94	0.92	0.90	0.89	0.87
フランス[3) FRA (フラン/ユーロ)	0.841	1.03	0.99	0.94	0.92	0.90	0.94	0.94	0.92	0.91
イタリア[3) ITA (リラ/ユーロ)	0.834	0.70	0.79	0.82	0.81	0.85	0.85	0.87	0.88	0.86
スウェーデン SWE (クローナ)	8.67	8.75	9.35	9.15	9.35	9.35	9.33	9.09	9.24	9.12
オーストラリア AUS (AUドル)	1.28	1.38	1.32	1.31	1.33	1.34	1.35	1.37	1.39	1.41
ニュージーランド NZL (NZドル)	1.35	1.52	1.46	1.45	1.47	1.47	1.50	1.51	1.54	1.52

資料出所　消費購買力平価：OECD（2005）*Purchasing Power Parities and Real Expenditures 2004: 2002 Benchmark Year*
GDP購買力平価：OECD（2007）*National Accounts 2007, vol.1*

（注）1）消費物価水準はSNA分類の数値。アメリカドルを1.00としたときの数値。
2）アメリカドルを1.00としたときの数値。2005年基準値。
3）2000年以降は，ユーロ。
4）1990年は，旧西ドイツ地域。

第1-18表　物価水準
Table 1-18: Comparative price levels

国 Country		消費物価水準[1) Comparative price levels for financial expenditure on GDP at average OECD prices	GDP 物価水準[2) Comparative price levels on GDP at average OECD prices					
		2004年/Year	2001	2002	2003	2004	2005	2006
日本	JPN	131	124	127	122	120	114	106
アメリカ	USA	113	92	111	103	98	98	99
カナダ	CAN	88	103	87	91	94	101	107
イギリス	GBR	97	98	101	104	111	110	112
ドイツ	DEU	96	119	100	105	109	108	108
フランス	FRA	90	112	94	108	112	110	111
イタリア	ITA	85	109	86	98	105	105	106
スウェーデン	SWE	104	145	106	117	122	121	123
オーストラリア	AUS	80	99	80	90	98	103	103
ニュージーランド	NZL	73	88	75	87	95	101	94

資料出所　消費物価水準：OECD（2005）*Purchasing Power Parities and Real Expenditures 2004: 2002 Benchmark Year*
GDP物価水準：OECD（2007）*Main Economic Indicators, August 2007*

(注) 1) 消費物価水準はSNA分類の数値。OECD加盟国平均を100としたときの数値。
2) GDP購買力平価を為替レートで除したもの。OECD加盟国平均を100としたときの数値。

第1-19表　購買力平価及び内外価格差[1)
Table 1-19: Purchasing power parities (PPPs) and comparative price levels

購買力平価（東京）/PPPs (Tokyo)　（円／各国通貨[2)）(yen/national currency)

基準都市/Base city		1990年/Year	1995	1998	1999	2000	2001
ニューヨーク	New York	170	184	182	168	153	153
ロンドン	London	265	247	244	240	234	222
パリ	Paris		26	25	162	159	145
フランクフルト	Frankfurt		90	88	169	158	148
シンガポール	Singapore			132	136	124	122
ジュネーブ	Geneva		81	83	81	79	

内外価格差（東京）/comparative price levels (Tokyo)　（倍/times）

基準都市/Base city		1990	1995	1998	1999	2000	2001
ニューヨーク	New York	1.18	1.72	1.49	1.58	1.29	1.15
ロンドン	London	1.03	1.49	1.18	1.37	1.32	1.14
パリ	Paris		1.17	1.16	1.47	1.42	1.22
フランクフルト	Frankfurt		1.23	1.21	1.53	1.41	1.24
シンガポール	Singapore			1.77	2.12	1.80	1.67
ジュネーブ	Geneva		1.02	0.92	1.07	1.23	

資料出所　対ジュネーブと1990年以前の対ニューヨーク，対ロンドン：内閣府国民生活局（2001）「生計費調査による購買力平価及び内外価格差の概況」
その他の都市：経済産業省「消費財・消費者向けサービスに係る内外価格調査報告書」

(注) 1) 各都市＝1としたときの東京の価格の倍率。
2) 各国通貨は，ニューヨーク＝USドル，ロンドン＝ポンド，パリ＝フラン(～1998年)／ユーロ(1999年～)，フランクフルト＝マルク(～1998年)／ユーロ(1999年～)，シンガポール＝シンガポールドル，ジュネーブ＝スイスフラン。

第1-20表　労働生産性水準[1)2)] (2005年)

Table 1-20: Labour productivity levels, 2005

（日本/Japan =100）

	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	イタリア ITA
（為替レート換算/at current exchange rates）						
国民経済生産性[3)a)]	100	116	90	87	103	88
農林水産業[b)]	100	126	154	65	111	78
鉱業・採石業[c)]	100	250	470	45	57	104
製造業[d)]	100	116	90	93	89	70
電気・ガス・水道業[e)]	100	68	123	55	64	81
建設業[f)]	100	108	169	89	136	102
商業[4)g)]	100	144	95	94	132	124
運輸・倉庫・通信業[h)]	100	142	127	110	123	158
金融・不動産業[i)]	100	44	29	31	37	33
公共事業・国防[j)]	100	93	45	50	57	66
サービス業[5)k)]	100	82	76	75	91	69
換算レート (in JPN Yen)		110.22 円/ドル (Yen/US$)	200.64 円/ポンド (Yen/£)	137.07 円/ユーロ (Yen/Euro)	137.07 円/ユーロ (Yen/Euro)	137.07 円/ユーロ (Yen/Euro)
（購買力平価換算/at PPP rates）						
国民経済生産性[3)a)]	100	135	93	92	106	95
農林水産業[b)]	100	146	159	69	115	85
鉱業・採石業[c)]	100	290	484	47	59	113
製造業[d)]	100	135	93	99	92	76
電気・ガス・水道業[e)]	100	79	127	59	66	87
建設業[f)]	100	125	175	94	141	110
商業[4)g)]	100	168	97	99	137	134
運輸・倉庫・通信業[h)]	100	164	131	117	127	171
金融・不動産業[i)]	100	51	30	33	38	35
公共事業・国防[j)]	100	109	46	53	59	72
サービス業[5)k)]	100	95	78	80	94	74
換算レート (in JPN Yen)		128.00 円/ドル (Yen/US$)	206.79 円/ポンド (Yen/£)	144.96 円/ユーロ (Yen/Euro)	142.06 円/ユーロ (Yen/Euro)	148.49 円/ユーロ (Yen/Euro)

a) Total gross value added; b) Agriculture, hunting, forestry, and fishing; c) Mining and quarrying; d) Manufacturing; e) Electricity, gas and water supply; f) Construction; g) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants; h) Transport, storage and communication; i) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; j) Public administration, defence and compulsory social security; k) Education; health and social work; other community, social and personal service; private households with employed persons.

資料出所　日本：内閣府(2007)「平成19年版国民経済計算年報」
その他：OECD(2007) *National Accounts 2007, vol.2*
為替レート：IMF(2006) *International Financial Statistics Yearbook 2006*
GDPベースの購買力平価：OECD(2007) *National Accounts 2007, vol.1*

(注) 1) 労働生産性水準は，為替レートとGDPベースの購買力平価(OECD試算)により算出した。
2) 経済活動別労働生産性＝経済活動別国内総生産／経済活動別就業者数。
3) 国民経済生産性＝粗付加価値の国内総生産／就業者数。
4) 商業は卸売・小売・自動車及び家庭用品等修理・宿泊・飲食業。
5) サービス業は教育・医療・福祉・社会および個人サービス事業・その他のサービス業を含む。

第1-21表　労働分配率[1)2)]

Table 1-21: Labour share

（%）

国 Country		1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005
日本	JPN	67.9	73.4	73.4	74.4	73.2	72.5	71.2	70.6
アメリカ	USA	69.5	69.0	71.8	71.9	71.4	70.5	69.5	69.6
カナダ	CAN	75.5	73.3	69.7	71.2	71.3	70.3	69.0	67.9
イギリス	GBR	77.2	71.8	74.0	73.8	71.7	70.7	70.2	70.6
ドイツ[3)]	DEU	83.1	72.0	72.6	72.1	71.7	70.9	68.6	67.2
フランス	FRA	69.0	69.7	68.9	69.3	70.6	70.8	70.8	70.6
イタリア	ITA	61.2	55.3	54.5	54.5	55.3	55.6	55.4	56.8
スウェーデン	SWE	84.6	70.4	76.7	80.2	79.4	77.4	76.8	76.8
ロシア[4)]	RUS	－	67.3	51.8	55.1	59.5	60.5	58.5	56.5
韓国	KOR	61.0	61.3	58.8	59.4	58.2	59.7	59.1	60.4
タイ	THA	31.3	38.6	42.4	42.4	42.0	41.5	40.2	39.7
フィリピン	PHL	31.1	32.1	35.1	35.9	35.8	35.9	35.5	35.2
オーストラリア	AUS	70.6	73.1	68.8	72.3	71.7	71.6	71.8	72.2
ニュージーランド	NZL	66.8	67.1	62.1	60.6	62.1	61.8	63.0	65.7

資料出所　日本：内閣府（2007）「平成19年版国民経済計算年報」，1995年以前の数値は旧経済企画庁（1997）「平成9年版国民経済計算年報」
OECD諸国：OECD（2007）*National Accounts vol.1, 2007*，1990年値はOECD.Stat Extracts（http://stats.oecd.org/wbos/）
その他：UN（2007）*National Accounts 2006*

（注）1）各国の国民経済計算（SNA）の基準が異なるため，必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお，日本については，平成13年版国民経済計算年報以降，93SNAに基づいている。
2）労働分配率＝雇用者報酬／要素費用表示の国民所得。
3）1990年は，旧西ドイツ地域。
4）1995年のロシアは固定資本減耗費がない。

第1-22表　時間当たり労働生産性上昇率（製造業）

Table 1-22: Average annual labour productivity growth rates, manufacturing

（%）

国 Country		1979-'05 年/Year	1979-'90	'90-'95	'95-2000	'00-'05	'03-'04	'04-'05
日本	JPN	3.5	3.8	3.3	3.5	3.2	5.7	2.4
アメリカ	USA	4.1	2.8	3.7	5.7	5.6	7.0	3.3
カナダ	CAN	2.3	2.0	3.8	3.3	0.6	0.1	3.7
イギリス	GBR	3.6	4.1	3.1	2.6	3.7	5.6	2.6
ドイツ[1)]	DEU	2.8	2.1	2.9	3.7	3.2	3.5	5.6
フランス	FRA	4.3	4.2	4.6	5.0	3.6	3.6	3.9
イタリア	ITA	1.8	2.8	2.7	0.9	-0.6	0.9	0.2
オランダ	NLD	3.4	3.5	3.5	3.4	2.9	5.0	4.1
ベルギー	BEL	3.4	4.2	3.1	2.2	2.9	4.9	2.8
デンマーク	DNK	2.3	2.2	2.7	1.8	2.8	7.3	2.0
スウェーデン	SWE	4.8	2.5	5.8	7.2	6.5	11.5	6.2
ノルウェー	NOR	2.0	1.9	0.1	1.4	4.6	5.9	2.8
台湾	TWN	5.6	6.1	4.7	5.6	5.4	4.7	7.1
韓国	KOR	－	－	9.4	10.8	7.1	11.5	8.5
オーストラリア	AUS	2.9	2.8	2.9	3.7	2.4	-0.6	1.9

資料出所　Bureau of Labor Statistics, U.S. Department of Labor（2007.2）*International Comparisons of Manufacturing Productivity and Unit Labor Costs Trends 2005, Revised*

（注）1）1990年以前は，旧西ドイツ地域。

第1-23表　単位労働費用（製造業）

Table 1-23: Unit labour cost, manufacturing

（USドルベース，各国の1992年＝100）(U.S.dollar basis, Year: 1992=100)

国 Country		1990年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005
日本	JPN	83.9	131.7	102.6	94.2	89.1	88.1	89.7	87.4
アメリカ	USA	96.8	95.7	91.2	92.4	89.6	90.2	85.9	87.0
カナダ1)	CAN	98.1	83.4	74.6	75.4	75.4	87.8	95.5	102.8
イギリス1)	GBR	99.5	91.8	97.8	93.7	100.7	109.7	122.0	123.5
ドイツ	DEU	－	115.8	76.2	74.2	79.5	94.0	100.2	96.1
フランス1)	FRA	92.8	101.3	63.8	62.6	66.6	78.7	85.5	84.5
イタリア	ITA	92.7	76.2	65.1	65.5	72.1	91.0	102.2	105.3
オランダ	NLD	87.9	104.8	70.7	71.3	77.3	94.3	102.1	101.3
ベルギー2)	BEL	89.5	105.2	70.3	71.1	75.8	91.1	97.5	99.0
デンマーク	DNK	92.7	103.5	75.6	76.9	84.2	103.4	109.4	109.3
スウェーデン1)	SWE	91.3	69.6	49.1	46.9	47.6	56.2	56.9	53.9
ノルウェー	NOR	93.3	108.6	93.6	94.5	109.8	118.6	121.4	128.0
台湾2)	TWN	88.7	101.1	77.2	72.6	63.4	62.7	60.4	59.4
韓国	KOR	90.7	126.5	76.7	69.7	72.3	74.4	79.3	86.8
オーストラリア1)	AUS	100.7	107.2	86.9	79.5	84.2	102.2	119.2	128.7

（USドルベース，各国の1992年＝100）(U.S.dollar basis, Year: 1992=100)

上昇率 annual percentage change		1990年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005
日本	JPN	−4.4	4.7	−0.5	−8.3	−5.3	−1.2	1.9	−2.6
アメリカ	USA	3.0	−1.7	1.1	1.3	−3.1	0.6	−4.7	1.3
カナダ1)	CAN	7.5	0.5	−2.5	1.1	0.1	16.4	8.8	7.6
イギリス1)	GBR	18.2	6.5	−6.9	−4.2	7.5	9.0	11.2	1.2
ドイツ	DEU	－	17.4	−14.8	−2.6	7.2	18.2	6.6	−4.1
フランス1)	FRA	20.4	7.5	−14.9	−1.9	6.4	18.1	8.6	−1.1
イタリア	ITA	23.8	−0.1	−13.9	0.5	10.1	26.2	12.4	3.0
オランダ	NLD	17.9	12.4	−15.1	0.9	8.4	22.0	8.3	−0.7
ベルギー2)	BEL	23.7	11.7	−14.8	1.1	6.6	20.2	7.0	1.5
デンマーク	DNK	26.5	15.8	−15.0	1.6	9.4	22.9	5.8	−0.1
スウェーデン1)	SWE	18.9	9.3	−12.1	−4.5	1.5	17.9	1.3	−5.2
ノルウェー	NOR	14.5	17.9	−9.2	1.0	16.1	8.0	2.4	5.4
台湾2)	TWN	5.8	0.7	0.0	−6.0	−12.7	−1.0	−3.8	−1.5
韓国	KOR	2.1	15.4	3.5	−9.0	3.7	2.9	6.6	9.5
オーストラリア1)	AUS	－	8.4	−10.8	−8.5	5.9	21.4	16.7	7.9

資料出所　Bureau of Labor Statistics, U.S. Department of Labor（2007.2）*International Comparisons of Manufacturing Productivity and Unit Labor Cost Trends, 1950- 2005*
単位労働費用＝人時間当たり労働費用／人時間当たり産出額

(注) 1) 実際の雇用のコストを推定するため，政府の補助金や雇用税を調整している。
2) 雇用者。その他の国は就業者のデータによる。

＜コラム1＞　購買力平価

各国で公表される賃金やGDPなどのデータの国際比較の方法としては，為替レートによる通貨の換算が一般的であるが，為替レートは，①貿易の対象にはならない国内の物価（例えば，教育，医療，建設，政府サービス等）は反映されない，②投機や国家間の資本移動の影響を受けやすい――といった問題がある。そこで，国際比較を行う際に，国内の広い範囲の商品・サービスを反映し，かつ資本移動の影響を受けにくく安定性のある換算レートとして用いられるのが「購買力平価（Purchasing Power Parity：PPP）」である。

【購買力平価とは】

購買力平価とは，ある一定の商品やサービスを購入できる金額を異なる通貨間でそれぞれ等しい価値をもつと考えて決められる交換比率である。例えば，りんご1個が日本で100円，米国で1ドルであれば，購買力平価は1ドル=100円となる。こうすると，各国間の物価水準の違いを取り除き，異なる通貨の購買力の比較ができる。なお，購買力平価を為替レートで割った数値が内外価格差である。

購買力平価は，比較的歴史が新しく，1960年代に生まれたものである。新しい換算レートの開発に向け国連統計部は，国連統計委員会の勧告に基づき，国連国際比較プログラム（International Comparison Program：ICP事業）を1969年にスタートし，国際連合統計部とペンシルベニア大学の共同プロジェクトとして検討が続けられ，その後OECDや世界銀行などいくつかの国際機関で購買力平価が算定されている。日本も，第3期事業（1975年対象）からICP事業に参加しており，調査対象品目の価格データ，支出ウェイトのデータ提供を継続し，現在は，世界銀行の主導により開始された2005年を対象年とする世界事業にも参加している。また，ICP事業の一環としてOECDとEurostat（欧州連合統計局）の主導の下に1980年からスタートした購買力平価プログラムにも参加しており，現在2005年ラウンド（2003～2005年）調査を実施中である。

実際の購買力算定には，価格の調査に膨大な労力と時間を要するのはもちろんのこと，どのような商品やサービスを算定の対象とするか（バスケットの違い），また，同種の商品でも，国によって品質や銘柄が異なる――といった様々な問題がある。また，その国の文化によって，重要視される商品・サービスが異なることから，どのようなウェイトを使って平均するかを決めるのも容易ではない。こうした技術的な問題により，購買力平価の算定には唯一完全な推計方法が確立されているわけではなく，いくつかの方法が提案されている。

【OECDのGDP購買力平価】

最も代表的な購買力平価は，OECDによるGDP購買力平価で，GDPに対応すると考えられる商品群を算定の対象として計測したものである。この手法は，もともとはECの加盟分担金の算定を目的に始められたもので，その後，OECDが独自に作成を行っている。数値は1980年から公表されており，直近の2002年を基準年とする購買力平価の算定プロジェクトでは，約3,000の商品・サービスが比較対照となった（詳細な情報は，統計局ホームページ「国際比較プログラム（ICP）への参加（http://www.stat.go.jp/info/meetings.icp/index.htm）」を参照）。なお，OECDの購買力平価は，「エルティト＝ケベス＝スザルク（EKS）法」で算出・集計されている（表1）。

【ビッグマック購買力平価】

このほかユニークなものとして，イギリスの経済専門誌『エコノミスト』が考案した「ビッグマック指数」がある。ビッグマック指数とは，マクドナルドの販売するビッグマックの価格をもとに購買力平価を算出するもので，①ほぼ全世界で同一品質のものが販売されている，②原材料費や店舗の光熱費・店員の労働賃金などさまざまな要因を元に単価が決定される――などの理由から総合的な購買力の比較に使いやすいために，ビッグマックが基準とされている。特定の一商品だけを基準にした算定であるため，他の厳密な算定とは比較できないが，シンプルで明快な算定概念が注目を集めた。ちなみに，このビッグマック購買力平価によると，1ドル=80.6円（2006年）となっている（表2）。

【内閣府の生活費ベース購買力平価】

日本の内閣府も，欧米主要都市と比較した東京の生計費ベースの購買力平価を算出している。OECDの購買力平価が「GDPを構成する商品・サービス」を対象に算定しているのに対して，内閣府の購買力平価は「一世帯の生計を営むために必要な商品・サービス」を対象としている。2000年の生計費調査による比較では，ニューヨーク（410品目），ロンドン（415品目），パリ（422品目），ベルリン（415品目），ジュネーブ（370品目）及び東京の「小売物価統計調査」をもとに購買力平価を算出している。この結果（表3）をみると，東京とニューヨークを比較した場合，1ドル＝131円，為替レートでは1ドル＝107.8円となっている（2000年）。こうした2国間（2都市間）の比較は，多国間の比較を目的とするOECD購買力平価と比べて技術的問題が少なく，日本の支出ウェイトで算定したものと，相手国の支出ウェイトで算定したものの幾何平均を購買力平価としている点が特徴的である。

表1

(2006年/Year)

国・地域 Country or region		GDP購買力平価 PPPs for GDP (USA=1.00)	為替 Exchange rates (US$=1.00)	内外価格差 Comparative price levels (OECD30=100)
ドイツ	DEU	0.870	0.797	107
フランス	FRA	0.915	0.797	113
イタリア	ITA	0.863	0.797	106
オランダ	NLD	0.888	0.797	109
ベルギー	BEL	0.889	0.797	109
ルクセンブルク	LUX	0.950	0.797	117
フィンランド	FIN	0.965	0.797	119
オーストリア	AUT	0.862	0.797	106
アイルランド	IRL	1.01	0.797	125
ギリシャ	GRC	0.703	0.797	87
スペイン	ESP	0.774	0.797	95
ポルトガル	PRT	0.706	0.797	87
イギリス	GBR	0.645	0.5434	117
デンマーク	DNK	8.44	5.943	139
スウェーデン	SWE	9.12	7.373	121
チェコ	CZE	14.2	22.59	62
ポーランド	POL	1.87	3.103	49
ハンガリー	HUN	129	210.4	60
キプロス*	Cyprus	0.438	0.6113	79
エストニア*	Estonia	7.63	16.63	51
ラトビア*	Latvia	0.254	0.6174	46
リトアニア*	Lithuania	1.43	3.676	43
マルタ*	Malta	0.245	0.4345	62
スロバキア	Slovak Republic	17.1	29.65	57
スロベニア*	Slovenia	144	240.1	66
EU 25		0.863	1.063	90
日本	JPN	124	116.4	105
アメリカ	USA	1.00	1.000	98
カナダ	CAN	1.20	1.134	104
ノルウェー	NOR	9.21	6.415	141
スイス	CHE	1.71	1.253	134
アイスランド	ISL	102	69.90	143
トルコ	TUR	0.939	1.4300	65
韓国	KOR	762	952	78
オーストラリア	AUS	1.41	1.328	104
ニュージーランド	NZL	1.52	1.542	97
メキシコ	MEX	7.22	10.903	65
OECD 30		—	—	100
ロシア	RUS	9.27	27.19	33
ブルガリア	Bulgaria	0.582	2.071	31
クロアチア	Croatia	3.75	7.869	53
旧ユーゴスラビア共和国マケドニア	FYROM	20.0	64.35	34
イスラエル	Israel	3.46	4.738	81
ルーマニア	Romania	9,891	33,226	33

資料出所　OECD(2007) *Purchasing Power Parities*, OECD.Stat Extracts database:Financial Indicators MEI (http://stats.oecd.org/wbos) 2008年1月現在

(注) *印の国はEU加盟国であるが，OECDには加盟していない。

表2

国・地域 Country or region		ビッグマック価格(USドル) Big Mac prices in U.S. dollars	購買力平価 Implied PPPs of the dollar	対ドル評価(%) Valuation against the dollar
日本	JPN	2.31	87.0	−28
アメリカ	USA	3.22	—	—
カナダ	CAN	3.08	1.13	−4
イギリス	GBR	3.90	1.62	21
デンマーク	DNK	4.84	8.62	50
スウェーデン	SWE	4.59	9.94	43
ユーロ圏	Euro area	3.82	1.10	19
ロシア	RUS	1.85	15.2	−43
中国	CHN	1.41	3.42	−56
香港	HKG	1.54	3.73	−52
台湾	TWN	2.28	23.3	−29
シンガポール	SGP	2.34	1.12	−27
マレーシア	MYS	1.57	1.71	−51
タイ	THA	1.78	19.3	−45
インドネシア	IDN	1.75	4,938	−46
フィリピン	PHL	1.74	26.4	−46
オーストラリア	AUS	2.67	1.07	−17
ニュージーランド	NZL	3.16	1.43	−2
ブラジル	BRA	3.01	1.99	−6
メキシコ	MEX	2.66	9.01	−17

資料出所　"The Big Mac index", *The Economist* (Feb, 2007)

表3

東京 Tokyo / 基準都市 Base city	購買力平価(円/各国通貨) PPPs (yen/national currency)			年平均為替レート(円/各国通貨) Annual average exchange rates (yen/national currency)			内外価格差(倍) Comparative price levels (times)		
	1999年/Year	2000	改善率 improvement rates (%)	1999	2000	変化率 rates of change (%)	1999	2000	変化率 rates of change (%)
ニューヨーク New York	137	131	4.4	113.9	107.8	5.4	1.20	1.22	0.02
ロンドン London	206	198	3.9	184.3	163.4	11.4	1.12	1.21	0.09
パリ Paris	24.9	24.2	2.8	18.5	15.1	18.2	1.35	1.60	0.25
ベルリン Berlin	88.4	86.6	2.0	62.1	50.8	18.2	1.42	1.71	0.29
ジュネーブ Geneva	81.1	78.5	3.2	75.8	63.8	15.8	1.07	1.23	0.16

資料出所　内閣府(2000)「生計費調査による購買力平価及び内外価格差の概況」

【購買力平価による賃金比較】

賃金の換算をする場合には，為替レートによる換算は，賃金をコストとして比較する場合に適しており，購買力平価による換算は，賃金を生活水準の観点から比較する場合に適しているとされている。両者に差が生じるのは，物価の内外価格差があるためである。

賃金水準の国際比較が，勤労者の生活水準の比較を目的とするものであれば，様々な消費財に対する賃金の購買力での比較が適していると考えられる。本書では，製造業の時間当たり賃金について，OECDの購買力平価と為替レートの双方で試算を行っている（「第6-1表　生産労働者の年間総実労働時間（製造業、推計値）」（p.199）を参照）。これによると，日本の賃金は，為替レートベースではアメリカとほぼ同水準，欧州諸国を下回っているが，購買力平価ベースでは，いずれの欧米諸国よりも下回っていることが分かる。

2. 人口・労働力人口

Population and Labour Force

2-1　世界、大陸及び主要地域の人口

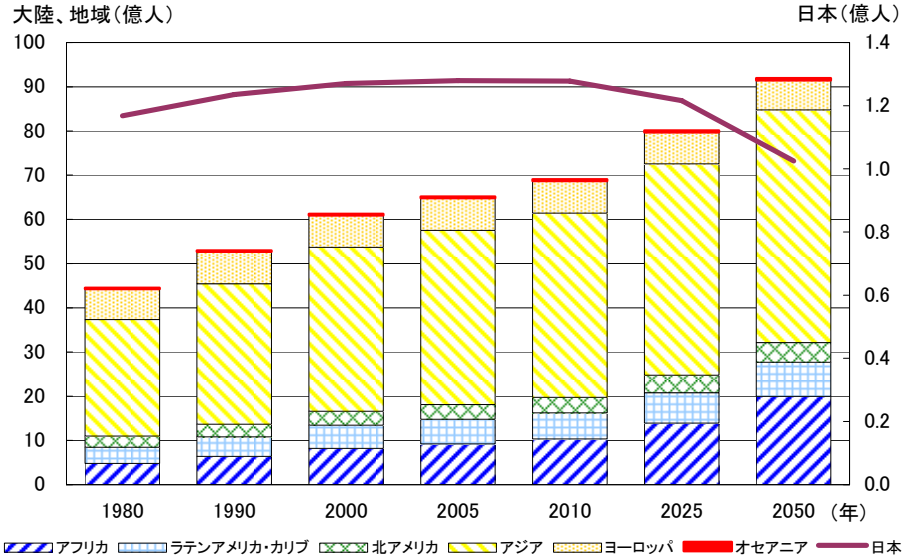

▸▸グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第2-1表　総人口」(p.59)を参照。

20世紀初頭に約15億人であった世界人口は，1950年以降飛躍的に増加し，1975年以降増加率は低下したものの，2000年には60億人に，2005年には65億人に達した。

国連が隔年ベースで公表する『世界人口予測』の2006年改訂版（本書の資料出所）によれば，2005年から2010年にかけては年率1.17％，年間7,836万人の人口増加が見込まれ，2050年には中位推計で約92億人に達する見通しである。予測される人口増加の大半は発展途上地域であるが，たとえ出生率が低下しても大きな人口増加が見込まれるのは，人口規模の大きいインド，ナイジェリア，パキスタン，コンゴ，アメリカ合衆国，エチオピア，バングラデシュ，中国――の8か国で，世界全体の人口増加の過半数を占める。

現在の先進地域の人口は12億人であり，今後2050年までほぼ同水準で推移する予測であるが，年間平均230万人規模と見込まれる途上地域から先進地域への移民規模を下回れば，さらに減少する見通しである。一方，発展途上地域の人口は，2007年時点で54億人であったものが，2050年には79億人に増加する見込みで，とりわけアフガニスタン，ブルンジ共和国，コンゴ，ギニアビサウ共和国，リベリア，ニジェール共和国，東ティモール民主共和国，ウガンダといった最後発諸国の人口は3倍以上増加する予測である。2050年には，人口の86％が発展途上地域に属すると推測されている。

2-2　人口増加率

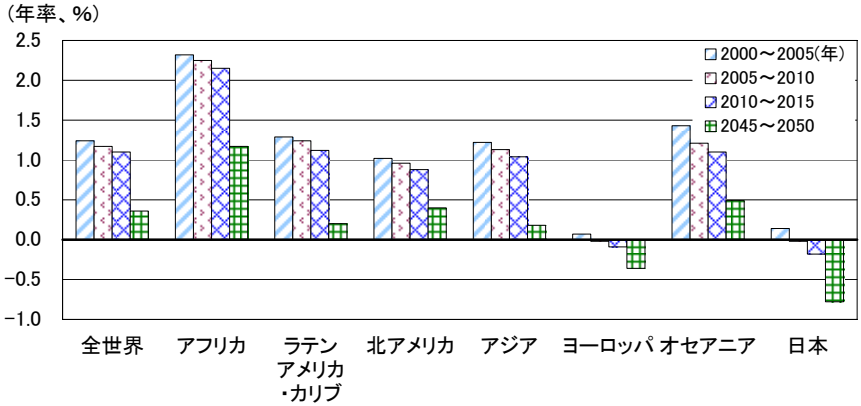

▸▸グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第2-2表　人口増加率」(p.60)を参照。

国連の2006年版世界人口予測によると，全世界の人口は，2000年の61億人から2005年には65億人（年率1.24%），その後2010年までに69億人（年率1.17%），さらに2050年までには92億人と，2005年からの45年間で約27億人の増加が推計（中位推計）されている。2004年版世界人口予測では，2050年の世界人口の中位推計は91億人であったが，今回の推計では1億人ほど多い予測となっている。これは，国連ミレニアム宣言（2000年）や国連HIV／エイズに関する誓約宣言（2001年）などによる各国政府の取組み等に鑑み，HIV／エイズ感染症の蔓延による死亡率の推計値が下方修正されたことによる。

上のグラフをみると，ヨーロッパ地域及び日本の2000年から2005年の人口増加率は各々0.07%，0.14%と低水準で，2005年以降はマイナスに転じ，2045年～2050年には各々－0.36%，-0.78%へと落ち込む見込みである。他方，アジア地域及び中南米地域については，増加率は低下するものの，2015年までは1%を上回る水準で推移する予測となっている。しかしながら，これらの地域の少子化のスピードが先進地域よりも急速であることから，2050年までには増加率は各々0.18%，0.2%へと落ち込む予測となっている。今後2050年までに最も人口増加率が高い地域はアフリカ地域で，2015年までは年率2%を上回り，2045年以降も1%を上回る水準で推移する見通しである。

2-3　老年人口比率（65歳以上人口）

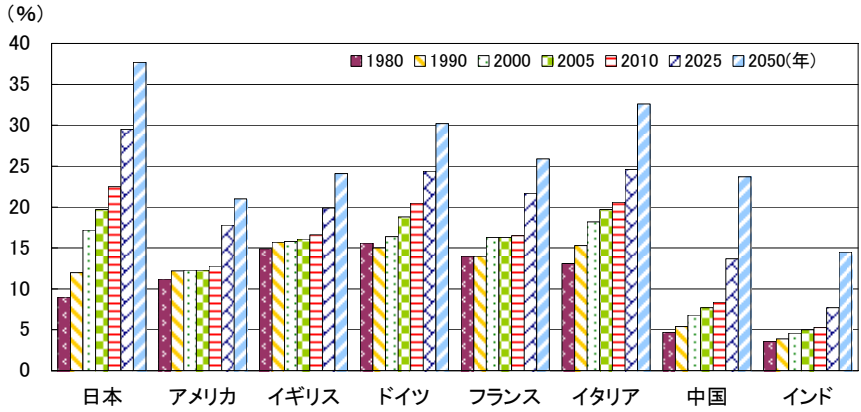

▸▸グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第2-5表　老年人口(65歳以上人口)」(p.63)を参照。

出生率の低下と平均寿命の伸長により，高齢化が進む諸国が増加傾向にある。2005年から2050年の間の世界人口の増加の半数は60歳以上人口の増加によるもので，これと対照的に，15歳未満人口は著しく減少する見通しである。2005年時点で6億7,300万人であった60歳以上人口は，2050年には20億人に達するとされている。とりわけ先進地域における高齢化の進展が顕著で，2005年時点の2億4,500万人から2050年には4億600万人とほぼ倍増する一方で，60歳未満人口は9億7,100万人から8億3,900万人に減少すると推計されている。

上のグラフは主要国における老年人口（65歳以上）比率の推計を示すものである。2005年における全世界の人口に占める老年人口比率は7.3%（4億7,700万人）であるが，2025年には10.5%（8億3,900万人）に及び，2050年には16.2%（14億9,200万人）に達すると推計されている。このうち特に80歳以上人口の伸びが顕著で，2005年時点の1.3%（8,800万人）から，2050年には4.4%（4億200万人）にまで及ぶ見通しである。

このうち先進地域の老年人口の動向をみると，2005年時点で既に人口比率が15%を超えており，2025年には20%を上回るとの推計となっている。上のグラフのとおり，とりわけ日本の高齢化は急速で，2010年，2025年，2050年のいずれの推計でも欧米先進諸国を上回っており，極めて老年人口の割合の高い国になると予測されている。

他方，現在は比較的出生率が高い途上地域でも，出生率の低下と平均寿命の伸長により，高齢化の進展は急速であるとされており，2005年時点では5%に過ぎない老年人口比率は，2050年には14.7%に達する見通しである。上のグラフからも，中国やインドの高齢化が先進諸国より急速であることが分かる。

2-4　65歳以上男性の労働力率

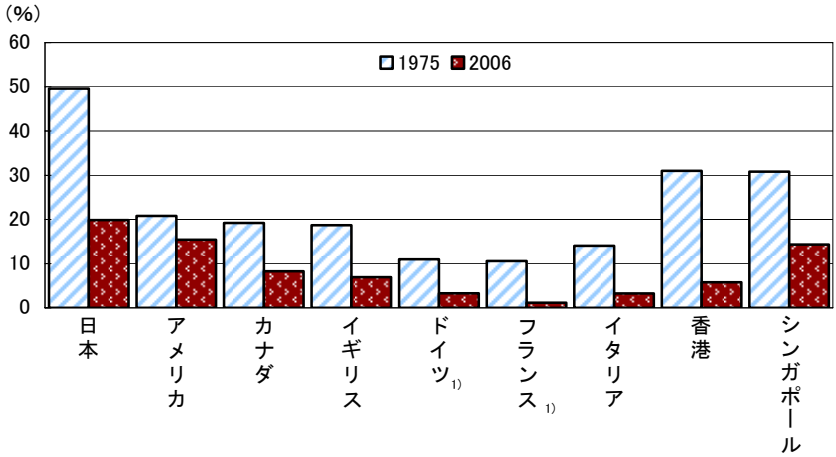

▸▸グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第2-11表（参考表） 65歳以上男性の労働力率」(p.79)を参照。
(注) 1) ドイツとフランスの2006年は2005年の数値。

2006年の65歳以上男性の労働力率は，1975年に比してすべての国で低下している。こうした傾向の背景としては，経済発展に伴って各国が年金制度を充実させたことに加え，産業構造の変化に応じて雇用者割合の高い第2次，第3次産業の就業者が増加したため，高年齢者でも比較的就業しやすい業種や家族従業者割合の高い第1次産業の就業者数が減少しているといった要因が考えられる。

各国・地域の傾向をみると，北米，EU諸国では概して低く，日本，シンガポールなどのアジア地域では比較的高くなっている。経済発展の度合いだけではなく，地域性・国民性の違いなども反映したものといえるだろう。

EU諸国では，経済不況や若年失業者の増加により，1980年代に早期退職制度が定着したことも低下の一因である。しかしながら，近年は，雇用における年齢差別撤廃の動きと，それに伴う高齢者雇用の促進が政策課題となっている。日本の場合，他国と異なる点として，引退すべきであると考えている年齢が高いことが挙げられる。高年齢者の労働意欲は高く，これが高年齢者の労働力率を引き上げているひとつの要因となっている。

今後，各国の高齢化に伴い，高齢者がより重要な労働力になることが予想され，各国の高齢者の労働力率の動きが注目される。

2-5　女性年齢階級別労働力率

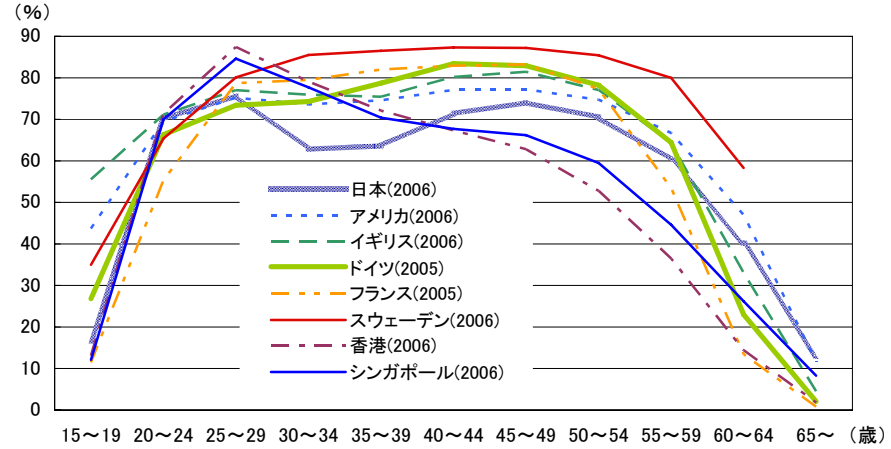

▸▸グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」（p.70）を参照。

女性の年齢階級別労働力率をみると，日本では20歳代後半から30歳代にかけて比率が落ち込むいわゆるM字カーブを描いていることが特徴的である。結婚・出産・育児等のために労働市場からいったん退出し，その後育児が落ち着いた後に再び労働市場に復帰するという女性労働者の就労行動の特徴が，M字カーブに反映されている。これはアメリカやヨーロッパでも1970年代にはみられた現象だが，今日ではほとんどみられなくなり，台形型となっている。しかしながら，日本においても時系列でみれば，M字カーブの底の位置の上昇と底にあたる年齢の高齢化が観察される。晩婚・非婚化の進行や共働きの増加などが要因であろう。特に25-29歳における労働力率の上昇が顕著であり，1975年に42.6%であったものが，2006年には75.7%に上昇している。それ以外の年齢階層の労働力率も全般的に上昇傾向にある。

（参考）女性の労働力率

	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65～（歳）
1975（年）	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0	15.3（%）
2006	16.6	70.1	75.7	62.8	63.6	71.4	74.0	70.5	60.3	40.2	13.0

2-6 就業率

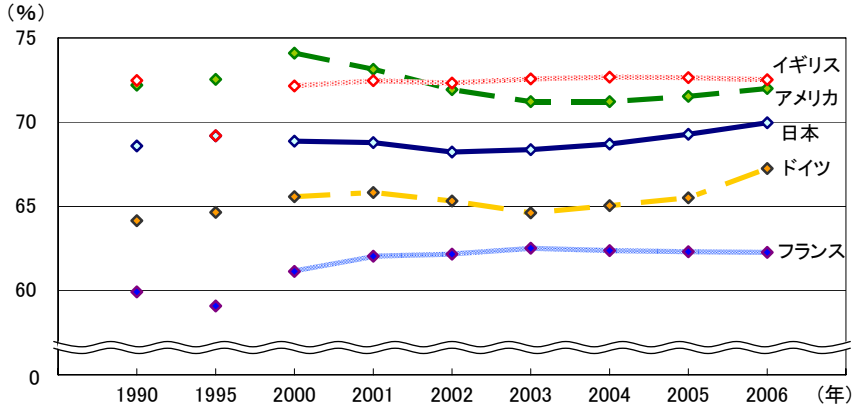

▸▸グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第2-12表 就業率（15～64歳）」(p.80)を参照。
(注) 日本とイギリスの1995年は同数値。

就業率とは，生産年齢人口（本書では15～64歳とする）に占める就業者の割合である。経済成長の促進，高齢化への対応，社会的統合の強化等を背景にEUは，就業率の向上を雇用戦略目標（具体的な数値目標は，2010年までにEU全体：70%，女性：60%，高齢者：50%）として掲げている。就業率の向上と失業率の低下は同義のように思われるが，必ずしもそうではなく，失業率は労働力人口に占める失業者の割合であり，失業者が求職活動を止め，非労働力化すると低下する。「2-4　65歳以上男性の労働力率(p.56)」で言及したとおり，EU諸国では高齢者の早期退職を促すことで失業率の引き下げが図られていたが，就業率という観点からはこうした政策は意味がないことになる。他方，就業意欲を促進する政策を採ると，労働供給を増やすため，失業率に関しては悪化を招く可能性もあるが，就業率の向上につながる。このように，就業率を重視する政策上の意味は，労働需要の確保のみならず，仕事と家庭の両立を可能とする環境作りなど，労働供給面の対策を通じて，就業促進を図っていく点にある。

上のグラフをみると，2006年の日本の就業率は男女計で70%と，イギリス（72.5%），アメリカ（72.0%）を下回るが，ドイツ（67.2%），フランス（62.3%）を上回る水準である。しかし，男女別でみると，男性の就業率は81%とグラフ中のいずれの主要国も上回るものの，女性は58.8%と低水準で，イギリス，アメリカ，ドイツを下回っている。日本の女性就業率は向上する余地があり，中途採用機会の拡大，仕事と家庭の両立支援，短時間正社員制度の普及などを通じた構造的な問題の解決が求められている。また，高齢者，とりわけ男性高齢者の就業率が高いことも日本の大きな特徴として挙げられる（「第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率（p.82）」参照）。

第2-1表　総人口
Table 2-1: Total population

（千人/thousands）

国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050
全世界 World	4,451,470	5,294,879	6,124,123	6,514,751	6,906,558	8,010,509	9,191,287
アフリカ Africa	479,786	637,421	820,959	922,011	1,032,013	1,393,871	1,997,935
ラテンアメリカ・カリブ Latin America, Caribbean	364,379	444,271	523,048	557,979	593,697	688,030	769,229
北アメリカ Northen America	255,546	283,920	315,672	332,245	348,574	392,978	445,303
アジア Asia	2,635,738	3,181,211	3,704,838	3,938,020	4,166,308	4,778,988	5,265,895
ヨーロッパ Europe	693,170	721,322	728,501	731,087	730,478	715,220	664,183
オセアニア Oceania	22,852	26,733	31,106	33,410	35,489	41,421	48,742
日本 JPN	116,807	123,537	127,034	127,897	127,758	121,614	102,511
アメリカ USA	230,917	256,098	284,857	299,846	314,692	354,930	402,415
カナダ CAN	24,516	27,701	30,689	32,271	33,752	37,912	42,754
イギリス GBR	56,314	57,237	58,868	60,245	61,517	65,190	68,717
ドイツ DEU	78,289	79,433	82,309	82,652	82,365	80,341	74,088
フランス FRA	53,880	56,735	59,187	60,991	62,507	65,769	68,270
イタリア ITA	56,434	56,719	57,692	58,646	59,032	58,079	54,610
スウェーデン SWE	8,310	8,559	8,868	9,038	9,242	9,854	10,481
中国 CHN	998,877	1,149,069	1,269,962	1,312,979	1,351,512	1,445,782	1,408,846
香港 HKG	5,039	5,704	6,662	7,057	7,419	8,305	8,980
韓国 KOR	38,124	42,869	46,780	47,870	48,673	49,019	42,327
シンガポール SGP	2,415	3,016	4,017	4,327	4,592	5,104	5,026
マレーシア MYS	13,763	18,103	23,274	25,653	27,920	33,769	39,631
タイ THA	46,809	54,291	60,666	63,003	65,125	68,803	67,376
インドネシア IDN	151,108	182,847	211,693	226,063	239,600	271,227	296,885
フィリピン PHL	48,088	61,226	76,213	84,566	93,001	115,878	140,466
インド IND	688,575	860,195	1,046,235	1,134,403	1,220,182	1,447,499	1,658,270
オーストラリア AUS	14,638	16,873	19,139	20,310	21,362	24,393	28,041
ニュージーランド NZL	3,113	3,411	3,854	4,097	4,285	4,764	5,209
ブラジル BRA	121,615	149,522	174,161	186,831	198,982	228,833	254,085

資料出所　UN(2007) *World Population Prospects: The 2006 Revision*

参考表 日本の将来推計人口
Reference table: Population prospects of Japan

（千人/thousands）

	2005 年/Year	2010	2015	2020	2025	2030	2035
日本 JPN	127,768	127,176	125,430	122,735	119,270	115,224	110,679
	2040	2045	2050	2055			
	105,695	100,443	95,152	89,930			

資料出所　国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2006年12月中位推計)

第2-2表　人口増加率
Table 2-2: Population growth rates

（年率/annual percentage change: %）

国・地域 Country or region		年/Year					
		1990～1995	1995～2000	2000～2005	2005～2010	2010～2015	2045～2050
全世界	World	1.54	1.37	1.24	1.17	1.10	0.36
アフリカ	Africa	2.61	2.45	2.32	2.25	2.15	1.17
ラテンアメリカ・カリブ	Latin America, Caribbean	1.71	1.56	1.29	1.24	1.12	0.20
北アメリカ	Northern America	1.08	1.04	1.02	0.96	0.88	0.40
アジア	Asia	1.63	1.42	1.22	1.13	1.04	0.18
ヨーロッパ	Europe	0.20	0.00	0.07	−0.02	−0.09	−0.36
オセアニア	Oceania	1.62	1.41	1.43	1.21	1.10	0.49
日本	JPN	0.31	0.25	0.14	−0.02	−0.18	−0.78

資料出所　UN(2007) *World Population Prospects: The 2006 Revision*

第2-3表　若年人口（15歳未満人口）
Table 2-3: Youth population, 0-14 years old

(1)実数/De facto population aged 0-14　　（千人/thousands）

国・地域 Country or region		1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050
日本	JPN	27,513	22,730	18,598	17,758	17,071	13,451	11,547
アメリカ	USA	51,904	55,711	61,465	62,417	63,278	66,864	69,446
カナダ	CAN	5,575	5,733	5,858	5,693	5,471	5,843	6,670
イギリス	GBR	11,832	10,876	11,176	10,826	10,649	11,202	11,160
ドイツ	DEU	14,474	12,775	12,853	11,870	11,103	10,477	10,116
フランス	FRA	12,005	11,487	11,061	11,205	11,397	10,948	10,910
イタリア	ITA	12,570	9,000	8,246	8,201	8,144	7,174	7,267
スウェーデン	SWE	1,628	1,535	1,634	1,573	1,507	1,695	1,721
ロシア	RUS	30,018	34,134	26,708	21,745	21,013	19,381	16,195
中国	CHN	354,633	318,574	316,774	283,771	265,090	260,149	215,399
香港	HKG	1,286	1,226	1,123	1,067	992	948	1,008
韓国	KOR	12,961	11,077	9,750	8,923	7,738	6,007	4,402
シンガポール	SGP	653	647	875	846	713	636	559
マレーシア	MYS	5,413	6,770	7,789	8,053	8,146	7,958	7,245
タイ	THA	18,064	15,476	14,297	13,657	13,420	12,320	10,668
インドネシア	IDN	61,141	65,490	64,212	64,147	63,871	57,456	51,883
フィリピン	PHL	20,735	25,041	28,781	30,578	31,972	32,226	27,649
インド	IND	271,203	325,021	366,018	374,144	374,809	359,000	302,065
オーストラリア	AUS	3,702	3,695	3,956	3,965	3,936	4,281	4,574
ニュージーランド	NZL	832	797	875	879	865	856	841
ブラジル	BRA	46,317	52,781	51,574	51,994	53,264	50,686	44,869

(2)対全人口比率/Proportion aged 0-14 among the total population　　（%）

国・地域 Country or region		1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050
日本	JPN	23.6	18.4	14.6	13.9	13.4	11.1	11.3
アメリカ	USA	22.5	21.8	21.6	20.8	20.1	18.8	17.3
カナダ	CAN	22.7	20.7	19.1	17.6	16.2	15.4	15.6
イギリス	GBR	21.0	19.0	19.0	18.0	17.3	17.2	16.2
ドイツ	DEU	18.5	16.1	15.6	14.4	13.5	13.0	13.7
フランス	FRA	22.3	20.2	18.7	18.4	18.2	16.6	16.0
イタリア	ITA	22.3	15.9	14.3	14.0	13.8	12.4	13.3
スウェーデン	SWE	19.6	17.9	18.4	17.4	16.3	17.2	16.4
ロシア	RUS	21.6	23.0	18.1	15.1	15.0	15.1	15.0
中国	CHN	35.5	27.7	24.9	21.6	19.6	18.0	15.3
香港	HKG	25.5	21.5	16.9	15.1	13.4	11.4	11.2
韓国	KOR	34.0	25.8	20.8	18.6	15.9	12.3	10.4
シンガポール	SGP	27.1	21.5	21.8	19.5	15.5	12.5	11.1
マレーシア	MYS	39.3	37.4	33.5	31.4	29.2	23.6	18.3
タイ	THA	38.6	28.5	23.6	21.7	20.6	17.9	15.8
インドネシア	IDN	40.5	35.8	30.3	28.4	26.7	21.2	17.5
フィリピン	PHL	43.1	40.9	37.8	36.2	34.4	27.8	19.7
インド	IND	39.4	37.8	35.0	33.0	30.7	24.8	18.2
オーストラリア	AUS	25.3	21.9	20.7	19.5	18.4	17.6	16.3
ニュージーランド	NZL	26.7	23.4	22.7	21.5	20.2	18.0	16.1
ブラジル	BRA	38.1	35.3	29.6	27.8	26.8	22.1	17.7

資料出所　UN(2007) *World Population Prospects: The 2006 Revision*

第2-4表　生産年齢人口（15～64歳人口）
Table 2-4: Working age population, 15-64 years old

(1)実数/De facto population aged 15-64　　（千人/thousands）

国・地域 Country or region		1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050
日本	JPN	78,734	85,998	86,574	84,884	81,939	72,328	52,333
アメリカ	USA	153,142	169,097	188,327	200,678	211,268	224,864	248,355
カナダ	CAN	16,636	18,847	20,961	22,343	23,498	24,145	25,100
イギリス	GBR	36,072	37,358	38,379	39,734	40,630	41,002	41,028
ドイツ	DEU	51,604	54,776	55,997	55,257	54,393	50,300	41,613
フランス	FRA	34,350	37,313	38,498	39,827	40,769	40,555	39,657
イタリア	ITA	36,444	39,028	38,940	38,867	38,730	36,592	29,515
スウェーデン	SWE	5,328	5,502	5,705	5,908	6,031	6,003	6,229
ロシア	RUS	94,483	99,682	102,585	102,367	101,684	86,851	65,963
中国	CHN	596,819	767,981	866,449	928,743	973,482	988,251	859,778
香港	HKG	3,427	3,995	4,808	5,145	5,503	5,556	5,040
韓国	KOR	23,710	29,648	33,589	34,427	35,416	33,409	23,054
シンガポール	SGP	1,647	2,200	2,855	3,114	3,414	3,307	2,816
マレーシア	MYS	7,848	10,670	14,583	16,483	18,420	22,863	25,923
タイ	THA	26,967	36,163	42,305	44,434	46,030	46,202	41,026
インドネシア	IDN	84,764	110,439	137,183	149,442	161,156	189,401	189,878
フィリピン	PHL	25,824	34,207	44,757	50,756	57,101	76,170	94,641
インド	IND	392,743	501,284	632,342	703,805	780,435	976,586	1,116,382
オーストラリア	AUS	9,532	11,297	12,807	13,683	14,390	15,324	16,641
ニュージーランド	NZL	1,971	2,234	2,525	2,720	2,861	3,029	3,112
ブラジル	BRA	70,301	90,163	113,076	123,378	132,244	153,694	159,941

(2)対全人口比率/Proportion aged 15-64 among the total population　　（%）

国・地域 Country or region		1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050
日本	JPN	67.4	69.6	68.2	66.4	64.1	59.5	51.1
アメリカ	USA	66.3	66.0	66.1	66.9	67.1	63.4	61.7
カナダ	CAN	67.9	68.0	68.3	69.2	69.6	63.7	58.7
イギリス	GBR	64.1	65.3	65.2	66.0	66.0	62.9	59.7
ドイツ	DEU	65.9	69.0	68.0	66.9	66.0	62.6	56.2
フランス	FRA	63.8	65.8	65.0	65.3	65.2	61.7	58.1
イタリア	ITA	64.6	68.8	67.5	66.3	65.6	63.0	54.0
スウェーデン	SWE	64.1	64.3	64.3	65.4	65.3	60.9	59.4
ロシア	RUS	68.1	67.1	69.6	71.1	72.5	67.8	61.2
中国	CHN	59.7	66.8	68.2	70.7	72.0	68.4	61.0
香港	HKG	68.0	70.0	72.2	72.9	74.2	66.9	56.1
韓国	KOR	62.2	69.2	71.8	71.9	72.8	68.2	54.5
シンガポール	SGP	68.2	72.9	71.1	72.0	74.3	64.8	56.0
マレーシア	MYS	57.0	58.9	62.7	64.3	66.0	67.7	65.4
タイ	THA	57.6	66.6	69.7	70.5	70.7	67.2	60.9
インドネシア	IDN	56.1	60.4	64.8	66.1	67.3	69.8	64.0
フィリピン	PHL	53.7	55.9	58.7	60.0	61.4	65.7	67.4
インド	IND	57.0	58.3	60.4	62.0	64.0	67.5	67.3
オーストラリア	AUS	65.1	66.9	66.9	67.4	67.4	62.8	59.3
ニュージーランド	NZL	63.3	65.5	65.5	66.4	66.8	63.6	59.7
ブラジル	BRA	57.8	60.3	64.9	66.0	66.5	67.2	62.9

資料出所　UN(2007) *World Population Prospectss: The 2006 Revision*

第2-5表　老年人口（65歳以上人口）
Table 2-5: Elderly population, 65 years old or over

(1)実数/De facto population aged 65 or over　（千人/thousands）

国・地域 Country or region		1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050
日本	JPN	10,560	14,809	21,862	25,255	28,748	35,835	38,632
アメリカ	USA	25,871	31,289	35,065	36,751	40,146	63,203	84,614
カナダ	CAN	2,306	3,121	3,870	4,234	4,782	7,923	10,984
イギリス	GBR	8,410	9,003	9,312	9,684	10,239	12,986	16,528
ドイツ	DEU	12,211	11,882	13,459	15,525	16,869	19,563	22,360
フランス	FRA	7,525	7,935	9,628	9,958	10,341	14,267	17,703
イタリア	ITA	7,420	8,691	10,507	11,578	12,157	14,313	17,829
スウェーデン	SWE	1,354	1,522	1,529	1,557	1,704	2,155	2,531
ロシア	RUS	14,154	14,800	18,130	19,841	17,621	21,962	25,674
中国	CHN	47,426	62,514	86,739	100,464	112,941	197,382	333,668
香港	HKG	325	483	730	846	924	1,801	2,932
韓国	KOR	1,453	2,144	3,441	4,519	5,518	9,603	14,871
シンガポール	SGP	114	169	287	368	466	1,161	1,650
マレーシア	MYS	503	663	901	1,117	1,354	2,949	6,463
タイ	THA	1,778	2,652	4,063	4,912	5,675	10,281	15,683
インドネシア	IDN	5,202	6,917	10,297	12,474	14,572	24,370	55,124
フィリピン	PHL	1,529	1,978	2,675	3,232	3,929	7,482	18,177
インド	IND	24,630	33,890	47,875	56,455	64,938	111,912	239,822
オーストラリア	AUS	1,404	1,882	2,376	2,662	3,036	4,788	6,825
ニュージーランド	NZL	310	380	454	498	559	879	1,256
ブラジル	BRA	4,998	6,578	9,510	11,459	13,475	24,454	49,275

(2)対全人口比率/Proportion aged 65 or over among the total population　（%）

国・地域 Country or region		1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050
日本	JPN	9.0	12.0	17.2	19.7	22.5	29.5	37.7
アメリカ	USA	11.2	12.2	12.3	12.3	12.8	17.8	21.0
カナダ	CAN	9.4	11.3	12.6	13.1	14.2	20.9	25.7
イギリス	GBR	14.9	15.7	15.8	16.1	16.6	19.9	24.1
ドイツ	DEU	15.6	15.0	16.4	18.8	20.5	24.4	30.2
フランス	FRA	14.0	14.0	16.3	16.3	16.5	21.7	25.9
イタリア	ITA	13.1	15.3	18.2	19.7	20.6	24.6	32.6
スウェーデン	SWE	16.3	17.8	17.2	17.2	18.4	21.9	24.1
ロシア	RUS	10.2	10.0	12.3	13.8	12.6	17.1	23.8
中国	CHN	4.7	5.4	6.8	7.7	8.4	13.7	23.7
香港	HKG	6.5	8.5	11.0	12.0	12.5	21.7	32.6
韓国	KOR	3.8	5.0	7.4	9.4	11.3	19.6	35.1
シンガポール	SGP	4.7	5.6	7.2	8.5	10.1	22.8	32.8
マレーシア	MYS	3.7	3.7	3.9	4.4	4.8	8.7	16.3
タイ	THA	3.8	4.9	6.7	7.8	8.7	14.9	23.3
インドネシア	IDN	3.4	3.8	4.9	5.5	6.1	9.0	18.6
フィリピン	PHL	3.2	3.2	3.5	3.8	4.2	6.5	12.9
インド	IND	3.6	3.9	4.6	5.0	5.3	7.7	14.5
オーストラリア	AUS	9.6	11.2	12.4	13.1	14.2	19.6	24.3
ニュージーランド	NZL	10.0	11.1	11.8	12.2	13.0	18.5	24.1
ブラジル	BRA	4.1	4.4	5.5	6.1	6.8	10.7	19.4

資料出所　UN(2007) *World Population Prospects: The 2006 Revision*

第2-6表　性別・年齢階級別人口構成（2005年）

Table 2-6: Population by sex and age group, 2005

（千人/thousands）

年齢階級 Age group	日本 JPN		アメリカ USA		カナダ CAN		イギリス GBR	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	62,486	65,411	147,501	152,345	15,980	16,291	29,475	30,770
0～4歳/Age	2,926	2,773	10,553	10,041	878	836	1,765	1,681
5～9	3,110	2,948	10,377	9,877	946	902	1,819	1,730
10～14	3,073	2,928	11,046	10,523	1,093	1,038	1,967	1,864
15～19	3,363	3,206	11,129	10,589	1,104	1,050	2,036	1,935
20～24	3,855	3,688	10,747	10,294	1,114	1,072	1,965	1,906
25～29	4,413	4,214	10,215	9,916	1,111	1,077	1,858	1,858
30～34	5,054	4,882	10,266	10,084	1,118	1,099	2,072	2,094
35～39	4,449	4,348	10,606	10,574	1,187	1,175	2,297	2,342
40～44	4,090	4,008	11,426	11,556	1,380	1,365	2,293	2,341
45～49	3,893	3,853	11,174	11,512	1,314	1,316	1,992	2,035
50～54	4,409	4,421	9,924	10,325	1,147	1,166	1,819	1,857
55～59	5,091	5,177	8,350	8,892	1,001	1,023	1,931	1,988
60～64	4,111	4,358	6,244	6,855	748	777	1,524	1,592
65～	10,650	14,606	15,443	21,308	1,840	2,397	4,137	5,547

年齢階級 Age group	ドイツ DEU		フランス FRA		イタリア ITA		スウェーデン SWE	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	40,389	42,264	29,718	31,273	28,479	30,168	4,481	4,557
0～4歳/Age	1,851	1,754	1,960	1,867	1,400	1,318	252	239
5～9	2,056	1,949	1,903	1,809	1,378	1,297	242	230
10～14	2,187	2,074	1,879	1,786	1,442	1,366	313	298
15～19	2,493	2,365	1,990	1,908	1,455	1,388	302	286
20～24	2,504	2,399	1,966	1,925	1,591	1,525	270	258
25～29	2,354	2,266	1,948	1,901	1,930	1,867	277	267
30～34	2,631	2,529	2,155	2,106	2,346	2,289	311	302
35～39	3,568	3,385	2,161	2,155	2,446	2,407	330	317
40～44	3,683	3,505	2,171	2,209	2,335	2,327	320	307
45～49	3,194	3,089	2,088	2,153	2,012	2,030	297	289
50～54	2,861	2,884	2,036	2,101	1,859	1,900	294	288
55～59	2,174	2,188	2,042	2,082	1,903	1,977	320	317
60～64	2,543	2,642	1,338	1,392	1,579	1,702	280	277
65～	6,289	9,234	4,080	5,878	4,803	6,776	673	885

年齢階級 Age group	ロシア RUS		中国 CHN		香港 HKG		韓国 KOR	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	66,814	77,139	678,176	634,803	3,388	3,670	23,940	23,930
0～4歳/Age	3,629	3,436	45,859	39,428	151	144	1,280	1,164
5～9	3,333	3,173	50,900	44,606	183	177	1,602	1,464
10～14	4,176	3,996	54,328	48,651	209	203	1,736	1,677
15～19	6,152	5,941	61,330	55,679	219	206	1,697	1,525
20～24	6,281	6,157	52,475	47,899	240	242	1,919	1,812
25～29	5,502	5,512	49,205	46,525	240	278	1,939	1,849
30～34	5,129	5,171	61,630	58,487	257	313	2,158	2,073
35～39	4,691	4,814	64,231	60,849	266	335	2,083	2,007
40～44	5,525	5,897	52,856	50,192	323	390	2,085	2,047
45～49	5,663	6,367	42,132	39,640	320	348	1,980	1,964
50～54	4,838	5,783	42,212	40,636	257	267	1,445	1,430
55～59	3,571	4,575	30,455	28,750	204	198	1,169	1,194
60～64	1,936	2,863	22,463	21,098	125	116	992	1,060
65～	6,387	13,452	48,102	52,363	393	453	1,855	2,665

（千人/thousands）

年齢階級 Age group	シンガポール SGP		マレーシア MYS		タイ THA		インドネシア IDN	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	2,178	2,150	13,036	12,617	30,737	32,266	112,952	113,111
0～4歳/Age	112	104	1,414	1,338	2,317	2,203	11,092	10,662
5～9	149	139	1,363	1,292	2,310	2,174	10,779	10,397
10～14	176	165	1,354	1,292	2,402	2,251	10,786	10,430
15～19	149	138	1,281	1,237	2,554	2,453	10,839	10,532
20～24	137	127	1,208	1,191	2,574	2,534	10,818	10,657
25～29	135	126	1,056	1,028	2,520	2,564	10,165	10,129
30～34	160	155	976	950	2,443	2,647	9,399	9,417
35～39	189	194	905	875	2,362	2,656	8,504	8,454
40～44	211	212	863	833	2,407	2,674	7,396	7,298
45～49	206	205	748	712	2,287	2,502	6,255	6,159
50～54	172	170	595	561	1,952	2,100	4,855	4,803
55～59	133	132	449	421	1,455	1,541	3,527	3,842
60～64	81	82	304	291	1,057	1,153	2,974	3,421
65～	168	200	519	597	2,096	2,815	5,564	6,911

年齢階級 Age group	フィリピン PHL		インド IND		オーストラリア AUS		ニュージーランド NZL	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	42,587	41,980	587,618	546,785	10,101	10,209	2,016	2,081
0～4歳/Age	5,593	5,331	66,136	60,758	648	615	145	138
5～9	5,118	4,894	65,118	59,376	671	637	147	139
10～14	4,922	4,721	64,267	58,488	715	678	160	150
15～19	4,537	4,369	59,554	54,572	717	682	156	150
20～24	4,043	3,920	54,553	50,060	720	690	143	138
25～29	3,583	3,496	48,990	45,078	691	674	131	133
30～34	3,057	3,005	43,192	39,786	755	758	138	149
35～39	2,632	2,615	38,199	35,201	728	739	143	155
40～44	2,234	2,244	33,919	31,277	764	771	156	165
45～49	1,867	1,901	29,639	27,400	726	734	144	149
50～54	1,538	1,593	25,226	23,550	666	676	126	129
55～59	1,144	1,157	17,913	17,490	624	617	116	118
60～64	883	939	14,020	14,186	479	472	89	91
65～	1,437	1,796	26,892	29,562	1,197	1,466	221	278

年齢階級 Age group	ブラジル BRA	
	男性 Male	女性 Female
総数/Total	92,183	94,648
0～4歳/Age	9,204	8,839
5～9	8,832	8,511
10～14	8,443	8,166
15～19	8,818	8,577
20～24	9,057	8,897
25～29	8,076	8,186
30～34	7,038	7,292
35～39	6,531	6,820
40～44	6,194	6,540
45～49	5,154	5,523
50～54	4,213	4,582
55～59	3,224	3,580
60～64	2,367	2,708
65～	5,030	6,427

資料出所　UN (2007) *World Population Prospects: The 2006 Revision*

第2-7表　出生率・死亡率

Table 2-7: Crude birth rates and crude death rates

（千人当たり/per 1,000 population）

国・地域 Country or region		出生率 Crude birth rates				死亡率 Crude death rates			
		1950～55年/Year	1970～1975	1995～2000	2020～2025	1950～1955	1970～1975	1995～2000	2020～2025
日本	JPN	23.7	19.9	9.6	6.9	9.4	6.5	7.6	12.0
アメリカ	USA	24.3	15.7	14.4	12.5	9.5	9.2	8.3	8.5
カナダ	CAN	27.8	15.6	11.6	10.2	8.7	7.3	7.2	8.4
イギリス	GBR	15.9	14.5	12.2	11.6	11.7	11.8	10.8	10.1
ドイツ	DEU	16.0	11.4	9.5	8.6	11.1	12.3	10.7	12.4
フランス	FRA	19.5	16.3	12.6	11.0	12.8	10.7	9.5	9.7
イタリア	ITA	18.3	16.1	9.2	7.9	9.9	9.8	9.9	12.0
スウェーデン	SWE	15.5	13.6	10.4	11.5	9.8	10.4	10.6	10.0
ロシア	RUS	26.5	15.3	8.9	8.9	9.5	9.1	14.2	15.8
中国	CHN	43.8	28.6	16.0	12.1	25.1	6.3	6.7	8.5
香港	HKG	37.7	19.5	10.0	6.8	8.9	5.0	5.1	7.6
韓国	KOR	37.0	29.0	13.5	8.0	16.9	8.3	5.5	8.7
シンガポール	SGP	44.4	21.2	14.0	8.9	10.6	5.2	4.8	8.3
マレーシア	MYS	45.2	34.7	24.5	15.7	19.9	8.8	4.7	5.4
タイ	THA	44.0	33.7	17.0	12.0	15.6	9.2	8.1	9.9
インドネシア	IDN	42.7	39.1	22.0	14.2	26.1	15.9	7.2	6.6
フィリピン	PHL	48.2	39.3	29.1	19.2	18.4	10.4	5.5	4.9
インド	IND	43.3	37.3	27.7	17.2	26.0	15.1	9.1	7.4
オーストラリア	AUS	23.0	19.6	13.5	11.9	9.4	8.5	7.0	7.9
ニュージーランド	NZL	25.7	20.8	14.9	12.0	9.3	8.4	7.4	7.8
ブラジル	BRA	44.0	33.7	21.6	15.0	15.4	9.9	6.4	6.9

資料出所　UN(2007) *World Population Prospects: The 2006 Revision*

第2-8表　平均寿命

Table 2-8: Life expectancy at birth by sex

（歳/years old）

国・地域 Country or region		1950～1955 年/Year 平均 Average	男性 Male	女性 Female	1995～2000 年/Year 平均 Average	男性 Male	女性 Female
日本	JPN	63.9	61.6	65.5	80.5	77.1	83.8
アメリカ	USA	68.9	66.1	72.0	76.5	73.6	79.3
カナダ	CAN	69.1	66.8	71.7	78.7	75.9	81.4
イギリス	GBR	69.2	66.7	71.8	77.2	74.7	79.7
ドイツ	DEU	67.5	65.3	69.6	77.3	74.1	80.3
フランス	FRA	66.5	63.7	69.5	78.5	74.6	82.3
イタリア	ITA	66.0	64.3	67.8	78.7	75.5	81.8
スウェーデン	SWE	71.8	70.4	73.3	79.3	76.8	81.8
ロシア	RUS	64.5	60.5	67.3	65.7	59.6	72.2
中国	CHN	40.8	39.3	42.3	70.4	69.0	72.0
香港	HKG	61.0	57.2	64.9	80.0	77.2	83.0
韓国	KOR	47.5	46.0	49.0	74.6	70.9	78.5
シンガポール	SGP	60.4	58.8	62.1	77.2	75.1	79.3
マレーシア	MYS	48.5	47.0	50.0	71.9	69.6	74.5
タイ	THA	50.8	49.2	52.6	67.5	62.8	72.8
インドネシア	IDN	37.5	36.9	38.1	66.0	64.2	67.9
フィリピン	PHL	47.8	46.0	49.6	68.6	66.5	70.7
インド	IND	37.4	38.1	36.6	61.8	61.0	62.7
オーストラリア	AUS	69.6	66.9	72.4	78.7	75.9	81.5
ニュージーランド	NZL	69.6	67.5	71.8	77.6	75.0	80.1
ブラジル	BRA	50.9	49.3	52.7	69.4	65.7	73.3

資料出所　UN(2007) *World Population Prospects: The 2006 Revision*

参考表　完全生命表又は簡易生命表による日本の平均寿命

Reference table: Japan's average life expectancy

（歳/years old）

完全生命表 Complete life table						簡易生命表 Abridged life table	
1995 年/Year		2000		2005		2005	
男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
76.38	82.85	77.72	84.60	78.56	85.52	78.53	85.49

資料出所　厚生労働省(2007.3)「第20回完全生命表」，厚生労働省(2006.7)「平成17年簡易生命表」

第2-9表　合計特殊出生率[1)]
Table 2-9: Total fertility rates

国・地域 Country or region		1960 ～1965 年/Year	1985 ～1990	1990 ～1995	1995 ～2000	2000 ～2005	2020 ～2025
日本	JPN	2.02	1.66	1.49	1.39	1.29	1.35
アメリカ	USA	3.31	1.92	2.03	1.99	2.04	1.88
カナダ	CAN	3.68	1.62	1.69	1.56	1.52	1.60
イギリス	GBR	2.81	1.81	1.78	1.70	1.70	1.85
ドイツ	DEU	2.49	1.43	1.31	1.34	1.35	1.49
フランス	FRA	2.85	1.81	1.71	1.76	1.88	1.85
イタリア	ITA	2.50	1.35	1.28	1.21	1.29	1.49
スウェーデン	SWE	2.32	1.91	2.01	1.56	1.67	1.85
ロシア	RUS	2.55	2.12	1.55	1.25	1.30	1.46
中国	CHN	5.72	2.46	1.92	1.78	1.70	1.85
香港	HKG	5.31	1.31	1.29	1.08	0.94	1.09
韓国	KOR	5.63	1.60	1.70	1.51	1.24	1.29
シンガポール	SGP	4.93	1.71	1.76	1.57	1.35	1.39
マレーシア	MYS	6.72	4.00	3.47	3.10	2.87	2.01
タイ	THA	6.39	2.27	2.00	1.90	1.83	1.85
インドネシア	IDN	5.62	3.40	2.90	2.55	2.38	1.85
フィリピン	PHL	6.85	4.55	4.14	3.72	3.54	2.38
インド	IND	5.82	4.15	3.86	3.46	3.11	2.13
オーストラリア	AUS	3.27	1.86	1.86	1.78	1.76	1.85
ニュージーランド	NZL	4.02	2.05	2.06	1.95	1.96	1.85
ブラジル	BRA	6.15	3.10	2.60	2.45	2.35	1.98

資料出所　UN(2007) *World Population Prospects: The 2006 Revision*

(注) 1) 合計特殊出生率とは，1人の女性が一生の間に生むと推計される平均子供数であり，その算出方法は女性(15～49歳)の年齢別出生率の総和によって求められる。

国・地域 Country or region		1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
日本	JPN	1.54	1.42	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32
アメリカ	USA	2.08	2.02	2.06	2.03	2.01	2.04	2.05	＊2.05	
カナダ	CAN	1.83	1.64	1.49	1.51	1.50	1.53	1.53	1.54	－
イギリス	GBR	1.84	1.71	1.64	1.63	1.64	1.71	1.77	1.80	
ドイツ	DEU	1.45	1.25	1.38	1.35	1.34	1.34	1.36	1.36	
フランス	FRA	1.78	1.70	1.88	1.88	1.87	1.88	1.90	1.94	＊2.01
イタリア	ITA	1.36	1.19	1.26	1.25	1.27	1.29	1.33	1.32	
オランダ	NLD	1.62	1.53	1.72	1.71	1.73	1.75	1.73	1.73	
ベルギー	BEL	1.62	1.56	1.66	1.64	1.62	1.64	1.64	－	
デンマーク	DNK	1.67	1.81	1.77	1.75	1.72	1.76	1.78	1.80	
スウェーデン	SWE	2.14	1.74	1.57	1.57	1.65	1.72	1.75	1.77	
香港	HKG	1.21	1.15	0.90	0.79	0.94	0.90	0.92	0.96	＊0.98
韓国	KOR	1.59	1.65	1.47	1.30	1.17	1.19	1.16	1.08	＊1.13
シンガポール	SGP	1.83	1.71	1.60	1.41	1.37	1.26	1.25	1.25	
オーストラリア	AUS	1.91	1.82	1.76	1.73	1.76	1.76	－	－	

資料出所　国立社会保障・人口問題研究所(2007.3)「2007年版人口統計資料集」，同2005・2006年版
厚生労働省(2007.6)「平成18年人口動態統計月報年計」
カナダ：カナダ統計局ホームページ(http://www.statcan.ca/)2007年9月現在
香港：香港統計局ホームページ(http://www.censtatd.gov.hk/hong_kong_statistics/)
韓国：韓国統計局ホームページ(http://kosis.nso.go.kr/)
シンガポール：シンガポール統計局(2006.12) *Population Trends 2006*

(注) ＊は暫定値。

第2-10表　労働力人口

Table 2-10: Labour force

（千人/thousands）

国 Country or region （歳/Age）	1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005
日本	63,840	66,660	67,660	67,520	66,890	66,660	66,420	66,500
（65～） JPN	3,600	4,460	4,940	4,920	4,880	4,880	4,900	5,040
アメリカ	125,182	132,304	140,864	141,815	144,863	146,510	147,401	149,320
（65～） USA	3,777	3,819	4,200	4,302	4,469	4,792	4,997	5,278
カナダ	13,681	14,689	15,842	16,110	16,579	16,959	17,182	17,343
（65～） CAN	200	202	215	220	246	281	296	319
イギリス	28,805	28,026	28,742	28,776	29,031	29,235	29,369	29,556
（65～） GBR	480	459	469	430	492	537	552	590
ドイツ	—	40,083	39,731	39,966	40,022	40,195	40,047	41,150
（65～） DEU	—	327	375	406	424	444	454	524
フランス	25,342	26,083	26,226	26,385	26,653	27,125	27,447	27,636
（65～） FRA	169	130	124	118	130	130	125	115
イタリア	24,075	22,734	23,720	23,901	24,085	24,229	—	24,451
（65～） ITA	403	318	336	353	361	353	—	353
スウェーデン	4,577	4,319	4,362	4,415	4,421	4,450	4,459	4,533
（65～） SWE	—	—	—	—	—	—	—	—
EU-15	155,115	167,631	173,681	174,249	175,941	178,017	180,580	183,301
（65～）	1,956	2,032	2,086	2,111	2,203	2,283	2,268	2,482
ロシア	—	69,469	—	—	71,919	72,391	72,950	73,432
（65～72） RUS	—	—	—	—	943	1,066	1,175	1,228
香港	2,778	3,001	3,383	3,427	3,488	3,501	3,551	3,538
（65～） HKG	63	50	44	42	42	43	44	45
韓国	18,487	20,797	21,951	22,181	—	22,917	23,417	23,743
（65～） KOR	624	—	1,064	1,167	—	1,146	1,252	1,361
シンガポール	1,347	1,748	2,192	2,120	2,129	2,150	—	2,367
（65～） SGP	—	23	25	34	35	36	—	33
タイ	31,750	—	33,972	34,488	—	35,311	36,291	36,843
（60～） THA	1,428	—	1,928	2,073	—	2,258	2,516	2,604
インドネシア	74,395	86,361	97,433	—	—	—	—	105,802
（65～） IDN	2,823	3,183	5,502	—	—	—	—	—
フィリピン	24,525	28,040	30,908	33,353	33,673	35,120	35,629	35,494
（65～） PHL	1,099	1,318	1,471	1,608	1,735	1,435	1,483	1,484
オーストラリア	8,459	9,001	9,682	9,796	9,943	10,067	10,207	10,492
（65～） AUS	101	122	145	146	152	157	172	197
ニュージーランド	1,586	1,742	1,892	1,926	1,979	2,015	2,099	2,152
（65～） NZL	24	23	33	37	42	44	51	54
ブラジル	64,468	74,138	77,467	83,952	86,917	88,803	92,860	—
（60～） BRA	3,093	4,246	3,290	4,795	5,047	5,290	5,389	—

資料出所　イギリス，EU：OECD Labour Statistics Portal（http://www.oecd.org/statsportal/）2007年12月現在
その他：ILO LABORSTA（http://laborsta.ilo.org/）2007年12月現在

（注）各国の労働力人口の定義，調査対象については第2-11表（p.70）の注に準ずる。

第2-11表　性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率

Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group

（千人/thousands, %）

国・地域 Country or region	年齢階級 Age group	合計 Total 人口 Population	合計 Total 労働力人口 Labour force	合計 Total 労働力率 Labour force participation rate	男性 Male 人口 Population	男性 Male 労働力人口 Labour force	男性 Male 労働力率 Labour force participation rate	女性 Female 人口 Population	女性 Female 労働力人口 Labour force	女性 Female 労働力率 Labour force participation rate
日本 1) 2006 JPN	0－14	17,420	－	－	8,930	－	－	8,490	－	－
	15－19	6,430	1,060	16.5	3,290	540	16.4	3,140	520	16.6
	20－24	7,450	5,180	69.5	3,820	2,640	69.1	3,640	2,550	70.1
	25－29	8,270	7,040	85.1	4,240	3,980	93.9	4,040	3,060	75.7
	30－34	9,700	7,750	79.9	4,910	4,740	96.5	4,790	3,010	62.8
	35－39	9,130	7,330	80.3	4,600	4,450	96.7	4,530	2,880	63.6
	40－44	8,020	6,760	84.3	4,030	3,910	97.0	3,990	2,850	71.4
	45－49	7,690	6,570	85.4	3,850	3,730	96.9	3,840	2,840	74.0
	50－54	8,450	7,020	83.1	4,210	4,030	95.7	4,240	2,990	70.5
	55－59	10,700	8,190	76.5	5,290	4,930	93.2	5,410	3,260	60.3
	60－64	8,100	4,460	55.1	3,920	2,780	70.9	4,180	1,680	40.2
	65－69	7,510	2,680	35.7	3,570	1,700	47.6	3,940	990	25.1
	70－74	6,740	1,480	22.0	3,090	910	29.4	3,660	570	15.6
	75～	11,990	1,050	8.8	4,460	650	14.6	7,530	400	5.3
	計(15-64)	83,940	61,360	73.1	42,160	35,730	84.7	41,800	25,640	61.3
	計(15～)	110,180	66,570	60.4	53,280	38,990	73.2	56,930	27,600	48.5
	計/Total	127,610	66,570	52.2	62,200	38,980	62.7	65,420	27,590	42.2
アメリカ 2) 2006 USA	16－19	16,678	7,281	43.7	8,459	3,693	43.7	8,218	3,588	43.7
	20－24	20,265	15,113	74.6	10,191	8,116	79.6	10,074	6,997	69.5
	25－29	20,068	16,637	82.9	10,052	9,105	90.6	10,015	7,532	75.2
	30－34	19,162	15,936	83.2	9,516	8,840	92.9	9,647	7,096	73.6
	35－39	20,654	17,274	83.6	10,204	9,484	92.9	10,450	7,791	74.6
	40－44	22,099	18,574	84.0	10,878	9,923	91.2	11,221	8,651	77.1
	45－49	22,547	18,805	83.4	11,065	9,941	89.8	11,482	8,864	77.2
	50－54	20,354	16,340	80.3	9,926	8,548	86.1	10,428	7,792	74.7
	55－59	17,974	12,945	72.0	8,707	6,763	77.7	9,267	6,182	66.7
	60－64	13,401	7,039	52.5	6,388	3,746	58.6	7,013	3,293	47.0
	65－69	10,293	2,981	29.0	4,792	1,648	34.4	5,501	1,332	24.2
	70－74	8,392	1,423	17.0	3,782	818	21.6	4,610	605	13.1
	75～	16,928	1,080	6.4	6,645	630	9.5	10,283	451	4.4
	計(16-64)	193,202	145,944	75.5	95,386	78,159	81.9	97,815	67,786	69.3
	計(16～)	－	151,428	－	－	81,255	－	－	70,173	－

資料出所　イギリス, EU：OECD Labour Statistics Portal（http://www.oecd.org/statsportal/）2007年9月現在
その他：ILO LABORSTA（http://laborsta.ilo.org/）2007年9月現在

(注) 1) 総務省（2007）「労働力調査年報」による現在人口。国内に3か月以上住む15歳以上の日本人と外国人を対象とし，外国の外交官，在留米軍などは含まない。自衛隊と矯正施設の被収容者は含む。
2) 米国商務省（2007）Current Population Survey（CPS）による。16歳以上の非施設人口を対象。軍人，施設人口，外国の外交官，海外居住の米国人は含まない。

（千人/thousands, %）

国・地域 Country or region	年齢階級 Age group	合計 Total 人口 Population	合計 Total 労働力人口 Labour force	合計 Total 労働力率 Labour force participation rate	男性 Male 人口 Population	男性 Male 労働力人口 Labour force	男性 Male 労働力率 Labour force participation rate	女性 Female 人口 Population	女性 Female 労働力人口 Labour force	女性 Female 労働力率 Labour force participation rate
カナダ 3) 2006 CAN	15－19	2,113	1,135	53.7	1,081	566	52.4	1,032	569	55.1
	20－24	2,208	1,734	78.6	1,124	899	80.0	1,083	835	77.1
	25－29	2,175	1,870	86.0	1,093	984	90.0	1,082	885	81.8
	30－34	2,168	1,879	86.7	1,088	1,009	92.7	1,080	871	80.6
	35－39	2,308	2,016	87.3	1,151	1,072	93.2	1,157	943	81.5
	40－44	2,626	2,299	87.6	1,316	1,213	92.2	1,310	1,086	82.9
	45－49	2,604	2,256	86.6	1,283	1,165	90.8	1,322	1,091	82.6
	50－54	2,351	1,949	82.9	1,175	1,031	87.8	1,176	918	78.1
	55－59	2,053	1,418	69.1	1,013	771	76.1	1,040	647	62.3
	60－64	1,563	704	45.1	767	409	53.3	796	295	37.1
	65～	4,017	332	8.3	1,792	217	12.1	2,224	115	5.2
	計(15-64)	22,168	17,261	77.9	11,090	9,119	82.2	11,078	8,142	73.5
	計(15～)	26,185	17,593	67.2	12,883	9,335	72.5	13,302	8,257	62.1
イギリス 4) 2006 GBR	15－19	3,097	1,714	55.3	1,576	869	55.1	1,521	845	55.6
	20－24	3,693	2,808	76.0	1,827	1,481	81.1	1,866	1,327	71.1
	25－29	3,637	3,072	84.5	1,774	1,637	92.3	1,863	1,435	77.0
	30－34	3,912	3,304	84.5	1,897	1,774	93.5	2,015	1,530	75.9
	35－39	4,468	3,758	84.1	2,177	2,030	93.2	2,291	1,728	75.4
	40－44	4,556	3,909	85.8	2,239	2,050	91.6	2,317	1,859	80.2
	45－49	4,087	3,518	86.1	2,017	1,832	90.8	2,070	1,686	81.4
	50－54	3,670	3,030	82.6	1,810	1,597	88.2	1,860	1,433	77.0
	55－59	3,895	2,773	71.2	1,917	1,501	78.3	1,978	1,272	64.3
	60－64	3,207	1,422	44.3	1,570	881	56.1	1,637	541	33.0
	65－69	2,681	437	16.3	1,294	277	21.4	1,387	160	11.5
	70－74	2,303	138	6.0	1,074	86	8.0	1,229	52	4.2
	75～	4,201	62	1.5	1,670	40	2.4	2,531	22	0.9
	計(15-64)	38,222	29,308	76.7	18,804	15,652	83.2	19,418	13,656	70.3
	計(15～)	47,407	29,945	63.2	22,842	16,055	70.3	24,565	13,890	56.5

3) カナダ統計局「労働力調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。フルタイムの軍人，施設人口，居留地の先住民は含まない。

4) イギリス統計局「労働力調査」による。16歳以上の非施設人口を対象。職業軍人は含むが徴兵は含まない。

第2-11表　性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率（続き）

Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group (*cont.*)

（千人/thousands, %）

国・地域 Country or region	年齢階級 Age group	合計 Total 人口 Population	合計 Total 労働力人口 Labour force	合計 Total 労働力率 Labour force participation rate	男性 Male 人口 Population	男性 Male 労働力人口 Labour force	男性 Male 労働力率 Labour force participation rate	女性 Female 人口 Population	女性 Female 労働力人口 Labour force	女性 Female 労働力率 Labour force participation rate
ドイツ 5) 2005 DEU	0－9	7,412	－	－	3,776	－	－	3,636	－	－
	10－14	4,069	－	－	2,113	－	－	1,955	－	－
	15－19	4,921	1,484	30.2	2,551	848	33.2	2,370	635	26.8
	20－24	4,916	3,445	70.1	2,525	1,861	73.7	2,390	1,584	66.3
	25－29	4,807	3,828	79.6	2,444	2,092	85.6	2,364	1,735	73.4
	30－34	5,091	4,311	84.7	2,591	2,454	94.7	2,500	1,857	74.3
	35－39	6,665	5,836	87.6	3,395	3,263	96.1	3,270	2,574	78.7
	40－44	7,212	6,463	89.6	3,668	3,507	95.6	3,544	2,957	83.4
	45－49	6,138	5,440	88.6	3,063	2,891	94.4	3,075	2,548	82.9
	50－54	5,591	4,729	84.6	2,751	2,506	91.1	2,841	2,223	78.2
	55－59	4,803	3,514	73.2	2,392	1,962	82.0	2,410	1,553	64.4
	60－64	4,987	1,575	31.6	2,450	994	40.6	2,537	583	23.0
	65－69	5,460	358	6.6	2,612	221	8.5	2,848	137	4.8
	70－74	3,775	109	2.9	1,722	74	4.3	2,053	34	1.7
	75～	6,620	57	0.9	2,286	35	1.5	4,334	22	0.5
	計(15-64)	55,131	40,625	73.7	27,830	22,378	80.4	27,301	18,249	66.8
	計(15～)	70,986	41,149	58.0	34,450	22,708	65.9	36,536	18,442	50.5
	計/Total	82,465	41,150	49.9	40,338	22,709	56.3	42,127	18,441	43.8
フランス 6) 2005 FRA	15－19	3,919	604	15.4	1,993	382	19.2	1,926	222	11.5
	20－24	3,938	2,352	59.7	1,980	1,269	64.1	1,957	1,083	55.3
	25－29	3,762	3,211	85.3	1,891	1,737	91.9	1,872	1,473	78.7
	30－34	4,266	3,731	87.5	2,145	2,045	95.4	2,121	1,686	79.5
	35－39	4,298	3,810	88.6	2,142	2,042	95.3	2,156	1,767	82.0
	40－44	4,390	3,911	89.1	2,156	2,059	95.5	2,234	1,852	82.9
	45－49	4,212	3,731	88.6	2,066	1,945	94.1	2,146	1,785	83.2
	50－54	4,127	3,455	83.7	2,033	1,836	90.3	2,094	1,619	77.3
	55－59	4,033	2,335	57.9	1,984	1,240	62.5	2,050	1,095	53.4
	60－64	2,673	384	14.4	1,312	202	15.4	1,361	182	13.4
	65－69	2,452	73	3.0	1,166	39	3.4	1,286	33	2.6
	70－74	2,491	31	1.2	1,095	18	1.7	1,395	12	0.9
	75～	5,086	12	0.2	1,863	8	0.4	3,223	4	0.1
	計(15-64)	39,618	27,521	69.5	19,701	14,757	74.9	19,917	12,764	64.1
	計(15～)	49,646	27,636	55.7	23,825	14,823	62.2	25,822	12,813	49.6

5) ドイツ統計局「マイクロセンサス」及び「EU労働力調査」よる。15歳以上の国内居住者を対象。軍人，施設人口を含む。外国の外交官，在留外国軍は含まない。

6) 「労働力調査」による15歳以上人口。

（千人/thousands, %）

国・地域 Country or region	年齢階級 Age group	合計 Total 人口 Population	合計 Total 労働力人口 Labour force	合計 Total 労働力率 Labour force participation rate	男性 Male 人口 Population	男性 Male 労働力人口 Labour force	男性 Male 労働力率 Labour force participation rate	女性 Female 人口 Population	女性 Female 労働力人口 Labour force	女性 Female 労働力率 Labour force participation rate
イタリア 7) 2006 ITA	0－9	5,546	－	－	2,835	－	－	2,711	－	－
	10－14	2,726	－	－	1,416	－	－	1,310	－	－
	15－19	2,898	341	11.8	1,489	223	15.0	1,410	118	8.4
	20－24	3,152	1,625	51.6	1,602	946	59.0	1,549	679	43.9
	25－29	3,762	2,765	73.5	1,900	1,560	82.1	1,862	1,205	64.7
	30－34	4,583	3,678	80.3	2,315	2,125	91.8	2,268	1,553	68.5
	35－39	4,791	3,902	81.5	2,417	2,284	94.5	2,374	1,618	68.2
	40－44	4,705	3,783	80.4	2,357	2,231	94.7	2,348	1,551	66.1
	45－49	4,094	3,194	78.0	2,034	1,911	94.0	2,060	1,283	62.3
	50－54	3,725	2,653	71.2	1,834	1,631	89.0	1,891	1,021	54.0
	55－59	3,847	1,737	45.1	1,881	1,091	58.0	1,965	645	32.8
	60－64	3,170	609	19.2	1,526	441	28.9	1,644	168	10.2
	65－69	3,282	245	7.5	1,541	193	12.5	1,741	52	3.0
	70－74	2,830	81	2.9	1,268	67	5.3	1,562	14	0.9
	75～	5,325	49	0.9	1,991	36	1.8	3,334	13	0.4
	計(15-64)	38,726	24,287	62.7	19,355	14,445	74.6	19,371	9,842	50.8
	計(15～)	50,163	24,662	49.2	24,155	14,740	61.0	26,008	9,921	38.1
	計/Total	58,435	24,662	42.2	28,406	14,740	51.9	30,029	9,921	33.0
スウェーデン 8) 2006 SWE	16－19	480	155	32.3	246	73	29.7	234	82	35.0
	20－24	533	361	67.7	273	192	70.3	260	170	65.4
	25－29	545	457	83.9	277	243	87.7	267	214	80.1
	30－34	606	541	89.3	308	287	93.2	297	254	85.5
	35－39	634	574	90.5	323	304	94.1	311	269	86.5
	40－44	647	586	90.6	331	310	93.7	316	276	87.3
	45－49	585	521	89.1	297	270	90.9	288	251	87.2
	50－54	580	508	87.6	293	263	89.8	287	245	85.4
	55－59	622	513	82.5	312	265	84.9	310	248	80.0
	60－64	594	370	62.3	299	198	66.2	295	172	58.3
	計(16-64)	5,826	4,586	78.7	2,959	2,405	81.3	2,865	2,181	76.1

7) イタリア統計局「労働力調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。
8) スウェーデン統計局「労働力調査」による。対象は市民権を持つ15歳から74歳までの国内に居住するすべての人で，軍人，徴兵も含む。

第2-11表　性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率（続き）

Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group (*cont.*)

（千人/thousands, %）

国・地域 Country or region	年齢階級 Age group	合計 Total 人口 Population	合計 Total 労働力人口 Labour force	合計 Total 労働力率 Labour force participation rate	男性 Male 人口 Population	男性 Male 労働力人口 Labour force	男性 Male 労働力率 Labour force participation rate	女性 Female 人口 Population	女性 Female 労働力人口 Labour force	女性 Female 労働力率 Labour force participation rate
EU 2006	15－19	21,312	6,119	28.7	10,927	3,388	31.0	10,385	2,730	26.3
	20－24	23,369	15,295	65.4	11,854	8,291	69.9	11,515	7,004	60.8
	25－29	25,301	20,975	82.9	12,772	11,344	88.8	12,529	9,631	76.9
	30－34	26,937	23,008	85.4	13,523	12,729	94.1	13,414	10,279	76.6
	35－39	29,696	25,597	86.2	14,942	14,217	95.1	14,754	11,380	77.1
	40－44	30,532	26,387	86.4	15,330	14,467	94.4	15,203	11,919	78.4
	45－49	27,513	23,400	85.1	13,690	12,755	93.2	13,823	10,645	77.0
	50－54	25,231	20,161	79.9	12,445	11,128	89.4	12,787	9,033	70.6
	55－59	24,818	15,664	63.1	12,251	8,915	72.8	12,567	6,749	53.7
	60－64	20,400	6,390	31.3	9,957	3,983	40.0	10,444	2,406	23.0
	65－69	19,699	1,683	8.5	9,332	1,097	11.8	10,368	586	5.7
	70－74	14,447	448	3.1	6,583	306	4.6	7,865	142	1.8
	75～	25,317	218	0.9	9,513	144	1.5	15,804	74	0.5
	計(15-64)	255,111	182,996	71.7	127,691	101,218	79.3	127,421	81,778	64.2
	計(15～)	314,575	185,346	58.9	153,118	102,765	67.1	161,457	82,580	51.1
	計/Total	－	185,691	－	－	102,940	－	－	82,679	－
ロシア 9) 2005 RUS	0－9	13,455	－	－	6,894	－	－	6,560	－	－
	10－14	7,789	－	－	3,980	－	－	3,809	－	－
	15－19	11,825	1,954	16.5	6,020	1,114	18.5	5,805	840	14.5
	20－24	12,404	7,509	60.5	6,270	4,090	65.2	6,134	3,418	55.7
	25－29	11,050	9,387	85.0	5,518	5,010	90.8	5,531	4,377	79.1
	30－34	10,295	8,973	87.1	5,113	4,663	91.2	5,182	4,310	83.2
	35－39	9,417	8,598	91.3	4,633	4,344	93.8	4,784	4,254	88.9
	40－44	10,949	10,725	98.0	5,280	5,234	99.1	5,669	5,491	96.9
	45－49	12,054	10,503	87.1	5,684	4,988	87.8	6,370	5,515	86.6
	50－54	10,645	8,637	81.1	4,835	4,087	84.5	5,810	4,550	78.3
	55－59	8,590	4,355	50.7	3,761	2,308	61.4	4,829	2,047	42.4
	60－64	4,407	1,564	35.5	1,777	830	46.7	2,630	734	27.9
	65－72	10,396	1,228	11.8	3,823	605	15.8	6,573	623	9.5
	73～	9,476	－	－	2,574	－	－	6,902	－	－
	計(15-64)	101,636	72,205	71.0	48,891	36,668	75.0	52,744	35,536	67.4
	計(15～)	121,508	－	－	55,288	－	－	66,219	－	－
	計/Total	142,754	73,432	51.4	66,164	37,273	56.3	76,590	36,158	47.2

9) ロシア統計局 Population Sample Survey of Employment（PSSE）による定住人口。15歳から72歳までの非施設人口を対象。施設人口，6か月以上不在の者は含まない。

（千人/thousands, %）

国・地域 Country or region	年齢階級 Age group	合計 Total 人口 Population	合計 Total 労働力人口 Labour force	合計 Total 労働力率 Labour force participation rate	男性 Male 人口 Population	男性 Male 労働力人口 Labour force	男性 Male 労働力率 Labour force participation rate	女性 Female 人口 Population	女性 Female 労働力人口 Labour force	女性 Female 労働力率 Labour force participation rate
香港 10) 2006 HKG	0－9	527	－	－	272	－	－	255	－	－
	10－14	412	－	－	212	－	－	201	－	－
	15－19	437	60	13.7	222	32	14.3	215	28	13.1
	20－24	467	328	70.3	223	154	69.2	245	174	71.3
	25－29	499	454	91.0	222	212	95.5	277	242	87.4
	30－34	546	475	86.9	237	230	97.0	310	245	79.1
	35－39	578	477	82.6	247	238	96.6	331	239	72.1
	40－44	668	536	80.3	303	291	96.0	365	246	67.3
	45－49	658	515	78.3	322	305	94.5	336	211	62.8
	50－54	530	377	71.1	263	236	89.7	268	141	52.8
	55－59	420	238	56.5	213	162	76.0	207	76	36.5
	60－64	244	76	31.2	127	59	46.5	116	17	14.4
	65～	796	46	5.8	375	38	10.2	421	8	1.8
	計(15-64)	5,047	3,537	70.1	2,379	1,918	80.6	2,669	1,619	60.7
	計(15～)	5,843	3,582	61.3	2,753	1,956	71.0	3,090	1,626	52.6
	計/Total	6,783	3,583	52.8	3,238	1,956	60.4	3,545	1,627	45.9
韓国 11) 2005 KOR	15－19	3,046	278	9.1	1,577	127	8.1	1,469	151	10.3
	20－24	3,068	1,756	57.2	1,278	636	49.8	1,789	1,120	62.6
	25－29	3,807	2,803	73.6	1,927	1,560	81.0	1,880	1,243	66.1
	30－34	4,243	3,066	72.3	2,162	2,020	93.4	2,081	1,046	50.3
	35－39	4,220	3,266	77.4	2,144	2,042	95.2	2,076	1,224	59.0
	40－44	4,193	3,368	80.3	2,124	2,011	94.7	2,069	1,357	65.6
	45－49	3,983	3,101	77.9	2,004	1,853	92.5	1,979	1,249	63.1
	50－54	2,954	2,181	73.8	1,482	1,322	89.2	1,472	859	58.4
	55－59	2,329	1,512	64.9	1,163	939	80.7	1,166	573	49.1
	60－64	1,928	1,052	54.6	927	618	66.7	1,001	434	43.4
	65－69	1,782	760	42.6	806	438	54.3	975	323	33.1
	70－74	1,318	400	30.3	547	210	38.4	771	190	24.6
	75～	1,433	201	14.0	477	107	22.4	956	94	9.8
	計(15-64)	33,771	22,383	66.3	16,788	13,128	78.2	16,982	9,256	54.5
	計(15～)	38,304	23,744	62.0	18,618	13,883	74.6	19,684	9,863	50.1

10) 香港センサス・統計局「一般家計調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。海上生活者，軍人，施設収容者は含まない。

11) 韓国統計局「労働力調査」による定住人口。15歳以上の非施設の国内居住者。軍人，施設人口，在留外国人は含まない。

第2-11表　性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率（続き）

Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group (*cont.*)

（千人/thousands, %）

国・地域 Country or region	年齢階級 Age group	合計 Total 人口 Population	合計 Total 労働力人口 Labour force	合計 Total 労働力率 Labour force participation rate	男性 Male 人口 Population	男性 Male 労働力人口 Labour force	男性 Male 労働力率 Labour force participation rate	女性 Female 人口 Population	女性 Female 労働力人口 Labour force	女性 Female 労働力率 Labour force participation rate
シンガポール 12) 2006 SGP	15－19	259	32	12.4	137	17	12.6	122	15	12.1
	20－24	216	153	70.7	112	80	71.4	104	73	70.0
	25－29	239	212	88.9	112	105	94.0	127	108	84.6
	30－34	283	247	87.2	132	129	98.0	152	118	77.7
	35－39	299	251	83.8	145	142	98.2	154	109	70.4
	40－44	322	266	82.5	159	156	97.7	163	110	67.7
	45－49	323	263	81.4	162	156	96.5	161	107	66.2
	50－54	276	212	76.8	141	132	93.3	135	80	59.5
	55－59	224	142	63.5	113	93	81.9	111	49	44.6
	60－64	131	57	43.9	64	40	62.5	67	18	26.2
	65～	322	46	14.3	142	31	22.0	179	15	8.3
	計(15-64)	2,571	1,835	71.3	1,277	1,050	82.2	1,295	785	60.6
	計(15～)	2,893	1,881	65.0	1,419	1,081	76.2	1,474	800	54.3
タイ 13) 2006 THA	0－14	14,801	－	－	7,560	－	－	7,242	－	－
	15－19	5,245	1,525	29.1	2,678	975	36.4	2,566	549	21.4
	20－24	5,311	3,632	68.4	2,695	2,089	77.5	2,616	1,543	59.0
	25－29	5,346	4,680	87.5	2,696	2,524	93.6	2,650	2,156	81.4
	30－34	5,451	4,913	90.1	2,674	2,593	97.0	2,777	2,320	83.6
	35－39	5,515	5,024	91.1	2,650	2,568	96.9	2,865	2,456	85.7
	40－49	10,049	9,036	89.9	4,826	4,668	96.7	5,223	4,368	83.6
	50－59	6,746	5,477	81.2	3,225	2,965	92.0	3,521	2,512	71.3
	60～	6,879	2,580	37.5	3,073	1,542	50.2	3,805	1,038	27.3
	計(15～)	50,541	36,867	72.9	24,517	19,924	81.3	26,024	16,943	65.1
	計/Total	65,342	36,867	56.4	32,077	19,924	62.1	33,265	16,943	50.9

12) シンガポール労働省「労働力調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。旅行者や短期滞在者，海外からの通勤者は含まない。

13) タイ統計局「労働力調査」による。13歳以上の非施設人口を対象。施設人口，軍人は含まない。

（千人/thousands, %）

国・地域 Country or region	年齢階級 Age group	合計 Total 人口 Population	合計 Total 労働力人口 Labour force	合計 Total 労働力率 Labour force participation rate	男性 Male 人口 Population	男性 Male 労働力人口 Labour force	男性 Male 労働力率 Labour force participation rate	女性 Female 人口 Population	女性 Female 労働力人口 Labour force	女性 Female 労働力率 Labour force participation rate
インドネシア 14) 2006 IDN	0－9	40,180	－	－	20,447	－	－	19,733	－	－
	10－14	21,802	－	－	11,078	－	－	10,724	－	－
	15－19	21,065	7,664	36.4	10,727	4,450	41.5	10,337	3,214	31.1
	20－24	21,042	14,790	70.3	10,524	8,878	84.4	10,517	5,912	56.2
	25－29	19,862	14,112	71.0	9,632	8,948	92.9	10,231	5,164	50.5
	30－34	18,502	13,508	73.0	9,013	8,820	97.9	9,490	4,688	49.4
	35－39	16,720	13,297	79.5	8,325	8,740	105.0	8,395	4,557	54.3
	40－44	14,718	11,961	81.3	7,387	7,553	102.2	7,331	4,409	60.1
	45－49	12,319	10,079	81.8	6,311	6,493	102.9	6,007	3,586	59.7
	50－54	9,495	7,648	80.6	4,952	5,053	102.0	4,543	2,595	57.1
	55－59	7,100	5,209	73.4	3,636	3,427	94.3	3,464	1,783	51.5
	60～	16,402	8,012	48.8	7,771	5,311	68.3	8,631	2,701	31.3
	計(15～)	157,223	106,282	67.6	78,277	67,673	86.5	78,946	38,609	48.9
	計/Total	219,205	106,282	48.5	109,802	67,673	61.6	109,403	38,609	35.3
フィリピン 15) 2006 PHL	15－24	16,673	7,695	46.2	8,518	4,776	56.1	8,155	2,919	35.8
	25－34	13,094	9,653	73.7	6,583	6,231	94.6	6,511	3,423	52.6
	35－44	10,203	7,982	78.2	5,062	4,890	96.6	5,140	3,092	60.2
	45－54	7,359	5,771	78.4	3,646	3,420	93.8	3,713	2,351	63.3
	55－64	4,756	3,194	67.1	2,336	1,884	80.6	2,421	1,310	54.1
	65～	3,897	1,509	38.7	1,786	903	50.6	2,110	606	28.7
	不明/n.a.	6	3	54.4	4	2	58.5	2	1	46.1
	計(15-64)	52,085	34,295	65.8	26,145	21,200	81.1	25,940	13,095	50.5
	計(15～)	55,982	35,804	64.0	27,931	22,104	79.1	28,050	13,701	48.8
	計/Total	－	35,808	－	－	22,106	－	－	13,702	－

14) インドネシア統計局「労働力調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。6か月以上不在のものは含まない。

15) フィリピン統計局「労働力調査」による。施設人口，軍人は含まない。

第2-11表　性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率（続き）

Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group (*cont.*)

（千人/thousands, %）

国・地域 Country or region	年齢階級 Age group	合計 Total 人口 Population	合計 Total 労働力人口 Labour force	合計 Total 労働力率 Labour force participation rate	男性 Male 人口 Population	男性 Male 労働力人口 Labour force	男性 Male 労働力率 Labour force participation rate	女性 Female 人口 Population	女性 Female 労働力人口 Labour force	女性 Female 労働力率 Labour force participation rate
オーストラリア 16) 2006 AUS	0－9	2,594	－	－	1,331	－	－	1,263	－	－
	10－14	1,391	－	－	714	－	－	677	－	－
	15－19	1,405	822	58.5	720	413	57.3	685	410	59.8
	20－24	1,453	1,185	81.5	746	629	84.3	707	555	78.5
	25－29	1,392	1,143	82.1	706	630	89.2	686	513	74.8
	30－34	1,481	1,189	80.3	739	669	90.6	742	519	70.0
	35－39	1,515	1,219	80.5	754	681	90.3	760	537	70.7
	40－44	1,524	1,265	83.0	760	680	89.6	764	585	76.5
	45－49	1,490	1,248	83.7	741	661	89.2	749	586	78.3
	50－54	1,352	1,078	79.7	671	578	86.1	681	500	73.4
	55－59	1,285	858	66.8	642	486	75.7	643	372	57.9
	60－64	988	445	45.0	498	281	56.4	490	164	33.5
	65－69	792	146	18.4	393	101	25.7	399	45	11.3
	70～	1,942	68	3.5	840	49	5.8	1,102	19	1.8
	計(15-64)	13,886	10,450	75.3	6,979	5,709	81.8	6,907	4,741	68.6
	計(15～)	16,620	10,665	64.2	8,212	5,859	71.3	8,408	4,806	57.2
	計/Total	20,605	10,665	51.8	10,257	5,859	57.1	10,348	4,806	46.4
ニュージーランド 17) 2006 NZL	0－9	572	－	－	293	－	－	279	－	－
	10－14	304	－	－	157	－	－	147	－	－
	15－19	312	171	54.6	160	86	54.1	153	84	55.1
	20－24	292	220	75.1	150	121	80.6	143	99	69.4
	25－29	260	209	80.4	129	115	89.2	131	94	71.8
	30－34	280	227	81.1	134	122	90.5	146	106	72.5
	35－39	306	250	81.8	147	135	92.0	159	115	72.4
	40－44	317	272	86.0	154	142	92.5	163	130	79.9
	45－49	301	262	87.1	147	137	92.6	154	126	81.9
	50－54	261	223	85.8	129	118	91.6	132	106	80.0
	55－59	240	191	79.4	119	104	87.2	121	87	71.7
	60－64	185	113	61.3	91	67	73.1	94	47	50.0
	65－69	154	43	28.1	75	27	35.9	79	16	20.6
	70－74	120	13	10.7	58	8	13.7	63	5	8.0
	75～	238	5	2.1	97	4	3.8	141	1	1.0
	計(15-64)	2,754	2,139	77.7	1,360	1,146	84.3	1,394	993	71.2
	計(15～)	3,267	2,200	67.3	1,589	1,184	74.5	1,677	1,016	60.6
	計/Total	4,142	2,200	53.1	2,039	1,184	58.1	2,103	1,016	48.3

16) オーストラリア統計局「労働力調査」による定住人口。15歳以上の居住国民を対象。軍人は含まない。
17) ニュージーランド統計局「労働力調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。軍人，施設人口は含まない。

（千人/thousands, %）

国・地域 Country or region	年齢階級 Age group	合計 Total 人口 Population	合計 Total 労働力人口 Labour force	合計 Total 労働力率 Labour force participation rate	男性 Male 人口 Population	男性 Male 労働力人口 Labour force	男性 Male 労働力率 Labour force participation rate	女性 Female 人口 Population	女性 Female 労働力人口 Labour force	女性 Female 労働力率 Labour force participation rate
ブラジル 18) 2004 BRA	10－14	17,044	1,895	11.1	8,669	1,272	14.7	8,374	623	7.4
	15－19	17,763	9,002	50.7	9,000	5,346	59.4	8,763	3,656	41.7
	20－24	17,051	13,252	77.7	8,408	7,442	88.5	8,644	5,810	67.2
	25－29	14,848	12,189	82.1	7,215	6,800	94.2	7,634	5,390	70.6
	30－34	13,785	11,472	83.2	6,582	6,288	95.5	7,202	5,185	72.0
	35－39	13,068	10,922	83.6	6,252	5,954	95.2	6,816	4,968	72.9
	40－44	12,361	10,133	82.0	5,939	5,574	93.8	6,422	4,559	71.0
	45－49	10,597	8,278	78.1	5,040	4,642	92.1	5,557	3,636	65.4
	50－54	8,799	6,226	70.8	4,145	3,557	85.8	4,654	2,668	57.3
	55－59	6,769	4,099	60.6	3,173	2,464	77.6	3,595	1,636	45.5
	60－64	5,547	2,588	46.7	2,575	1,671	64.9	2,971	917	30.9
	65－69	4,383	1,419	32.4	1,929	909	47.2	2,455	510	20.8
	70－74	3,285	794	24.2	1,482	526	35.5	1,803	268	14.9
	75～	4,448	587	13.2	1,785	388	21.7	2,663	200	7.5
	不明/n.a.	11	4	34.2	3	1	43.0	8	2	30.6
	計(15-64)	120,588	88,161	73.1	58,331	49,736	85.3	62,258	38,424	61.7
	計(15～)	132,704	90,962	68.5	63,526	51,560	81.2	69,178	39,402	57.0
	計/Total	149,760	92,860	62.0	72,199	52,833	73.2	77,561	40,027	51.6

18) ブラジル統計局「労働力調査(サンプル調査)」による。10歳以上の非施設人口を対象。施設人口，また，ロンドニア，アクレ，アマゾナス，ロライマ，パラ及びアマパの農村人口は含まない。

参考表　65歳以上男性の労働力率

Reference table: Male labour force participation rates, 65 years old or over

（%）

国・地域/Country or region		1975 年/Year	2006
日本	JPN	49.6	19.9
アメリカ	USA	20.8	15.4
カナダ	CAN	19.2	8.3
イギリス	GBR	18.7	6.9
ドイツ 1)	DEU	11.0	3.3
フランス 1)	FRA	10.6	1.1
イタリア	ITA	14.0	3.3
香港	HKG	31.0	5.8
シンガポール	SGP	30.8	14.3

(注) 1) 2006年の欄は2005年の数値。

第2-12表　就業率（15～64歳）

Table 2-12: Employment/population ratios, 15-64 years old

（男女計/Total）　（%）

国・地域 Country or region		1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
日本	JPN	68.6	69.2	68.9	68.8	68.2	68.4	68.7	69.3	70.0
アメリカ[1)]	USA	72.2	72.5	74.1	73.1	71.9	71.2	71.2	71.5	72.0
カナダ	CAN	70.3	67.5	70.9	70.8	71.4	72.2	72.5	72.5	72.9
イギリス[1)]	GBR	72.5	69.2	72.2	72.5	72.3	72.6	72.7	72.6	72.5
ドイツ	DEU	64.1	64.6	65.6	65.8	65.3	64.6	65.0	65.5	67.2
（旧西ドイツ）	fWG	64.1	64.9	—	—	—	—	—	—	—
フランス	FRA	59.9	59.1	61.1	62.0	62.2	62.5	62.4	62.3	62.3
イタリア	ITA	52.6	51.2	53.9	54.9	55.6	56.2	57.4	57.5	58.4
オランダ	NLD	61.8	65.1	72.1	72.5	72.4	71.8	71.2	71.1	72.4
ベルギー	BEL	54.4	56.3	60.9	59.7	59.7	59.3	60.5	61.0	60.4
ルクセンブルク	LUX	59.2	58.5	62.7	63.0	63.6	62.2	62.5	63.6	—
デンマーク	DNK	75.4	73.9	76.4	75.9	76.4	75.1	76.0	75.5	76.9
スウェーデン[1)]	SWE	83.1	72.2	74.2	75.2	74.9	74.3	73.5	73.9	74.5
フィンランド	FIN	74.1	61.1	67.0	67.7	67.7	67.4	67.2	68.0	68.9
ノルウェー	NOR	73.0	73.5	77.9	77.5	77.1	75.8	75.6	75.2	75.5
EU-15		61.5	60.3	63.5	64.1	64.2	64.3	64.8	65.2	66.0
韓国	KOR	61.2	63.5	61.5	62.1	63.3	63.0	63.6	63.7	63.8
オーストラリア	AUS	68.4	67.7	69.3	69.0	69.4	70.0	70.3	71.6	72.2
ニュージーランド	NZL	67.5	70.1	70.7	71.8	72.4	72.5	73.5	74.6	75.2

（男性/Male）　（%）

国・地域 Country or region		1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
日本	JPN	81.3	81.9	80.9	80.5	79.9	79.8	80.0	80.4	81.0
アメリカ[1)]	USA	80.7	79.5	80.6	79.4	78.0	76.9	77.2	77.6	78.1
カナダ	CAN	77.9	73.4	76.2	75.7	75.9	76.4	76.7	76.7	76.8
イギリス[1)]	GBR	82.1	76.1	78.9	79.1	78.6	78.9	78.9	78.8	78.4
ドイツ	DEU	75.7	73.7	72.9	72.8	71.7	70.4	70.8	71.4	72.9
（旧西ドイツ）	fWG	75.7	74.7	—	—	—	—	—	—	—
フランス	FRA	69.7	66.7	68.1	69.0	68.6	68.6	68.1	67.8	67.5
イタリア	ITA	69.2	67.0	68.2	68.7	69.2	69.7	69.7	69.7	70.5
オランダ	NLD	75.7	76.0	81.2	81.1	80.7	79.3	78.0	77.4	78.7
ベルギー	BEL	68.1	66.9	69.8	68.5	68.1	67.1	67.9	67.7	67.0
ルクセンブルク	LUX	76.4	74.3	75.0	74.9	75.5	73.3	72.8	73.3	—
デンマーク	DNK	80.1	80.7	80.7	80.2	80.2	79.7	79.9	80.1	80.6
スウェーデン[1)]	SWE	85.2	73.5	76.2	76.9	76.4	75.7	75.0	75.9	76.8
フィンランド	FIN	76.7	63.1	69.4	70.0	69.2	69.0	68.8	69.4	70.5
ノルウェー	NOR	78.6	78.1	81.7	81.0	80.2	78.7	78.4	78.3	78.6
EU-15		74.3	70.7	72.9	73.2	72.9	72.6	72.6	72.9	73.5
韓国	KOR	73.9	76.8	73.1	73.5	74.9	75.0	75.2	75.0	74.6
オーストラリア	AUS	79.2	76.4	77.1	76.4	76.8	77.1	77.6	78.5	78.8
ニュージーランド	NZL	76.5	78.6	78.2	79.1	79.8	79.4	80.8	81.5	82.1

（女性/Female）　　（%）

国・地域 Country or region		1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
日本	JPN	55.8	56.4	56.7	57.0	56.5	56.8	57.4	58.1	58.8
アメリカ[1]	USA	64.0	65.8	67.8	67.1	66.1	65.7	65.4	65.6	66.1
カナダ	CAN	62.8	61.6	65.6	65.9	67.0	67.9	68.4	68.3	69.0
イギリス[1]	GBR	62.8	62.5	65.6	66.0	66.3	66.4	66.6	66.7	66.8
ドイツ	DEU	52.2	55.3	58.1	58.7	58.8	58.7	59.2	59.6	61.5
（旧西ドイツ）	fWG	52.2	54.7	—	—	—	—	—	—	—
フランス	FRA	50.3	51.6	54.3	55.2	55.8	56.4	56.7	56.9	57.1
イタリア	ITA	36.2	35.4	39.6	41.1	42.0	42.7	45.2	45.3	46.3
オランダ	NLD	47.5	53.9	62.7	63.7	64.0	64.2	64.3	64.8	66.0
ベルギー	BEL	40.8	45.4	51.9	50.7	51.1	51.4	53.0	54.1	53.6
ルクセンブルク	LUX	41.4	42.2	50.0	50.8	51.5	50.9	51.9	53.7	—
デンマーク	DNK	70.6	67.0	72.1	71.4	72.6	70.5	72.0	70.8	73.2
スウェーデン[1]	SWE	81.0	70.9	72.2	73.5	73.4	72.8	71.8	71.8	72.1
フィンランド	FIN	71.5	59.0	64.5	65.4	66.1	65.7	65.5	66.5	67.3
ノルウェー	NOR	67.2	68.8	74.0	73.8	73.9	72.7	72.7	72.0	72.3
EU-15		48.7	49.9	54.2	55.0	55.6	56.0	56.9	57.5	58.5
韓国	KOR	49.0	50.5	50.0	50.9	52.0	51.1	52.2	52.5	53.1
オーストラリア	AUS	57.4	59.0	61.4	61.7	62.1	62.9	63.1	64.7	65.5
ニュージーランド	NZL	58.6	61.7	63.5	64.8	65.3	65.7	66.5	68.0	68.4

資料出所　OECD.Stat Extracts database "LFS by sex and age"（http://stats.oecd.org/wbos/）2007年9月現在

（注）EU-15とは，イギリス，ドイツ，フランス，イタリア，オランダ，ベルギー，ルクセンブルク，デンマーク，スウェーデン，フィンランド，オーストリア，アイルランド，ギリシャ，スペイン，ポルトガルの15か国。

1）16-64歳の値。

第2-13表　性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率

Table 2-13: Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group

国 Country	年齢階級 Age group	人口（千人） Population (thousands)			就業者数（千人） Total employment (thousands)			就業率（%） Employment/population ratios		
		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
日本 2006年 Year JPN	15－19	6,430	3,290	3,140	960	490	470	14.9	14.9	15.0
	20－24	7,460	3,820	3,640	4,790	2,410	2,380	64.2	63.1	65.4
	25－29	8,280	4,240	4,040	6,620	3,730	2,890	80.0	88.0	71.5
	30－34	9,700	4,910	4,790	7,390	4,530	2,860	76.2	92.3	59.7
	35－39	9,130	4,600	4,530	7,060	4,300	2,760	77.3	93.5	60.9
	40－44	8,020	4,030	3,990	6,550	3,800	2,750	81.7	94.3	68.9
	45－49	7,690	3,850	3,840	6,390	3,620	2,770	83.1	94.0	72.1
	50－54	8,450	4,210	4,240	6,810	3,900	2,910	80.6	92.6	68.6
	55－59	10,700	5,290	5,410	7,910	4,740	3,170	73.9	89.6	58.6
	60－64	8,100	3,920	4,180	4,260	2,630	1,630	52.6	67.1	39.0
	65－69	7,510	3,570	3,940	2,600	1,630	970	34.6	45.7	24.6
	70－74	6,750	3,090	3,660	1,460	890	570	21.6	28.8	15.6
	75～	11,990	4,460	7,530	1,040	640	400	8.7	14.3	5.3
	計(15-64)	83,960	42,160	41,800	58,740	34,150	24,590	70.0	81.0	58.8
	計(15～)	110,210	53,280	56,930	63,840	37,310	26,530	57.9	70.0	46.6
アメリカ 2006 USA	16－19	16,677	8,459	8,218	6,162	3,071	3,091	36.9	36.3	37.6
	20－24	20,265	10,191	10,074	13,879	7,412	6,467	68.5	72.7	64.2
	25－29	20,067	10,052	10,015	15,782	8,648	7,134	78.6	86.0	71.2
	30－34	19,163	9,516	9,647	15,269	8,486	6,783	79.7	89.2	70.3
	35－39	20,654	10,204	10,450	16,647	9,166	7,481	80.6	89.8	71.6
	40－44	22,099	10,878	11,221	17,923	9,599	8,324	81.1	88.2	74.2
	45－49	22,547	11,065	11,482	18,190	9,624	8,566	80.7	87.0	74.6
	50－54	20,354	9,926	10,428	15,862	8,296	7,566	77.9	83.6	72.6
	55－59	17,974	8,707	9,267	12,550	6,549	6,001	69.8	75.2	64.8
	60－64	13,401	6,388	7,013	6,838	3,642	3,196	51.0	57.0	45.6
	65－69	10,293	4,792	5,501	2,891	1,596	1,295	28.1	33.3	23.5
	70－74	8,392	3,782	4,610	1,380	797	583	16.4	21.1	12.6
	75～	16,928	6,645	10,283	1,053	615	438	6.2	9.3	4.3
	計(16-64)	193,201	95,386	97,815	139,102	74,493	64,609	72.0	78.1	66.1
	計(16～)	228,814	110,605	118,209	144,426	77,501	66,925	63.1	70.1	56.6
カナダ 2006 CAN	15－19	2,113	1,081	1,032	954	466	488	45.1	43.1	47.3
	20－24	2,207	1,124	1,083	1,582	811	771	71.7	72.2	71.2
	25－29	2,175	1,093	1,082	1,756	920	836	80.7	84.2	77.3
	30－34	2,168	1,088	1,080	1,773	952	821	81.8	87.5	76.0
	35－39	2,308	1,151	1,157	1,905	1,015	890	82.5	88.2	76.9
	40－44	2,626	1,316	1,310	2,178	1,149	1,029	82.9	87.3	78.5
	45－49	2,605	1,283	1,322	2,149	1,110	1,039	82.5	86.5	78.6
	50－54	2,351	1,175	1,176	1,860	982	878	79.1	83.6	74.7
	55－59	2,053	1,013	1,040	1,346	730	616	65.6	72.1	59.2
	60－64	1,563	767	796	666	387	279	42.6	50.5	35.1
	65－69	1,203	579	624	204	128	76	17.0	22.1	12.2
	70－74	1,024	474	550	67	45	22	6.5	9.5	4.0
	75～	1,791	740	1,051	47	34	13	2.6	4.6	1.2
	計(15-64)	22,169	11,091	11,078	16,169	8,522	7,647	72.9	76.8	69.0
	計(15～)	26,187	12,884	13,303	16,487	8,729	7,758	63.0	67.8	58.3

国 Country	年齢階級 Age group	人口（千人） Population (thousands) 計 Total	男性 Male	女性 Female	就業者数（千人） Total employment (thousands) 計 Total	男性 Male	女性 Female	就業率（%） Employment/population ratios 計 Total	男性 Male	女性 Female
イギリス 2006 GBR	16－19	3,097	1,576	1,521	1,390	680	710	44.9	43.1	46.7
	20－24	3,693	1,827	1,866	2,502	1,298	1,204	67.7	71.0	64.5
	25－29	3,637	1,774	1,863	2,898	1,536	1,362	79.7	86.6	73.1
	30－34	3,912	1,897	2,015	3,159	1,700	1,459	80.8	89.6	72.4
	35－39	4,468	2,177	2,291	3,606	1,946	1,660	80.7	89.4	72.5
	40－44	4,556	2,239	2,317	3,747	1,970	1,777	82.2	88.0	76.7
	45－49	4,087	2,017	2,070	3,410	1,766	1,644	83.4	87.6	79.4
	50－54	3,670	1,810	1,860	2,934	1,541	1,393	79.9	85.1	74.9
	55－59	3,895	1,917	1,978	2,689	1,448	1,241	69.0	75.5	62.7
	60－64	3,207	1,570	1,637	1,384	855	529	43.2	54.5	32.3
	65－69	2,681	1,294	1,387	425	269	156	15.9	20.8	11.2
	70－74	2,303	1,074	1,229	136	84	52	5.9	7.8	4.2
	75～	4,201	1,670	2,531	62	40	22	1.5	2.4	0.9
	計(16-64)	38,222	18,804	19,418	27,719	14,740	12,979	72.5	78.4	66.8
	計(16～)	47,407	22,842	24,565	28,342	15,133	13,209	59.8	66.3	53.8
ドイツ 2006 DEU	15－19	4,845	2,508	2,337	1,268	720	548	26.2	28.7	23.4
	20－24	4,874	2,514	2,360	2,996	1,602	1,394	61.5	63.7	59.1
	25－29	4,917	2,491	2,426	3,530	1,888	1,642	71.8	75.8	67.7
	30－34	4,816	2,431	2,385	3,759	2,089	1,670	78.1	85.9	70.0
	35－39	6,414	3,258	3,156	5,168	2,876	2,292	80.6	88.3	72.6
	40－44	7,243	3,694	3,549	5,981	3,261	2,720	82.6	88.3	76.6
	45－49	6,226	3,124	3,102	5,049	2,688	2,361	81.1	86.0	76.1
	50－54	5,674	2,795	2,879	4,327	2,295	2,032	76.3	82.1	70.6
	55－59	5,152	2,560	2,592	3,327	1,853	1,474	64.6	72.4	56.9
	60－64	4,500	2,221	2,279	1,354	848	506	30.1	38.2	22.2
	65－69	5,522	2,630	2,892	370	225	145	6.7	8.6	5.0
	70－74	3,864	1,785	2,079	115	77	38	3.0	4.3	1.8
	75～	6,362	2,311	4,051	62	37	25	1.0	1.6	0.6
	計(15-64)	54,661	27,596	27,065	36,759	20,120	16,639	67.2	72.9	61.5
	計(15～)	70,409	34,322	36,087	37,306	20,459	16,847	53.0	59.6	46.7
フランス 2006 FRA	15－19	3,950	2,029	1,921	349	238	111	8.8	11.7	5.8
	20－24	3,861	1,958	1,903	1,624	908	716	42.1	46.4	37.6
	25－29	3,946	1,988	1,958	2,931	1,581	1,350	74.3	79.5	68.9
	30－34	4,103	2,040	2,063	3,213	1,781	1,432	78.3	87.3	69.4
	35－39	4,320	2,168	2,152	3,512	1,921	1,591	81.3	88.6	73.9
	40－44	4,399	2,181	2,218	3,643	1,960	1,683	82.8	89.9	75.9
	45－49	4,260	2,095	2,165	3,546	1,854	1,692	83.2	88.5	78.2
	50－54	4,160	2,025	2,135	3,296	1,735	1,561	79.2	85.7	73.1
	55－59	4,231	2,092	2,139	2,393	1,266	1,127	56.6	60.5	52.7
	60－64	2,959	1,440	1,519	517	263	254	17.5	18.3	16.7
	65－69	2,484	1,182	1,302	71	40	31	2.9	3.4	2.4
	70－74	2,540	1,134	1,406	33	19	14	1.3	1.7	1.0
	75～	5,282	1,944	3,338	13	9	4	0.2	0.5	0.1
	計(15-64)	40,189	20,016	20,173	25,024	13,507	11,517	62.3	67.5	57.1
	計(15～)	50,495	24,276	26,219	25,141	13,575	11,566	49.8	55.9	44.1

第2-13表　性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率（続き）

Table 2-13: Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group (*cont.*)

国 Country	年齢階級 Age group	人口（千人） Population (thousands)			就業者数（千人） Total employment (thousands)			就業率（%） Employment/population ratios		
		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
イタリア 2006 ITA	15－19	2,898	1,489	1,410	229	159	69	7.9	10.7	4.9
	20－24	3,152	1,603	1,549	1,313	786	526	41.7	49.1	34.0
	25－29	3,762	1,900	1,862	2,444	1,407	1,037	65.0	74.0	55.7
	30－34	4,583	2,315	2,268	3,409	2,002	1,407	74.4	86.5	62.0
	35－39	4,791	2,417	2,374	3,689	2,196	1,493	77.0	90.9	62.9
	40－44	4,705	2,357	2,348	3,615	2,163	1,452	76.8	91.8	61.8
	45－49	4,094	2,034	2,060	3,072	1,855	1,217	75.0	91.2	59.1
	50－54	3,725	1,834	1,892	2,571	1,589	982	69.0	86.7	51.9
	55－59	3,847	1,881	1,966	1,690	1,061	629	43.9	56.4	32.0
	60－64	3,170	1,526	1,644	588	428	161	18.6	28.0	9.8
	65－69	3,282	1,542	1,741	241	190	51	7.3	12.3	2.9
	70－74	2,830	1,268	1,562	80	66	14	2.8	5.2	0.9
	75～	5,325	1,991	3,334	49	36	13	0.9	1.8	0.4
	計(15-64)	38,726	19,355	19,371	22,618	13,647	8,971	58.4	70.5	46.3
	計(15～)	50,163	24,155	26,008	22,988	13,939	9,049	45.8	57.7	34.8
オランダ 2006 NLD	15－19	989	505	484	515	268	247	52.1	53.1	51.0
	20－24	960	486	474	731	377	354	76.1	77.6	74.7
	25－29	985	492	493	832	429	403	84.5	87.2	81.7
	30－34	1,093	545	548	929	501	428	85.0	91.9	78.1
	35－39	1,296	653	643	1,075	590	485	82.9	90.4	75.4
	40－44	1,305	660	645	1,072	585	487	82.1	88.6	75.5
	45－49	1,220	614	606	992	540	452	81.3	87.9	74.6
	50－54	1,119	563	556	854	486	368	76.3	86.3	66.2
	55－59	1,122	566	556	709	427	282	63.2	75.4	50.7
	60－64	875	439	436	228	142	86	26.1	32.3	19.7
	65－69	713	340	373	62	44	18	8.7	12.9	4.8
	70～	1,488	620	868	38	31	7.0	2.6	5.0	0.8
	計(15-64)	10,964	5,523	5,441	7,937	4,345	3,592	72.4	78.7	66.0
	計(15～)	13,165	6,483	6,682	8,037	4,420	3,617	61.0	68.2	54.1
スウェーデン 2006 SWE	16－19	480	246	234	130	60	70	27.0	24.2	30.0
	20－24	533	273	260	316	166	150	59.3	60.9	57.7
	25－29	545	277	267	425	227	199	78.1	81.7	74.4
	30－34	606	308	297	515	274	241	85.1	88.9	81.1
	35－39	634	323	311	551	294	257	86.8	90.9	82.6
	40－44	647	331	317	562	298	264	86.9	90.1	83.5
	45－49	585	297	288	503	261	243	86.1	87.8	84.3
	50－54	580	293	287	489	253	237	84.3	86.2	82.4
	55－59	622	312	310	495	255	240	79.5	81.6	77.5
	60－64	594	299	295	354	188	166	59.6	62.9	56.2
	65－69	427	210	217	55	34	21	12.9	16.3	9.5
	70－74	349	163	186	23	17	6	6.7	10.6	3.2
	計(16-64)	5,826	2,959	2,867	4,341	2,273	2,067	74.5	76.8	72.1
	計(16～)	6,602	3,332	3,270	4,419	2,325	2,094	66.9	69.8	64.0

国 Country	年齢階級 Age group	人口（千人） Population (thousands) 計 Total	男性 Male	女性 Female	就業者数（千人） Total employment (thousands) 計 Total	男性 Male	女性 Female	就業率（%） Employment/population ratios 計 Total	男性 Male	女性 Female
韓国 2006 KOR	15－19	3,102	1,612	1,490	209	90	119	6.7	5.6	8.0
	20－24	2,881	1,205	1,676	1,417	514	903	49.2	42.7	53.9
	25－29	3,860	1,954	1,906	2,643	1,418	1,225	68.5	72.6	64.3
	30－34	4,096	2,093	2,003	2,897	1,863	1,034	70.7	89.0	51.6
	35－39	4,286	2,172	2,114	3,238	2,003	1,235	75.5	92.2	58.4
	40－44	4,145	2,103	2,042	3,250	1,937	1,313	78.4	92.1	64.3
	45－49	4,101	2,057	2,044	3,157	1,863	1,294	77.0	90.6	63.3
	50－54	3,187	1,596	1,591	2,313	1,397	916	72.6	87.5	57.6
	55－59	2,409	1,199	1,210	1,522	928	594	63.2	77.4	49.1
	60－64	1,960	948	1,012	1,068	631	437	54.5	66.6	43.2
	65－69	1,792	816	976	760	446	314	42.4	54.7	32.2
	70－74	1,405	590	815	448	231	217	31.9	39.2	26.6
	75～	1,539	518	1,021	228	122	106	14.8	23.6	10.4
	計(15-64)	34,027	16,939	17,088	21,714	12,644	9,070	63.8	74.6	53.1
	計(15～)	38,763	18,863	19,900	23,150	13,443	9,707	59.7	71.3	48.8
オーストラリア 2006 AUS	15－19	1,406	719	687	714	356	358	50.8	49.5	52.1
	20－24	1,455	740	715	1,111	588	523	76.4	79.5	73.1
	25－29	1,378	695	683	1,092	603	489	79.2	86.8	71.6
	30－34	1,464	727	737	1,138	644	494	77.7	88.6	67.0
	35－39	1,502	744	758	1,179	661	518	78.5	88.8	68.3
	40－44	1,513	752	761	1,222	660	562	80.8	87.8	73.9
	45－49	1,485	737	748	1,211	643	568	81.5	87.2	75.9
	50－54	1,349	669	680	1,045	559	486	77.5	83.6	71.5
	55－59	1,277	638	639	833	471	362	65.2	73.8	56.7
	60－64	996	502	494	430	269	161	43.2	53.6	32.6
	65－69	792	393	399	145	101	44	18.3	25.7	11.0
	70～	1,945	842	1,103	69	50	19	3.5	5.9	1.7
	計(15-64)	13,825	6,923	6,902	9,975	5,454	4,521	72.2	78.8	65.5
	計(15～)	16,562	8,158	8,404	10,189	5,605	4,584	61.5	68.7	54.5
ニュージーランド 2006 NZL	15－19	311	159	152	147	75	73	47.3	47.0	47.6
	20－24	289	146	142	205	113	92	71.2	77.3	64.9
	25－29	258	127	131	201	111	90	78.1	87.9	68.6
	30－34	277	132	145	220	118	102	79.4	89.1	70.5
	35－39	304	145	159	244	132	112	80.3	91.1	70.4
	40－44	315	153	163	266	140	126	84.4	91.7	77.5
	45－49	300	147	153	256	133	123	85.3	90.9	80.0
	50－54	260	128	132	219	115	104	84.4	89.9	79.0
	55－59	239	119	121	187	102	85	78.0	85.8	70.3
	60－64	184	91	93	111	66	46	60.4	72.2	48.9
	65－69	153	74	78	43	27	16	28.0	35.9	20.4
	70－74	118	56	62	13	8	5	10.7	13.7	7.9
	75～	210	89	121	5	4	1	2.3	4.0	1.0
	計(15-64)	2,737	1,346	1,391	2,057	1,105	952	75.2	82.1	68.4
	計(15～)	3,218	1,566	1,652	2,117	1,143	974	65.8	73.0	59.0

資料出所　OECD.Stat Extracts database "LFS by sex and age"(http://stats.oecd.org/wbos/)2008年1月現在

第2-14表　外国人人口（ストック）

Table 2-14: Stock of foreign population

（千人/thousands）

国 Country		1995年/Year	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
（外国人人口/foreign population）													
日本[1]	JPN	—	—	1,483	1,512	1,556	1,686	1,778	1,852	1,915	1,974	2,012	2,085
ドイツ[2]	DEU	7,174	7,314	7,366	7,320	7,344	7,297	7,319	7,336	7,335	6,717	6,756	—
フランス[3]	FRA	—	—	—	—	3,263	—	—	—	—	—	3,501	—
イギリス[4]	GBR	—	1,934	2,066	2,207	2,208	2,342	2,587	2,584	2,742	2,857	3,035	3,353
アメリカ[5]	USA	—	26,279	27,749	28,337	28,052	29,489	30,658	33,474	34,620	35,348	36,348	—
韓国[6]	KOR	—	149	177	148	169	210	230	252	438	469	485	—

（%）

国 Country		1995年/Year	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
（外国人人口割合/% of total population）													
日本	JPN	—	—	1.2	1.2	1.2	1.3	1.4	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6
ドイツ	DEU	8.8	8.9	9.0	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.1	8.2	—
フランス	FRA	—	—	—	—	5.4	—	—	—	—	—	5.6	—
イギリス	GBR	—	3.3	3.5	3.8	3.8	4.0	4.4	4.4	4.6	4.8	5.0	5.5
アメリカ	USA	—	9.9	10.4	10.5	10.3	10.4	10.8	11.6	11.9	12.1	12.3	—
韓国	KOR	—	0.3	0.4	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5	0.9	1.0	1.0	1.0

資料出所　各国注を参照。

(注) 1) 90 日以上滞在し，外国人登録をした者の数。
資料出所：法務省入国管理局

2) 人口登録による外国人総数。2004 年以降は，在住登録及び中央外国人登録のクロスチェックにより測定しており、重複分が除かれているため，それ以前のデータと統計上の断絶がある。
資料出所：Statistiches Bundesamt，Ausländerzentralregister

3) 外国人総数。いわゆる étrangers を指す。これとは別に，immigrés（外国生まれの外国人のほか，外国生まれの仏国籍取得者を含むもの）の概念も使われることがあるが，2005 年（1 月）で 4,959 千人である。
資料出所：INSEE，Enquêtes annuelles de recensement 2004 à 2006; Le recensement de 1999

4) 各年の労働力調査に基づく推計値（外国人居住者数）。2004 年以降は，新たな加重システムを活用して測定しているため，それ以前のデータと統計上の断絶がある。
資料出所：Office for National Statistics

5) 外国人人口統計が公表されていないため，参考値として，「外国生まれ人口」（外国生まれで，かつ，出生時に外国籍を保有していた者の人口）を掲載。外国人人口割合の欄には，「外国生まれ人口比率」を掲載。Current Population Survey による推計値。
資料出所：U.S. Census Bureau

6) 90 日以上韓国に滞在し人口登録された外国人。2003 年における大幅な増加は，主に 2003 年半ばに実施された合法化措置による。
資料出所：韓国法務部

第2-15表　就労目的の入国が許可された外国人労働者（インフロー）[1)]

Table 2-15: Inflow of foreign workers

（千人/thousands）

国 Country		1995年/Year	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
日本[2)]	JPN	81.5	78.5	93.9	101.9	108.0	129.9	142.0	145.1	155.8	158.9	125.4	81.4
ドイツ[3)]	DEU	—	—	—	—	—	101.1	—	—	90.2	79.8	—	—
フランス[4)]	FRA	9.7	9.1	9.3	8.4	11.1	13.5	18.4	17.3	16.6	16.7	19.0	20.7
イギリス[5)]	GBR	24.2	26.4	31.7	37.6	42.0	64.7	83.6	86.8	89.0	96.4	100.3	—
アメリカ[6)]	USA												
（永住）[a)]		85.3	117.5	90.5	77.4	56.7	106.6	178.7	173.8	81.7	155.3	246.9	159.1
（一時滞在）[b)]		—	94.4	119.3	134.5	163.1	186.9	214.2	170.2	160.5	190.7	180.6	192.6

a) Permanent resident status: employment-based; b) Non-permanent status.

資料出所　各国注を参照。

（注）1) 季節労働者は含まない。

2) 就労目的の在留資格を有する新規入国者。
資料出所：法務省出入国管理統計

3) 新規に雇用承認が発給された者。EU 市民も含む。
資料出所：Bundesagentur für Arbeit

4) 新規の労働許可取得者。
資料出所：ANAEM (2007) *Rapport d'activite annees 2005-2006*, OMI (2005) *Les flux d'entree controles par l'O.M.I. en 2004*

5) 労働許可付与者。2002 年以降は，高度人材移民プログラム（HSMP, 2002 年 1 月開始）を含む。
資料出所：Overseas Labour Service

6) 永住：永住目的で入国する者のうち，雇用査証を発給された者。
一時滞在：一時的滞在を目的として入国する者のうち，就労を目的とする者：一時滞在査証（H, O, P, Q, R, NAFTA カテゴリー。ただし，H2A（農業季節労働），H2B・H2R（その他サービス臨時労働）及び H3（研修）区分，家族構成者への発給数を除く。）の発給総数。
資料出所：Office of Immigration Statistics, Homeland Security, *Yearbooks of Immigration Statistics*（永住），United States Department of State, *2000-2006 Reports of the VISA Office*（一時滞在）

第2-16表　外国人労働力人口（ストック）
Table 2-16: Stock of foreign labour force

（千人/thousands）

国 Country		1995 年/Year	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
（外国人労働者（ストック）/stock of foreign labour force）													
日本[1]	JPN	338	368	408	423	447	516	568	614	655	695	723	753
ドイツ[2]	DEU	3,654	3,558	3,575	3,501	3,545	3,546	3,615	3,633	3,703	3,701	3,823	－
フランス[3]	FRA	1,573	1,605	1,570	1,587	1,594	1,578	1,618	1,624	1,527	1,541	1,456	－
イギリス[4]	GBR	862	865	949	1,039	1,005	1,107	1,229	1,251	1,322	1,445	1,504	1,746
アメリカ[5]	USA	13,492	15,289	16,677	17,345	17,055	18,029	18,994	20,918	21,564	21,985	22,422	－
韓国[6]	KOR	47	81	97	58	82	97	74	73	251	232	165	238
		(129)	(210)	(245)	(158)	(217)	(286)	(330)	(363)	(389)	(422)	(346)	(425)

（%）

国 Country		1995 年/Year	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
（労働力人口総数に占める外国人労働力人口の割合/% of total labour force）													
日本	JPN	0.5	0.5	0.6	0.6	0.7	0.8	0.8	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1
ドイツ	DEU	9.1	9.0	9.0	8.8	8.9	8.9	9.0	9.1	9.2	9.2	9.3	－
フランス	FRA	6.0	6.1	5.9	6.0	－	6.0	6.1	6.1	5.6	5.6	5.3	－
イギリス	GBR	3.1	3.1	3.4	3.7	3.5	3.9	4.3	4.3	4.5	4.9	5.1	5.8
アメリカ	USA	10.2	11.4	12.2	12.6	12.2	12.8	13.4	14.4	14.7	14.9	15.0	－
韓国	KOR	0.2	0.4	0.5	0.3	0.4	0.4	0.3	－	1.1	1.0	0.7	1.0
		(0.6)	(1.0)	(1.1)	(0.7)	(1.0)	(1.3)	(1.5)	－	(1.7)	(1.8)	(1.5)	(1.8)

資料出所　各国注を参照。

(注) 1) 就労目的の在留資格を有する者のほか，身分に基づき在留する者で就労する者，技能実習生，留学生のアルバイト等を含めた総労働者数。厚生労働省推計値。

2) 労働・社会省推計。

3) INSEE による労働力調査に基づく OECD の推計値。なお，2003 年以降は，OECD において推計方法が変更されたため，それ以前のデータと統計上の断絶がある。

4) Office for National Statistics による各年の労働力調査に基づく推計値。推計に使用された労働力調査は，2004 年以降，新たな加重システムを使用してデータを測定しているため，それ以前のデータと統計上の断絶がある。

5) 外国人労働力人口が公表されていないため，参考値として「外国生まれの労働力人口」（在外自国民として出生した者を除く外国生まれの労働力人口）を掲載。外国人労働力人口割合の欄には，「外国生まれ労働力人口割合」を掲載。米国の労働力人口を基に OECD にて推計。

6) 登録外国人労働者数（就労査証所持者及び産業研修生の合計）。2003 年の大幅な増加は，主に 2003 年半ばの合法化措置による。（ ）内の数値は，不法残留者を含む。2000 年以降の数値は韓国労働部資料，1999 年以前は韓国法務部資料による。

3. 就業構造

Employment Structure

3-1　就業者の産業別構成比（2005年）

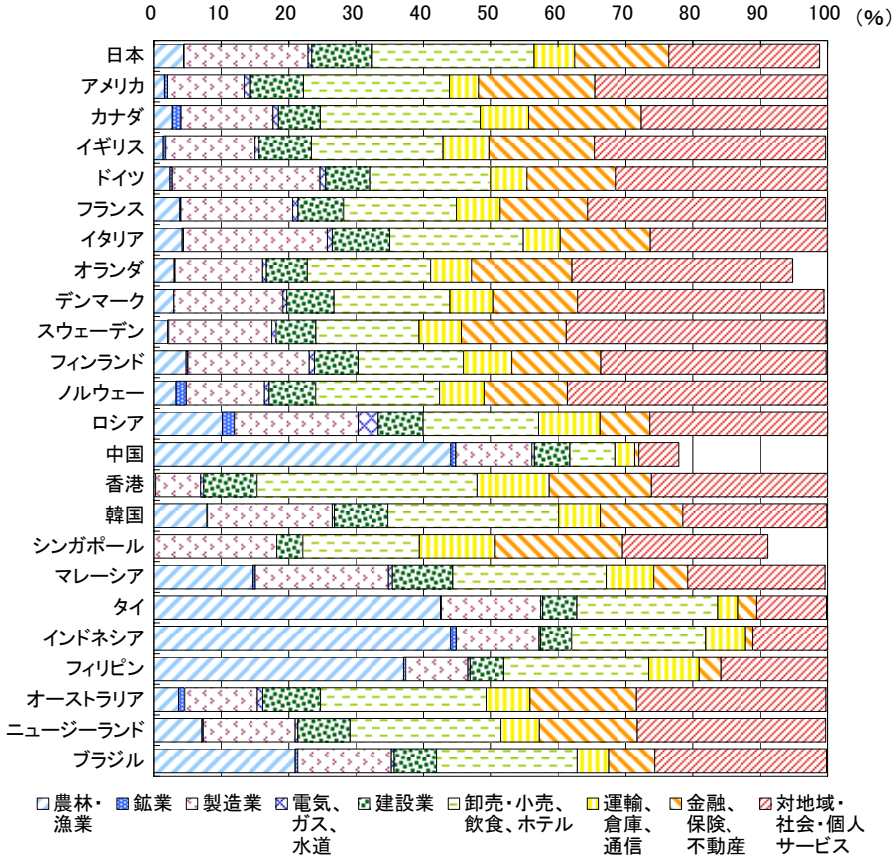

▶▶グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第3-2表　就業者の産業別構成比（2005年）」(p.101)を参照。
(注) シンガポール，ブラジルは2004年の数値。

経済の発展段階によって産業別の就業者構造の違いを観察することができる。いわゆる先進国とよばれる国々は，産業構造の重心を農林水産業から製造業，製造業からサービス業に移し，それに伴い，就業構造を変化させながら経済発展してきた。実際，2005年の日本，欧州，北米，オセアニア諸国の傾向をみると，いわゆる第3次産業である「電気，ガス，水道」「運輸，倉庫，通信」「卸売・小売，飲食，ホテル」「金融，保険，不動産」「対地域・社会・個人サービス」部門の割合が約5～7割を占めている。一方で，中国やタイ，インドネシア，フィリピンなどは第1次産業である「農林，漁業」の割合が4割前後となっている。

3-2　就業者の職業別構成比（2005年）

（ISCO-68基準）

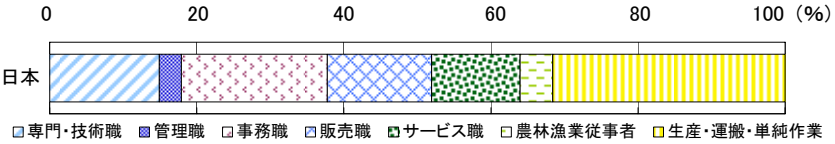

（ISCO-88基準）

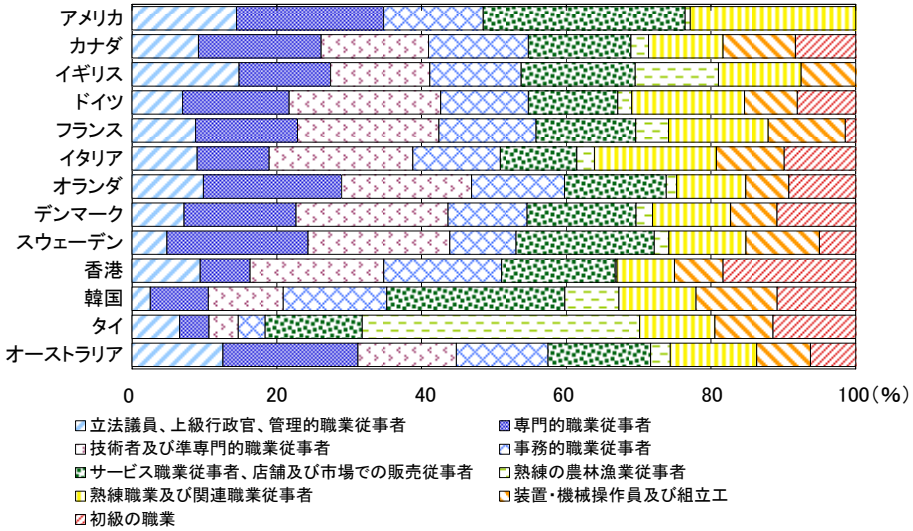

▶▶グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第3-5表　就業者の職業別構成比（2005年）」(p.115)を参照。

国際職業分類は1988年に改定となり，ISCO-88が導入されたが，従来の分類であるISCO-68分類に基づく国もあるので，本書では併記している。ISCO-68では各職業における仕事の特徴により職業を分類しているが，ISCO-88では各職業において仕事を成し遂げるために必要な技術の類似性により職業を分類している。このため，両者の概念上の違いが大きく，単純比較は難しいことに留意が必要である。

ISCO-68に準拠する日本では「生産・運搬・単純作業」や「事務職」の割合が大きく，「農林漁業従事者」の割合が小さいといえる。ISCO-88準拠の国をみると，欧米・オセアニアの先進国では，「立法議員，上級行政官，管理的職業従事者」「専門的職業従事者」「技術者及び準専門的職業従事者」の割合が4割前後と非常に高い。経済発展に伴う産業構造のサービス業へのシフトなどにより職業の専門化が進行している状況が観察される。

3-3　就業者に占める女性の割合

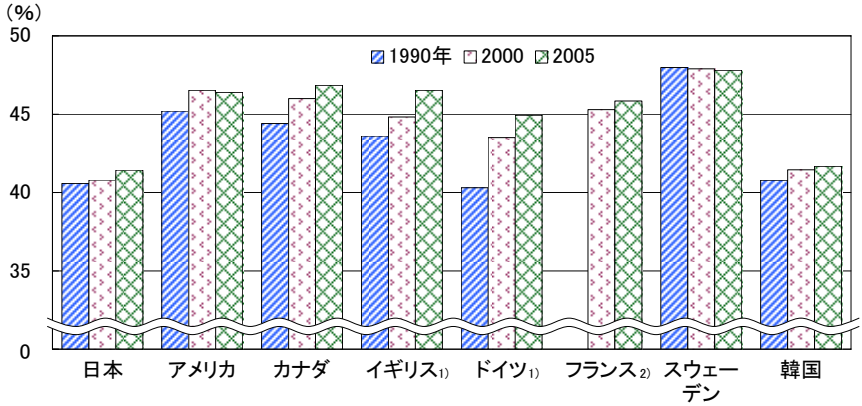

▸▸グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第3-4表　性別・職業別就業者数」(p.107)を参照。
(注) 1) イギリスとドイツの1990年は1991年の値。
2) フランスの2000年は2003年の値。

比較可能な各国において就業者に占める女性の割合は，全体としてみれば1990年から2005年にかけて上昇傾向にある。ただし，スウェーデンは1990年時点で既に女性就業者の割合が高水準で，以降横ばいの推移となっており，またアメリカは1990年から2000年にかけて増加した後，2005年はほぼ同水準での推移となっている。

上のグラフをみると，日本は主な先進国のなかで女性の割合が最も低いのがわかる。「2-5 女性年齢階級別労働力率（p.57）」のように，日本においては，出産・育児等のために特定の階層で女性の労働力率が低下するというM字カーブが現在でもみられることが，ひとつの要因として挙げられる。

（参考）　就業者に占める女性の割合

	1990	2000	2005　(年)
日本	40.6	40.8	41.4　(%)
アメリカ	45.2	46.5	46.4
カナダ	44.4	46.0	46.8
イギリス	43.6	44.8	46.5
ドイツ	40.3	43.5	44.9
フランス	－	45.3	45.8
スウェーデン	48.0	47.9	47.8
韓国	40.8	41.4	41.7

3-4　就業者の従業上の地位別構成比（2005年）

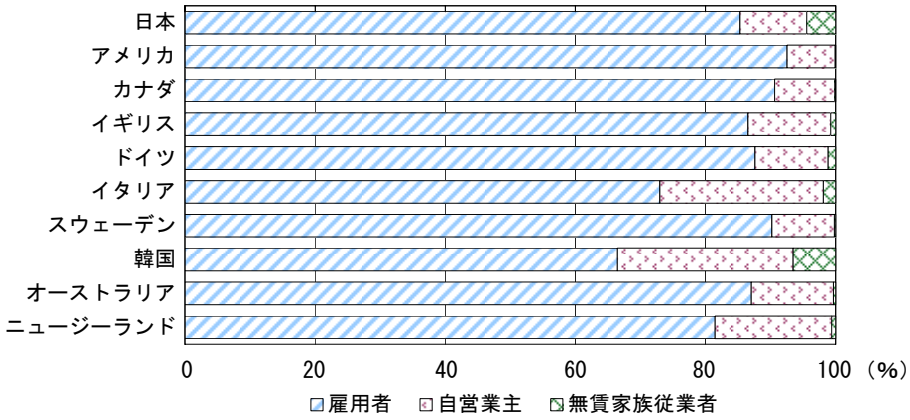

▸▸グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第3-7表　就業者の従業上の地位別構成比」(p.116)を参照。

従業上の地位は，私企業，官公庁などで賃金を得ている「雇用者」，人を雇用しているいないにかかわらず自ら経営を行っている「自営業主」，さらに「無賃家族従業者」に分けられる。OECD加盟諸国では「雇用者」の占める割合が高く，イタリア，韓国を除いて8割超である。イタリアと韓国の「雇用者」は6～7割と他国に比べて低く，「自営業主」が2～3割と比較的大きなシェアを占めるのが特徴である。

従業上の地位別構成を時系列でみると，アメリカ，スウェーデンなどは1960年代に既に雇用者割合が8割を超えていたが，大まかにみれば，日本では，約5割（1960年），約6割（1970年），約7割（1980年），約8割（1990年）と徐々に増加した点が特徴的であり，韓国でも同様の傾向を示している。こうした傾向は，経済の発展に伴い主要産業が自営業や家族従業者が中心であった農林水産業から雇用者割合の大きい製造業へ，さらに雇用者割合の大きいサービス業へとシフトし，それに伴って就業構造が変化する過程の一端を示している。

3-5　就業者に占める短時間労働者の割合（2006年）

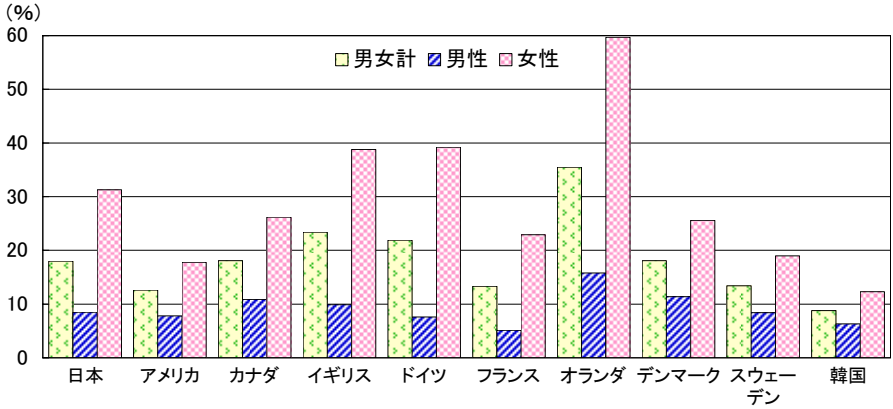

▶▶グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第3-8表　就業者に占める短時間労働者の割合」(p.117)を参照。

上のグラフは，通常の労働時間が週30時間未満の労働者を「短時間労働者」と定義し，就業者全体に占める割合（2006年）を各国別・男女別に示したものである。ただし，国際比較にあたっては，短時間労働者の待遇の違いなど制度面に注意する必要がある。

まず，いずれの国をみても，短時間労働者の割合は女性が高くなっていることが目立っている。国別では，欧米主要国のなかで短時間労働者の割合が目立って高いのはオランダ（35.5%）で，とりわけ女性の割合が6割と極めて高い。オランダでは，オイルショック以降の景気低迷と物価上昇による経済停滞からの脱出に向けて1982年に政労使三者による「ワッセナー合意」が締結されて以降，積極的にワークシェアリングを促進し，その過程で，短時間労働者の雇用創出と均等待遇の確保が進んだことが影響している。オランダに限らずEU諸国では，1997年に「パートタイム労働の均等待遇及び自発的パートタイム労働の促進に関するEU指令（パートタイム指令）」が制定され，これに対応する国内法の制定と労使協定の締結によって，フルタイム労働者とパートタイム労働者の均等待遇を義務化する法制化が図られており，北米諸国に比して短時間労働者の比率が概して高い。

他方，日本の短時間労働者の割合を時系列でみると全体として緩やかな上昇傾向にあったが，2003年をピークに横ばいの推移となっている。短時間労働者の比率が高まった背景には，サービス産業化や就業構造の変化に伴って，特に小売業で顕著であるが，サービス等に対する需要が特定の日・時間に集中する傾向が強くなったことなどが挙げられる。2006年における短時間労働者の割合は18%と，全体としてはオランダ，イギリス，ドイツを下回り，カナダ，デンマークとほぼ同水準，アメリカ，フランス，スウェーデン，韓国を上回る水準であるが，性別にみると，女性の割合は3割を超えている。

第3-1表　産業別就業者数

Table 3-1: Total employment by economic activity

（千人/thousands）

国・地域 Country or region		全産業[1] All industries			農林漁業 Agriculture, hunting, forestry and fishing		
		1990 年/Year	2000	2005	1990	2000	2005
日本[2]	JPN	62,490	64,460	63,560	4,510	3,260	2,820
アメリカ[2)3)4)5)]	USA	118,793	135,208	141,730	3,394	3,457	2,197
カナダ[6]	CAN	13,165	14,764	16,170	539	487	440
イギリス[5]	GBR	26,935	27,793	28,166	573	426	384
ドイツ	DEU	27,988	36,604	36,566	990	988	868
フランス	FRA	22,396	—	24,919	1,248	—	953
イタリア[7]	ITA	21,454	21,225	22,563	1,895	1,120	947
オランダ	NLD	6,356	7,733	7,878	289	239	234
デンマーク[8]	DNK	2,670	2,722	2,733	147	90	80
スウェーデン[5]	SWE	4,485	4,159	4,263	154	98	86
フィンランド[10]	FIN	2,525	2,356	2,421	222	142	116
ノルウェー[10]	NOR	2,030	2,269	2,289	129	93	75
ロシア[11]	RUS	75,325	65,070	68,169	10,449	9,431	6,935
中国[3)12)]	CHN	639,090	720,850	737,400	341,170	333,550	324,870
香港[3)13)]	HKG	2,712	3,207	3,341	23	9	9
韓国[3]	KOR	18,085	21,156	22,865	3,237	2,243	1,815
シンガポール[17)18)19)]	SGP	1,524	1,583	1,632	4	—	—
マレーシア[3)9)]	MYS	6,685	9,322	10,045	1,738	1,712	1,470
タイ[3)4)14)]	THA	30,842	33,001	36,302	19,726	16,096	15,449
インドネシア	IDN	75,851	89,838	94,948	42,378	40,546	41,814
フィリピン[3)15)]	PHL	22,532	27,775	32,875	10,185	10,401	12,171
オーストラリア[3]	AUS	7,837	8,951	9,957	439	444	363
ニュージーランド[3]	NZL	1,481	1,779	2,073	157	154	148
ブラジル[16)17)]	BRA	62,100	75,458	84,596	14,181	15,534	17,734

資料出所　ILO LABORSTA（http://laborsta.ilo.org/）2007年12月現在

(注)　1) 全産業には分類されない「その他」を含む。特に注記が存在ない限り15歳以上を対象。「対地域・社会・個人サービス」には，公務・防衛，教育，保健・社会福祉事業，国際機関・治外法権機関を含む。

2) 1990年，2000年のホテル業は，「対地域・社会・個人サービス」に含まれる。

3) 軍人は除く。

4) 1990年，2000年の衛生サービスは「電気，ガス，水道業」に含まれる。

5) 16歳以上を対象。スウェーデンは16歳から64歳までを対象。

6) フルタイムの軍人，居留地の先住民は含まない。

7) 1990年の値は14歳以上を対象。

8) 15歳から66歳までを対象。ただしノルウェーの1990年の値は16歳以上74歳までを対象。

9) 15歳から64歳までを対象。

10) 15歳から74歳までを対象

11) 15歳から72歳までを対象。1990年は旧ソ連の数値で雇用者数。

12) 再就職者は含まない。「金融，保険，不動産業」には，対事業所サービスは含まない。2005年の欄は2002年の値。「適切な分類が不可能な経済活動」を内訳に計上していないため，産業計と内訳は一致しない。

13) 海上生活者，施設人口は除く。

（千人/thousands）

国・地域 Country or region		鉱業 Mining and quarrying			製造業 Manufacturing		
		1990年/Year	2000	2005	1990	2000	2005
日本[2]	JPN	60	50	30	15,050	13,210	11,690
アメリカ[2)3)4)5)]	USA	724	521	624	21,346	19,940	16,253
カナダ[6)]	CAN	200	160	211	2,021	2,249	2,207
イギリス[5)]	GBR	233	101	103	5,991	4,740	3,723
ドイツ	DEU	190	152	123	8,841	8,542	8,032
フランス	FRA	83	—	42	4,706	—	4,130
イタリア[7)]	ITA	229	64	40	4,757	4,918	4,825
オランダ	NLD	11	12	8	1,185	1,093	1,021
デンマーク[8)]	DNK	2	3	—	532	510	442
スウェーデン[5)]	SWE	11	9	7	941	757	652
フィンランド[10)]	FIN	4	4	6	525	467	436
ノルウェー[10)]	NOR	22	33	35	310	290	265
ロシア[11)]	RUS	1,236	1,294	1,236	19,964	12,178	12,534
中国[3)12)]	CHN	8,820	5,970	5,580	86,240	80,430	83,070
香港[3)13)]	HKG	1	—	—	751	334	224
韓国[3)]	KOR	79	17	17	4,911	4,293	4,234
シンガポール[17)18)19)]	SGP	0	1	—	430	308	298
マレーシア[3)9)]	MYS	37	27	36	1,333	2,126	1,989
タイ[3)4)14)]	THA	54	39	40	3,133	4,785	5,350
インドネシア	IDN	528	454	809	7,693	11,658	11,652
フィリピン[3)15)]	PHL	133	106	116	2,188	2,792	3,043
オーストラリア[3)]	AUS	89	67	92	1,179	1,125	1,070
ニュージーランド[3)]	NZL	6	4	4	253	282	283
ブラジル[16)17)]	BRA	860	844	325	9,410	9,300	11,724

14) 1990年，2000年は13歳以上を対象。1990年，2000年の「製造業」は修理業を，「卸売・小売，飲食，ホテル業」は金融，保険，不動産を含み，「飲食，ホテル業」は「対地域・社会・個人サービス」に含まれる。
15) 1990年，2000年の飲食，ホテル業は，「対地域・社会・個人サービス」に含まれる。
16) 10歳以上を対象とし，ロンドニア，アクレ，アマゾナス，ロライマ，パラ及びアマパの農村人口は含まない。1990年，2000年の「鉱業」には電気・ガス・水道・下水道サービス業が含まれ，「対地域・社会・個人サービス」にレストラン・ホテル・倉庫業が含まれ，「金融，保険，不動産」に国際機関，治外法権機関の活動が含まれる。
17) 2005年の欄は2004年の値。
18) 2000年の欄は2001年の値。
19) 1990年の欄は1991年の値。

第3-1表　産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Total employment by economic activity (*cont.*)

（千人/thousands）

国・地域 Country or region		電気, ガス, 水道業 Electricity, gas and water			建設業 Construction		
		1990 年/Year	2000	2005	1990	2000	2005
日本[2)]	JPN	300	340	350	5,880	6,530	5,680
アメリカ[2)3)4)5)]	USA	1,582	1,447	1,176	7,764	9,433	11,197
カナダ[6)]	CAN	122	115	125	821	803	1,012
イギリス[5)]	GBR	333	200	176	2,141	1,996	2,202
ドイツ	DEU	254	290	315	1,847	3,118	2,400
フランス	FRA	205	—	205	1,635	—	1,688
イタリア[7)]	ITA	229	167	163	1,859	1,618	1,913
オランダ	NLD	41	35	44	409	472	483
デンマーク[8)]	DNK	20	15	15	172	184	193
スウェーデン[5)]	SWE	35	30	27	322	225	253
フィンランド[10)]	FIN	28	22	19	201	149	158
ノルウェー[10)]	NOR	23	20	16	139	147	159
ロシア[11)]	RUS	930	1,686	1,959	8,168	3,329	4,575
中国[3)12)]	CHN	1,920	2,840	2,900	24,240	35,520	38,930
香港[3)13)]	HKG	19	17	15	226	302	263
韓国[3)]	KOR	70	64	71	1,346	1,580	1,814
シンガポール[17)18)19)]	SGP	7	—	—	99	100	93
マレーシア[3)9)]	MYS	47	48	57	424	799	904
タイ[3)4)14)]	THA	109	173	107	1,026	1,280	1,853
インドネシア	IDN	135	72	187	2,060	3,537	4,417
フィリピン[3)15)]	PHL	91	116	108	974	1,430	1,616
オーストラリア[3)]	AUS	106	65	82	593	690	857
ニュージーランド[3)]	NZL	14	9	8	92	118	162
ブラジル[16)17)]	BRA	—	—	354	3,823	4,922	5,354

（千人/thousands）

国・地域 Country or region		卸売・小売，飲食，ホテル業 Wholesale and retail trade, hotels and restaurants			運輸，倉庫，通信業 Transport, storage and communication		
		1990 年/Year	2000	2005	1990	2000	2005
日本[2]	JPN	14,150	14,740	15,290	3,750	4,140	3,850
アメリカ[2)3)4)5)]	USA	24,622	27,832	30,710	6,586	8,294	6,184
カナダ[6)]	CAN	3,184	3,487	3,844	975	1,123	1,154
イギリス[5)]	GBR	5,383	5,448	5,508	1,703	1,905	1,932
ドイツ	DEU	4,636	6,409	6,552	1,620	2,008	1,949
フランス	FRA	3,750	—	4,176	1,404	—	1,599
イタリア[7)]	ITA	4,537	4,191	4,476	1,146	1,190	1,239
オランダ	NLD	1,104	1,516	1,442	382	465	484
デンマーク[8)]	DNK	391	443	471	189	176	175
スウェーデン[5)]	SWE	685	636	652	315	279	269
フィンランド[10)]	FIN	394	354	378	179	172	172
ノルウェー[10)]	NOR	358	419	421	162	168	152
ロシア[11)]	RUS	6,210	8,811	11,680	5,818	5,484	6,249
中国[3)12)]	CHN	28,390	46,860	49,690	15,660	20,290	20,840
香港[3)13)]	HKG	703	982	1,094	269	357	356
韓国[3)]	KOR	3,945	5,752	5,806	923	1,260	1,429
シンガポール[17)18)19)]	SGP	345	359	283	153	228	183
マレーシア[3)9)]	MYS	1,218	1,790	2,292	302	423	545
タイ[3)4)14)]	THA	2,976	4,802	7,597	733	951	1,076
インドネシア	IDN	11,067	18,499	18,897	2,313	4,551	5,553
フィリピン[3)15)]	PHL	3,145	4,587	7,086	1,137	2,024	2,471
オーストラリア[3)]	AUS	1,944	2,214	2,453	532	588	640
ニュージーランド[3)]	NZL	312	404	463	93	111	119
ブラジル[16)17)]	BRA	7,976	10,785	17,676	2,440	3,168	3,994

第3-1表　産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Total employment by economic activity (*cont.*)

（千人/thousands）

国・地域 Country or region		金融, 保険, 不動産業 Financing, insurance, and real estate			対地域・社会・個人サービス[1] Community, social and personal services		
		1990 年/Year	2000	2005	1990	2000	2005
日本[2]	JPN	5,160	6,160	8,860	13,320	15,640	14,230
アメリカ[2)3)4)5)]	USA	13,422	16,515	24,496	39,352	47,770	48,891
カナダ[6]	CAN	1,770	2,340	2,699	3,533	4,000	4,477
イギリス[5]	GBR	3,324	4,272	4,396	7,065	8,632	9,673
ドイツ	DEU	2,375	4,256	4,829	7,235	10,808	11,461
フランス	FRA	2,284	—	3,256	7,082	—	8,792
イタリア[7]	ITA	895	2,140	3,016	6,136	5,798	5,926
オランダ	NLD	646	1,204	1,173	2,229	2,352	2,573
デンマーク[8]	DNK	246	335	342	952	960	999
スウェーデン[5]	SWE	409	586	663	1,607	1,533	1,645
フィンランド[10]	FIN	268	287	322	701	751	810
ノルウェー[10]	NOR	150	256	282	734	838	883
ロシア[11]	RUS	6,415	2,871	5,001	15,917	19,988	17,997
中国[3)12)]	CHN	2,620	4,270	4,580	16,730	20,250	43,900
香港[3)13)]	HKG	209	453	506	512	755	874
韓国[3]	KOR	945	2,113	2,783	2,638	3,833	4,886
シンガポール[17)18)19)]	SGP	163	390	308	322	323	352
マレーシア[3)9)]	MYS	258	462	706	1,329	1,935	2,045
タイ[3)4)14)]	THA	—	—	991	3,065	4,865	3,791
インドネシア	IDN	478	888	1,043	9,070	9,599	10,577
フィリピン[3)15)]	PHL	444	678	1,073	4,220	5,636	5,190
オーストラリア[3]	AUS	992	1,395	1,571	1,965	2,364	2,804
ニュージーランド[3]	NZL	146	231	301	404	459	581
ブラジル[16)17)]	BRA	1,716	1,341	5,719	21,694	29,564	21,588

第3-2表　就業者の産業別構成比（2005年）

Table 3-2: Sectoral composition of employment, 2005

（%）

国・地域 Country or region		農林，漁業 Agriculture, fishery	鉱業 Mining	製造業 Manufacturing	電気，ガス，水道 Electricity, gas, water supply	建設業 Construction	卸売・小売，飲食，ホテル Wholesale and retail trade, hotels and restaurants	運輸，倉庫，通信 Transport, storage and communication	金融，保険、不動産 Finance, insurance, and real estate	対地域・社会・個人サービス Other services
日本	JPN	4.4	0.0	18.4	0.6	8.9	24.1	6.1	13.9	22.4
アメリカ	USA	1.6	0.4	11.5	0.8	7.9	21.7	4.4	17.3	34.5
カナダ	CAN	2.7	1.3	13.7	0.8	6.3	23.8	7.1	16.7	27.7
イギリス	GBR	1.4	0.4	13.2	0.6	7.8	19.6	6.9	15.6	34.3
ドイツ	DEU	2.4	0.3	22.0	0.9	6.6	17.9	5.3	13.2	31.4
フランス	FRA	3.8	0.2	16.6	0.8	6.8	16.8	6.4	13.1	35.3
イタリア	ITA	4.2	0.2	21.4	0.7	8.5	19.8	5.5	13.4	26.3
オランダ	NLD	3.0	0.1	13.0	0.6	6.1	18.3	6.1	14.9	32.7
デンマーク	DNK	2.9	—	16.2	0.6	7.0	17.2	6.4	12.5	36.6
スウェーデン	SWE	2.0	0.2	15.3	0.6	5.9	15.3	6.3	15.6	38.6
フィンランド	FIN	4.8	0.2	18.0	0.8	6.5	15.6	7.1	13.3	33.4
ノルウェー	NOR	3.3	1.5	11.6	0.7	6.9	18.4	6.6	12.3	38.6
ロシア	RUS	10.2	1.8	18.4	2.9	6.7	17.1	9.2	7.3	26.4
中国	CHN	44.1	0.8	11.3	0.4	5.3	6.7	2.8	0.6	6.0
香港	HKG	0.3	—	6.7	0.4	7.9	32.7	10.7	15.1	26.2
韓国	KOR	7.9	0.1	18.5	0.3	7.9	25.4	6.2	12.2	21.4
シンガポール[1]	SGP	—	—	18.2	—	3.9	17.3	11.2	18.9	21.6
マレーシア	MYS	14.6	0.4	19.8	0.6	9.0	22.8	7.0	5.0	20.4
タイ	THA	42.6	0.1	14.7	0.3	5.1	20.9	3.0	2.7	10.4
インドネシア	IDN	44.0	0.9	12.3	0.2	4.7	19.9	5.8	1.1	11.1
フィリピン	PHL	37.0	0.4	9.3	0.3	4.9	21.6	7.5	3.3	15.8
オーストラリア	AUS	3.6	0.9	10.7	0.8	8.6	24.6	6.4	15.8	28.2
ニュージーランド	NZL	7.1	0.2	13.6	0.4	7.8	22.3	5.7	14.5	28.0
ブラジル[1]	BRA	21.0	0.4	13.9	0.4	6.3	20.9	4.7	6.8	25.5

資料出所　ILO LABORSTA（http://laborsta.ilo.org/）2007年12月現在

(注)　第3-1表（p.96）に準ずる。

「その他」の産業も含めて全産業を定義しているため，上記の数値を国ごとに合計しても100にはならない。

1）2004年の数値。

第3-3表　産業別雇用者数

Table 3-3: Paid employment by economic activity

（千人/thousands）

国・地域 Country or region		全産業[1] All industries			農林・漁業 Agriculture, hunting, forestry and fishing		
		1990 年/Year	2000	2005	1990	2000	2005
日本[2]	JPN	48,350	53,560	53,930	420	420	430
アメリカ[3]	USA	109,403	131,706	133,399	—	—	—
カナダ[4]	CAN	11,276	12,391	13,658	200	204	193
イギリス[5]	GBR	23,364	25,658	26,608	315	321	240
ドイツ[6]	DEU	25,886	32,638	32,066	226	510	440
フランス	FRA	19,453	22,063	22,201	274	354	287
イタリア[7)8]	ITA	—	15,276	16,534	—	451	436
オランダ[9]	NLD	—	6,838	6,859	—	119	128
デンマーク[10]	DNK	—	2,487	2,495	—	42	42
スウェーデン[11]	SWE	4,074	3,731	3,844	60	37	37
フィンランド[12]	FIN	2,116	2,016	2,098	50	40	36
ノルウェー[13]	NOR	—	2,099	2,116	—	34	30
ロシア[14]	RUS	124,971	58,512	62,871	—	5,605	4,287
中国[15]	CHN	132,195	112,590	108,503	7,800	4,940	4,142
香港	HKG	2,476	2,476	2,504	—	—	—
韓国[16]	KOR	10,950	13,360	15,185	—	178	162
シンガポール[17)18)19]	SGP	1,321	1,321	—	3	—	—
マレーシア	MYS	—	—	—	—	—	—
フィリピン[16)17)20]	PHL	10,440	13,827	16,553	2,199	2,404	2,925
インド[7)21]	IND	26,353	27,960	26,458	1,423	1,418	1,479
オーストラリア[16]	AUS	6,541	7,691	8,661	—	203	184
ニュージーランド[16)17)22]	NZL	1,090	1,406	1,688	—	64	71
ブラジル[18)19)23]	BRA	38,576	46,822	53,172	5,065	4,246	4,892

資料出所　ILO LABORSTA（http://laborsta.ilo.org/）2007年12月現在

（注）1）全産業には分類されない「その他」を含む。特に注記がない限り15歳以上を対象。「対地域・社会・個人サービス」には，公務・防衛，教育，保健・社会福祉事業，国際機関・治外法権機関を含む。

2）ホテル業は「対地域・社会・個人サービス業」に含まれる。

3）下水処理・衛生事業は「電気・ガス・水道業」に含まれる。

4）フルタイムの軍人，居留地の先住民は含まない。1999年より推計法を変更。

5）1996年より推計法の変更。

6）1990年は旧西ドイツ地域の値。

7）2004年の欄は2003年の数値。

8）1990年は14歳以上を対象。

9）1990年は15歳以上64歳までを対象。2000年より推計方法の変更。

10）15歳以上66歳までを対象。

11）15歳以上64歳までを対象。1993年，2005年に推計方法の変更。

12）15歳以上74歳までを対象。

13）16歳以上74歳までを対象。

14）15歳以上72歳までを対象。1990年は旧ソ連の数値。

15）国営企業，都市の集合企業，その他オーナーシップを対象。1998年以降，一次的解雇は雇用者に含まない。「鉱業」には採石を含まない。「卸売・小売，飲食，ホテル業」にケータリングを含める。「運輸・倉庫・通信」には通信を含まず，郵便を含める。「金融・保険・不動産業」には対事業所サービスを含まない。「対地域・社会・個人サービス」に文化・芸術・ラジオ・テレビ活動を含める。

（千人/thousands）

国・地域 Country or region		鉱業 Mining and quarrying			製造業 Manufacturing		
		1990 年/Year	2000	2005	1990	2000	2005
日本[2]	JPN	60	50	30	13,060	12,050	10,850
アメリカ[3]	USA	709	520	561	19,076	18,329	15,156
カナダ[4]	CAN	191	150	190	1,937	2,163	2,110
イギリス[5]	GBR	163	73	57	4,756	3,954	3,131
ドイツ[6]	DEU	242	149	119	8,867	8,141	7,613
フランス	FRA	76	41	41	4,410	3,900	3,908
イタリア[7][8]	ITA	227	56	36	4,081	4,060	4,086
オランダ[9]	NLD	11	12	8	1,145	1,042	965
デンマーク[10]	DNK	—	3	—	385	488	424
スウェーデン[11]	SWE	11	9	7	903	721	616
フィンランド[12]	FIN	4	3	5	495	437	412
ノルウェー[13]	NOR	21	33	35	301	284	256
ロシア[14]	RUS	—	1,276	1,233	35,400	11,934	12,277
中国[15]	CHN	8,820	5,810	4,976	53,040	32,400	30,965
香港	HKG	1	0	0	716	226	167
韓国[16]	KOR	73	15	16	4,260	3,564	3,603
シンガポール[17][18][19]	SGP	0	—	—	409	291	280
マレーシア	MYS	33	—	—	842	—	—
フィリピン[16][17][20]	PHL	94	80	54	1,717	2,000	2,275
インド[7][21]	IND	1,069	1,005	1,093	6,327	6,615	5,619
オーストラリア[16]	AUS	86	67	90	1,086	1,039	994
ニュージーランド[16][17][22]	NZL	10	3	4	220	246	249
ブラジル[18][19][23]	BRA	269	788	269	7,041	7,625	8,862

16) 軍人を除く。
17) 1990年の欄は1991年の数値。
18) 2000年の欄は2001年の数値。
19) 2005年の欄は2004年の数値
20) 1990年，2000年の飲食，ホテルは「対地域・社会・個人サービス」に含まれる。
21) 公共部門と10人以上雇用する非農業民間事業所を対象とする。労働する経営者も含む。
22) 2003年より分類の変更。
23) 10歳以上を対象とし，ロンドニア，アクレ，アマゾナス，ロライマ，パラ及びアマパの農村人口は含まない。1990年，2000年は「鉱業」に電気・ガス・水道・下水道サービス業を含む。レストラン・ホテル・倉庫業は「対地域・社会・個人サービス」に含まれる。「金融，保険，不動産」に国際機関，治外法権機関の活動を含む。1990年の欄は1992年の数値。2005年の欄は2004年の数値。

第3-3表　産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Paid employment by economic activity (*cont.*)

（千人/thousands）

国・地域 Country or region		電気, ガス, 水道業 Electricity, gas and water			建設業 Construction		
		1990 年/Year	2000	2005	1990	2000	2005
日本[2]	JPN	300	340	350	4,620	5,390	4,580
アメリカ[3]	USA	957	601	558	5,120	6,787	7,277
カナダ[4]	CAN	122	114	125	590	529	694
イギリス[5]	GBR	241	127	102	1,246	1,183	1,193
ドイツ[6]	DEU	—	287	310	1,724	2,711	1,940
フランス	FRA	205	212	205	1,335	1,231	1,355
イタリア[7][8]	ITA	—	159	156	1,371	984	1,186
オランダ[9]	NLD	—	35	43	370	404	386
デンマーク[10]	DNK	—	15	15	—	157	159
スウェーデン[11]	SWE	35	30	26	274	181	201
フィンランド[12]	FIN	28	22	18	167	120	122
ノルウェー[13]	NOR	—	20	16	115	128	137
ロシア[14]	RUS	—	1,668	1,954	12,550	3,245	4,373
中国[15]	CHN	1,920	2,820	2,937	8,960	7,440	8,543
香港	HKG	11	8	8	69	84	54
韓国[16]	KOR	—	64	70	1,166	1,228	1,347
シンガポール[17][18][19]	SGP	7	—	—	81	77	70
マレーシア	MYS	—	—	—	301	—	—
フィリピン[16][17][20]	PHL	93	110	106	925	1,286	1,477
インド[7][21]	IND	939	987	910	1,201	1,148	960
オーストラリア[16]	AUS	—	64	80	347	454	581
ニュージーランド[16][17][22]	NZL	15	8	8	53	69	105
ブラジル[18][19][23]	BRA	—	—	351	2,231	2,530	2,690

（千人/thousands）

国・地域 Country or region		卸売・小売，飲食，ホテル業 Wholesale and retail trade, hotels and restaurants			運輸，倉庫，通信業 Transport, storage and communication		
		1990 年/Year	2000	2005	1990	2000	2005
日本[2]	JPN	10,470	11,970	12,840	3,530	3,930	3,650
アメリカ[3]	USA	27,405	32,480	33,108	4,820	6,747	6,233
カナダ[4]	CAN	2,708	2,986	3,339	876	963	998
イギリス[5]	GBR	4,951	6,063	6,445	1,414	1,523	1,582
ドイツ[6]	DEU	—	5,408	5,506	1,587	1,852	1,794
フランス	FRA	3,104	3,594	3,489	1,366	1,575	1,533
イタリア[7)8]	ITA	—	2,052	2,553	972	979	1,040
オランダ[9]	NLD	—	1,315	1,252	366	438	458
デンマーク[10]	DNK	—	392	422	—	164	164
スウェーデン[11]	SWE	582	531	555	286	254	245
フィンランド[12]	FIN	330	298	324	157	148	150
ノルウェー[13]	NOR	—	395	399	145	156	139
ロシア[14]	RUS	9,800	7,195	10,067	10,225	5,270	5,950
中国[15]	CHN	17,150	9,770	5,083	8,950	6,590	5,792
香港	HKG	830	1,009	1,024	133	177	184
韓国[16]	KOR	—	2,747	3,014	716	879	889
シンガポール[17)18)19]	SGP	248	271	296	123	148	138
マレーシア	MYS	—	—	—	—	—	—
フィリピン[16)17)20]	PHL	697	1,299	2,559	737	1,175	1,387
インド[7)21]	IND	441	493	559	3,075	3,146	2,837
オーストラリア[16]	AUS	—	1,957	2,215	452	504	555
ニュージーランド[16)17)22]	NZL	263	333	395	75	92	104
ブラジル[18)19)23]	BRA	3,956	5,808	9,681	1,652	2,073	2,560

第3-3表　産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Paid employment by economic activity (*cont.*)

（千人／thousands）

国・地域 Country or region		金融, 保険, 不動産業 Financing, insurance, and real estate			対地域・社会・個人サービス[1] Community, social and personal services		
		1990 年／Year	2000	2005	1990	2000	2005
日本[2]	JPN	4,670	5,630	7,820	11,110	13,580	12,910
アメリカ[3]	USA	11,848	24,454	25,026	39,467	41,787	45,482
カナダ[4]	CAN	1,435	1,736	2,013	3,215	3,530	3,996
イギリス[5]	GBR	3,670	4,814	5,288	6,609	7,600	8,570
ドイツ[6]	DEU	—	3,518	3,880	—	10,062	10,463
フランス	FRA	2,504	3,427	2,955	6,180	7,727	8,351
イタリア[7)8)]	ITA	—	1,362	1,860	—	5,174	5,181
オランダ[9]	NLD	—	1,052	1,000	—	2,172	2,396
デンマーク[10]	DNK	—	294	301	—	927	958
スウェーデン[11]	SWE	357	495	567	1,560	1,469	1,582
フィンランド[12]	FIN	235	249	284	647	693	742
ノルウェー[13]	NOR	—	237	256	—	808	845
ロシア[14]	RUS	720	2,772	4,899	31,425	19,549	17,830
中国[15]	CHN	2,390	3,870	4,277	12,730	30,670	26,582
香港	HKG	277	434	464	250	355	447
韓国[16]	KOR	—	1,771	2,361	—	2,913	3,726
シンガポール[17)18)19)]	SGP	150	251	263	298	289	318
マレーシア	MYS	—	—	—	—	—	—
フィリピン[16)17)20)]	PHL	402	606	911	3,567	4,861	4,856
インド[7)21)]	IND	1,402	1,653	1,931	10,476	11,493	11,072
オーストラリア[16]	AUS	—	1,219	1,359	—	2,183	2,582
ニュージーランド[16)17)22)]	NZL	141	166	225	315	418	523
ブラジル[18)19)23)]	BRA	1,159	1,002	4,426	16,648	22,750	19,401

第3-4表　性別・職業別就業者数
Table 3-4: Total employment by occupation and sex

ISCO-68基準

0/1. 専門・技術職/Professional, technical and related workers
2. 管理職/Administrative and managerial workers
3. 事務職/Clerical and related workers
4. 販売職/Sales workers
5. サービス業/Service workers
6. 農林漁業従業者/Agricultural, animal husbandry and forestry workers, fishermen and hunters
7/8/9. 生産・運搬・単純作業/Production and related workers, transport equipment operators and labourers
X. 分類不能/Workers not classifiable by occupation
Y. 軍隊/Members of the armed forces

ISCO-88基準

1. 立法議員，上級行政官，管理的職業従事者/Legislators, senior officials and managers
2. 専門的職業従事者/Professionals
3. 技術者及び準専門的職業従事者/Technicians and associate professionals
4. 事務的職業従事者/Clerks
5. サービス職業従事者，店舗及び市場での販売従事者/Service workers and shop and market sales workers
6. 熟練の農林漁業従事者/Skilled agricultural and fishery workers
7. 熟練職業及び関連職業従事者/Craft and related trades workers
8. 装置・機械操作員及び組立工/Plant and machine operators and assemblers
9. 初級の職業/Elementary occupations
0. 軍隊/Armed forces
x. その他/Others

日本 JPN　　（千人/thousands）

ISCO 68	1990年/Year			2000			2005		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	62,490	37,130	25,360	64,460	38,180	26,300	63,560	37,230	26,330
0/1	6,900	4,010	2,900	8,560	4,750	3,810	9,370	5,060	4,310
2	2,390	2,200	190	2,060	1,860	190	1,890	1,710	190
3	11,570	4,620	6,950	12,850	5,090	7,770	12,470	4,860	7,610
4	9,400	5,790	3,600	9,110	5,700	3,410	8,920	5,510	3,410
5	5,350	2,450	2,900	6,770	2,990	3,790	7,570	3,300	4,270
6	4,480	2,350	2,130	3,210	1,820	1,390	2,790	1,650	1,140
7/8/9[1)]	22,120	15,530	6,590	21,520	15,730	5,790	19,860	14,740	5,120
X	300	190	110	370	230	140	690	410	280

第3-4表　性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (*cont.*)

アメリカ[2) 3)] USA　　（千人/thousands）

ISCO 68	1990年/Year 計 Total	男性 Male	女性 Female	2000 計 Total	男性 Male	女性 Female	2005 計 Total	男性 Male	女性 Female	ISCO 88
計/Total	118,793	65,104	53,689	135,208	72,293	62,915	141,729	75,973	65,757	計/Total
0/1	19,666	9,702	9,964	25,498	11,846	13,652	20,450	11,761	8,689	1
2	14,802	8,872	5,931	19,774	10,814	8,960	28,795	12,588	16,207	2[4)]
3	18,762	3,834	14,928	18,717	3,939	14,778	—	—	—	3
4	14,285	7,247	7,038	16,340	8,231	8,110	19,529	4,829	14,700	4
5	16,012	6,470	9,543	18,278	7,245	11,034	39,566	18,244	21,323	5
6	3,450	2,907	544	3,399	2,698	701	976	756	220	6
7/8/9	31,816	26,074	5,743	33,201	27,520	5,682	32,413	27,796	4,617	7[5)]
X	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
							—	—	—	9
							—	—	—	0
							—	—	—	x

カナダ[6)] CAN　　（千人/thousands）

	1990年/Year 計 Total	男性 Male	女性 Female	2000 計 Total	男性 Male	女性 Female	2005 計 Total	男性 Male	女性 Female	ISCO 88
	13,165	7,320	5,845	14,759	7,970	6,789	16,170	8,595	7,575	計/Total
	1,336	887	449	1,440	929	511	1,482	950	532	1
	1,809	886	923	2,336	1,133	1,203	2,737	1,289	1,448	2
	1,562	783	779	2,054	875	1,179	2,395	979	1,416	3
	2,029	416	1,613	2,036	443	1,593	2,228	501	1,727	4
	1,813	637	1,175	2,089	761	1,327	2,285	840	1,445	5
	481	369	113	431	330	101	392	298	94	6
	1,360	1,260	100	1,519	1,397	122	1,664	1,516	148	7
	1,483	1,191	292	1,626	1,285	342	1,612	1,304	309	8
	1,289	889	401	1,207	803	404	1,347	899	448	9
	3	2	1	5	3	1	6	4	2	0
							—	—	—	x

イギリス[7)] GBR　　（千人/thousands）

	1991年/Year 計 Total	男性 Male	女性 Female	2000 計 Total	男性 Male	女性 Female	2005 計 Total	男性 Male	女性 Female	ISCO 88
	26,400	14,887	11,513	27,793	15,336	12,457	28,166	15,061	13,104	計/Total
	3,744	2,596	1,148	4,496	3,001	1,495	4,134	2,710	1,425	1
	2,470	1,519	951	3,042	1,819	1,223	3,531	2,036	1,495	2
	2,327	1,184	1,143	2,895	1,420	1,474	3,833	1,895	1,939	3
	4,188	1,056	3,132	4,096	1,056	3,040	3,525	672	2,853	4
	4,374	1,540	2,835	5,257	1,750	3,508	4,403	1,048	3,355	5
	2,347	1,134	1,213	2,138	1,127	1,011	3,214	1,770	1,445	6[8)]
	4,005	3,575	431	3,258	3,026	232	3,192	2,934	258	7
	2,650	2,068	582	2,441	1,997	445	2,109	1,832	277	8
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9
	98	91	7	116	106	10	159	129	31	0
	197	125	72	55	34	21	64	36	28	x

ドイツ[9] DEU　　（千人/thousands）

ISCO 68	1991年/Year 計 Total	男性 Male	女性 Female	2000 計 Total	男性 Male	女性 Female	2005 計 Total	男性 Male	女性 Female	ISCO 88
計/Total	29,684	17,719	11,965	36,604	20,680	15,924	36,566	20,135	16,432	計/Total
0/1	5,035	2,870	2,165	2,067	1,510	557	2,496	1,565	932	1
2	983	794	189	4,583	2,888	1,695	5,274	3,216	2,059	2
3	6,216	2,408	3,807	7,433	3,150	4,283	7,488	3,229	4,259	3
4	2,701	1,154	1,547	4,658	1,505	3,153	4,335	1,401	2,935	4
5	3,330	1,400	1,930	4,227	1,105	3,122	4,419	1,150	3,269	5
6	1,061	615	446	765	525	240	686	472	215	6
7/8/9	9,475	7,980	1,495	6,337	5,732	605	5,575	5,042	533	7
X	884	497	386	2,705	2,277	428	2,609	2,194	416	8
				2,983	1,355	1,628	2,890	1,306	1,584	9
				340	334	6	269	260	9	0
				506	299	207	525	303	222	x

フランス FRA　　（千人/thousands）

	1990年/Year 計 Total	男性 Male	女性 Female	2003 計 Total	男性 Male	女性 Female	2005 計 Total	男性 Male	女性 Female	ISCO 88
	—	—	—	24,691	13,509	11,182	24,919	13,496	11,424	計/Total
	—	—	—	1,865	1,215	650	1,965	1,241	724	1
	—	—	—	2,870	1,730	1,141	3,175	1,808	1,367	2
	—	—	—	4,478	2,205	2,274	4,394	2,181	2,214	3
	—	—	—	3,195	780	2,415	3,008	741	2,268	4
	—	—	—	3,086	800	2,286	3,097	816	2,281	5
	—	—	—	1,112	799	313	1,029	760	269	6
	—	—	—	3,083	2,840	242	3,091	2,843	248	7
	—	—	—	2,481	1,996	484	2,382	1,901	481	8
	—	—	—	2,147	820	1,327	2,415	881	1,535	9
	—	—	—	306	281	26	329	297	32	0
	—	—	—	80	44	24	34	28	6	x

イタリア[10] ITA　　（千人/thousands）

	1990年/Year 計 Total	男性 Male	女性 Female	2000 計 Total	男性 Male	女性 Female	2005 計 Total	男性 Male	女性 Female	ISCO 88
	—	—	—	21,225	13,461	7,764	22,563	13,738	8,825	計/Total
	—	—	—	691	562	130	2,005	1,356	649	1
	—	—	—	2,109	976	1,133	2,224	1,219	1,005	2
	—	—	—	3,458	2,164	1,293	4,425	2,353	2,072	3
	—	—	—	2,903	1,316	1,587	2,698	1,068	1,630	4
	—	—	—	3,348	1,730	1,619	2,357	987	1,370	5
	—	—	—	687	489	198	545	407	138	6
	—	—	—	3,757	3,179	577	3,757	3,256	501	7
	—	—	—	2,023	1,597	427	2,093	1,683	410	8
	—	—	—	1,847	1,075	772	2,203	1,155	1,048	9
	—	—	—	351	351	—	256	253	3	0
	—	—	—	51	24	27	0	0	0	x

第3-4表　性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (*cont.*)

オランダ[11] NLD　　（千人/thousands）

ISCO 68	1990年/Year 計 Total	男性 Male	女性 Female	2000 計 Total	男性 Male	女性 Female	2005 計 Total	男性 Male	女性 Female	ISCO 88
計/Total[21]	6,356	3,951	2,405	7,733	4,412	3,322	7,878	4,342	3,536	計/Total
0/1	1,509	867	642	998	733	265	754	560	194	1
2	274	237	37	1,301	757	544	1,468	775	693	2
3	1,122	471	651	1,321	650	671	1,378	650	728	3
4	692	396	296	921	295	626	985	301	684	4
5	778	230	548	949	289	659	1,076	341	735	5
6	314	239	75	138	97	41	110	80	30	6
7/8/9	1,535	1,394	141	743	704	39	735	693	43	7
X	45	31	14	481	426	54	458	408	49	8
				629	322	307	710	379	331	9
				37	33	3	37	34	3	0
				217	105	112	168	194	69	x

デンマーク[12] DNK　　（千人/thousands）

ISCO 68	1990年/Year 計 Total	男性 Male	女性 Female	2000 計 Total	男性 Male	女性 Female	2005 計 Total	男性 Male	女性 Female	ISCO 88
計/Total	2,640	1,419	1,221	2,722	1,458	1,264	2,733	1,456	1,277	計/Total
0/1	633	237	396	194	149	45	197	149	48	1
2	108	93	16	379	227	152	425	242	183	2
3	497	173	324	532	234	299	576	230	345	3
4	203	106	97	302	81	221	300	73	196	4
5	283	78	205	412	89	323	413	103	310	5
6	124	109	15	59	50	9	63	50	13	6
7/8/9	778	615	163	312	295	17	296	281	15	7
X	14	8	6	182	136	46	176	140	37	8
				320	171	150	298	170	129	9
				16	15	1	18	17	0	0
				14	11	4	—	—	—	x

スウェーデン[13) 14] SWE　　（千人/thousands）

ISCO 68	1990年/Year 計 Total	男性 Male	女性 Female	2000 計 Total	男性 Male	女性 Female	2005 計 Total	男性 Male	女性 Female	ISCO 88
計/Total	4,485	2,333	2,152	4,159	2,167	1,992	4,263	2,225	2,038	計/Total
0/1	1,434	525	909	192	135	56	204	144	61	1
2	—	—	—	689	337	351	828	407	421	2
3	732	261	472	844	449	396	831	402	430	3
4	424	217	207	436	123	313	390	111	279	4
5	422	144	278	762	160	601	811	201	610	5
6	154	117	37	90	69	21	85	64	21	6
7/8/9	1,306	1,059	247	452	424	28	454	430	24	7
X	13	10	3	462	378	84	431	366	64	8
				211	73	138	214	87	127	9
				11	11	—	11	11	—	0
				9	6	3	4	3	1	x

フィンランド[15] FIN　　（千人/thousands）

ISCO 68	1990年/Year 計 Total	男性 Male	女性 Female	2000 計 Total	男性 Male	女性 Female	2005 計 Total	男性 Male	女性 Female	ISCO 88
計/Total	2,525	1,329	1,196	2,356	1,248	1,108	2,421	1,263	1,158	計/Total
0/1	609	235	374	193	142	50	237	166	70	1
2	114	87	27	370	188	182	407	203	204	2
3	358	89	269	396	183	212	405	165	239	3
4	244	107	138	193	34	158	164	33	131	4
5	266	75	191	349	75	275	383	80	304	5
6	226	145	81	130	87	43	109	73	36	6
7/8/9	672	558	114	294	268	26	289	262	27	7
X	4	2	2	206	162	44	203	168	34	8
				190	75	115	195	84	111	9
				31	31	1	29	29	−	0
				4	3	2	−	−	−	x

ノルウェー[13] NOR　　（千人/thousands）

ISCO 68	1990年/Year 計 Total	男性 Male	女性 Female	2000 計 Total	男性 Male	女性 Female	2005 計 Total	男性 Male	女性 Female	ISCO 88
計/Total	2,030	1,115	915	2,269	1,212	1,057	2,289	1,211	1,078	計/Total
0/1	478	208	270	182	136	46	151	105	46	1
2	130	97	33	238	139	98	269	150	118	2
3	216	46	170	497	235	262	550	257	293	3
4	218	103	115	202	58	144	164	57	107	4
5	273	69	204	477	136	341	539	156	383	5
6	128	93	35	83	61	22	65	51	14	6
7/8/9	542	458	84	255	234	22	255	238	17	7
X	46	43	3	180	150	29	170	144	26	8
				128	37	91	111	38	73	9
				26	24	2	17	16	2	0
				—	—	—	—	—	—	x

香港[3] HKG　　（千人/thousands）

ISCO 68	1990年/Year 計 Total	男性 Male	女性 Female	2000 計 Total	男性 Male	女性 Female	2005 計 Total	男性 Male	女性 Female	ISCO 88
計/Total	2,712	1,725	987	3,207	1,855	1,353	3,341	1,824	1,517	計/Total
0/1	220	128	92	233	177	57	315	231	84	1
2	116	97	18	183	124	59	230	153	78	2
3	521	187	333	550	331	219	617	355	263	3
4	343	235	108	588	162	426	544	144	400	4
5	471	276	194	462	256	205	525	255	270	5
6	24	17	7	9	6	3	8	5	3	6
7/8/9	1,017	783	234	333	323	10	265	255	10	7
X	—	—	—	263	227	37	224	201	23	8
				587	249	338	612	225	388	9
				—	—	—	—	—	—	0
				—	—	—	—	—	—	x

第3-4表　性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (*cont.*)

韓国[3)] KOR　　（千人/thousands）

ISCO 68	1990年/Year 計 Total	男性 Male	女性 Female	2000 計 Total	男性 Male	女性 Female	2005 計 Total	男性 Male	女性 Female	ISCO 88
計/Total	18,085	10,709	7,376	21,156	12,387	8,769	22,856	13,330	9,526	計/Total
0/1	1,307	752	555	465	442	23	574	529	45	1
2	268	257	11	1,403	787	615	1,839	979	860	2
3	2,352	1,413	939	2,074	1,487	587	2,363	1,599	764	3
4	2,627	1,380	1,247	2,512	1,227	1,285	3,269	1,615	1,654	4
5	2,018	788	1,230	5,501	2,137	3,364	5,625	2,107	3,518	5
6	3,216	1,726	1,490	2,115	1,131	984	1,708	943	765	6
7/8/9	6,298	4,394	1,904	2,688	2,065	623	2,436	2,048	388	7
X	—	—	—	2,292	1,987	305	2,563	2,214	349	8
				2,107	1,124	983	2,479	1,297	1,183	9
				—	—	—	—	—	—	0
				—	—	—	—	—	—	x

シンガポール SGP　　（千人/thousands）

ISCO 68	1990年/Year 計 Total	男性 Male	女性 Female	2001 計 Total	男性 Male	女性 Female	2004 計 Total	男性 Male	女性 Female	ISCO 88
計/Total	1,469	896	574	1,583	938	644	1,632	961	671	計/Total
0/1	185	114	70	224	168	56	230	166	64	1
2	113	83	30	196	116	80	211	130	82	2
3	225	66	159	281	154	128	309	166	143	3
4	177	120	58	232	51	181	234	49	185	4
5	195	85	111	191	104	87	191	104	87	5
6	7	6	1	2	1	0	1	1	0	6
7/8/9	503	360	144	102	93	8	96	88	8	7
X	63	62	2	177	130	46	165	124	42	8
				116	59	57	125	65	60	9
				63	62	1	70	68	2	0[16)]
				—	—	—	—	—	—	x

マレーシア[3) 13)] MYS　　（千人/thousands）

ISCO 68	1990年/Year 計 Total	男性 Male	女性 Female	2000 計 Total	男性 Male	女性 Female	2003 計 Total	男性 Male	女性 Female	ISCO 88
計/Total	6,685	4,311	2,374	9,322	6,086	3,236	9,870	6,324	3,546	計/Total
0/1	520	278	242	985	545	440	794	609	184	1
2	145	127	18	371	296	75	530	303	227	2
3	656	318	338	990	419	572	1,220	750	470	3
4	759	503	256	1,051	655	396	938	312	626	4
5	763	431	332	1,150	581	569	1,399	781	618	5
6	1,751	1,156	595	1,713	1,263	450	1,250	881	368	6
7/8/9	2,093	1,498	595	3,061	2,327	734	1,236	1,037	199	7
X	—	—	—	—	—	—	1,421	990	431	8
							1,083	660	423	9
							—	—	—	0
							—	—	—	x

タイ[3)] THA　　（千人/thousands）

ISCO 68	1990年/Year 計 Total	男性 Male	女性 Female	2000 計 Total	男性 Male	女性 Female	2005 計 Total	男性 Male	女性 Female	ISCO 88
計/Total	30,842	16,456	14,386	33,001	18,165	14,836	36,302	19,470	16,832	計/Total
0/1	1,033	501	531	2,113	941	1,173	2,382	1,695	687	1
2	442	358	84	921	677	244	1,472	626	847	2
3	878	420	459	1,146	467	679	1,466	715	751	3
4	2,688	1,064	1,624	4,274	1,764	2,510	1,351	469	883	4
5	1,108	485	623	1,681	814	867	4,868	1,696	3,172	5
6	19,755	10,413	9,342	16,178	9,117	7,061	13,893	7,627	6,266	6
7/8/9	4,909	3,195	1,714	6,681	4,381	2,300	3,772	2,516	1,257	7
X	30	20	10	6	4	2	2,911	2,019	892	8
							4,147	2,090	2,058	9
							—	—	—	0
							40	19	21	x

フィリピン PHL　　（千人/thousands）

ISCO 68	1990年/Year 計 Total	男性 Male	女性 Female	2000 計 Total	男性 Male	女性 Female	2005 計 Total	男性 Male	女性 Female	ISCO 88
計/Total	22,532	14,347	8,185	27,775	17,258	10,516	32,875	20,205	12,670	計/Total
0/1	1,401	516	886	1,623	556	1,067	3,767	1,591	2,176	1
2	264	191	73	645	421	225	1,391	446	945	2
3	987	451	537	1,291	541	751	871	429	442	3
4	3,025	1,048	1,977	4,315	1,367	2,948	1,465	517	948	4
5[17)]	2,084	874	1,209	2,990	1,276	1,714	3,042	1,513	1,530	5
6	10,037	7,504	2,534	10,287	7,728	2,559	6,268	5,378	891	6
7/8/9	4,634	3,708	926	6,589	5,350	1,240	2,767	2,059	708	7
X	99	57	42	32	19	13	2,553	2,317	236	8
							10,612	5,837	4,775	9
							139	118	20	0
							—	—	—	x

オーストラリア[3)] AUS　　（千人/thousands）

ISCO 68	1990年/Year 計 Total	男性 Male	女性 Female	2000 計 Total	男性 Male	女性 Female	2005 計 Total	男性 Male	女性 Female	ISCO 88
計/Total	7,859	4,600	3,259	8,951	5,006	3,945	9,957	5,486	4,470	計/Total
0/1	866	658	208	1,031	692	339	1,237	776	461	1
2	996	587	409	1,566	778	787	1,841	879	962	2
3	460	254	206	1,154	471	683	1,340	525	815	3
4	1,207	1,086	121	1,210	375	835	1,248	412	836	4
5	1,345	307	1,038	1,228	417	812	1,397	481	916	5
6	1,171	426	745	275	207	67	269	209	60	6
7/8/9	1,792	1,265	527	1,171	1,100	71	1,177	1,110	67	7
X	—	—	—	679	600	79	732	660	73	8
				627	360	266	616	369	248	9
				—	—	—	—	—	—	0
				12	6	6	100	66	34	x

第3-4表　性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (*cont.*)

ニュージーランド[3) 18)] NZL　　（千人/thousands）

ISCO 68	1990年/Year 計 Total	男性 Male	女性 Female	2000 計 Total	男性 Male	女性 Female	2005 計 Total	男性 Male	女性 Female	ISCO 88
計/Total	1,472	831	641	1,779	973	806	2,073	1,118	955	計/Total
0/1	268	135	133	231	143	88	256	163	93	1
2	92	69	22	232	99	132	320	150	170	2
3	244	56	188	217	107	109	246	118	129	3
4	178	93	86	212	49	162	256	52	204	4
5	164	57	107	275	98	177	323	104	219	5
6	156	111	45	154	108	47	152	105	47	6
7/8/9	366	308	59	171	158	13	202	191	11	7
X	4	3	1	160	127	32	187	154	33	8
				121	79	42	127	80	47	9
				—	—	—	—	—	—	0
				8	4	3	4	2	2	x

ブラジル[19)] BRA　　（千人/thousands）

ISCO 68	1990年/Year 計 Total	男性 Male	女性 Female	2001 計 Total	男性 Male	女性 Female	2004 計 Total	男性 Male	女性 Female	ISCO 88
計/Total	62,100	—	—	75,458	44,748	30,710	84,596	49,242	35,354	計/Total
0/1	4,667	—	—	6,650	2,533	4,117	4,075	2,694	1,381	1
2	—	—	—	—	—	—	5,102	2,076	3,026	2
3	9,316	—	—	9,543	5,268	4,275	5,957	3,197	2,760	3
4	6,645	—	—	9,554	5,100	4,454	6,885	2,843	4,042	4
5	6,331	—	—	8,719	1,169	7,550	25,024	9,831	15,193	5
6	13,065	—	—	14,986	10,079	4,907	17,607	11,956	5,651	6
7/8/9[20)]	14,687	—	—	17,181	14,196	2,985	15,721	13,023	2,698	7
X[21)]	7,389	—	—	8,825	6,403	2,422	1,828	1,308	520	8
							1,687	1,660	27	9
							654	622	32	0
							55	32	24	x

資料出所 ILO LABORSTA (http://laborsta.ilo.org/) 2008年1月現在

(注) 特に注記しない限り15歳以上を対象。

1) 清掃職を含む。
2) 16歳以上を対象。1994年に統計手法の変更。
3) 軍人を除く。
4) 分類3も含む。
5) 分類8も含む。
6) フルタイムの軍人，居留地の先住民は含まない。1999年に統計手法の変更。
7) 16歳以上を対象。
8) 分類9も含む。
9) 1991年の値は，旧西独の数値。2005年に統計手法の変更。
10) 2004年に統計手法の変更。
11) 1990年の数値は15歳から64歳までを対象。2000年以降推計方法の変更。
12) 1990年の数値は15歳から74歳までを対象。1994年以降，15歳から66歳までを対象。
13) 1990年の数値は16歳から74歳までを対象。2000年，2005年の数値は15歳から74歳までを対象。
14) 1990年の数値は，職業軍隊は含むが義務兵役は含まない。1993年，2005年に統計手法の変更。
15) 15歳から74歳までを対象。
16) 分類Xも含む。
17) 一般家庭に居住する軍人を含む。
18) 1997年に統計手法の変更。
19) 10歳以上を対象とし，ロンドニア，アクレ，アマゾナス，ロライマ，パラ及びアマパの農村人口は含まない。1992年に統計手法の変更。
20) 郵便配達人・電話・電信オペレータを含む。
21) 軍人を含む。

第3-5表　就業者の職業別構成比（2005年）

Table 3-5: Occupational composition of employment, 2005

（%）

国 Country		ISCO-68基準 0/1 専門・技術職	2 管理職	3 事務職	4 販売職	5 サービス業	6 農林漁業従事者	7/8/9 生産・運搬・単純作業
日本	JPN	14.7	3.0	19.6	14.0	11.9	4.4	31.2

（%）

国・地域 Country or region		ISCO-88基準 1 立法議員，上級行政官，管理的職業従事者	2 専門的職業従事者	3 技術者及び準専門的職業従事者	4 事務的職業従事者	5 サービス職業従事者，店舗及び市場での販売従事者	6 熟練の農林漁業従事者	7 熟練職業及び関連職業従事者	8 装置・機械操作員及び組立工	9 初級の職業
アメリカ	USA	14.4	20.3	—	13.8	27.9	0.7	22.9	—	—
カナダ	CAN	9.2	16.9	14.8	13.8	14.1	2.4	10.3	10.0	8.3
イギリス	GBR	14.7	12.5	13.6	12.5	15.6	11.4	11.3	7.5	-
ドイツ	DEU	6.8	14.4	20.5	11.9	12.1	1.9	15.2	7.1	7.9
フランス	FRA	7.9	12.7	17.6	12.1	12.4	4.1	12.4	9.6	1.3
イタリア	ITA	8.9	9.9	19.6	12.0	10.4	2.4	16.7	9.3	9.8
オランダ	NLD	9.6	18.6	17.5	12.5	13.7	1.4	9.3	5.8	9.0
デンマーク	DNK	7.2	15.6	21.1	11.0	15.1	2.3	10.8	6.4	10.9
スウェーデン	SWE	4.8	19.4	19.5	9.1	19.0	2.0	10.6	10.1	5.0
フィンランド	FIN	9.8	16.8	16.7	6.8	15.8	4.5	11.9	8.4	8.1
ノルウェー	NOR	6.6	11.8	24.0	7.2	23.5	2.8	11.1	7.4	4.8
香港	HKG	9.4	6.9	18.5	16.3	15.7	0.2	7.9	6.7	18.3
韓国	KOR	2.5	8.0	10.3	14.3	24.6	7.5	10.7	11.2	10.8
シンガポール[1]	SGP	14.1	12.9	18.9	14.3	11.7	0.1	5.9	10.1	7.7
マレーシア[2]	MYS	8.0	5.4	12.4	9.5	14.2	12.7	12.5	14.4	11.0
タイ	THA	6.6	4.1	4.0	3.7	13.4	38.3	10.4	8.0	11.4
フィリピン	PHL	11.5	4.2	2.6	4.5	9.3	19.1	8.4	7.8	32.3
オーストラリア	AUS	12.4	18.5	13.5	12.5	14.0	2.7	11.8	7.4	6.2
ニュージーランド	NZL	12.3	15.4	11.9	12.4	15.6	7.3	9.7	9.0	6.1
ブラジル[1]	BRA	4.8	6.0	7.0	8.1	29.6	20.8	18.6	2.2	2.0

ISCO-68　0/1. Professional, technical and related workers; 2. Administrative and managerial workers; 3. Clerical and related workers; 4. Sales Workers; 5. Service workers; 6. Agricultural, animal husbandry and forestry workers, fishermen and hunters; 7/8/9. Production and related workers, transport equipment operators and labourers.

ISCO-88　1. Legislators, senior officials and managers; 2. Professionals; 3. Technicians and associate professionals; 4. Clerks; 5. Service workers and shop and market sales workers; 6. Skilled agricultural and fishery workers; 7. Craft and related trades workers; 8. Plant and machine operators and assemblers; 9. Elementary occupations.

資料出所　ILO LABORSTA (http://laborsta.ilo.org/) 2007年1月現在

(注)　第3-4表(p.107)に準ずる。

1)　2004年の値。

2)　2003年の値。

第3-6表　従業上の地位別就業者数

Table 3-6: Employment by professional status

（千人/thousands）

国 Country		自営業主 Employers and persons working on own account			無賃家族従業者 Unpaid family workers		
		1990 年/Year	2000	2005	1990	2000	2005
日本	JPN	8,780	7,310	6,500	5,170	3,400	2,820
アメリカ	USA	10,097	10,013	10,464	358	141	122
カナダ	CAN	1,173	1,520	1,495	67	42	26
イギリス	GBR	3,572	3,218	3,547	477	252	97
ドイツ	DEU	3,156	3,650	4,076	—	320	419
フランス[1]	FRA	2,907	2,179	2,193	—	—	—
イタリア	ITA	5,204	5,110	5,608	878	838	420
デンマーク	DNK	253	210	214	55	25	20
スウェーデン	SWE	397	415	410	15	13	9
フィンランド	FIN	353	304	290	35	15	13
ノルウェー	NOR	184	158	163	42	8	6
韓国	KOR	5,068	5,864	6,172	2,067	1,931	1,499
オーストラリア	AUS	1,121	1,189	1,262	65	72	33
ニュージーランド	NZL	285	360	371	19	15	13

資料出所　SourceOECD "Employment and Labour Market Statistics" (http://www.sourceoecd.org) 2008年1月現在

(注)　軍人を除く。

1)　無賃家族従業者は自営業主に含まれる。

第3-7表　就業者の従業上の地位別構成比（2005年）

Table 3-7: Composition of employment by professional status, 2005

（%）

国 Country		就業者計 Civil employment, all status	雇用者 Employees	自営業主 Employers and persons working on own account	無賃家族従業者 Unpaid family workers
日本	JPN	100.0	84.8	10.2	4.4
アメリカ	USA	100.0	92.5	7.4	0.1
カナダ	CAN	100.0	90.6	9.2	0.2
イギリス	GBR	100.0	86.5	12.7	0.8
ドイツ	DEU	100.0	87.6	11.3	1.2
フランス[1]	FRA	100.0	91.0	9.0	—
イタリア	ITA	100.0	73.0	25.1	1.9
デンマーク	DNK	100.0	91.4	7.9	0.7
スウェーデン	SWE	100.0	90.2	9.6	0.2
フィンランド	FIN	100.0	87.3	12.1	0.5
ノルウェー	NOR	100.0	92.4	7.2	0.3
韓国	KOR	100.0	66.4	27.0	6.6
オーストラリア	AUS	100.0	87.0	12.7	0.3
ニュージーランド	NZL	100.0	81.4	17.9	0.6

資料出所　SourceOECD "Employment and Labour Market Statistics" (http://www.sourceoecd.org) 2008年1月現在

(注)　軍人を除く。

1)　家族従業者は自営業主に含まれる。

第3-8表　就業者に占める短時間労働者[1] の割合
Table 3-8: Part-time employment as a proportion of total employment

（男女計/Total）　（%）

国 Country		1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
日本[2) 3)]	JPN	20.1	22.6	24.9	25.1	26.0	25.5	25.8	24.5
実働週30時間未満[4)]		—	16.3	17.2	17.7	18.2	18.1	18.2	18.0
アメリカ	USA	14.0	12.6	12.8	13.1	13.2	13.2	12.8	12.6
カナダ	CAN	18.8	18.1	18.1	18.8	18.9	18.5	18.3	18.1
イギリス	GBR	22.3	23.0	22.7	23.3	23.7	24.0	23.5	23.4
ドイツ	DEU	14.2	17.6	18.3	18.8	19.6	20.1	21.8	21.9
フランス	FRA	14.2	14.2	13.8	13.8	12.9	13.2	13.5	13.3
イタリア	ITA	10.5	12.2	12.2	11.9	12.0	14.8	14.7	14.9
オランダ	NLD	29.4	32.1	33.0	33.9	34.6	35.0	35.7	35.5
デンマーク	DNK	16.9	16.1	14.7	16.0	15.7	17.3	17.6	18.1
スウェーデン	SWE	15.1	14.0	13.9	13.8	14.1	14.4	13.5	13.4
フィンランド	FIN	8.7	10.4	10.5	11.0	11.3	11.3	11.2	11.4
ノルウェー	NOR	21.4	20.2	20.1	20.6	21.0	21.1	20.8	21.1
韓国[2)]	KOR	4.3	7.0	7.3	7.6	7.7	8.4	9.0	8.8
オーストラリア[2) 3)]	AUS	25.0	26.2	27.2	27.5	27.9	27.1	27.3	27.1
ニュージーランド	NZL	20.9	22.2	22.4	22.6	22.3	22.0	21.7	21.3

（男性/Male）　（%）

国 Country		1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
日本[2) 3)]	JPN	10.0	11.6	13.7	14.0	14.7	14.2	14.2	12.8
実働週30時間未満[4)]		—	7.4	8.0	8.6	8.9	8.8	8.8	8.5
アメリカ	USA	8.3	7.7	8.0	8.0	8.0	8.1	7.8	7.8
カナダ	CAN	10.8	10.3	10.5	11.0	11.1	10.9	10.8	10.9
イギリス	GBR	7.4	8.6	8.3	8.9	9.7	9.7	9.8	9.9
ドイツ	DEU	3.4	4.8	5.1	5.5	5.9	6.3	7.4	7.6
フランス	FRA	5.6	5.5	5.1	5.1	4.6	4.6	5.2	5.1
イタリア	ITA	4.8	5.7	5.4	4.9	4.9	5.6	5.1	5.3
オランダ	NLD	11.8	13.4	13.8	14.7	14.8	15.1	15.3	15.8
デンマーク	DNK	9.7	9.3	9.3	10.2	10.4	11.5	11.8	11.4
スウェーデン	SWE	6.8	7.3	7.3	7.5	7.9	8.5	8.5	8.4
フィンランド	FIN	5.9	7.1	7.3	7.5	8.0	8.0	7.9	8.1
ノルウェー	NOR	7.6	8.7	9.1	9.2	9.9	10.3	10.0	10.6
韓国[2)]	KOR	2.8	5.1	5.2	5.4	5.3	5.9	6.5	6.3
オーストラリア[2) 3)]	AUS	13.5	14.8	15.8	16.3	16.5	16.1	15.7	16.0
ニュージーランド	NZL	9.5	10.9	10.9	11.3	10.8	10.7	10.2	10.1

第3-8表　就業者に占める短時間労働者[1)] の割合（続き）

Table 3-8: Part-time employment as a proportion of total employment (*cont.*)

（女性/Female）　　（%）

国 Country		1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
日本[2) 3)]	JPN	34.9	38.6	41.0	41.2	42.2	41.7	42.3	40.9
実働週30時間未満[4)]		—	29.1	30.3	30.9	31.5	31.3	31.6	31.3
アメリカ	USA	20.2	18.0	18.0	18.5	18.8	18.8	18.3	17.8
カナダ	CAN	28.5	27.2	27.0	27.7	27.9	27.2	26.9	26.2
イギリス	GBR	40.8	40.8	40.3	39.9	40.0	40.3	39.1	38.8
ドイツ	DEU	29.1	33.9	35.0	35.3	36.3	37.0	39.4	39.2
フランス	FRA	24.8	24.9	24.4	23.6	22.6	23.5	23.2	22.9
イタリア	ITA	21.1	23.4	23.7	23.5	23.6	28.8	29.1	29.4
オランダ	NLD	55.1	57.2	58.1	58.8	59.7	60.2	60.9	59.7
デンマーク	DNK	25.8	24.0	21.0	22.6	21.8	24.0	24.4	25.6
スウェーデン	SWE	24.1	21.4	21.0	20.6	20.6	20.8	19.0	19.0
フィンランド	FIN	11.7	13.9	14.0	14.8	15.0	14.9	14.8	14.9
ノルウェー	NOR	37.5	33.4	32.7	33.4	33.4	33.2	32.9	32.9
韓国[2)]	KOR	6.6	9.8	10.4	10.6	11.2	11.9	12.5	12.3
オーストラリア[2) 3)]	AUS	40.2	40.7	41.7	41.4	42.2	40.8	41.7	40.7
ニュージーランド	NZL	35.4	35.8	36.1	36.1	35.8	35.4	35.3	34.5

資料出所　SourceOECD "Labour Force Statistics"（http://www.sourceoecd.org/）2008年1月現在
総務省統計局（2007）「平成18年労働力調査年報」

（注）　1）パートタイム労働者の定義は，主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。
2）労働時間は通常の労働時間ではなく，実労働時間。 オーストラリアに関しては2000年まで。
3）実労働時間が週35時間未満の者。
4）賃金・給与労働者のみを対象。

第3-9表　短時間労働者に占める女性の割合[1)]

Table 3-9: Women's share in part-time employment

（%）

国 Country		1995 年/Year	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
日本[2) 3)]	JPN	70.3	69.7	67.5	67.0	66.7	67.4	67.7	69.4
実働週30時間未満[4)]		—	73.1	72.4	71.4	71.2	71.5	71.8	72.3
アメリカ	USA	68.7	68.1	67.5	68.3	68.8	68.3	68.4	67.8
カナダ	CAN	68.8	69.2	68.9	68.8	68.8	68.8	68.6	68.1
イギリス	GBR	81.7	79.4	79.8	79.6	78.1	78.3	77.8	77.6
ドイツ	DEU	86.3	84.5	84.6	83.7	83.3	82.8	81.4	81.1
フランス	FRA	77.9	78.8	79.6	80.5	80.5	81.0	79.4	79.4
イタリア	ITA	70.8	70.5	72.6	74.4	74.7	77.1	79.0	78.4
オランダ	NLD	76.2	76.2	76.3	75.4	76.1	76.0	76.3	75.5
デンマーク	DNK	68.1	69.4	66.0	66.2	64.5	64.5	68.3	66.2
スウェーデン	SWE	76.8	72.9	72.7	71.8	70.8	69.5	67.1	67.3
フィンランド	FIN	64.6	63.8	63.4	64.6	63.5	63.3	63.6	62.9
ノルウェー	NOR	80.7	77.0	76.0	76.2	75.2	74.1	74.6	73.5
韓国[2)]	KOR	61.6	57.7	58.8	58.3	59.4	59.0	57.9	58.5
オーストラリア[2) 3)]	AUS	69.2	68.6	67.8	67.0	67.2	67.1	68.3	67.3
ニュージーランド	NZL	74.7	73.3	73.6	72.9	73.7	73.6	74.8	74.4

資料出所　SourceOECD "Labour Force Statistics"（http://www.sourceoecd.org/）2008年1月現在
総務省統計局（2007）「平成18年労働力調査年報」

（注）　1）パートタイム労働者の定義は，主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。
2）労働時間は通常の労働時間ではなく，実労働時間。 オーストラリアに関しては2000年まで。
3）実労働時間が週35時間未満の者。
4）賃金・給与労働者のみを対象。

第3-10表　テンポラリー労働者の割合

Table 3-10: Temporary employment as a proportion of total employment

（%）

国・地域 Country or region		1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005
日本[1]	JPN	10.6	10.4	12.4	12.8	13.5	13.7	13.8	14.0
アメリカ[2]	USA	—	5.1	—	4.0	—	—	—	4.2
カナダ[3]	CAN	—	—	12.5	12.8	12.9	12.4	12.8	13.2
イギリス[4]	GBR	5.2	7.0	6.7	6.7	6.2	5.9	5.7	5.5
ドイツ[4]	DEU	10.5	10.4	12.7	12.4	12.0	12.2	12.4	13.8
フランス[4]	FRA	10.5	12.3	15.5	14.9	14.1	12.4	12.3	12.4
イタリア[4]	ITA	5.2	7.2	10.1	9.5	9.9	9.5	11.9	12.4
オランダ[4]	NLD	7.6	10.9	14.0	14.3	14.3	14.5	14.6	15.2
ベルギー[4]	BEL	5.3	5.3	9.0	8.8	7.6	8.6	8.7	9.1
ルクセンブルク[4]	LUX	3.4	—	3.4	4.4	4.3	3.2	4.8	5.3
デンマーク[4]	DNK	10.8	12.1	10.2	9.4	8.9	9.6	9.8	9.9
スウェーデン[4]	SWE	—	—	15.2	14.8	14.8	14.7	15.1	15.8
フィンランド[5]	FIN	—	—	16.5	16.4	16.1	16.4	16.2	16.6
ノルウェー[6]	NOR	—	—	9.3	9.3	9.9	9.4	9.9	9.5
オーストラリア[7]	AUS	—	—	—	4.8	—	—	4.3	—
EU-15		10.4	11.4	13.5	13.4	13.2	12.9	13.4	14.0

資料出所　日本：総務省統計局（2007）「平成18年労働力調査年報」
その他：OECD.Stat Extracts "Employment by permancy of the job"
（http://stats.oecd.org/wbos/）2007年8月現在

（注）Temporary employment÷Total declared employment×100より算出。

1）労働力調査。非農業部門の臨時雇用，季節雇用，日雇を含む12か月未満の期間を定めて雇われる有期雇用労働者を対象。

2）CPS supplement on Contingent and Alternative Employment Arrangements（2月）による推計値。対象労働者の範囲は広範。雇用契約の継続が可能であるにもかかわらず自己都合により離職が見込まれる者を除き，雇用の継続が見込まれない全賃金・俸給労働者が対象。派遣労働者，契約労働者，また，特定企業の業務を1年以下の期間を定めて請負う自営業者及び独立請負人も含まれる。

3）Monthly Household Labour Force Survey。予め終了日が定められた雇用又はある役務の完成をもって終了する予定の雇用，あるいは期間の定めのある契約に基づく雇用に従事する労働者を対象。

4）Eurostat: European Labour Force Survey による4月推計値。労使双方の合意により，特定日，役務の完成，あるいは代替要員による臨時的な補充がなされていた被用者の復帰など客観的な条件により雇用期間が定められた労働者。期間の定めのある雇用契約の場合，終了条件が記載されるのが一般的。具体的には，臨時・季節雇用，派遣雇用，特定の訓練・養成契約に基づく労働者等が対象。

5）Monthly Labour Force Survey。期間の定めのある契約に基づく仕事に従事する労働者を対象。

6）Quarterly Labour Force Survey。期間の定めのある雇用又は派遣業者を通じた雇用に従事する労働者，養成・訓練生，試用期間中の労働者，臨時雇用又は季節雇用に従事する労働者，特定の請負契約に基づく労働者，12か月未満の雇用あるいは日雇労働に従事する労働者等を対象。

7）Supplementary survey Forms of Employment（2001年11月及び1998年8月）による推計値。期間の定めのある雇用契約に基づく労働者，派遣労働者，雇用期間が1年未満の臨時・季節労働者を対象。

第3-11表　性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合（2005年）

Table 3-11: Temporary employment as a proportion of total employment by sex and age group, 2005

（%）

国・地域 Country or region		男性 Male	女性 Female	歳 Age group 15～24	25～54	55～64	65～
日本	JPN	8.2	22.3	27.9	10.8	15.2	26.1
アメリカ	USA	4.2	4.2	8.1	3.5	3.3	6.5
カナダ	CAN	12.5	13.9	29.9	9.3	10.4	23.7
イギリス	GBR	5.2	5.9	11.1	4.2	5.3	13.6
ドイツ	DEU	14.0	13.6	57.0	8.4	4.1	8.7
フランス	FRA	11.6	13.3	46.5	9.1	4.9	9.0
イタリア	ITA	10.6	14.8	36.5	10.6	6.5	11.1
オランダ	NLD	13.8	16.7	41.3	10.3	5.5	39.0
ベルギー	BEL	6.7	12.0	29.6	7.2	5.5	22.0
ルクセンブルク[1]	LUX	4.9	5.8	29.2	3.6	1.4	11.4
デンマーク	DNK	8.9	11.0	29.4	7.0	4.4	15.7
スウェーデン	SWE	13.9	17.6	55.3	12.3	6.5	－
フィンランド	FIN	13.0	20.1	44.2	14.2	6.4	20.8
ノルウェー	NOR	7.5	11.6	27.8	7.8	2.8	6.9
オーストラリア[2]	AUS	3.9	4.8	3.7	4.5	4.6	7.0
EU-15		13.4	14.7	40.2	11.0	6.0	12.9

資料出所　OECD.Stat Extracts "Employment by permancy of the job"（http://stats.oecd.org/wbos/）2007年8月現在

（注）各区分のTemporary employment÷Total declared employment×100より算出。

1）65歳以上は2001年値。

2）2004年値。

3）各国のテンポラリー労働者の定義及びデータの出所については「第3-10表 テンポラリー労働者の割合」(p.120)を参照。

第3-12表　労働者に占める派遣労働者の割合

Table 3-12: Temporary agency workers as a proportion of total workforce

（%）

国 Country		1999年/Year	2004	2005	2006
日本[1)]	JPN	0.68	1.71	2.12	2.52
アメリカ	USA	－	1.93	2.2	2
イギリス	GBR	0.68	5.1	5	4.5
ドイツ	DEU	1	1	1	1.3
フランス	FRA	0.6	2.1	2.1	2.4
イタリア	ITA	1.9	0.63	0.64	0.7
オランダ	NLD	2.5	2.5	2.6	2.5
ベルギー	BEL	1.4	2.2	2.29	2.1
ルクセンブルク	LUX	3	2.5	1.34	2.4
デンマーク	DNK	0.2	0.23	0.7	0.8
スウェーデン	SWE	0.44	1	1	0.8
フィンランド	FIN	0.4	0.6	1.2	0.7
ノルウェー	NOR	0.5	1	1	1
中国	CHN	－	－	0.007	－
韓国	KOR	－	0.34	0.37	0.3

資料出所　日本：総務省統計局（2007.6）「平成18年労働力調査年報（詳細結果）」，同（2000.9）「平成12年労働力調査特別調査」
その他：CIETT（2007）*Ciett Statistics 2006*他，EIRO（1999.1）*Temporary agency work in Europe*

（注）　1）日本の1999年は2000年値。労働者派遣事業所の派遣社員数÷役員を除く雇用者数×100より算出。

第3-13表　従業員の勤続年数

Table 3-13: Length of service of employees by sex and age group

国/Country (年/Year)		日本[1)] JPN (2006)	アメリカ[2)] USA (2006)	イギリス GBR (2001)	ドイツ DEU (2002)	フランス FRA (2002)	イタリア ITA (2002)
勤続年数別雇用者割合							(%)
1年未満	Less than 1 (year)	8.9	24.4	20.0	—	—	—
1～2年未満	1 to less than 2	15.1	7.0	13.0	—	—	—
2～5年未満	2 to less than 5	10.7	22.1	22.0	—	—	—
5年未満	Less than 5	34.8	53.5	55.0	43.4	42.0	37.3
5～10年未満	5 to less than 10	18.7	20.9	15.0	15.8	12.5	15.4
10～20年未満	10 to less than 20	24.9	16.2	19.0	23.7	22.0	24.2
20年～	Over 20	22.0	9.4	10.0	17.0	23.5	23.0
平均勤続年数	Average length of service						(年/Years)
男女計	Male and Female	12.0	4.0	—	—	—	—
男性	Male	13.5	4.1	—	—	—	—
女性	Female	8.8	3.9	—	—	—	—
年齢階級別	By age group			—	—	—	—
15～24		2.0	1.1	—	—	—	—
25～44		9.2	3.9	—	—	—	—
45～		18.5	8.1	—	—	—	—

国/Country (年/Year)		ベルギー BEL (2002)	オランダ NLD (2002)	デンマーク DNK (2002)	フィンランド FIN (2002)	ノルウェー NOR (2002)	オーストリア AUT (2002)
勤続年数別雇用者割合							(%)
5年未満	Less than 5 (years)	45.5	57.1	57.7	41.6	54.8	45.6
5～10年未満	5 to less than 10	12.7	10.5	17.1	13.4	13.8	15.0
10～20年未満	10 to less than 20	22.7	19.9	17.0	22.2	22.3	23.1
20年～	Over 20	19.1	12.6	8.1	22.8	9.1	16.2

資料出所　日本:厚生労働省(2007.6)「平成18年賃金構造基本統計調査」
アメリカ:U.S.Department of Labor(2006.9) *Employee Tenure in 2006*
イギリス:Office for National Statistics(2003) *Labour Force Survey*
その他:Eurostat(2006.11) *Structure of Earnings Survey 2002*

(注)　1) 2006年。1～2年未満の欄は1年以上3年未満の数値，2～5年未満の欄は3年以上5年未満の数値。
2) 2006年。16歳以上。平均勤続年数は中位数。年齢階級別15～24歳の欄は16～24歳。
3) 男性は16～64歳，女性は16～59歳が対象。

第3-14表　青少年（18～24歳）の転職についての考え方

Table 3-14: Youth's views on job changes, 18-24 years old

（%）

国 Country		計 Total	一生一つの職場で働き続けるべき One workplace for one life	転職することもやむをえない Job change is unavoidable	不満があれば転職する方がよい Better to change jobs if unsatisfied	積極的に転職する方がよい Better to change jobs positively	わからない・無回答 No idea / No answer
日本	JPN	100.0	10.3	53.0	17.9	14.2	4.6
			(9.6)	(45.7)	(20.8)	(22.0)	(2.0)
アメリカ	USA	100.0	2.5	21.9	56.2	15.0	4.4
			(3.4)	(20.0)	(49.3)	(23.7)	(3.6)
イギリス[1)]	GBR	100.0					
			(2.5)	(24.8)	(46.9)	(25.3)	(0.5)
ドイツ	DEU	100.0	2.1	34.4	49.2	11.1	3.1
			(3.0)	(32.3)	(47.0)	(15.9)	(1.9)
フランス[1)]	FRA	100.0					
			(10.8)	(19.5)	(46.7)	(21.8)	(1.1)
スウェーデン	SWE	100.0	0.8	6.1	49.7	42.0	1.5
			(0.3)	(6.9)	(40.2)	(50.7)	(1.9)
ロシア[1)]	RUS	100.0					
			(3.9)	(31.4)	(51.1)	(7.6)	(6.0)
韓国	KOR	100.0	8.4	43.0	19.0	27.7	1.9
			(11.7)	(42.0)	(18.9)	(26.8)	(0.6)
タイ[1)]	THA	100.0					
			(23.6)	(22.5)	(15.4)	(38.3)	(0.2)
フィリピン[1)]	PHL	100.0					
			(21.9)	(28.6)	(27.5)	(21.9)	(0.1)
ブラジル[1)]	BRA	100.0					
			(14.0)	(50.1)	(10.2)	(24.5)	(1.2)

資料出所　内閣府(2004)「第7回世界青年意識調査」
(注)　(　)内は第6回調査(1998年)の数値。
　　1)　第7回調査の非対象国。

第3-15表　職業生活から引退すべき年齢

Table 3-15: The age one ought to retire from work

（%）

国 Country		日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	デンマーク DNK	スウェーデン SWE
年/Year		2000	2000	2000	2000	1985	2000
性，年齢階級	sex, age group						
男性	Male						
40歳代ないしそれ以前	～about 40 (years old)	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
50歳ぐらい	about 50	0.1	1.2	1.0	0.5	1.0	0.4
55歳ぐらい	about 55	0.3	5.0	4.7	4.0	2.9	2.3
60歳ぐらい	about 60	11.1	16.2	48.1	47.0	33.4	45.8
65歳ぐらい	about 65	40.3	45.3	24.4	42.2	33.5	42.3
70歳ぐらい	about 70	31.3	15.5	5.3	2.2	8.8	3.4
75歳ぐらい	about 75	7.7	2.5	0.7	1.5	0.6	0.4
80歳ぐらい	about 80	2.8	0.8	0.8	0.3	0.6	0.0
その他	others	5.8	8.1	12.5	2.3	3.9	5.5
無回答	no answer	0.5	5.3	2.5	0.0	15.4	0.0
女性	Female						
40歳代ないしそれ以前	～about 40 (years old)	1.6	0.7	0.3	0.9	1.8	0.2
50歳ぐらい	about 50	3.5	2.6	3.5	3.6	4.9	1.1
55歳ぐらい	about 55	5.4	7.4	10.6	25.9	11.4	5.0
60歳ぐらい	about 60	29.9	23.6	55.1	57.2	39.7	52.6
65歳ぐらい	about 65	34.9	37.2	11.4	8.0	18.0	33.2
70歳ぐらい	about 70	14.2	12.0	2.3	2.0	3.2	2.4
75歳ぐらい	about 75	3.3	2.0	0.6	0.1	0.3	0.1
80歳ぐらい	about 80	1.0	0.9	0.6	0.1	0.4	0.0
その他	others	5.3	7.8	13.1	2.2	3.4	5.4
無回答	no answer	0.9	5.8	2.6	0.0	16.9	0.0

資料出所　内閣府（2000, 1996, 1991, 1987）「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」
（注）　1）各国それぞれ60歳以上の男女約1,000人を調査対象としている。
　　2）ドイツは全ドイツである。

第3-16表　雇用創出率・雇用喪失率・雇用再分配率・雇用純増率

Table 3-16: Job creation rates, job destruction rates, job redistribution rates and job net increase rates

（%）

国 Country	産業 Industry	調査期間（年） Reference period (year)	変動単位 Establishment size	雇用創出率（JCR） 事業拡張 Business expansion	雇用創出率（JCR） 事業新設 Newly established business	雇用喪失率（JDR） 事業縮小 Business contraction	雇用喪失率（JDR） 事業廃止 Business closure	雇用再分配率（JRR） 拡張・縮小 Expansion or contraction	雇用再分配率（JRR） 新設・廃止 New establishment or closure	雇用純増率（NET） 拡張・縮小 Expansion or contraction	雇用純増率（NET） 新設・廃止 New establishment or closure
日本 JPN	全産業	1989-94	事業所	4.5	—	3.8	—	8.3	—	0.7	—
		1995-00		3.7	—	4.5	—	8.2	—	-0.8	—
		1989-00		4.0	—	4.2	—	8.2	—	-0.2	—
	製造業	1989-94	事業所	3.4	—	3.8	—	7.2	—	-0.4	—
		1995-00		2.8	—	4.7	—	7.5	—	-1.9	—
		1989-00		3.0	—	4.4	—	7.4	—	-1.4	—
アメリカ[1] USA	製造業	1985-88	事業所	6.7	1.6	7.6	2.7	14.3	4.3	-0.9	-1.1
		1973-88		9.1		10.3		19.4		-1.2	
カナダ[1] CAN	全産業	1983-91	企業	11.2	3.2	8.8	3.1	20.0	6.3	2.4	0.1
	製造業	1973-86	事業所	10.6		10.0		20.6		0.6	
イギリス[1] GBR	全産業	1980,84,90	事業所	4.2	—	5.2	—	9.5	—	-1.0	—
	製造業	1980,84,90	事業所	3.8	—	6.9	—	10.7	—	-3.1	—
ドイツ DEU	全産業	1983-90	事業所	6.5	2.5	5.6	1.9	12.1	4.4	0.9	0.6
		1977-89		6.2	2.3	5.8	1.7	12.0	4.0	0.4	0.6
フランス FRA	全産業	1984-92	事業所	6.7	7.2	6.3	7.0	13.0	14.2	0.4	0.2
イタリア ITA	全産業	1984-93	企業	8.1	3.8	7.4	3.7	15.5	7.5	0.7	0.1
	製造業	1984-93	企業	6.8	3.3	6.9	3.6	13.7	6.9	-0.1	-0.3
ベルギー BEL	製造業	1980-83	企業	3.0	—	3.5	—	6.5	—	-0.5	—
デンマーク DNK	全産業	1983-89	事業所	9.9	6.1	8.8	5.0	18.7	11.1	1.1	1.1
フィンランド FIN	全産業	1986-91	事業所	6.5	3.9	8.7	3.4	15.2	7.3	-2.2	0.5

資料出所　玄田有史(2004)「ジョブ・クリエイション」

(注) 「雇用創出率(JCR)」とは，1年間に雇用量が増加した事業所についての雇用増加総数の全雇用者数に対する割合をいい，「雇用喪失率(JDR)」とは，1年間に雇用者数が減少した事業所における減少した雇用者総数の全事業所の雇用者総数に対する割合をいう。

「雇用再分配率(JRR)」「雇用純増率(NET)」は，

雇用再分配率(JRR)＝雇用創出率(JCR)＋雇用喪失率(JDR)

雇用純増率(NET)＝雇用創出率(JCR)－雇用喪失率(JDR)

により定義される。

1) アメリカ(1973-88年)，イギリス，カナダ(製造業)については，雇用創出(消失)率は前年末の総雇用者数に対する割合として定義されている。

第3-17表　公共職業安定業務
Table 3-17: Public employment services

	基本業務（職業紹介等）	民間委託事例（職業訓練，就職支援等）
日本	公共職業安定所（ハローワーク）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	・市場化テスト（人材銀行，キャリア交流プラザ，求人開拓） ・民間委託（職業訓練：離職者訓練の約7割を民間委託，失業等給付受給者に対する就職支援セミナー等）
アメリカ	公共職業安定所（連邦法に基づき各州が設置・運営）が職業紹介等を直接実施	・低所得者対象雇用支援プログラム（カウンセリング等）の民間委託（ウィスコンシン州） ・地場産業のニーズに応じた職業訓練の民間委託（カリフォルニア州）
イギリス	公共職業安定機関（ジョブセンタープラス）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	・長期失業者対策向けプログラム：エンプロイメントゾーン 失業率が特に高い地域で，官民共同出資の「ワーキングリンクス」その他の民間事業者に，公共職業安定機関が選択した「福祉的措置の対象である長期失業者」への，(1)就職意欲の喚起，(2)カウンセリング，(3)職業紹介，(4)就職後の職場定着指導等の就職支援を委託。
ドイツ	公共職業安定機関が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	・職業紹介クーポン 失業後6週間経過しても就職できない失業者が希望する場合，公共職業安定機関は，民間事業者のサービスを活用できる職業紹介クーポンを発行。民間事業者は，クーポンを持つ失業者を就職させた場合，1,000ユーロの支払いを，就職後6か月間雇用が継続すればさらに1,000ユーロの支払いを受ける。
フランス	公共職業安定機関（ANPE）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	・就職困難者の再就職支援の民間委託 失業給付機関（UNEDIC）が自ら支援対象となる就職困難者を選択し，その者の再就職支援を民間委託（契約ベース）。
オランダ	公共職業安定機関（CWI）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	・職業訓練や就職斡旋等の再就職支援を民間委託 公共職業安定機関が「特別な支援なしには早期に就職できない」と判断し選択した求職者を対象に，失業給付機関（UWV）が再就職支援（職業訓練含む）を民間委託。

資料出所　内閣府官民競争入札等監理委員会第1回公共サービス改革小委員会（2007年4月12日）資料等により労働政策研究・研修機構作成。

（注）欧米先進国（オーストラリアを除く）において，公共職業安定機関の業務に係る市場化テストの実施や，公共職業安定機関の一部について包括的民間委託を実施する例は確認されていない。なお，オーストラリアには，そもそも憲法に勤労権保障の規定がなく，したがって，公的職業紹介制度や失業保険制度がない。職業紹介は原則民間により行われるが，例外的に，生活保護に準ずる失業扶助受給者への職業紹介に対して，公的支払いが行われる。

第3-18表　有料職業紹介

Table 3-18: Fee-charging employment services

国	有料職業紹介についての法規制	有料職業紹介の現状
日本	・許可制で有料職業紹介事業を行うことが認められている。ただし以下の職業については有料職業紹介における取扱いが禁止されている。 ・港湾運送業務の職業 ・建設業務の職業 ・労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあると命令で定められた職業	・有料職業紹介事業所は2006年度，12,808事業所あり，約34万人が就職。 ・公共職業安定機関を通じて，1994年度紹介件数392万件，121万人が就職。安定所と学校が連携した形での職業紹介による就職34万人。その他公開情報による直接応募20万人（推計）。
アメリカ	・日本の職業安定法に該当するような，有料職業紹介所について規定している包括的な連邦法はないが，各州（一部都市）が独自に許可等の規制を行っている。 ・各州の規制の概要（全50州） (1)許可制をとっている州　43州 (2)料金規制　35州 (3)一定期間内に理由なく解雇された場合は手数料返納あり。 （マサチューセッツ州，バージニア州，メリーランド州）	・有料職業紹介事業所は約10,000事業所と推定される。求職者の利用率は9.3%。
イギリス	・有料職業紹介事業については，許可制の下で取扱職業を制限することなく認めていたが，1995年1月に許可制も撤廃された。しかしながら，新制度の下でも求職者からの紹介料の徴収は，一部職種を除き禁止され，記録の作成，保存等の義務も課されている。	・1994年12月時点で約14,000事業所。利用率は16%。 ・民間事業者は専門・技術職，管理職中心。
ドイツ	・2002年4月，職業紹介業に係る許可制を廃止し，職業紹介バウチャー制を導入。 ・職業紹介バウチャー制度では，一定の水準を満たす求職者に官がバウチャーを渡し，民間の紹介所を活用する仕組み。求職者が就職すると成果報酬を民間に支払う。	—
フランス	・職業紹介は国の機関が独占的に行っている。有料職業紹介については廃止されるべきものとして位置づけられており，1945年以前に許可した以下の2部門の紹介所のみが営業を認められている。 演劇，劇場，演奏，演芸，映画等芸術関係従事者，家事労働者。	・芸術関係従事者の紹介所は全国で約400か所。 ・公共部門，直接雇用，労働者派遣事業を含めた雇用活動全体に占める有料職業紹介の割合は小さい。

資料出所　労働省「雇用政策研究会（1996年12月）」，Department of Trade and Industry（http://www.dti.gov.uk/）により労働政策研究・研修機構作成。

第3-19表　労働者派遣事業
Table 3-19: Temporary employment agency services

国	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状
日本[1)]	・根拠法:労働者派遣法(1985年) ・特定労働者派遣事業(労働者派遣の対象となる派遣労働者が常用雇用労働者のみである労働者派遣事業)は届出制，一般労働者派遣事業(特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業)は許可制。 ・港湾運送業務，建設業務，警備業務，病院等における医療の業務(紹介予定派遣の場合等を除く)は禁止。 ・派遣期間:ソフトウェア開発等26業務等は制限なし。それ以外は最長3年に制限(2007年2月末までは，特定製造業務については1年)。 ・派遣先には，派遣元からの労働・社会保険の加入有無の通知はあるが，連帯責任はない。	・派遣労働者数:128万人(2006年，労働力調査，総務省) ・主な業種:金融・保険，情報通信，不動産，製造(2004年派遣労働者実態調査，厚生労働省) ・主な業務:一般事務，事務用機器操作，ファイリング，物の製造(2004年，派遣労働者実態調査，厚生労働省) ・若年層の割合:42.2%(2006年，労働力調査，総務省) ・男女比:男性38.3%，女性60.9%(2006年，労働力調査，総務省) ・派遣期間:3か月以上6か月未満31.0%，6か月以上1年未満29.4%，1か月以上3か月未満20.4%，1年以上3年未満15.6%，3年以上1.8%
アメリカ	・連邦法レベルでは，人材派遣業に関する規制は存在しないが，州レベルでは，届出・登録を求める規制もみられる(マサチューセッツ州，ニュージャージー州，ノースカロライナ州等)。 ・人材派遣会社及び顧客企業は，派遣労働者の「共同使用者」として差別禁止法の適用を受ける。 ・派遣業界団体は，アメリカ人材派遣業協会(ASA)。	・派遣労働者数:122万人(2005年，労働統計局) ・主な業種:サービス業，製造業，卸小売業 ・主な業務:生産・輸送・運搬職30.1%，事務・管理サポート職24.8%，サービス職15.6%，専門職・関連職12.7%，経営・管理・財務職7.6%，販売職2.1%(2005年，労働統計局) ・若年層の割合:49.1%(2005年，労働統計局) ・男女比:男性47.2%，女性52.8%(2005年，労働統計局) ・派遣期間:6か月未満42.6%，6-12か月28.3%，1-4年未満15.9%，4-9年未満7.0%，9年以上1.0%(1997年，Monthly Labor Review)

第3-19表　労働者派遣事業（続き）
Table 3-19: Temporary employment agency services (*cont.*)

国	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状
イギリス[2)]	・根拠法：1973年職業紹介法（許可制ベース）。1994年法により，民間職業紹介と同様，1973年法の許可制を廃止。届出も不要。但し，2002年からは農業や食料品加工など一部の業種への派遣について許可制となった。2003年法で派遣規制をさらに緩和し，手続きの簡素化を実施するとともに，派遣労働者の権利拡充（手数料規制強化，派遣先企業における労働安全衛生に対する派遣会社の責任明示，派遣会社に対する労働者への労働条件の周知義務等）。 ・取扱職種，派遣期間，事由の制限，均等待遇原則（同一労働同一賃金）は設けられていない。ただし，派遣前6か月以内に派遣先に雇用されていた派遣労働者の派遣の禁止，派遣労働者が派遣先企業に雇用されることを禁止してはならないこと等の規制がある。 ・派遣業者67％をカバーする派遣業界団体であるRECによる自己規制メカニズム（行動規範及び自主監査制度，苦情処理制度）が整備されている。	・派遣労働者数：(a)60万人（雇用者全体に占める割合は2.6％），(b)143万人（雇用者全体に占める割合は5.1％） ・主な業種：サービス（公務・教育・保健，流通・ホテル・飲食，銀行・金融・保険等）86％，製造9％（労働力調査） ・主な業務：秘書・事務系26％，専門・管理系10％，財務8.5％，コンピュータ・IT7％，ホテル・飲食店労働者7％，技術11％，非熟練労働者2.5％ ・若年層の割合[3)]：62.6％（2000年） ・男女比：男性49.4％，女性50.6％（2006年，労働力調査） ・派遣期間：3か月未満36％，3-6か月21％，6-12か月20％，1年未満25％
ドイツ	・根拠法：1972年労働者派遣法（2002年大幅改正） ・労働者派遣業を行う場合，連邦雇用庁の許可が必要。適用除外業務は，建設業（但し，一般的拘束力のある労働協約の適用を受ける場合は可能）。 ・派遣期間の上限は段階的に延長され，同一派遣先に同一派遣労働者を派遣する場合，当初3か月であったものが2001年までには24か月となっていたが，2002年派遣法改正により，上限規制は撤廃となった。同改正はまた，賃金，労働条件の均等待遇原則を義務化（実施は2004年より。但し，労働協約に別段の定めがある場合等を除く）。 ・2002年に制定されたハルツ法により，職業安定所所管の人材サービスエージェンシー（PSA）が就職困難者の紹介予定派遣を実施する枠組みを導入。 ・派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり。 ・派遣業界団体BZAは，行動原則を策定。部門レベルの労働協約あり。BZA以外の業界団体には，IGZ，AMPがある。	・派遣労働者数：約40万人（雇用者全体に占める割合は1.2％）出所：2004年，連邦雇用局 ・主な業種：データなし ・主な業務：非熟練，金属・機械，事務，サービス，技術（2006年，連邦雇用局） ・若年層の割合[3)]：62.3％（2003年） ・男女比：男性76.3％，女性23.7％（2004年，代10次政府報告書） ・派遣期間：1週間未満15％，1週間以上3か月未満：46％，3か月以上39％

国	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状
フランス	・根拠法：労働者派遣に係る1990年7月12日法（最初の派遣法制定は1972年。これまでの主な改正内容は派遣事由及び派遣期間に関するもの）。 ・営業開始にあたって，その所在地の労働監督官に事前届出をすることが義務付けられている。また，財政的保証が必要。 ・派遣労働禁止業種・業務に関する特段の定めはない。 ・派遣労働の利用禁止事由は，(1)争議参加労働者の代替，(2)危険業務，(3)経済的解雇実施後の6か月間，(4)派遣期間満了後，一定期間経過以前の派遣労働の利用（代替労働，緊急作業の場合を除く）。 ・恒常的業務に関わる派遣労働の利用は禁止されており，利用事由は，(1)代替要員の補充，(2)企業の業務量の一時的変化への対応，(3)本来的に一時的な業務(季節労働等)，(4)雇用政策上の措置（訓練目的の派遣労働及び就職上の困難に直面する者の派遣労働）―のいずれかでなければならない。 ・派遣期間の上限は原則18か月，更新は1回まで。他の雇用者の代替要員及び安全確保のための緊急作業の場合は最長9か月。 ・派遣先労働者との賃金，労働条件の均等原則あり。 ・派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり。 ・2005年1月18日可決の社会統合法により，派遣業事業を失業者に対する職業紹介にも拡大（職業紹介の解禁）。 ・労使協約に基づき，派遣会社の拠出による派遣労働者訓練基金（FAFTT）及び派遣労働雇用基金（FPETT）が設けられている。派遣業界団体：PRISME。	・派遣労働者数：約57万人（雇用者全体に占める割合は2.1％）出所：DARES UNEDIC ・主な業種：製造47.9％，32.1％サービス，19.3％建設（使用者団体：SETT） ・主な業務：非熟練生産労働者44％，熟練生産労働者36％，事務系労働者13％，幹部職・職長・技術者6％，上級幹部職1.6％（使用者団体：SETT） ・若年層の割合[3]：67.2％（2000年） ・男女比：男性72.3％，女性27.7％ ・平均派遣期間：1.9週（9.5日）

資料出所 European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions（2006）*Temporary Agency Work in an Enlarged European Union*，（社）日本人材派遣協会ホームページ（http://www.jassa.jp/），国際労働財団・雇用能力開発機構（2007）「非正規雇用者の雇用管理と能力開発に関する国際比較調査」等により労働政策研究・研修機構作成。

（注） 1) 日本は2003年の法改正の内容を含む。なお，2006年より医療関連業務については産休等の代替要員，医師についてはへき地に限り派遣が認められている。

2) イギリスの労働力調査による公式数値は26万人程度（2004年時点）であるが，自己申告に基づくデータであるため，実数値を大幅に下回るものである可能性が高い。したがって，本表では，(a) TUC（イギリス労働組合会議）が2003年に公表したDTI（貿易産業省）推計値，(b) 使用者団体（REC）数値（ただし，派遣業者を通じて期間の定めのない常用ベースで採用された労働者数も含まれた数値）――を示している。

3) 若年層：34歳以下。

第3-20表　高齢者の就業促進施策

Table 3-20: Measures to promote the employment of older people

	供給側(求職者及び労働者)に対する施策(相談, 援助等)	需要側(事業主)に対する施策(助成措置等)
日本	―	〔高年齢者雇用確保措置の実施義務化〕 ・2006年4月より改正高年齢者雇用安定法による65歳までの定年引き上げ及び継続雇用制度の導入等を義務付け(2007年4月1日から義務対象年齢は63歳に引き上げ)。
	〔中高年齢者の再就職の援助・促進〕	
	・公共職業安定所におけるきめ細かな職業相談・職業紹介。 ・労働者に対する高齢期における職業生活設計に関する相談・援助等(高齢期雇用就業支援コーナー)。 ・シニアワークプログラム事業の実施(事業主団体等の参画の下, 技能講習, 合同面接会等を一体的に実施)。 〔60歳以降も働き続ける高齢者への支援〕 ・高年齢雇用継続基本給付(対象:60歳到達時点に比べ賃金が75%未満に低下した状態で働き続け, 一定の要件を満たす雇用保険被保険者に支給)。 〔高年齢者のニーズに応じた多様な就業・社会参加の促進〕 ・シルバー人材センター事業等の推進 (1)子育て支援事業等の地域社会に密着した事業の推進。 (2)派遣・ボランティア等の多様な就労・社会参加機会, 情報の提供。 (3)団塊の世代を中心とした高年齢者に対する就業体験の実施。 ・65歳を超えても働くことができる環境整備 65歳超の高年齢者等の雇用に係る利点の啓発, 求人開拓, 面接会・セミナーの実施等(定年退職者等再就職支援事業)。 ・高年齢者等による創業の支援 45歳以上の高年齢者等3人以上による創業に対する支援措置(高年齢者等共同就業機会創出助成金)。	・事業主による離職予定中高年齢者に対する在職中の支援の推進(求職活動支援書の作成・交付義務の周知・啓発, 指導)。 ・再就職支援コンサルタントを活用した相談・援助活動等。 ・募集・採用時の年齢制限の緩和に向けた指導, 啓発。 ・中高年齢者トライアル雇用事業の推進(試用雇用奨励金の支給等)。 〔各種助成金〕 ・定年引上げ等奨励金 (1)中小企業定年等引上げ奨励金:中小企業が上記「65歳以上への定年の引上げ」を実施した場合, 奨励金を支給。「70歳以上への定年の引上げ」又は「定年の定めの廃止」を実施した場合には上乗せ支給。 (2)雇用環境整備助成金:65歳への定年引上げ又は定年の定めの廃止の実施後1年以内に, 対象高齢者に対し研修を実施した中小企業事業主に支給。 ・労働移動支援助成金:離職予定者の再就職の援助を行う事業主に対する助成措置。 〔高年齢者雇用アドバイザー制度〕 ・各都道府県雇用開発協会に配置されるアドバイザーによる相談・助言サービス(人事・労務制度, 賃金・退職金制度, 職場の改善・開発, 従業員の能力開発等)等。 〔「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト(2007年度～)〕 ・「70歳雇用支援アドバイザー」の育成, 企業に対する相談支援による賃金・人事処遇制度や能力開発システムの開発支援。 ・65歳までの継続雇用制度導入事業主に対し, 70歳までの対象年齢引上げを目的とした個別相談及びセミナーの実施。 ・65歳までの高年齢者雇用確保措置の円滑な実施及びその充実を図るための個別相談及びセミナーの実施。 ・各地域におけるシンポジウム開催等を通じた国民への普及・浸透の充実等。

	供給側(求職者及び労働者)に対する施策(相談，援助等)	需要側(事業主)に対する施策(助成措置等)
アメリカ	高齢者地域社会サービス雇用事業 ・開始年月　1965年 ・適用範囲　55歳以上で低所得の者 ・具体的内容 州・地方政府や指定を受けた非営利団体が，事業の全経費は連邦政府の負担で，事業を実施。対象者は，最低賃金相当の賃金を得ながら週20時間程度，福祉サービス業に従事。 ・利用実績等 定員は約6万人であり，年間延べ約10万人程度の参加見込。	なし
イギリス	ニューディール50プラス(New Deal 50+) ・開始年月　2000年4月 ・適用範囲 50歳以上で，本人又は配偶者が求職者給付(拠出制及び所得調査制)，就労不能給付などを6か月以上受給している者。なお，プログラムへの参加は任意。 ・具体的内容 公共職業安定所(ジョブセンター・プラス)で，プログラムを通して同一のパーソナル・アドバイザーが対象者に対し，就職促進のため，職業相談に応じ，履歴書の書き方の指導，訓練機会の提供，ボランティアの仕事の提供等を実施。このプログラムの対象者を採用した事業主は対象者の在職訓練のための訓練補助金の受給が可能。 ・実績 就職者　約15万人(2000年4月から2005年8月末まで)	エイジ・ポジティブ(Age Positive) ・開始年月　1999年12月 ・具体的内容 年齢差別是正キャンペーンであり，ウェブサイト上で政府の年齢差別是正政策や好事例についての情報提供等を実施。事務局は雇用年金省に置かれている。
ドイツ	高齢者向けの職業継続訓練の促進(Fbw) ・開始年月　2002年1月 ・適用範囲 従業員100人未満の企業の50歳以上の労働者で職業継続訓練に参加する者。 ・具体的内容 訓練期間中の訓練受講料，交通費，子の養育費，泊まり込みの場合の宿泊・食事費用を支給。 ※政府は，適用範囲を拡大する方向で検討中。 高齢労働者の賃金保障(EGS) ・開始年月　2003年1月 ・適用範囲 50歳以上の失業者で失業給付の受給残日数が180日以上ある者。 ・具体的内容 再就職した対象者は，失業前の手取り賃金と新たな職の手取り賃金の差額の50％を，失業給付の受給残日数と同期間受給可能。 ・利用実績等　約4千人(2005年)	統合助成金(EGZ) ・具体的内容 就職困難な失業者を雇い入れる事業主に対し，対象労働者の賃金の50％を12か月間支給。失業者が50歳以上の場合は，特例として支給期間は36か月まで。ただし，12か月経過するごとに助成は10％ずつ減額(特例措置は2009年12月末日まで有効)。 ・利用実績等(2005年)　約6万1千人 うち50歳以上の者　約2万4千人 失業保険料の免除 ・開始年月　2003年1月 ・具体的内容 55歳以上の失業者を新たに雇用した事業主に対し，事業主負担分の失業保険料(賃金の2.1％)を免除(2007年末まで有効)。

第3-20表　高齢者の就業促進施策（続き）

Table 3-20: Measures to promote the employment of older people (*cont.*)

	供給側(求職者及び労働者)に対する施策(相談，援助等)	需要側(事業主)に対する施策(助成措置等)
フランス	「被用者の職業人生にわたる訓練機会」に関する全国業種横断的協約 ・開始年月　2004年5月 ・適用範囲　全ての企業の全被用者が対象 ・具体的内容 フランスの企業は，被用者への訓練機会の付与が法律で義務づけられており，労使が高齢労働者・熟練労働者のための様々な訓練参加権を労働協約で規定し，被用者の訓練への参加を促進。 例）20年以上の職務経験がある45歳以上の被用者で勤続1年以上の者は，優先的に技能検定を受講できる他，時間外の職業訓練を受講する場合は，給与の50％相当の教育訓練手当が企業から支給される。	雇用主導契約(CIE) ・開始年月　1995年(2005年1月改正) ・具体的内容 公共職業安定所(ANPE)とCIE協定を結び，高齢者や障害者等就職に困難を抱える者をCIEに基づいて雇用した事業主に対し，最低賃金(SMIC)の47％を上限に，最長2年間の賃金補助を実施。 ・利用実績等 2005年のCIE利用者に占める50歳以上の割合は17.5％で同年5～12月の契約数は約15,000件。 50歳以上の求職者を採用する使用者に対する逓減支援(ADE+50ans) ・開始年月　2003年1月 ・具体的内容 50歳以上で失業期間3か月以上の失業保険給付受給者を，期間の定めのない雇用契約(CDI)又は12～18か月の有期雇用契約(CDD)により雇用した企業に対し対象者の賃金助成を実施。

資料出所　厚生労働省(2007.3)「2005～2006年海外情勢報告」，厚生労働省ホームページ

第3-21表　年齢に関する法制度等（定年等関係）

Table 3-21: Age-based legal mechanisms including statutory retirement age

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
定年年齢等根拠法令	高年齢者等雇用安定法，雇用対策法	雇用における年齢差別禁止法 (The Age Discrimination in Employment Act of 1967: ADEA)	2006年雇用均等(年齢)規則 (Employment Equality (Age) Regulations 2006)	一般雇用機会均等法 (Allgemeines Gleichbehand lungsgesetz: AGG (通称，反差別法)) など	労働法典L.122-45条(差別防止に関する一般規定)など(「差別防止に関する法律」(Loi relative à la lutte contre les discriminations)により改正)
施行年月	2006年4月 (60歳定年制は1995年4月より施行)	1967年	2006年10月	2006年8月	(2001年11月に改正)
対象年齢	全年齢	40歳以上のみ	全年齢	全年齢	全年齢
定年制	可	原則不可	可	可	可
可能な定年年齢	60歳以上。但し65歳までの雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置の導入義務有。定年の延長継続。(段階的引上:2007年4月1日から義務対象年齢は63歳)		65歳以上	65歳以上	65歳以上
例外(上記以外で認められる定年制)		(1)特定の業務(パイロットなど)の正常な遂行のため合理的に必要とされる定年制 (2)高級管理職で一定額以上の退職給付(年金)を受給できる者に対する65歳以上定年制	65歳未満の定年制も一定要件下では可	65歳未満の定年制も一定要件下では可	年金の満額受給権があり，労働協約等に定めがある場合は60歳以上65歳未満の定年制も可(政府の計画では65歳未満定年制は2009年末までに廃止予定)。
高齢者の解雇に対する特別な保護等		先任権制度	高齢者に対する雇用保護制度の付与(適用除外措置の廃止)	解雇制限法による高齢者の解雇保護	高齢者の解雇時の追加負担制度(ドラランド拠出金)の廃止
		労働協約において勤続年数の長い者はレイオフ(一時的解雇)やリコール(再雇用)等の際に優先的に処遇される権利を定めている場合が多い。	65歳以上の者にも(1)不公正に解雇されない権利及び(2)余剰人員整理解雇手当の請求権を付与した。 65歳以上の者の就労請求権 労働者は，65歳を超えて就労を請求する権利を有しており，使用者はそれを考慮する義務がある。	不当解雇された労働者が，元の条件で職場復帰できない場合，和解金が支払われる。対象者が，50歳以上の場合，和解金が上乗せされる。	50歳以上の労働者を解雇する場合，企業が失業保険の拠出金を支払う制度を2010年までに段階的に廃止していく方針。 整理解雇時における高齢者等への配慮義務 企業が経済的な理由による解雇(整理解雇)を行う際に定めなければならない解雇の順番の基準において，高齢者等の状況を特に考慮しなければならない。

資料出所　厚生労働省(2007.3)「2005～2006年海外情勢報告」等により労働政策研究・研修機構作成。

4. 失業・失業保険・雇用調整

Unemployment, Unemployment Insurance and Employment Adjustment

4-1　ILO定義失業率

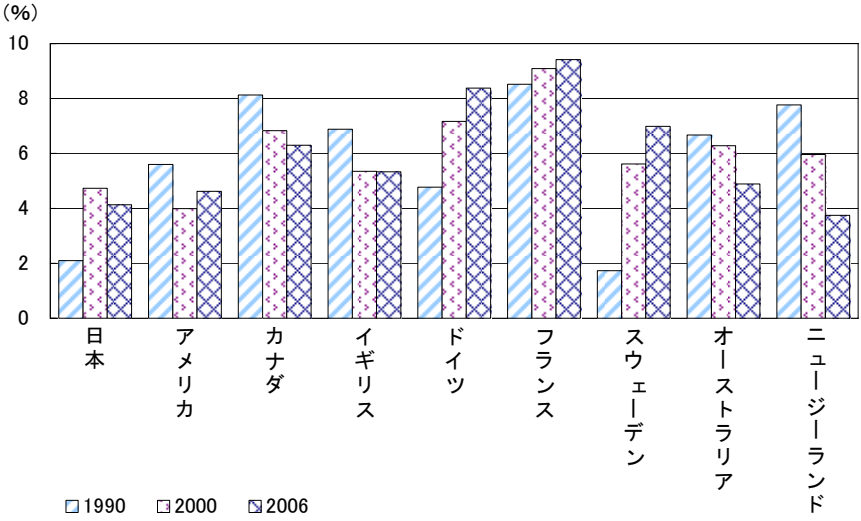

▶▶グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第4-1表　標準化失業率」(p.142)を参照。

各国で公表されている失業率は，国によって定義が異なるため，そのままでは国際比較ができない。そこでILOでは，ILO指針による失業率を定義している。この定義に基づいて各国の失業率が比較可能となるように試算しているのが，OECDによる「標準化失業率」である。

日本の失業率は2002年まで上昇傾向にあったが，2003年から2006年にかけて徐々に低下し，2006年は4.1％と欧米先進諸国に比して低水準にある。上のグラフに挙げた国をみると，ニュージーランド，オーストラリア，カナダ，イギリスで1990年から2006年にかけて失業率の大幅な低下がみられた。一方，ドイツ，フランス，スウェーデンでは同期間に失業率が上昇した。特にスウェーデンの上昇幅が大きい。

4-2　失業率（各国公表値）

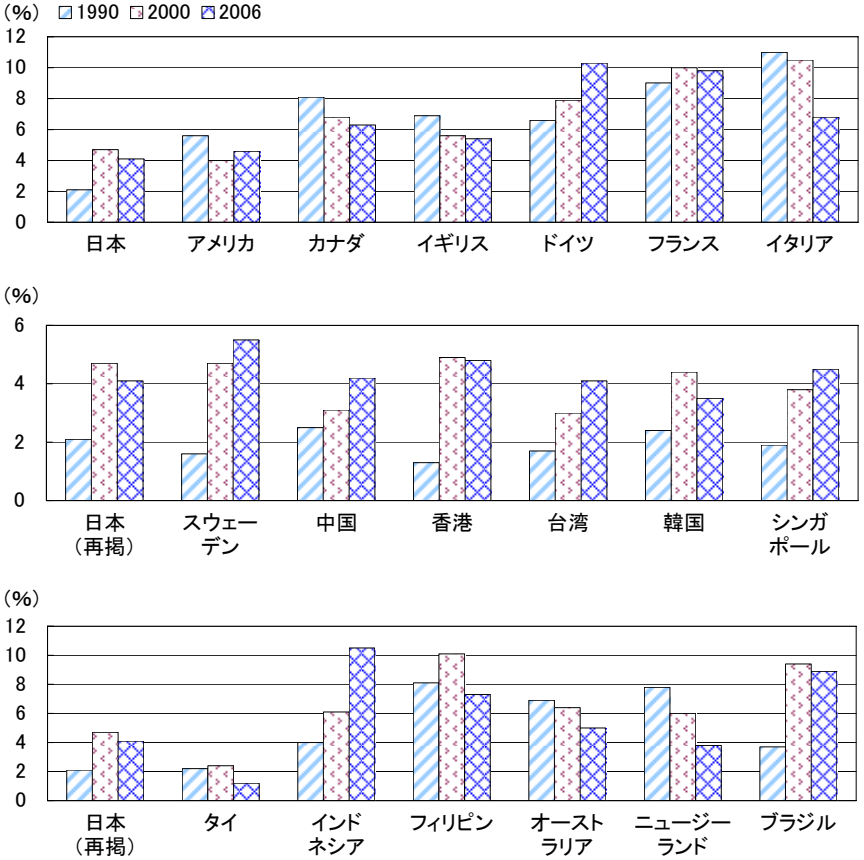

▶▶グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第4-2表　失業率(各国公表値)」(p.143)を参照。
(注) 1990年：ドイツ，フランス，シンガポールは1991年値，インドネシアは1996年値。2000年：シンガポール，ブラジルは2001年値。2006年：フランス，中国，台湾は2005年値，ブラジルは2004年値。

各国公表値による失業率の動きをみると，1990年以降上昇傾向にあったアジア諸国のうち，日本，韓国，フィリピンの失業率はここ数年低下傾向にある。1990年代には高水準であったものの2006年にかけて低下を示したのはオセアニア地域やカナダ，イギリス，イタリアで，1990年代以降一貫して上昇しているのはドイツ，スウェーデンである。こうした違いの背景には，成長率の差異等の景気動向のみならず，年齢等の人口構成，慣行及び政策制度面での差異といった構造的要因もあると考えられる。なお，失業率の定義は各国ごとに異なるため，公表値をそのまま比較することは適当でない。

4-3　長期失業者の割合

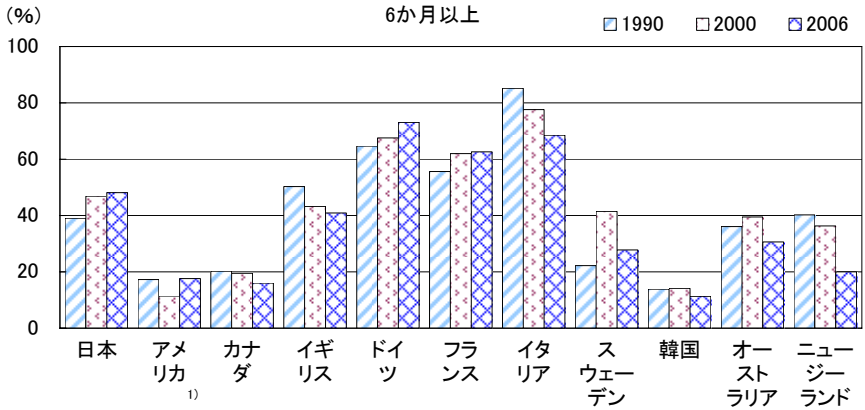

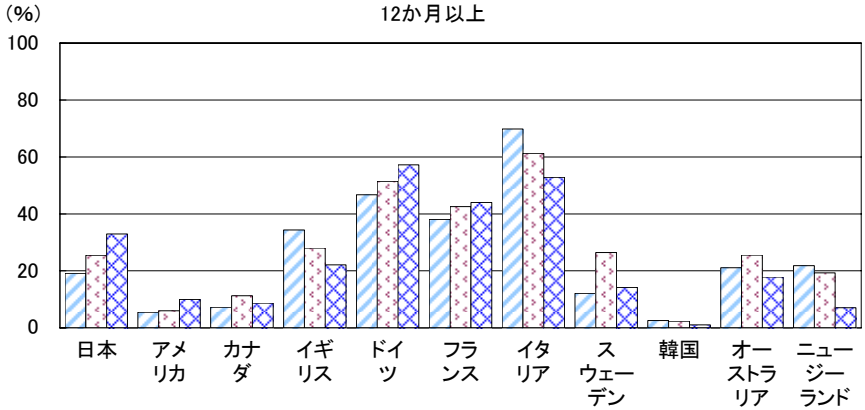

▶▶グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第4-5表　長期失業者の割合」(p.148)を参照。
(注) 1) アメリカの6か月以上，1990年は該当データがないため，1995年値で代用した。

各国により統計上の失業者の定義が異なるため厳密な比較はできないが，失業者に占める長期失業者の割合は，ドイツ，イタリア，フランスなど欧州大陸主要国で高く，北米諸国や韓国では比較的低くなっている。

こうした動向の背景には，各国の経済成長率の差異等の景気動向のほか，慣行や政策制度面での差異など構造的な要因も影響していると考えられる。

第4-1表　標準化失業率[1)]

Table 4-1: Standardised unemployment rates

（%）

国 Country		1990年/Year	1995	2000	2002	2003	2004	2005	2006
日本	JPN	2.1	3.2	4.7	5.4	5.3	4.7	4.4	4.1
アメリカ	USA	5.6	5.6	4.0	5.8	6.0	5.5	5.1	4.6
カナダ	CAN	8.1	9.5	6.8	7.7	7.6	7.2	6.8	6.3
イギリス	GBR	6.9	8.5	5.4	5.1	4.9	4.7	4.8	5.3
ドイツ[2)]	DEU	4.8	8.0	7.2	8.2	9.1	9.5	9.5	8.4
フランス	FRA	8.5	11.1	9.1	8.7	9.4	9.6	9.7	9.4
イタリア	ITA	8.9	11.2	10.1	8.6	8.4	8.0	7.7	6.8
オランダ	NLD	5.9	6.6	2.9	2.8	3.7	4.6	4.7	3.9
ベルギー	BEL	6.6	9.7	6.9	7.5	8.2	8.4	8.4	8.2
ルクセンブルク	LUX	1.7	2.9	2.3	2.7	3.7	5.1	4.5	4.7
デンマーク	DNK	7.2	6.8	4.3	4.6	5.4	5.5	4.8	3.9
スウェーデン	SWE	1.7	8.8	5.6	4.9	5.6	6.3	7.3	7.0
フィンランド	FIN	3.2	15.3	9.8	9.1	9.0	8.9	8.4	7.8
ノルウェー	NOR	5.8	5.5	3.4	3.9	4.5	4.4	4.6	3.5
オーストリア	AUT	－	3.9	3.7	4.2	4.3	4.8	5.2	4.8
スイス	CHE	－	3.5	2.7	3.2	4.2	4.4	4.5	－
アイルランド	IRL	13.4	12.3	4.3	4.5	4.7	4.5	4.4	4.4
スペイン	ESP	13.0	18.4	11.1	11.1	11.1	10.6	9.2	8.6
ポルトガル	PRT	4.8	7.3	4.0	5.0	6.3	6.7	7.6	7.7
韓国	KOR	2.4	2.1	4.4	3.3	3.6	3.7	3.7	3.5
オーストラリア	AUS	6.7	8.2	6.3	6.4	6.1	5.5	5.1	4.9
ニュージーランド	NZL	7.8	6.3	6.0	5.2	4.6	3.9	3.7	3.8

資料出所　OECD（2007）*Employment Outlook 2007*

（注）　1)　「標準化失業率」とはILOガイドラインに基づくもので，失業者は，生産年齢の者で，就業しておらず，就業可能の状態で，かつ求職活動（自営開業のための準備等を含む）を積極的に行った者と定義される。失業率は，軍人を除いた労働力人口に占める失業者数の割合で算出された割合である。

本表のデータは可能な限り時系列比較可能性を確保し，ILOガイドラインと整合するようOECDが調整したもの。データはすべて労働力調査に基づく推計を基準にしている。年次調査を実施する国々の月次推計は，補外法あるいは補間法及び行政データの動向を統合することによって得られる。その後，月次推計（失業及び労働力）を平均し，各年度数値を算出。月次あるいは四半期調査のある国々については，月次あるいは四半期推計の平均値によって各年度数値が得られる。一部の国々の調整手続は，米国労働省労働統計局が活用する調整手続に類似している。EU諸国については，EC統計室の比較失業率（CURs）の算出に用いられる手続に類似する手続を採用している。細部の相違は，主に算出及び調整要因の適用，あるいはEU推計が文民労働力に基づいたものによる。より詳しい説明については，http://www.oecd.org/std/ を参照。

2)　1990年の数値は旧西ドイツ地域。

第4-2表　失業率（各国公表値）

Table 4-2: Unemployment rates (officially published national sources)

（%）

国・地域 Country or region		1990年/Year	1995	2000	2002	2003	2004	2005	2006
日本	JPN	2.1	3.2	4.7	5.4	5.3	4.7	4.4	4.1
アメリカ[1]	USA	5.6	5.6	4.0	5.8	6.0	5.5	5.1	4.6
カナダ[2]	CAN	8.1	9.5	6.8	7.7	7.6	7.2	6.8	6.3
イギリス[1]	GBR	6.9	8.8	5.6	5.2	5.0	4.8	4.7	5.4
ドイツ[3]	DEU	6.6	10.1	7.9	8.7	10.0	11.0	11.1	10.3
フランス[4]	FRA	9.0	11.6	10.0	8.9	9.8	9.9	9.8	—
イタリア[5]	ITA	11.0	11.3	10.5	9.0	8.7	8.0	7.7	6.8
スウェーデン[6]	SWE	1.6	7.7	4.7	4.0	4.9	5.5	6.0	5.4
ロシア[7]	RUS	—	9.5	9.8	7.9	8.0	7.8	7.2	7.2
中国[8]	CHN	2.5	2.9	3.1	4.0	4.3	4.2	4.2	—
香港	HKG	1.3	3.2	4.9	7.3	7.9	6.8	5.6	4.8
台湾	TWN	1.7	1.8	3.0	5.2	5.0	4.4	4.1	—
韓国	KOR	2.4	2.0	4.4	3.3	3.6	3.7	3.7	3.5
シンガポール[9]	SGP	1.9	2.7	3.8	5.6	5.9	5.8	—	4.5
マレーシア[10]	MYS	5.1	3.1	3.0	3.5	3.6	—	—	—
タイ[11]	THA	2.2	1.1	2.4	1.8	1.5	1.5	1.4	1.2
インドネシア[12]	IDN	—	4.0	6.1	9.1	9.5	9.9	10.3	10.5
フィリピン[13]	PHL	8.1	8.4	10.1	10.2	10.2	10.9	7.4	7.3
オーストラリア	AUS	6.9	8.4	6.4	6.4	6.0	5.6	5.1	5.0
ニュージーランド	NZL	7.8	6.3	6.0	5.2	4.7	3.9	3.7	3.8
ブラジル[14]	BRA	3.7	6.1	9.4	9.2	9.7	8.9	—	—

資料出所　ILO LABORSTA（http://laborsta.ilo.org/）2007年12月現在
日本：総務省統計局（2007）「平成18年労働力調査」
イギリス：National Statistics "Labour Market Trends"（http://www.statistics.gov.uk/）2007年10月現在

（注）失業者の定義については第4-7表（p.150）を参照。対象年齢は原則，15歳以上。
1）16歳以上。
2）1995年以前と以降の値は計測方法が変更されたため，厳密な比較はできない。
3）各年3月（2002年迄は各年4月）。2005年以前と以降の値は計測方法が変更されたため，厳密な比較はできない。1990年は1991年の数値。
4）2002年以前は各年3月。
5）15歳以上（1993年迄は14歳以上）。
6）16～64歳。2005年以前と以降の値は計測方法が変更されたため，厳密な比較はできない。
7）15～72歳。
8）各年12月。都市部の数値。
9）15歳以上の永住者（1990年，1995年は15歳以上人口）。各年6月。
10）15～64歳。
11）各年第3四半期。2001年迄は13歳以上。
12）1995年の値は10歳以上。各年5月，2006年以降各年2月。1995年の欄は1996年の数値。
13）各年10月。2005年以前と以降の値は計測方法が変更されたため，厳密な比較はできない。
14）10歳以上。各年9月。6地方都市（Rondônia, Acre, Amazonas, Roraima, Pará and Amapá）を除いた値。

第4-3表　年齢階級別失業者数・構成比（2006年）
Table 4-3: Unemployment by age group, 2006

（男女計[1)]/Total）　　（千人/thousands, (%)）

国・地域 Country or region		15～19 年齢階級/age group		20～24		25～29		30～34	
日本	JPN	100	(3.6)	400	(14.5)	420	(15.3)	360	(13.1)
アメリカ[2)]	USA	1,119	(16.0)	1,234	(17.6)	855	(12.2)	666	(9.5)
カナダ	CAN	180.8	(16.3)	152.9	(13.8)	114.5	(10.3)	106.3	(9.6)
イギリス[2)3)]	GBR	275	(20.3)	247.3	(18.3)	282.5	(20.9)		
ドイツ	DEU	213	(5.0)	457	(10.7)	466	(10.9)	402	(9.4)
フランス[2)3)]	FRA	162	(6.0)	490	(18.0)	397	(14.6)	356	(13.1)
イタリア	ITA	112	(6.7)	312	(18.6)	322	(19.2)	269	(16.1)
スウェーデン	SWE	26	(10.6)	45	(18.3)	32	(13.0)	26	(10.6)
香港	HKG	13	(7.6)	27.3	(16.0)	16.8	(9.8)	15.6	(9.1)
韓国	KOR	24	(2.9)	156	(18.9)	184	(22.2)	112	(13.5)
シンガポール	SGP	3.2	(3.8)	13.2	(15.7)	10.4	(12.4)	9.1	(10.8)
フィリピン	PHL	1,297	(49.5)			773	(29.5)		
オーストラリア	AUS	122.7	(23.3)	86.0	(16.4)	57.7	(11.0)	50.8	(9.7)
ニュージーランド	NZL	23.4	(28.3)	14.1	(17.1)	8.3	(10.0)	6.9	(8.4)

国・地域 Country or region		35～39		40～44		45～49		50～54	
日本	JPN	270	(9.8)	210	(7.6)	190	(6.9)	220	(8.0)
アメリカ[2)]	USA	628	(9.0)	651	(9.3)	615	(8.8)	478	(6.8)
カナダ	CAN	111.2	(10.0)	121.1	(10.9)	107.0	(9.7)	89.3	(8.1)
イギリス[2)3)]	GBR			343	(25.4)				
ドイツ	DEU	506	(11.8)	563	(13.2)	504	(11.8)	506	(11.8)
フランス[2)3)]	FRA	358	(13.2)	291	(10.7)	236	(8.7)	244	(9.0)
イタリア	ITA	213	(12.7)	168	(10.0)	123	(7.4)	82	(4.9)
スウェーデン	SWE	23	(9.3)	24	(9.8)	17	(6.9)	19	(7.7)
香港	HKG	17.0	(9.9)	19.0	(11.1)	25.2	(14.7)	19.9	(11.6)
韓国	KOR	79	(9.6)	78	(9.4)	74	(8.9)	48	(5.8)
シンガポール	SGP	9.5	(11.3)	9.6	(11.4)	9.7	(11.5)	8.8	(10.5)
フィリピン	PHL	278	(10.6)			174	(6.6)		
オーストラリア	AUS	44.8	(8.5)	44.3	(8.4)	39.3	(7.5)	32.9	(6.3)
ニュージーランド	NZL	6.4	(7.7)	6.3	(7.6)	6.1	(7.4)	4.0	(4.8)

国・地域 Country or region		55～59		60～64		65～		計 Total
日本	JPN	290	(10.5)	200	(7.3)	110	(4.0)	2,750
アメリカ[2)]	USA	395	(5.6)	200	(2.9)	159	(2.3)	7,001
カナダ	CAN	72.8	(6.6)	37.9	(3.4)	14.7	(1.3)	1,108.4
イギリス[2)3)]	GBR	201.1	(14.9)			2.8	(0.2)	1,351.6
ドイツ	DEU	494	(11.5)	164	(3.8)	—	—	4,279
フランス[2)3)]	FRA	159	(5.9)	23	(0.8)	0.7	(0.0)	2,717
イタリア	ITA	46	(2.7)	20	(1.2)	5	(0.3)	1,673
スウェーデン	SWE	18	(7.3)	16	(6.5)	—	—	246
香港	HKG	14.0	(8.2)	2.7	(1.6)	—	—	170.9
韓国	KOR	37	(4.5)	25	(3.0)	10	(1.2)	827
シンガポール	SGP	6.4	(7.6)	2.6	(3.1)	1.7	(2.0)	84.2
フィリピン	PHL	80	(3.1)			16	(0.6)	2,620
オーストラリア	AUS	28.1	(5.4)	15.7	(3.0)	3.4	(0.6)	525.6
ニュージーランド	NZL	3.9	(4.7)	2.1	(2.5)	1.0	(1.2)	82.6

（男性/Male）　　（千人/thousands, (%)）

国・地域 Country or region		15～19 年齢階級/age group		20～24		25～29		30～34	
日本	JPN	50	(3.0)	230	(13.7)	250	(14.9)	210	(12.5)
アメリカ[2)]	USA	622	(16.6)	705	(18.8)	457	(12.2)	354	(9.4)
カナダ	CAN	99.6	(16.4)	88.6	(14.6)	64.8	(10.7)	56.4	(9.3)
イギリス[2)3)]	GBR	162.4	(20.5)	149.5	(18.8)		160.0	(20.9)	
ドイツ	DEU	119	(5.0)	268	(11.4)	268	(11.4)	233	(9.9)
フランス[2)3)]	FRA	90.9	(6.8)	250.0	(18.8)	212.6	(16.0)	160.1	(12.1)
イタリア	ITA	64	(8.0)	159	(19.9)	153	(19.1)	123	(15.4)
スウェーデン	SWE	13	(9.9)	25	(19.1)	17	(13.0)	13	(9.9)
香港	HKG	7.9	(7.2)	16.0	(14.5)	10.7	(9.7)	9.7	(8.8)
韓国	KOR	11	(2.1)	69	(12.9)	122	(22.9)	82	(15.4)
シンガポール	SGP	0.8	(1.8)	5.4	(12.1)	5.2	(11.6)	4.7	(10.5)
フィリピン	PHL		761	(45.2)			518	(30.8)	
オーストラリア	AUS	65.2	(23.0)	47.5	(16.7)	31.4	(11.1)	26.3	(9.3)
ニュージーランド	NZL	11.8	(28.6)	7.4	(18.0)	3.8	(9.2)	3.7	(9.0)

国・地域 Country or region		35～39		40～44		45～49		50～54	
日本	JPN	150	(8.9)	110	(6.5)	110	(6.5)	130	(7.7)
アメリカ[2)]	USA	318	(8.5)	324	(8.6)	317	(8.4)	252	(6.7)
カナダ	CAN	57.8	(9.5)	63.9	(10.5)	55.1	(9.1)	49.3	(8.1)
イギリス[2)3)]	GBR			184.8	(23.3)				
ドイツ	DEU	275	(11.7)	292	(12.4)	270	(11.5)	267	(11.3)
フランス[2)3)]	FRA	157.2	(11.8)	131.1	(9.9)	108.2	(8.2)	115.4	(8.7)
イタリア	ITA	88	(11.0)	68	(8.5)	57	(7.1)	42	(5.2)
スウェーデン	SWE	11	(8.4)	12	(9.2)	9	(6.9)	11	(8.4)
香港	HKG	10.0	(9.1)	11.4	(10.3)	16.5	(15.0)	14.5	(13.2)
韓国	KOR	54	(10.1)	51	(9.6)	52	(9.8)	34	(6.4)
シンガポール	SGP	4.5	(10.1)	5.5	(12.3)	5.1	(11.4)	6.0	(13.4)
フィリピン	PHL		199	(11.8)			134	(8.0)	
オーストラリア	AUS	22.3	(7.9)	20.9	(7.4)	19.1	(6.7)	19.6	(6.9)
ニュージーランド	NZL	3.0	(7.3)	2.3	(5.6)	3.1	(7.5)	2.5	(6.1)

国・地域 Country or region		55～59		60～64		65～		計 Total
日本	JPN	200	(11.9)	150	(8.9)	90	(5.4)	1,680
アメリカ[2)]	USA	214	(5.7)	104	(2.8)	87	(2.3)	3,753
カナダ	CAN	41.0	(6.7)	21.9	(3.6)	10.0	(1.6)	608.3
イギリス[2)3)]	GBR	136.5	(17.2)			—	—	793.3
ドイツ	DEU	259	(11.0)	105	(4.5)	—	—	2,358
フランス[2)3)]	FRA	90.4	(6.8)	11.3	(0.9)	0.2	(0.0)	1,327.5
イタリア	ITA	30	(3.7)	13	(1.6)	3	(0.4)	801
スウェーデン	SWE	10	(7.6)	10	(7.6)	—	—	131
香港	HKG	10.5	(9.5)	2.6	(2.4)	—	—	110.2
韓国	KOR	30	(5.6)	19	(3.6)	8	(1.5)	533
シンガポール	SGP	4.5	(10.1)	1.9	(4.3)	1.2	(2.7)	44.7
フィリピン	PHL		64	(3.8)		9	(0.5)	1,684
オーストラリア	AUS	16.9	(6.0)	12.2	(4.3)	2.4	(0.8)	283.6
ニュージーランド	NZL	2.1	(5.1)	1.0	(2.4)	0.5	(1.2)	41.2

第4-3表　年齢階級別失業者数・構成比（2006年）（続き）

Table 4-3: Unemployment by age group, 2006 (*cont.*)

（女性/Female）　（千人/thousands, (%)）

国・地域 Country or region		15～19 年齢階級/age group		20～24		25～29		30～34	
日本	JPN	50	(4.7)	170	(15.9)	160	(15.0)	150	(14.0)
アメリカ[2]	USA	496	(15.3)	530	(16.3)	398	(12.3)	313	(9.6)
カナダ	CAN	81.2	(16.2)	64.3	(12.9)	49.6	(9.9)	49.9	(10.0)
イギリス[2)3)]	GBR	112.4	(20.1)	97.8	(17.5)	122.5	(20.9)		
ドイツ	DEU	94	(4.9)	189	(9.8)	198	(10.3)	169	(8.8)
フランス[2)3)]	FRA	71.0	(5.1)	240.2	(17.3)	184.0	(13.2)	195.5	(14.1)
イタリア	ITA	48	(5.5)	153	(17.5)	168	(19.2)	146	(16.7)
スウェーデン	SWE	12	(10.5)	20	(17.5)	15	(13.2)	13	(11.4)
香港	HKG	5.2	(8.6)	11.2	(18.5)	6.0	(9.9)	5.8	(9.6)
韓国	KOR	14	(4.8)	87	(29.6)	61	(20.7)	29	(9.9)
シンガポール	SGP	2.4	(6.1)	7.7	(19.5)	5.2	(13.2)	4.4	(11.1)
フィリピン	PHL	536	(57.3)			255	(27.2)		
オーストラリア	AUS	57.5	(23.8)	38.5	(15.9)	26.3	(10.9)	24.6	(10.2)
ニュージーランド	NZL	11.6	(28.0)	6.7	(16.2)	4.5	(10.9)	3.2	(7.7)

国・地域 Country or region		35～39		40～44		45～49		50～54	
日本	JPN	120	(11.2)	100	(9.3)	70	(6.5)	80	(7.5)
アメリカ[2]	USA	310	(9.5)	327	(10.1)	298	(9.2)	226	(7.0)
カナダ	CAN	53.4	(10.7)	57.2	(11.4)	51.9	(10.4)	40.0	(8.0)
イギリス[2)3)]	GBR			158.2	(28.3)				
ドイツ	DEU	231	(12.0)	272	(14.2)	233	(12.1)	239	(12.4)
フランス[2)3)]	FRA	201.0	(14.5)	160.2	(11.5)	127.6	(9.2)	128.5	(9.3)
イタリア	ITA	126	(14.4)	99	(11.3)	66	(7.6)	16	(1.8)
スウェーデン	SWE	12	(10.5)	12	(10.5)	8	(7.0)	8	(7.0)
香港	HKG	7.0	(11.5)	7.6	(12.5)	8.7	(14.3)	5.4	(8.9)
韓国	KOR	25	(8.5)	27	(9.2)	22	(7.5)	14	(4.8)
シンガポール	SGP	5.0	(12.7)	4.1	(10.4)	4.6	(11.6)	2.9	(7.3)
フィリピン	PHL	80	(8.5)			41	(4.4)		
オーストラリア	AUS	22.5	(9.3)	23.4	(9.7)	20.2	(8.3)	13.3	(5.5)
ニュージーランド	NZL	3.4	(8.2)	4.0	(9.7)	3.1	(7.5)	1.5	(3.6)

国・地域 Country or region		55～59		60～64		65～		計 Total
日本	JPN	90	(8.4)	50	(4.7)	20	(1.9)	1,070
アメリカ[2]	USA	181	(5.6)	97	(3.0)	72	(2.2)	3,247
カナダ	CAN	31.8	(6.4)	16.0	(3.2)	4.6	(0.9)	500.1
イギリス[2)3)]	GBR	64.5	(11.6)			2.8	(0.5)	558.3
ドイツ	DEU	235	(12.2)	59	(3.1)	—	—	1,921
フランス[2)3)]	FRA	68.5	(4.9)	12.0	(0.9)	0.5	(0.0)	1,389
イタリア	ITA	16	(1.8)	7	(0.8)	2	(0.2)	873
スウェーデン	SWE	8	(7.0)	6	(5.3)	—	—	114
香港	HKG	3.5	(5.8)	—	—	—	—	60.7
韓国	KOR	7	(2.4)	6	(2.0)	2	(0.7)	294
シンガポール	SGP	2.0	(5.1)	0.7	(1.8)	0.5	(1.3)	39.5
フィリピン	PHL	16	(1.7)			7	(0.7)	936
オーストラリア	AUS	11.2	(4.6)	3.6	(1.5)	1.0	(0.4)	241.9
ニュージーランド	NZL	1.8	(4.3)	1.1	(2.7)	0.5	(1.2)	41.4

資料出所　ILO LABORSTA（http://laborsta.ilo.org/）2007年9月現在

（注）各項目の右側，( )内の数字は構成比（%）。労働力調査ベース。

1）男女計としての数値がないため，男性，女性の数値をたしあげて算出した。

2）アメリカ，イギリスの15～19歳は16～19歳の数値。フランスの65歳以上は65～69歳の数値。

3）イギリス，フランスは2005年値。

第4-4表　年齢階級別失業率

Table 4-4: Unemployment rates by age group

（%）

国・地域 Country or region		2000 年/Year 15～24 年齢階級 age group	2000 年/Year 25～54	2000 年/Year 55～64	2005 15～24	2005 25～54	2005 55～64	2006 15～24	2006 25～54	2006 55～64
日本	JPN	9.2	4.1	5.6	8.6	4.2	4.1	8.0	3.9	3.9
アメリカ[1)]	USA	9.3	3.1	2.5	11.3	4.1	3.3	10.5	3.8	3.0
カナダ	CAN	12.6	5.8	5.4	12.4	5.8	5.4	11.6	5.3	5.2
イギリス[1)]	GBR	11.8	4.4	4.4	12.2	3.4	2.6	13.9	4.1	2.9
ドイツ	DEU	8.4	7.0	12.3	15.2	10.4	12.7	13.5	9.5	12.3
フランス	FRA	20.7	9.2	7.9	22.8	8.7	6.8	23.9	8.6	7.2
イタリア	ITA	29.7	8.5	4.5	24.0	6.7	3.5	21.6	5.9	2.9
オランダ	NLD	5.3	2.3	1.9	9.6	4.4	4.5	7.6	3.6	4.4
ベルギー	BEL	15.2	5.8	3.2	19.9	7.2	4.4	18.9	7.5	5.4
ルクセンブルク	LUX	6.4	2.0	1.4	13.7	3.9	2.1	—	—	—
デンマーク	DNK	6.7	4.1	4.0	7.9	4.2	4.9	7.6	3.3	3.7
スウェーデン	SWE	11.9	4.9	6.1	22.3	6.2	4.5	21.3	5.3	4.4
オーストリア	AUT	6.3	4.3	6.7	10.3	4.4	3.6	9.1	4.1	3.5
フィンランド	FIN	21.5	8.0	9.4	20.0	6.9	6.9	18.8	6.1	6.7
アイルランド	IRL	6.4	4.0	2.5	8.3	3.7	2.9	8.4	3.8	2.3
ノルウェー[1)]	NOR	10.2	2.6	1.3	12.0	4.0	1.7	8.6	2.9	1.1
ポルトガル	PRT	8.6	3.5	3.3	16.1	7.3	6.2	16.2	7.3	6.3
スペイン[1)]	ESP	25.3	12.3	9.4	19.7	8.0	6.1	17.9	7.5	5.7
スイス	CHE	4.8	2.3	2.7	8.8	3.8	3.7	7.7	3.5	3.0
EU-15		15.6	7.3	7.5	16.7	7.4	6.5	16.1	7.0	6.4
EU-19		17.6	7.9	7.5	18.6	8.2	6.8	17.4	7.5	6.5
韓国	KOR	10.2	3.7	2.6	10.2	3.4	2.5	10.0	3.2	2.3
オーストラリア	AUS	11.8	4.7	3.9	10.8	3.9	3.2	10.4	3.8	3.3
ニュージーランド	NZL	13.2	4.5	4.7	9.4	2.7	1.9	9.6	2.6	2.0

資料出所　OECD（2007）*Employment Outlook 2007*, 総務省統計局（2007）「平成18年労働力調査年報」

（注）　1）15～24歳欄は16～24歳の数値。

第4-5表　長期失業者の割合

Table 4-5: Incidence of long-term unemployment among total unemployment

（%）

国 Country or region		6か月以上/6 months and over					1年以上/1 year and over				
		1990年/Year	1995	2000	2005	2006	1990	1995	2000	2005	2006
日本	JPN	39.0	37.7	46.9	49.1	48.1	19.1	18.1	25.5	33.3	33.0
アメリカ	USA	—	17.3	11.4	19.6	17.6	5.5	9.7	6.0	11.8	10.0
カナダ	CAN	20.2	29.5	19.5	17.2	16.0	7.2	16.8	11.2	9.6	8.7
イギリス	GBR	50.3	60.8	43.2	38.2	40.9	34.4	43.6	28.0	22.4	22.1
ドイツ	DEU	64.7	65.9	67.6	70.9	73.1	46.8	48.7	51.5	54.0	57.2
フランス	FRA	55.6	64.1	62.0	61.2	62.6	38.1	42.5	42.6	42.5	44.0
イタリア	ITA	85.2	80.2	77.6	67.7	68.5	69.8	63.6	61.3	52.2	52.9
オランダ	NLD	63.6	80.4	—	59.9	62.7	49.3	46.8	—	40.1	45.2
ベルギー	BEL	81.4	77.7	71.8	68.3	69.0	68.5	62.4	56.3	51.6	55.6
ルクセンブルク[1]	LUX	68.4	49.2	37.0	(51.1)	—	47.4	23.2	22.4	(26.4)	—
デンマーク	DNK	53.2	46.6	38.1	43.8	33.7	29.9	27.9	20.0	25.9	20.4
スウェーデン	SWE	22.2	45.6	41.5	29.3	27.8	12.1	27.8	26.4	14.1	14.2
フィンランド	FIN	—	56.6	46.5	41.8	39.7	—	37.6	29.0	24.9	24.8
ノルウェー	NOR	40.8	39.3	16.6	25.3	32.3	20.4	24.2	5.3	9.5	14.1
EU-15		66.0	68.3	63.8	60.5	60.9	49.5	50.3	46.9	43.5	44.2
オーストリア	AUT	—	43.7	39.7	43.2	44.2	—	29.1	25.8	25.3	27.3
スイス	CHE	—	50.8	45.7	59.1	58.6	—	33.6	29.0	39.0	39.1
アイルランド	IRL	81.0	78.2	—	52.6	53.2	66.0	61.6	—	34.3	34.3
アイスランド	ISL	—	33.3	18.6	(21.7)	(13.6)	—	16.8	11.8	(13.3)	(7.3)
ギリシャ	GRC	72.0	72.7	73.5	72.6	75.2	49.8	51.4	56.4	53.7	55.6
スペイン	ESP	70.2	72.8	64.8	47.7	44.4	54.0	57.1	47.6	32.6	29.5
ポルトガル	PRT	62.3	65.1	60.0	69.3	70.5	44.9	50.9	42.9	48.6	51.8
チェコ	CZE	—	52.9	69.9	72.7	75.0	—	31.2	48.8	53.6	55.2
ポーランド	POL	—	63.1	63.0	71.6	69.1	—	40.0	37.9	52.2	50.4
ハンガリー	HUN	—	73.0	69.8	63.4	62.9	—	50.6	49.0	46.1	46.1
トルコ	TUR	72.6	60.6	36.0	55.6	51.4	47.0	36.4	21.1	39.6	35.8
韓国	KOR	13.9	17.7	14.1	11.6	11.3	2.6	4.4	2.3	0.8	1.1
オーストラリア	AUS	36.1	48.3	39.5	30.2	30.6	21.1	32.0	25.5	17.7	17.8
ニュージーランド	NZL	40.2	43.5	36.3	21.5	20.0	21.8	25.7	19.3	9.4	7.1
メキシコ	MEX	—	8.0	5.1	6.8	6.2	—	1.5	1.2	2.3	2.5

資料出所　OECD(2007) *Employment Outlook 2007*
OECD.Stat Extracts(http://stats.oecd.org/wbos/)2007年10月現在
(注)　1) サンプルサイズが小さいために注意が必要。

第4-6表　失業期間別構成比(2006年)

Table 4-6: Incidence of unemployment by duration, 2006

(%)

国・地域 Country or region		合計 Total	1か月未満 Less than 1 month	1～3か月未満 1 to 3 months	3～6か月未満 3 to 6 months	6か月～1年未満 6 to 12 months	1年以上 1 year and more
日本	JPN	100.0	15.3	20.4	16.0	14.9	32.7
アメリカ	USA	100.0	37.3	30.3	14.8	7.6	10.0
カナダ	CAN	100.0	30.3	39.6	14.0	7.3	8.7
イギリス	GBR	100.0	16.8	22.2	20.2	18.8	22.1
ドイツ	DEU	100.0	5.0	9.6	12.3	15.9	57.2
フランス	FRA	100.0	4.6	17.4	15.4	18.6	44.0
イタリア	ITA	100.0	6.6	11.0	13.8	15.7	52.9
オランダ	NLD	100.0	2.9	17.0	17.4	17.5	45.2
ベルギー	BEL	100.0	6.6	11.5	12.8	13.4	55.6
デンマーク	DNK	100.0	25.6	17.9	22.7	13.3	20.4
スウェーデン	SWE	100.0	24.5	26.2	21.5	13.6	14.2
フィンランド	FIN	100.0	10.3	29.2	20.8	14.9	24.8
ギリシャ	GRC	100.0	3.3	7.3	14.2	19.7	55.6
スペイン	ESP	100.0	13.7	25.3	16.6	14.9	29.5
アイルランド	IRL	100.0	11.3	17.7	17.9	18.8	34.3
オーストリア	AUT	100.0	10.3	24.8	20.7	16.9	27.3
ポルトガル	PRT	100.0	5.2	8.2	16.1	18.7	51.8
韓国	KOR	100.0	－	61.2	27.5	10.2	1.1
オーストラリア	AUS	100.0	27.5	26.6	15.4	12.8	17.8
ニュージーランド	NZL	100.0	35.1	29.7	15.2	12.9	7.1
EU-15		100.0	8.3	15.6	15.3	16.7	44.2

資料出所　日本: 総務省統計局(2007)「平成18年労働力調査(詳細結果)」
その他: OECD.Stat Extracts(http://stats.oecd.org/wbos/)2007年12月現在

第4-7表　失業者の定義
Table 4-7: Definitions of unemployment

国・地域	失業者の定義	失業率の定義
日本	労働力調査。調査週において仕事がなく，すぐに就業が可能で，求職活動を行った15歳以上の者。過去の求職活動の結果を待っている者を含む。	失業者数 / 全労働力人口
アメリカ	人口動態調査（CPS）。調査週において仕事がなく，すぐに就業が可能（一時的な病気の場合は除く）で，過去4週間以内に求職活動を行った16歳以上の者。レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	失業者数 / 全労働力人口（軍人を除く）
カナダ	労働力調査。調査週において仕事がなく，すぐに就業が可能で，過去4週間以内に求職活動を行った15歳以上の者。調査週から4週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者及びレイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	失業者数 / 全労働力人口（軍人を除く）
イギリス	労働力調査。調査週において仕事がなく，2週間以内に就業が可能で，過去4週間以内に求職活動を行った16歳以上の者。既に就業先が決まっており，待機中の者を含む。	失業者数 / 全労働力人口（軍人を除く）
ドイツ[1]	小規模国勢調査（Mikrozensus）。仕事への従事が週1時間未満であって，2週間以内に就業が可能で，過去4週間以内に求職活動を行った15歳以上74歳以下の者。	失業者数 / 全労働力人口（軍人を除く）
	（登録失業者）職業安定機関の業務統計。公共職業安定所に求職登録している者の数である。具体的には，仕事への従事が週15時間未満であって，公共職業安定所が紹介する仕事に応じることが可能で，求職活動を行った15歳以上65歳未満の者。	登録失業者数 / 全労働力人口（軍人を除く）
フランス	年次雇用統計（Enquate Annuelle Emploi）。調査中において仕事がなく，2週間以内に就業が可能で，過去1か月以内に求職活動を行った15歳以上の者。	失業者数 / 全労働力人口（軍人を除く）
イタリア	労働力調査。調査週において仕事がなく，2週間以内に就業が可能で，過去4週間以内に求職活動を行った15歳以上の者。	失業者数 / 労働力人口（軍人を除く）
スウェーデン	労働力調査。調査週において就業しておらず，求職の意思があり，かつ求職活動を行っていた16歳以上65歳未満の者。一時的な理由によって求職活動を行えなかった者，過去4週間以内に行った求職活動の結果を待っている者，及び調査週から4週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者を含む。	失業者数 / 全労働力人口
ロシア	調査期間において，働く意思及び能力を有するにもかかわらず，職業についておらず，職業安定所において求職登録を行っており，現に求職中である者。ただし，一時的に就労していない無給／有給家族従業者は，求職の有無を問わず失業者とみなされる。また，フルタイム及びパートタイムの学生，年金受給者，及び禁治産者等無能力者は，求職中で就業意思があっても失業者とみなされる。6か月以上の無給の休暇期間にある者も失業者の範疇に属する。	登録失業者数 / 全労働力人口
中国	（都市部労働力標本調査）。調査週において仕事がなく，すぐに就業が可能で，求職活動を行った16歳以上の都市部在住者。	失業者数 / 全労働力人口（軍人を除く，都市部のみ）
香港	調査時点において仕事がなく，調査時点から遡ること7日以内に就業可能であり，30日以内に求職活動を行った者。	失業者数 / 全労働力人口

国・地域	失業者の定義	失業率の定義
台湾	労働力調査。調査週において週1時間以上の有給雇用又は週15時間以上の無給家事労働に従事しておらず，就業可能であって求職活動を行っているか待機中の者。なおレイオフされている者を含む。	失業者数 / 労働力人口（軍人を除く）
韓国	労働力調査。調査週において仕事がなく，すぐに就業が可能で，求職活動を行った15歳以上の者。過去1月以内に就職先が決まっており待機中の者を含む。	失業者数 / 全労働力人口（軍人を除く）
シンガポール	労働力調査。調査週において仕事がなく，就業が可能で，求職活動を行った15歳以上の者。既に就職先が決まっており待機中の者を含む。	失業者数 / 全労働力人口
マレーシア	労働力調査。調査週において仕事がなく，就業が可能で，調査週に求職活動を行った15歳以上64歳以下の者。一時的な病気又は悪天候で求職活動ができない者，過去の求職活動の結果を待っている者を含む。	失業者数 / 全労働力人口
タイ	労働力調査。調査週において仕事への従事が週1時間未満であって，就業が可能であり，過去30日以内に求職活動を行った15歳以上（2001年から。2000年までは13歳）の者。病気で求職活動ができない者や新しい仕事，又は農繁期に向け待機中の者，レイオフ中の者を含む。	失業者数 / 全労働力人口
フィリピン	労働力調査。調査週において仕事がなく，2週間以内に就業が可能で，求職活動を行った15歳以上の者。一時的な病気又はレイオフ中の者。	失業者数 / 全労働力人口（軍人を除く）
オーストラリア	労働力調査。調査期間中において仕事がなく，すぐに就業が可能で，過去4週間以内に求職活動を行った15歳以上の者。過去4週間以内に仕事が決まり，新しい仕事を始めるために待機中の者を含む。	失業者数 / 全労働力人口（軍人を除く）
ニュージーランド	労働力調査。働く意欲も能力があって職がなく，かつ調査時点から過去4週間に実際に求職活動を行った者。	失業者数 / 全労働力人口
ブラジル	調査の年に仕事がなく，かつ過去2か月間に求職活動を行った者。求職活動を行っている学生を含む（年ベース）。	失業者数 / 全労働力人口
ILO	仕事への従事が週1時間未満であって，2週間以内に就業が可能で，過去4週間以内に求職活動を行なった一定年齢以上の者。	失業者数 / 全労働力人口
EU[2)]	労働力調査。調査週において仕事がなく，2週間以内に就業が可能で，調査以前4週間以内に求職活動をしている15歳以上74歳以下の者。	失業者数 / 全労働力人口

資料出所　厚生労働省（2007）「海外情勢報告2005-2006」
Eurostat（2004）*The European Union Labour Force Survey: Methods and Definitions*
ILO（2004）*Sources and Methods: Labour Statistics vol.3*

（注）全労働力人口は，軍人（日本の場合は自衛隊員）を含む。
1）各国の失業者及び失業率の定義はILO基準に準じているが，ドイツは，それとは別に登録失業者及び登録失業率を公表している。
2）EUは，欧州統計局による定義。

第4-8表　失業保険制度
Table 4-8: Unemployment insurance schemes

	日本	アメリカ	イギリス
制度名	失業給付	連邦・州失業保険(UC)	拠出制求職者給付(JSA)
根拠法	雇用保険法	社会保障法(1935年) 連邦失業税法(1939年) 各州失業保険法	求職者給付法(1995年)
被保険者	全雇用者。65歳以上の者，公務員，船員は適用除外	暦年の各四半期における賃金支払総額が1,500ドル(約16万5千円)以上，又は1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主	原則として18歳以上。年金受給年齢(男性65歳，女性60歳)未満のイギリス居住者(ただし，16歳及び17歳のものについては例外がある)
受給要件	(基本手当) ・離職前2年間に12か月以上被保険者期間があること。但し，特定受給資格者(倒産，解雇等による離職者)については，離職前1年間に6か月で受給資格要件を満たす。 ・公共職業安定所に来所し，求職の申込みを行い，就職しようとする積極的な意思があり，いつでも就職できる能力があるにもかかわらず，本人や公共職業安定所の努力によっても，職業に就くことができない「失業状態」にあること。 ・自己都合による離職の場合には原則3か月間の給付制限がかかる。	州毎に異なるが，一般的には事業主都合で解雇され，求職中の就労可能な失業者である。懲戒解雇者や自発的離職者(セクハラ，本人の病気，配偶者の転勤に伴う転居の理由の場合を除く)は対象とならない。 主な要件は以下の通り。 (1)離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること (2)求職，再就職の能力，意思があること (3)解雇又は就職拒否に関する欠格事由に該当しないこと	(1)職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2)就労を行う能力を有し，求職活動を積極的に行い，かつ直ちに就職し得ること (3)過去2年間のうち1年間，保険料を納付していること (4)パーソナル・アドバイザー[3)]との間で求職者協定を締結し，2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (5)現在フルタイムの教育を受けていないこと
給付水準	離職前賃金の50～80%(低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45～80%)。	州毎に異なるが，概ね課税前所得(平均週給)の50%。	18歳未満：州34.60ポンド(約7千円)，18～24歳：週45.50ポンド(約9千円)，25歳以上：週57.45ポンド(約1万2千円) ※週50ポンド(約1万円)を越える年金を受給している場合には，求職者給付の受給額が減額。
給付期間	年齢，被保険者期間，離職の理由等により，90日～360日 ※受給期間中に，病気，怪我，妊娠，出産，育児等の理由により引き続き30日以上働くことができなくなった場合，その日数に限り，受給期間の延長が可能(最長3年間)。	州毎に異なるが，概ね最長26週 ※失業情勢が一定水準以上悪化し，延長給付プログラムが発動した州では最長39週。	最長182日(26週)

	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度名	失業給付(Arbeitslosengeld)	雇用復帰支援手当(ARE)	失業給付
根拠法	社会法典第3編(SGBⅢ)「雇用促進」(Arbeitsförderderung)	2006年1月1日発効の労働協約	失業保険法及び失業保険基金法(1998年)[3]
被保険者	週15時間以上の労働に従事する65歳未満の者	民間の賃金労働者	任意所得比例保険:失業保険基金加入の20歳以上65歳未満の労働者自営業者
受給要件	(1)職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週15時間未満であること (2)求職活動を行い，職業紹介に応じうる状態であること(ただし，58歳以上の者は求職活動を免除される) (3)離職前2年間において通算12か月以上保険料を納付していること (4)公共職業安定所に失業登録をしていること (5)65歳未満であること ※58歳以上の者の求職活動免除措置は2007年末で廃止予定。	(1)労働に必要な能力があり，実際に職を探していること(なお，57.5歳以上の者は求職活動を免除される) (2)離職前22か月間に6か月以上就労していたこと (3)公共職業安定所(ANPE)に求職を申込み，登録されていること (4)60歳未満で年金の満額受給権を有しない者 (5)季節労働者でないこと (6)正当な理由がなく自己退職(辞職)した者ではないこと (7)「雇用復帰支援計画」(PARE)に同意すること	(1)離職前12か月間に，各月80時間以上で6か月間，各月50時間以上で連続する6か月間に480時間以上就労していた者。 (2)完全あるいは部分的に失業中で，1日3時間・1週17時間以上の労働に必要な能力及び就労意思があり，公共職業安定所で登録し，復職計画の策定に協力し，積極的な求職活動を行っている者。 (3)失業保険基金において12か月以上被保険者であったこと。
給付水準	従前の手取り賃金(法律上の控除額を差し引いた前職の賃金)の67%(扶養する子がない者は60%)。	給付額(日額)は離職前の賃金(月額)及び勤務形態(フルタイム，パートタイム等)に基づいて算定。フルタイム労働者の場合，下記のいずれかとなる。 ・ 離職前賃金(日額)の7.5% ・ 離職前賃金(日額)の40.4% ・ 離職前賃金(日額)の57.4% 日額25.51ユーロ(約3,500円)	当初200日間は従前賃金の80%相当額(日額上限額680クローネ)，その後100日間は従前賃金の70%。
給付期間	55歳未満:6～12か月 55歳以上:6～18か月 被保険者期間の長短は被保険者期間の長さに応じる(2006年2月～)。 ※2006年2月改正前の給付期間は，57歳以上の場合で最長32か月。	50歳未満:7～23か月 50歳以上:7～36か月 57.5歳以上:7～42か月 給付期間の長短は被保険者期間の長さに応じる(2006年1月18日～) ※2006年1月改正により57.5歳以上で，満額年金が受給可能な者について失業給付の期間が最長42か月から36か月に短縮。	最長300日。但し，18歳未満の子供のいる父母は，さらに300日まで追加受給可能。

第4-8表　失業保険制度（続き）

Table 4-8: Unemployment insurance schemes (*cont.*)

	日本	アメリカ	イギリス
財源	給付総額の13.75％を国庫負担，残りが保険料。 保険料は当該労働者の賃金総額の1000分の15.0であり，失業等給付分として1000分の12.0を労使が折半し，残り1000分の3.0を雇用安定事業分として使用者が負担する（平成19年雇用保険法改正による）。	＜保険料(2006年)＞ 事業主が負担する連邦失業税及び州失業税。3つの州を除き，被用者負担はない。 事業主から徴収される連邦失業税は年間支払賃金額の6.2％であるが，一定の条件を満たす場合は5.4ポイント分の控除があるため実際の税率は0.8％。最高56ドル(約6千円)まで。 州失業税率の平均は2.8％(課税対象となる賃金ベース)	＜保険料(2006年)＞ 賃金の23.8％ 被用者：11.0％ 事業主：12.8％ (国家第二年金加入者の国民保険[1)]料) ＜国庫負担＞ 原則なし
管理運営機構	中央…厚生労働省 地方…都道府県労働局，公共職業安定所	連邦労働省が管轄し，各州が制度の管理運営（2005年）。	雇用年金省が管理運営し，実際の給付は同省所管のジョブセンタープラスで受ける。

	ドイツ	フランス	スウェーデン
財源	＜保険料(2006年)＞ 賃金の6.5%(労使折半) ※2007年1月1日より4.2%に引下げ ＜国庫負担＞ 支出が収入及び積立金で賄えないときに限り，不足分を連邦政府が全額負担。2005年の国庫負担率は0.8%[2)]	＜保険料(2006年)＞ 保険料率は総賃金の6.48% 被用者:2.4% 事業主:4.04% ＜国庫負担＞ 政府の補助金あり	労働者の拠出する保険料及び国からの補助金。任意所得比例保険の場合，被保険者は基金により異なる保険料(月69クローネから238クローネ)を拠出。使用者拠出はない。政府は，基礎保険も含め，失業保険給付全体の経費の9割以上を負担。
管理運営機構	連邦労働・社会省が監督し，連邦雇用庁が運営。保険料徴収は疾病金庫が実施。	民間の機関である地域商工業雇用協会及び全国商工業雇用連合が管理運営。	全国に36ある失業保険基金が管理運営を行い，新たに設立された失業保険基金アルファと併せ，労働市場庁が全般的な監督を行う。
備考	失業保険給付の給付終了後なお失業している生活困窮者等に対して，連邦政府が受給費を負担する失業給付II制度がある(参考表参照)。	失業給付の受給期間を満了した長期失業者を対象とした連帯失業手当制度がある(参考表参照)。	失業保険給付は「所得」として課税対象。年金額の算定にも換算される。

資料出所　厚生労働省(2007.3)「2005～2006年海外情勢報告」
日本:厚生労働省及びハローワークホームページ
スウェーデン:厚生労働省(2003.8)「2002～2003年海外情勢報告」，IAF(スウェーデン失業保険局)ホームページ，IAF(2007) *Annual Report 2006*

(注)　1) 国民保険(National Insurance)は，拠出制求職者給付，基礎年金，国家第二年金，就労不能給付(Incapacity Benefit)等を含む単一の社会保険制度である。
2) 連邦雇用庁の"Arbeitsstatistik 2005-Jahreszahlen" Übersicht VI/1によれば，2005年は失業給付を含む雇用促進施策に約527億ユーロが支出され，うち約4億ユーロが国家負担で補填されている。
3) パーソナルアドバイザーは，求職者に対する各種支援を担当するジョブセンター・プラスの職員(個別相談員)。

第4-8表（参考）補足的な失業扶助制度

Reference table 4-8: Supplemental unemployment assistance schemes

	イギリス	ドイツ
制度名	所得調査制求職者給付(Income-based JSA)	失業給付II(Arbeitslosengeld II)
根拠法令	求職者給付法(Jobseekers Act 1995)	社会法典第2編(SGB II)「求職者のための基礎保障(Grundscicherung für arbeitsuchende)」
管理運営主体	雇用年金省が管理運営し，実際の給付は同省所管のジョブセンタープラスで受ける。	連邦雇用庁及び地方自治体
財源	政府の一般財源(全額国庫負担)	連邦政府の一般財源(全額国庫負担。ただし，受給者に対する住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源)
受給対象者	原則として18歳以上年金受給年齢(男性65歳，女性60歳)未満の失業者であるイギリス居住者(ただし，16歳及び17歳のものについては例外があり)。	働くことはできるが仕事がなく生活に困窮している者(大半は失業給付の受給期間が終了した者)
受給要件	(1) 職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2) 就労を行う能力を有し，求職活動を積極的に行い，かつ直ちに就職し得ること (3) パーソナル・アドバイザーとの間で求職者協定を締結し，2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (4) 現在フルタイムの教育を受けていないこと (5) 拠出制求職者給付の受給資格がないこと又は拠出制求職者給付を超える生活費を必要とすること (6) 資産が16,000ポンド(約320万円)以下であること (7) 収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいないこと ※ 60歳から64歳の失業者の場合は，求職活動の義務及び求職者協定の締結義務は免除される。	(1) 15歳以上65歳未満であること (2) 1日3時間以上は就労できる者であること (3) 適当な仕事に就き，資産や収入を利用しても自身の生計を充分に確保できない状態にあること (4) 資産の保有に関しては，現金は対象者及び対象者の配偶者(以下「対象者等」という)それぞれが，年齢1歳ごとに150ユーロ(最低3,100ユーロ(約42万5千円)～最高9,750ユーロ(約133万円))認められる。 また，年金目的の貯蓄については，別途，対象者等の年齢1歳ごとに250ユーロ(最高16,250ユーロ:約222万7千円)認められる。
給付水準	世帯構成に応じた個人手当及び各世帯の事情(障害者，年金受給者がいる等)を要件とした加算金を合わせた適用額から受給者の収入を差し引いた額が給付額となる。また，資産が一定水準以上を越えると給付が減額される。 個人手当 25歳以上の単身者 57.45ポンド(約1万2千円)／週 両者とも18歳以上のカップル 57.45ポンド／週 加算金 年金受給者(カップル) 83.95ポンド(約1万7千円)／週 (2006年4月現在)	給付基準月額(単身者:2007年1月現在)345ユーロ(約4万7千円) なお，対象者が就労した場合，一定の範囲で控除が認められるが，それ以上就労した場合は，給付が減額される。 また，就労可能な家族には，基準月額の80%，就労できない14歳以上の家族には基準月額の80%，14歳未満の児童には基準月額の60%が別途支給される。 ※ 2006年7月から旧東ドイツ地区の単身者の基準月額が331ユーロから345ユーロに引き上げられた。
給付期間	資力調査により低所得であることが確認され，求職者要件を満たしていれば年金支給開始年齢(男性65歳，女性60歳)まで無制限	上限無し(65歳まで受給可能)
給付実績等	約62万人(2005年2月) (拠出制求職者給付)の併給者約1万5千人を含む)	受給者　498万人 支給総額　250億ユーロ(約3兆4千億円) (いずれも2005年実績)
備考		58歳以上の受給者は，求職活動義務を免除されている。 なお，適当な仕事の紹介を拒否した者は，給付の3割が3か月に渡り減額される。

	フランス	スウェーデン
制度名	連帯失業手当(ASS)	基礎保険
根拠法令	労働法典第L.351-10条	失業保険法及び失業保険基本法
管理運営主体	制度管理は国，事業の管理運営は地域商工業雇用協会(Assédic)及び全国商工業雇用連合(Unédic)が行う	失業保険基金アルファ
財源	政府の一般財源(全額国庫負担)	国の一般財源
受給対象者	原則失業給付の受給期間を満了した長期失業者。ただし，50歳以上の失業者は，失業保険給付(雇用復帰支援手当(ARE))の代わりにASSの受給が可能	20歳以上65歳未満の労働者又は自営業者で，失業保険基金に加入していない者，加入期間が12か月に満たない者で就労要件を満たす者又は一定の要件を満たす学生
受給要件	(1) 離職前10年間に5年以上就業していたこと(ただし，子どもを育てるために休業していた場合は，3年を上限として子ども一人につき1年，就業年数の条件を軽減できる) (2) 実際に求職活動を行っていること(ただし，55歳以上の者については免除される) (3) 手当を申請した時点で，一定以上の月収(2006年1月1日現在，単身者997.50ユーロ(約13万7千円)，夫婦1,567.50ユーロ(約21万5千円))がないこと なお，ASSの代わりに最低社会復帰扶助(RMI；Revenu minimum d'insertion)の受給を選択することも可能で，どちらか一方のみ受給することができる。	失業前に週40時間就労していたこと(40時間未満の場合は，給付額減額)
給付水準	月間収入に応じて給付額が決まる。 単身者の場合， 月間収入560ユーロ(約7万7千円)未満で14.25ユーロ(約2千円)(日額)， 月間収入560ユーロ以上997.50ユーロ未満で997.50ユーロと収入の差額(月額)， 月間収入997.50ユーロ以上で給付ゼロ (2006年1月1日現在)	一律日額320クローネ
給付期間	原則6か月(55歳未満の者は2年まで，それ以上の者は制限なく更新可能)	最大300日(その後活動保障プログラムに移行)
給付実績等	受給者　約37万人(2006年11月30日現在) うち50～59歳が全体の約4割，60歳以上が約1割を占める。	
備考	60歳未満で，満額年金拠出期間(原則40年)を終えた失業者は，年金受給開始年齢(60歳)までの間の所得補償手当である年金相当給付(AER)の受給が可能(所得制限あり，基準月額936ユーロ(約12万8千円))。 なお，連帯失業手当(ASS)，年金相当給付(AER)のいずれも受給できない場合，生活保護に相当する最低社会復帰扶助(RMI)の受給が可能。	

資料出所　厚生労働省(2007.3)「2005～2006年海外情勢報告」・同(2004.3)「2002～2003年海外情勢報告」，IAF (2007) *The Swedish Unemployment Insurance Scheme*

(注)　日本，アメリカには補足的失業扶助制度はない。

第4-9表　失業保険給付受給者数

Table 4-9: Number of persons receiving unemployment benefit

（千人/thousands）

国 Country		1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
日本[1]	JPN	482	837	1,029	1,106	1,048	839	682	628	583
アメリカ[2]	USA	2,575	2,639	2,146	3,012	3,624	3,573	2,999	2,709	2,521
UI（州）		2,522	2,572	2,110	2,974	3,585	3,531	2,950	2,663	2,476
初回申請者数（州）		388	357	301	404	407	404	345	328	313
イギリス[3]	GBR	－	－	1,060	936	906	915	806	830	931
拠出制JSA受給者(a)				147	146	160	166	136	145	140
所得調査制JSA受給者(b)				800	679	637	640	576	596	690
(a) & (b)				19	18	19	19	14	14	14
不支給				1,060	936	906	915	806	830	931
ドイツ[4]	DEU	1,232	2,762	3,152	3,202	3,591	3,919	4,047	6,711	6,837
失業保険I		799	1,780	1,695	1,725	1,899	1,914	1,845	1,728	1,445
失業扶助／失業給付II		433	982	1,457	1,477	1,692	2,005	2,202	4,982	5,392
フランス[5]	FRA	1,823	2,247	2,144	2,146	2,376	2,589	2,660	2,575	2,332
各種失業給付受給者		1,361	1,756	1,667	1,707	1,954	2,170	2,231	2,130	1,872
ASS及びAI 受給者		462	491	477	439	422	419	429	444	461

資料出所　日本：厚生労働省(2007)「平成18年度雇用保険事業年報」，国立社会保障・人口問題研究所編(2007)「平成18年版社会保障統計年報」
アメリカ：G.P.O.(2007) *2007 Economic Report of the President*
イギリス：国家統計局(2007) *Annual Abstract of Statistics 2007*
ドイツ：連邦労働社会省(2007) *Statistisches Taschenbuch 2007*
フランス：UNEDIC(全国商工業雇用協会連合)ホームページ "Bénéficiaires en fin de mois" (http://info.assedic.fr/unistatis/)2007年12月現在

(注) 国により，失業保険給付の支給要件，支給機関等が異なるため，失業保険給付受給者数を国際比較する場合は，十分な注意を要する。

1) 年度平均。受給者実人員。一般求職者給付基本手当基本分(短時間分を含む)。
2) 週平均。受給者計には，州失業保険制度，連邦職員失業保険制度(UCFE：1995年以降)，鉄道退職者制度(RP)，退役軍人失業補償(UCX：1958年以降)，連邦・州延長給付(失業が高水準である場合に，最長失業給付期間満了後の失業者に対し支給)が含まれる。連邦補足的給付(FSB：通常失業給付，延長給付受給後の失業者に支給)，特別失業扶助(SUA：農業従事者，家内労働者，市区町村職員，失業保険制度の被保険者ではない者を対象に支給)，連邦補足的失業補償，短期延長失業補償(TEUC)は除く。失業期間1週間以上の労働者のみ対象。内訳の上段は州失業保険受給者計，下段は州失業保険の初回申請者数計。
3) 各年5月。1995年は，北アイルランド地域のみ1996年2月8日。1996年10月より従来の失業給付と所得補助が統合されて「求職者給付(JSA)」となったため，2000年以降は連続しない。JSAには，拠出制JSAと所得調査制JSAとがある。
4) 暦年値。失業給付(失業給付I)受給者と失業扶助(失業給付II)受給者の合計。2005年以降の内訳は上段：失業給付I，下段：失業給付II(ただし，2005年数値は推計値)。
5) 各月末計の年平均。労使の中央協約によって設置・運営されている失業保険制度の失業給付受給者(訓練手当を除く)と，失業保険の受給資格のない失業者等を対象に国が行う連帯制度(ASS:特定連帯手当及びAI：社会参入手当)の受給者計。

第4-10表　雇用調整速度
Table 4-10: Employment adjustment speed

（製造業/Manufacturing）

国 Country		日本[1)] JPN			アメリカ[1)] USA	日本[2)] JPN		
年 Year		1990～1994	1995～1999	2000～2004	2000～2004	1990～1994	1995～1999	2000～2004
lnL(t-1)	β1	0.8406	0.7162	0.6678	0.5371	0.9522	0.8719	0.4329
		(17.12)*	(25.55)*	(13.24)*	(13.56)*	(12.66)*	(20.28)*	(5.88)*
lnY(t)	β2	0.1148	0.1481	0.2763	0.2532	0.0016	0.0566	0.2980
		(8.55)*	(12.86)*	(11.11)*	(12.98)*	(0.07)	(3.41)*	(8.21)*
CG(t)・lnL(t-1)	β3	—	—	—	—	-0.6945	-0.5570	-0.9490
						(-7.72)*	(-8.82)*	(-5.67)*
CG(t)・lnY(t)	β4	—	—	—	—	0.4510	0.3543	0.5933
						(7.79)*	(8.63)*	(5.59)*
雇用調整速度	1-β1	0.1593	0.2837	0.3321	0.4628	0.0477	0.1280	0.5670
	-β3					0.6945	0.5570	0.9490

（非製造業/Non-Manufacturing）

国 Country		日本[1)] JPN			アメリカ[1)] USA	日本[2)] JPN		
年 Year		1990～1994	1995～1999	2000～2004	2000～2004	1990～1994	1995～1999	2000～2004
lnL(t-1)	β1	0.5653	0.6460	0.5883	0.6179	0.6946	0.7797	0.6177
		(13.64)*	(20.48)*	(13.37)*	(11.12)*	(11.76)*	(16.63)*	(10.82)*
lnY(t)	β2	0.1798	0.2125	0.2492	0.1539	0.1013	0.1256	0.1959
		(8.32)*	(10.73)*	(9.42)*	(6.33)*	(3.33)*	(4.59)*	(6.06)*
CG(t)・lnL(t-1)	β3	—	—	—	—	-0.4021	-0.4786	-0.6547
						(-6.31)*	(-7.03)*	(-7.25)*
CG(t)・lnY(t)	β4	—	—	—	—	0.2518	0.2968	0.3964
						(6.30)*	(6.97)*	(7.34)*
雇用調整速度	1-β1	0.4346	0.3539	0.4116	0.3820	0.3053	0.2202	0.3822
	-β3					0.4021	0.4786	0.6547

資料出所　内閣府(2006)「平成18年版経済財政白書」
(注)　1) 雇用者数，売上高・営業収益で推計。
　　2) 雇用者数，売上高・営業収益，負比率で推計。

推計式

部分調整モデルをもとに，企業の財務データを取り入れ，以下の式を用いて推計。

$$\ln L(t) = \alpha + \beta 1 \cdot \ln L(t-1) + \beta 2 \cdot \ln Y(t) + \beta 3 \cdot CG(t) \cdot \ln L(t-1) + \beta 4 \cdot CG(t) \cdot \ln Y(t) + u(t)$$

L(t)　：当期の雇用者数
L(t-1)　：前期の雇用者数
Y(t)　：売上高・営業収益
CG(t)　：財務データ(負債比率：有利子負債/総資産)
(　)はz値，*は1%水準で有意であることを示す。

使用データ

日本：日経NEEDSから，東証一部上場1,126社(製造業：705社，非製造業：421社)のデータを抽出(単独決算)。
アメリカ：オシリスから，1,439社(製造業635社，非製造業804社)のデータを抽出(連結決算)。

第4-11表　解雇法制

Table 4-11: Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal

	個別的解雇	集団的解雇
日本	民法上，期間の定めのない契約の解除は原則として自由。 労働基準法により，以下のとおり定められている。[1)] ・使用者は労働者を解雇しようとする場合，少なくとも30日前にその予告をしなければならない。 ・業務上の負傷・疾病による休業期間とその後の30日間，ならびに女性が産前産後において休業する期間とその後の30日間における解雇は禁じられている。 ・国籍，信条，社会的身分を理由とした解雇，女性であることを理由とした解雇，労働組合員であることや正当な組合活動に従事したことなどを理由とする解雇は禁じられている。 ・「解雇権濫用法理」として，「解雇は，客観的に合理的な理由を欠き，社会通念上相当であると認められない場合は，その権利を濫用したものとして，無効とする。」と法定（2003年改正，2004年1月施行）。合理的理由に基づく解雇とは，(1)労務提供不可能，能力・適格性の欠如，(2)義務違反・規律違反（懲戒解雇），(3)やむを得ない経営上の理由（整理解雇），(4)ユニオン・ショップ協定に基づくものである。	整理解雇については，判例法上，次の基準を満たさなければ，「解雇権の濫用」として違法・無効とされる。 ・人員削減の必要性 ・整理解雇を選択することの必要性（解雇回避努力義務）を尽くしたこと ・被解雇者選定の妥当性 ・手続きの妥当性（労働者又は労働組合との十分な協議）
アメリカ	解雇は原則自由であるが，連邦制定法により以下の解雇は制限されている。 (1)人種・皮膚の色，宗教，性，出身国を理由とする解雇（公民権法第7条），(2)年齢を理由とする解雇（年齢差別禁止法），(3)障害を理由とする解雇（障害を持つアメリカ人法），(4)組合活動や組合加入を理由とする解雇，(5)その他法律上の権利行使や手続の利用に対する報復としての解雇。 また，州によっては，差別禁止事由として以下のような解雇が禁止されている。 (1)性的志向（ホモセクシュアルやレズビアン等）を理由とする解雇，(2)既婚・未婚といった婚姻上の地位を理由とする解雇，(3)過去の逮捕歴を理由とする解雇。 州によっては，以下のような何らかの明確な法規範に示された公的政策に反する解雇に制限を加えている（「パブリック・ポリシー法理」）。 (1)使用者からの違法行為の指示に反した労働者の解雇，(2)適法な内部告発を理由とする解雇，など。また，契約上正当事由がなければ解雇しないと定めている場合の解雇に対しては，契約違反として逸失利益の賠償を求めうる（「契約法理」）。契約当事者間の「誠実・公正義務」として，相手方の期待を破壊するような行為はしてはならず，これに反するような解雇は契約違反として逸失利益の賠償を求めうる（「誠実・公正義務法理」）。なお，モンタナ州においては，唯一，違法解雇を規制する州制定法が定められている。 労働協約で，解雇に対して「正当事由」を求める条項がある場合，この協約の適用を受ける労働者は，不当な解雇がなされた場合，労働協約上の苦情処理手続を通じて救済を求めうる。	解雇は原則自由であるが，大量解雇が行われる場合，使用者は，セニョリティ・ルール（先任権制度）を定めている場合には，そのルールに従って被解雇者を選出する。 労働者調整・再訓練予告法により，大量解雇の実施について手続的規制が定められている。 ・事業所閉鎖又は大量レイオフを予定する一定の要件に該当する使用者（100人以上のフルタイム労働者を使用するか週20時間未満就労するパートタイム労働者を含めて100人以上の労働者を時間外労働を除き週当たり合計4千時間以上使用する使用者）は，交渉代表労働組合かそれがない場合には各労働者，ならびに州及び地方政府の関係機関に，60日以上前にその旨を通知しなければならない。ただし，自然災害等により合理的に予見できない場合は予告義務を課されない。 ・使用者が予告義務に違反した場合，労働者は予告不足日数分の賃金及び諸給付のバックペイを請求できる。

	個別的解雇	集団的解雇
イギリス	1996年雇用権法により，次のような解雇規制が定められている。 ・雇用期間の長さに応じた一定の解雇予告期間 ・解雇事由の開示（勤続年数1年以上の労働者が要求した場合及び妊娠中又は出産休暇中の女性を解雇する場合） また，被用者は使用者に不公正に解雇されない権利を有する。特に，以下の事由による解雇は当然に不公正解雇とされる。 (1)労働組合への加入の有無，(2)労働組合活動への参加，(3)妊娠及び出産，(4)安全衛生問題に関する権利等を主張したこと，(5)法定の権利を主張したこと，(6)一定の条件下で日曜勤務を拒否したこと，(7)業務譲渡に関すること（経済的・技術的等の理由がある場合を除く），(8)従業員代表としての行動，(9)企業年金の管財人としての任務の遂行又は提案など。 不公正解雇について雇用審判所へ救済申立てを行うことができる。雇用審判所は，不公正解雇と認められる場合には(1)職場復帰又は再雇用の命令，(2)補償金といった救済を与える。	1992年労働組合・労働関係法及び1996年雇用権法により，一定規模以上の経済的解雇については，労働組合との協議，貿易産業大臣への通知といった一定の要件が課されている。 ・被用者に対しては，雇用期間の長さに応じた一定の解雇予告期間が必要。また，勤続2年以上の被用者は，予告期間終了前に求職又は職業訓練の受講のための有給のタイムオフが与えられる。 ・被用者には使用者から，年齢，勤続年数，週給額に応じた剰員整理手当が支払われる。
ドイツ	民法典第134条は，法の一般原則による解雇無効の可能性並びに性差別禁止及び母性保護等の個別規定による解雇無効の可能性を認めているが，これ以外は，期間の定めのない契約について労働者及び使用者側からの一方的な解約を認めている。 1969年に制定された解雇制限法（2003年改正）は，次の解雇は，社会的に正当な理由がない解雇として無効としている。 (1)労働者の一身に基づく理由がない場合，(2)労働者の行動に基づく理由がない場合，(3)緊急の経営上の必要性に基づかない場合，(4)事業所委員会の合意なしに労働者を解雇した場合，(5)労働者を同一の事業所又は同一企業の別の事業所で雇用を継続することが可能な場合等。 また，個別の労働法令により次のような解雇制限がある。 (1)事業所委員会委員及び職員委員会委員の解雇（在職中及び終了後1年間）（事業所組織法，職員代表法），(2)6か月以上雇用が継続されている重度障害者の解雇（中央福祉事務所の同意が必要）（重度障害者法），(3)妊娠中及び出産後4週間以内の女性労働者の解雇（母性保護法），(4)法定の育児休暇を取得中の労働者（連邦育児手当法），(5)兵役についている労働者の解雇及びその前後に兵役を利用としたその労働者の解雇（職場保護法），(6)訓練期間中の労働者の解雇（職業訓練法）	経済的理由による解雇について解雇制限法による規制がある。 ・一定以上の規模の事業所が一定以上の人数の解雇を行おうとする場合（労働者数が21～59人の事業所で6人以上の解雇を行う場合等），使用者は公共職業安定所に届け出なければならない。 労働者が経済的不利益を被る場合，それを緩和するために，従業員代表委員会と使用者との間で，被解雇者選出基準，退職金，解雇保障金等について定める社会計画を策定しなければならない。

第4-11表　解雇法制（続き）

Table 4-11: Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal (*cont.*)

	個別的解雇	集団的解雇
フランス	1973年法等により解雇が規制されている。次の事由による解雇は無効である。 ・妊娠中と産前産後休業中の解雇 ・労働に起因する傷病期間及び再訓練期間中の解雇 ・出身・性・家族状況 ・民族・人種・政治的意見 ・労働組合権の通常の行使 ・宗教的信条 また，解雇には真実かつ重大な理由が必要であり，これが存在しないときは，労働裁判所によって不当解雇とされ，補償金の支払いが必要となる。真実かつ重大な理由とは(1)労働契約の履行，労働者自身，その能力，企業組織に関連したものであり，(2)事実に基づいて証明でき(3)契約の継続を不可能ならしめるほど重大な理由をいう。 個別的解雇には，(1)事前面談への召還，(2)事前面談，(3)解雇通知の送付，(4)解雇予告期間の遵守，(5)解雇手当の支払いといった手続が必要。	経済的理由による解雇については，「真実かつ重大な理由」が必要であり，次のような特別な手続が必要。 ＜個人（1人）解雇の場合＞ （2人以上の解雇の場合も共通） ・解雇される予定の労働者に対する呼出と面談 ・労働者に対する書面による解雇予告（一定の待機期間がある。） ・労働者に対する一定期間の再雇用優先権の付与 ・行政官庁への解雇実施計画の届出・通知 ＜2人以上10人未満の解雇＞ ・企業委員会（ない場合には従業員代表委員）に対する情報提供と協議 ＜10人以上の解雇＞ ・企業委員会（ない場合には従業員代表委員）への情報提供と少なくとも2回以上の協議。企業委員会は企業の費用負担により会計鑑定人の補佐を受けることができる。 ・50人以上の労働者を雇用する企業が，30日以内に10人以上の労働者を解雇する場合には，使用者による再配置計画等を盛り込んだ「雇用保護計画」の作成が義務づけられる。行政官庁は，計画を審査し，補充・変更の提案等を行うことができる。 ・企業，国，商工業雇用協会の三者による職業転換協定(職業訓練の提供，手当の支給を内容とするもの)を締結しなければならない。 このほか，1,000人以上の労働者を雇用する企業等は，解雇対象者に，最大9か月間，労働契約を維持しながら職業訓練や休職活動をするための「再配置休暇」を付与しなければならない。この対象とならない企業は，解雇対象者に，職業能力評価票の作成と再就職支援の諸措置を提案しなければならない。

資料出所　厚生労働省海外情報室作成資料，厚生労働省「改正労働基準法の概要」，日本労働研究機構「労働政策レポートvolume.2 解雇法制」，「諸外国における解雇のルールと紛争解決の実態」，荒木尚志/山川隆一/労働政策研究・研修機構「諸外国の労働契約法制」により労働政策研究・研修機構作成。

（注）　1)　2007年12月現在。解雇権濫用法理に関する規定は，労働契約法（2007年12月5日公布，施行日未定）の施行後は，同法で規定されることになる。

＜コラム2＞　失業率の国際比較

失業率とは，失業者数／労働力人口×100で算定される指標である。労働力人口とは就業者数と失業者数とを合計した人数であり，失業率を求めるためには就業者と失業者が何を指すかを明らかにする必要がある。これらの定義についてILOは，1982年開催の国際統計家会議において，現在使われているILO基準の定義を決議している。ILO基準によると，就業者とは，特定の短い期間に「有給就業者」又は「自営就業者」である一定年齢以上のすべての者と定義されている。また，失業者は，特定の短い期間に①「仕事を持たず」②「現在就業が可能であり」③「仕事を探していた」一定年齢以上のすべての者とされている。

この決議以降，各国においてILO基準に沿ったかたちで就学・不就業などの把握方法の見直しが行われた他，国際機関が各国の失業率をILO基準に調整して公表するなど国際比較のための環境は整備されつつある。もっとも，ILO基準に準拠している失業率とはいっても，各国の実情に合わせて定義そのものにかなりの柔軟性があるため，公表している国や機関によって厳密な定義は異なっている。

アメリカでは，労働省労働統計局のCurrent Population Surveyが失業率の把握を行っており，各国の失業率をアメリカの基準に合わせた数値も公表している（表1)。

日本では，総務省統計局の労働力調査で失業率が毎月公表されている。従来，失業の周辺情報を詳細に調べていた労働力調査特別調査が2002年1月から労働力調査に統合され，四半期，各年ベースで詳細結果が公表されている。（＜コラム3＞ 日米の失業者の定義の違い(p.165)」参照）

EUでは，各国が独自に公表している失業率の他に，EurostatがILO基準の失業率を毎月公表している。1983年よりEUは，EU各国で行われている労働力調査等をベースとして，国際比較が可能な調査を行っている。1998年のCouncil Regulationが現在の調査枠組みを定め，その後，2000年のCommission Regulationが調査事項に関する詳細を定め，これらに基づき調査を行っている。ただし，調査は四半期あるいは各年ベースに実施することとされているなど，国の事情によって実施状況に差がある。

Eurostatの定義による失業者とは，特定の期間に，①「仕事を持たず」②「2週間以内に就業が可能で」③「過去4週間に何か仕事を探していた」15歳から74歳までの者であり，日本，アメリカの定義とは異なっている。

Eurostatにおける失業率の推計手順をみてみよう。まず，労働力調査から当該月の就業者数と失業者数が推計される。労働力調査を年1回ベースでのみ行っているフランスやドイツなどの失業者数については，公共職業安定所等への失業者の登録データが活用さ

れるが，労働力調査の失業者の定義とは異なるため，公共職業安定所等への失業者の登録の増減状況が労働力調査の失業者数の増減に反映されるように推計される。就業者数についても，労働力調査の結果から推計される。次に，失業者数及び就業者数が，各国ごとに4つの区分（25歳未満の男性・女性，25歳以上の男性・女性）で計算される。その後これらの系列はそれぞれ季節調整され，各国の数値とEUの合計が計算される。こうした推計方法をとっているため，各国の労働力調査の最新結果が利用可能となった際に，公表されていた失業率の値が過去に遡り改定されることがある。

このように雇用問題が大きな関心を集めるなか，失業率の国際比較には様々な取組みがなされていることが分かる。しかしながら，失業率の水準そのものの的確な比較は極めて難しい作業であり，国際比較にあたっては，目的に応じて水準のみならず失業率の動きや性・年齢別などの失業の構造など様々な面からの分析が必要であろう。

参考文献：総務省(2007)「平成18年労働力調査年報（詳細結果）」
BLS *Monthly Labor Review*
EU *Official Journal of European Communities*
Eurostat *Euro-Indicators news release*
European social statistics -Labour force survey results

表1　アメリカ労働省統計局（BLS）によるアメリカの定義で調整した失業率

（%）

国/Country		1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
日本	JPN	2.1	3.2	4.8	5.1	5.4	5.3	4.8	4.5	4.2
アメリカ[1]	USA	5.6	5.6	4.0	4.7	5.8	6.0	5.5	5.1	4.6
カナダ	CAN	7.7	8.7	6.1	6.5	7.0	6.9	6.4	6.0	5.5
イギリス	GBR	7.1	8.7	5.5	5.1	5.2	5.0	4.8	4.8	5.5
ドイツ[2]	DEU	5.0	8.2	7.8	7.9	8.6	9.3	10.3	11.2	10.3
フランス	FRA	8.6	11.3	9.1	8.4	8.8	9.5	9.7	9.9	9.2
イタリア	ITA	7.0	11.3	10.2	9.2	8.7	8.5	8.1	7.8	6.8
オランダ	NLD	7.6	7.1	2.9	2.8	3.2	4.4	5.1	5.2	4.5
スウェーデン	SWE	1.8	9.1	5.8	5.0	5.1	5.8	6.6	7.7	7.0
オーストラリア[1]	AUS	6.7	8.2	6.3	6.8	6.4	6.1	5.5	5.1	4.9

資料出所　Bureau of Labor Statistics ホームページ（http://www.bls.gov/）2007年7月現在，"Comparative Civilian Labor Force Statistics, Ten Countries, 1960-2006"

（注）　1）自国失業率もアメリカ定義で公表しているため，ほぼ変わらず。
　　2）1990年は旧西ドイツ地域。

＜コラム3＞　日米の失業者の定義の違い

失業者の定義については，日米ともにILOの基準に従い，①仕事をもたず，②現在就業可能であり，③仕事を探していた――との3要件を満たす者とされているが，求職活動期間や家族従業者の取り扱いにおいて下表のとおり若干の違いがある。

また，レイオフ（一時休業）の扱いについて，アメリカではレイオフされた後に復職を待っている者は求職活動の有無を問わず失業者に含めるが，日本の一時休業の場合は，雇用関係が一般に継続しているため，就業者に含めている。

日・米失業者の定義の相違

	求職活動期間		求職活動の結果を待っている	家族従業者(就業時間)		就業内定者
	過去1週間	過去2～4週		週15時間未満	週15時間以上	
日本	失業者	非労働力人口	失業者	就業者	就業者	非労働力人口
アメリカ	失業者	失業者	非労働力人口	非労働力人口	就業者	非労働力人口

注）求職活動の結果を待っている場合（アメリカ）や，就業内定の場合でも，求職活動を行っていれば失業者にカウントされる。

日本定義からアメリカ定義への修正については，おおむね以下の①から③の修正を行うことになる。

① 過去2～4週間に求職活動を行った者　：非労働力人口→失業者
② 求職活動の結果を待っている者
　イ 過去2～4週間に求職活動を行った者　：変更なし
　ロ 過去1か月以内に求職活動を行っていない者　：失業者→非労働力人口
③ 家族従業者のうち，週15時間未満の就業者　：就業者→非労働力人口

2006年について総務省「労働力調査年報詳細結果」を活用して，上記①～③の修正を行い，日本定義の失業者数等をアメリカ定義に変更すると，以下のようになる。

（日本定義）

失業者数：275万人，労働力人口：6,657万人，完全失業率：4.1％

（注：上記の数字は，全て2006年の原数値。）

① に該当する者（非労働力人口のうち過去1か月に求職活動があり，仕事にすぐ就ける者。ただし，「家事・育児のため仕事があっても続けられそうにない」者を除く）→25万人

② のロに該当する者（完全失業者のうち，過去１か月以内に求職活動を行っていない者）→66万人

③ に該当する者（家族従業者のうち，1週間の就業時間が15時間未満の者）→33万人

（アメリカ定義への修正）

失業者数 ：	234万人	（＝275＋25－66）
労働力人口：	6,583万人	（＝6,657－66－33）
完全失業率：	3.6％	（＝(234÷6,583)×100）

資料出所　厚生労働省(2002)「平成14年版労働経済白書」，総務省(2007)「平成18年労働力調査年報（基本集計，詳細結果）」

5. 賃金・労働費用

Wages and Labour Costs

5-1　時間当たり賃金（製造業、試算）

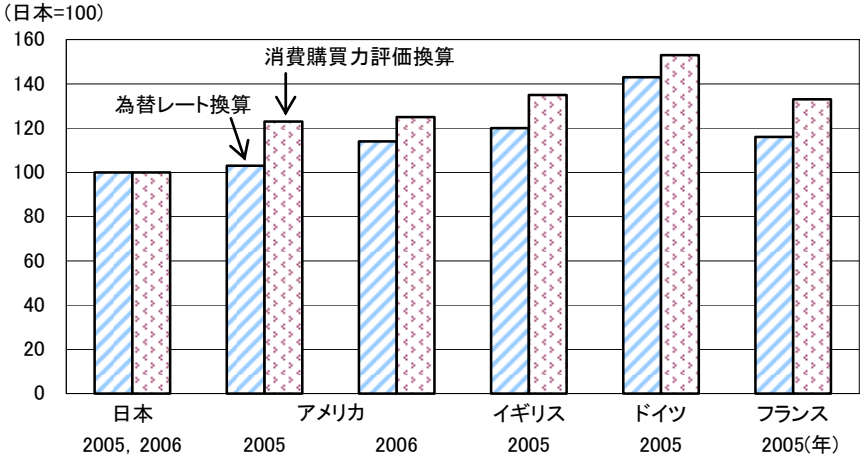

▸▸グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第5-1表　時間当たり賃金（製造業、試算）」(p.173)を参照。

賃金の国際比較を行う場合いくつか注意しなければならないことがある。まず，対象となる事業所の規模や産業，対象労働者が国によって異なっている場合がある。また国によって賃金の定義が違うことや，時間当たり賃金を比較する場合には労働時間の定義についても調整を行う必要が出てくる。さらにこれらについて調整ができたとしても，比較するために換算するレートとして為替レートを使うことは，相場変動の影響を受けることやそれぞれの国の労働者の生活実態（物価水準）を考慮していないという問題がある。

ここでは製造業の全労働者（日本はパートを含む常用労働者）について，実労働時間当たりの現金給与総額を為替レートと購買力平価とで比較した（資料出所及び推計計算方法については第5-1表参照）。なお，事業所規模については日本は5人以上，アメリカは全規模，欧州については10人以上という違いがある。

為替レートによる比較では円安その他の影響もあり日本の時間当たりの賃金は5か国中最も低い水準となった。購買力平価による比較でも各国を下回っており，商品やサービスの購買力という意味での時間当たりの賃金も国際的にみて低い水準となっている。

5-2　労働費用（製造業、試算：為替レート換算）

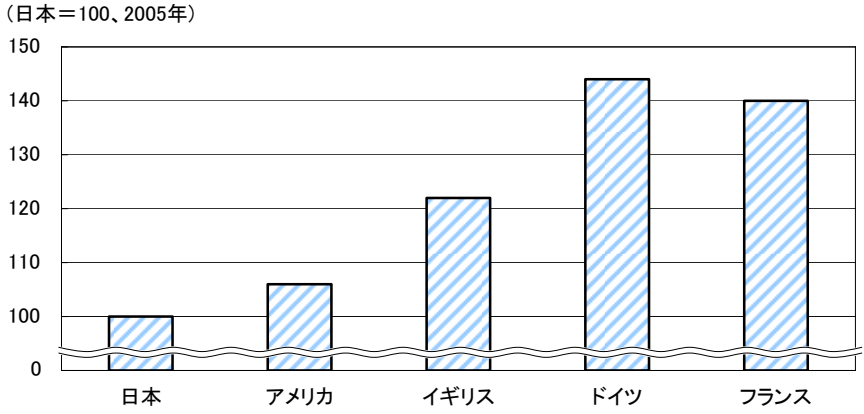

▶▶グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第5-6表　労働費用（製造業、試算：為替レート換算）」(p.178)を参照。

労働費用についても賃金の場合と同様，対象の産業や職種等に注意する必要がある。ここでは賃金と同様に，製造業の全労働者について実労働時間当たりの労働費用の比較を行った。我が国の労働費用は，1985年以降傾向的に高まり，2000年には5か国中最も高かったが，2005年をみると為替レート他の影響もあり，5か国中で最も低い水準となっている。

5-3　年齢階級別賃金格差（製造業）

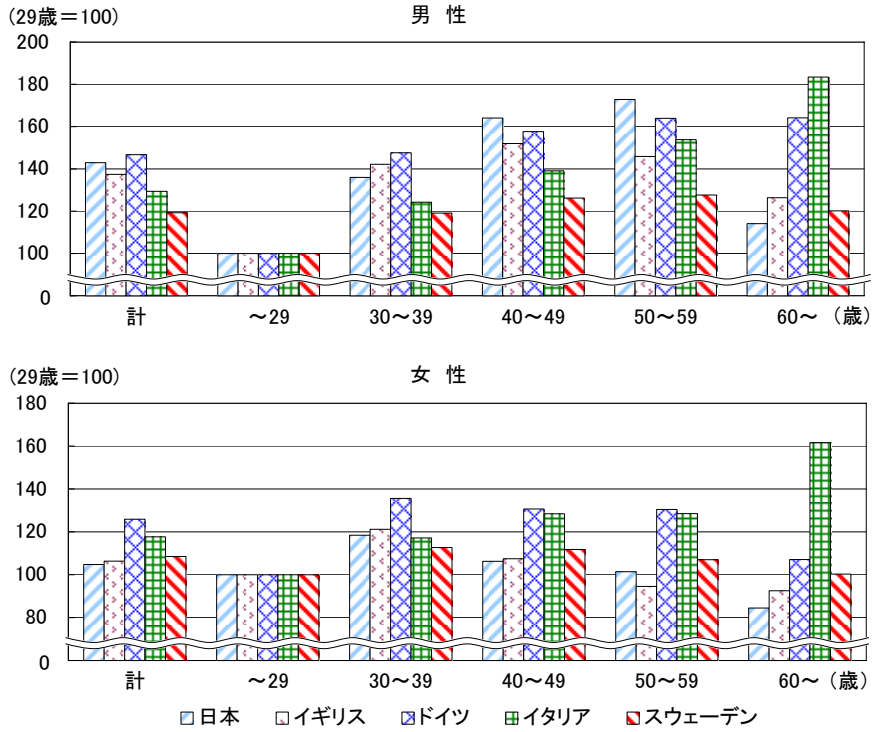

▶▶グラフの具体的数値及び資料出所については，「第5-12表　年齢階級別賃金格差（製造業、2002年）」(p.182)を参照。

上のグラフは日本，イギリス，ドイツ，イタリア，スウェーデンについて，29歳以下の賃金を100としたときの年齢階級別賃金指数（格差）を示したものである。

まず男性についてみると，日本では，年齢階級が高くなるにつれて格差が広がり，50～59歳で最大約1.7倍となるが，60歳以上になると縮小する。日本以外の国々では，29歳以下賃金との最大格差を持つ年齢階級層は，イギリスでは40～49歳層（1.5倍），ドイツでは50～59歳及び60歳以上層（1.6倍），イタリアでは60歳以上層（1.8倍），スウェーデンでは50～59歳層（1.3倍）となっている。他方，女性の場合は，男性に比べて年齢階級間の賃金格差は概して小さい。

これらの数値を理解するためには，年齢階層別の労働力率もあわせてみる必要がある。とりわけ，EU諸国において高齢者の労働力率が低いことに注意すべきである。

5-4　勤続年数別賃金格差（製造業、2002年）

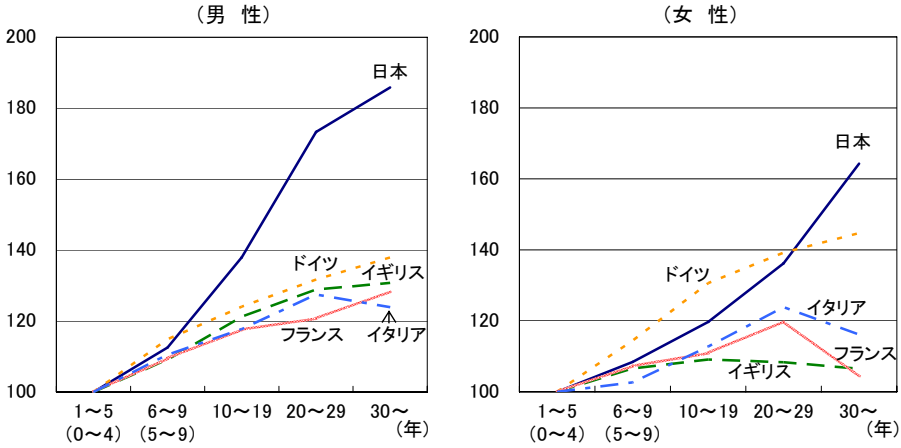

▶▶グラフの具体的数値及び資料出所については，「第5-13表　勤続年数別賃金格差（製造業、2002年）」(p.183)を参照。

上のグラフは日本，イギリス，ドイツ，フランス，イタリアについて，勤続年数1～5年（日本については0～4年）の賃金を100としたときの勤続年数別賃金指数（格差）を示したものである。

まず男性についてみると，日本については勤続年数が長くなるにつれ，勤続年数別賃金指数が上昇し，勤続年数20～29年までその成長スピードも増す。特に勤続年数30年以上では勤続年数0～4年の1.8倍超に達する。その他の国々については，ドイツでは勤続30年以上で約1.4倍，イギリス，フランスでは勤続年数30年以上で約1.3倍，イタリアでは勤続年数20～29年で約1.3倍となる。一方，女性の場合は，男性に比べて勤続年数間の賃金格差は概して小さくなっている（ドイツは女性の方が男性より大きくなっている）。

第5-1表　時間当たり賃金（製造業、試算）
Table 5-1: Hourly wages, manufacturing（preliminary calculation）

年 Year	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ[3)] DEU	フランス[4)] FRA
賃金/Wages	(円/Yen)	(ドル/Dollar)	(ポンド/Pound)	(マルク/Mark)	(フラン/Franc)
1990	1,821	13.82	7.38	31.92	82.45
1995	2,176	16.06	9.22	38.06	96.62
				(ユーロ/Euro)	(ユーロ/Euro)
2000	2,266	18.79	11.55	21.85	16.22
2001	2,276	19.60	12.14	22.54	17.11
2002	2,238	20.23	12.65	23.09	17.76
2003	2,248	20.63	12.82	23.74	18.23
2004	2,289	20.75	13.12	23.54	19.50
2005	2,303	21.58	13.73	24.03	19.43
2006	2,314	22.59			
日本を100とした場合の格差/Wage gap: JPN = 100					
（為替レート換算/Exchange rate conversion）					
1990	100	110	105	157	120
1995	100	69	63	115	84
2000	100	89	83	96	71
2001	100	105	93	108	82
2002	100	113	106	122	94
2003	100	106	108	138	106
2004	100	98	114	138	114
2005	100	103	120	143	116
2006	100	114			
（消費購買力平価換算/PPP Conversion）					
2005	100	123	135	153	133
2006	100	125			
換算為替レート Exchange rates for conversion		(ドル/円) (Dollar/Yen) 110.22	(ポンド/円) (Pound/Yen) 200.64	(ユーロ/円) (Euro/Yen) 137.07	(ユーロ/円) (Euro/Yen) 137.07
（対各国通貨）[5)]		(116.30)			

資料出所　厚生労働省(2006)「平成18年毎月勤労統計調査」
Bureau of Labour Statistics *"Employer Costs for Employee Compensation"*, *"Hourly Compensation in Manufacturing, National Currency Basis, 1950-1995 (Index: 1992 = 100)"*
Eurostat Databases "Labour Costs"(http://epp.eurostat.ec.europa.eu/)
OECD(2007) *National Accounts 2007, vol.1*, OECD(2004) *Purchasing Power Parities and Real Expenditures: 2002 Benchmark Year*, *Labour Market Statistics*, OECD(2007.1) *Economic Outlook 2007*, OECD(2007) *Main Economic Indicators*
IMF(2006) *International Financial Statistics 2006*

(注)　1) 消費購買力平価はOECDの2002年の消費購買力平価をもとに，消費者物価上昇率で延長推計した。
2) 各国の推計方法は以下のとおり。
日本：厚生労働省「毎月勤労統計調査」の5人以上雇用事業所の常用労働者について，月間の現金給与総額を実労働時間で除した。
米国：Employer Costs for Employee Compensationの製造業全労働者について，wages and salaries, paid leave 及び supplemental payを合計した。なお，2002年以降は，第1四半期のデータである。
欧州："Labour Costs"の10人以上規模製造業全労働者の実労働時間当たり賃金(total wages and salaries)。ただし，該当数値の掲載がない年は，labour costs annual dataの製造業における時間当たりの労働費用と賃金の労働費用比率から算出した製造業労働者の賃金の伸び率を用いて，実労働時間当たり賃金を算出した。
3) 1990年は西ドイツ地域，1995年まではマルク，2000年以降はユーロによる表示。
4) 1995年まではフラン，2000年以降はユーロによる表示。
5) 2005年の対各国通貨円レート。(　)内は，2006年の対ドル円レート。

第5-2表　賃金（製造業）
Table 5-2: Wages, manufacturing

（男女計/Total）

国・地域 Country or region			1990 年/Year	1995	2000	2002	2003	2004	2005	2006	注[1]
日本[2] （円/月）	Yen/month	JPN	352,020	390,600	406,707	401,469	410,817	419,768	419,656	425,059	E
（円/日）	Yen/day		17,006	19,727	20,645	20,483	20,854	21,200	21,411	21,577	
（円/時間）	Yen/hour		1,993	2,383	2,469	2,451	2,481	2,503	2,516	2,532	
アメリカ[3]	US$/h	USA	10.83	12.37	14.37	15.30	15.74	16.15	16.56		E w
カナダ[4]	CA$/h	CAN	14.19	16.62	18.25	19.16	19.73	20.24	20.61		E w
イギリス[5]	Pound/h	GBR	6.05	7.85	9.86	11.08	11.40	—	—		E e
ドイツ[6]	Euro/h	DEU	20.07	25.48	27.78	14.72	15.09	15.40	15.60	15.74	E w
フランス[7]	Euro/h	FRA	45.46	52.78	10.20	11.50	12.00	12.30	12.56		E e
イタリア[8]	(Dec.1995=100)	ITA	100.0	128.7	113.1	104.2	106.9	110.0	113.0	116.7	R e
スウェーデン[9]	Krona/h	SWE	87.3	107.0	111.3	118.2	122.0	126.1	129.9	133.8	E w
ロシア[10]	Ruble/m	RUS	—	—	2,365	4,439	5,603	6,849	—		E e
中国	Yuan/m	CHN	172	431	729	917	1,041	1,169	1,313	1,497	E e
香港	HK$/d	HKG	179.5	278.0	335.4	326.1	322.2	324.3	279.0		R w
韓国[11]	1,000 Won/m	KOR	591	1,124	1,601	1,907	2,074	2,280	2,458		E e
シンガポール[12]	SG$/m	SGP	1,395	2,157	3,036	3,154	3,265	3,350	3,495	3,618	E e
タイ[13]	Baht/m	THA	3,357	4,994	5,839	6,795	6,432	6,129	—		R e
フィリピン[14]	Peso/d	PHL	4,108	6,654	7,300	234.3	237.7	236.7	252.8	275.3	R e
インド[15]	Rupee/m	IND	988	1,211	1,281	—	—	—	—		E w
オーストラリア[16]	AU$/h	AUS	12.89	15.59	18.16	20.45	—	22.77	—		E e
ニュージーランド[17]	NZ$/h	NZL	13.31	14.78	16.99	18.00	18.82	19.29	19.58		E e
ブラジル[18]	Real/m	BRA	26,076	631	763	902	—	—	—		E e

（男性/Male）

国・地域 Country or region			1990 年/Year	1995	2000	2002	2003	2004	2005	2006	注[1]
日本[2] （円/月）	Yen/month	JPN	436,135	475,620	491,697	479,723	487,417	490,121	488,997	493,438	E
（円/日）	Yen/day		—	—	—	—	—	—	—	—	
（円/時間）	Yen/hour		2,366	2,796	2,870	2,819	2,834	2,827	2,835	2,842	
アメリカ[3]	US$/h	USA	—	—	—	—	—	—	—		E w
カナダ[4]	CA$/h	CAN	—	—	—	—	—	—	—		E w
イギリス[5]	Pound/h	GBR	6.54	8.42	10.40	11.61	11.91	-	—		E e
ドイツ[6]	Euro/h	DEU	21.29	26.77	29.10	15.37	15.74	16.04	16.24	16.37	E w
フランス[7]	Euro/h	FRA	48.38	55.79	10.60	12.00	12.40	12.80	13.01		E e
イタリア[8]	(Dec.2000=100)	ITA	—	—	—	—	—	—	—		R e
スウェーデン[9]	Krona/h	SWE	89.5	109.1	113.3	120.2	124.1	128.4	132.2	136.1	E w
ロシア[10]	Ruble/m	RUS	—	—	—	—	—	—	—		E e
中国	Yuan/m	CHN	—	—	—	—	—	—			E e
香港	HK$/d	HKG	224.5	357.7	428.8	419.2	406.1	380.4	282.4		R w
韓国[11]	1,000 Won/m	KOR	724	1,315	1,826	2,177	2,370	2,600	2,799		E e
シンガポール[12]	SG$/m	SGP	1,798	2,644	3,653	3,762	3,881	3,969	4,111		E e
タイ[13]	Baht/m	THA	—	6,234	6,612	7,449	7,345	—	—		R e
フィリピン[14]	Peso/d	PHL	—	7,529	—	244.4	249.3	239.8	258.8	277.6	R e
インド[15]	Rupee/m	IND	—	—	—	—	—	—	—		E w
オーストラリア[16]	AU$/h	AUS	13.45	16.07	19.13	20.82	—	23.40	—		E e
ニュージーランド[17]	NZ$/h	NZL	14.28	15.71	17.85	18.90	19.81	20.24	20.54		E e
ブラジル[18]	Real/m	BRA	29,850	712	854	1,010	—	—	—		E e

（女性/Female）

国・地域 Country or region			1990 年/Year	1995	2000	2002	2003	2004	2005	2006	注[1]
日本[2]	（円/月） Yen/month	JPN	180,253	205,726	212,515	208,452	214,646	225,593	224,533	229,071	E
	（円/日） Yen/day		—	—	—	—	—	—	—	—	
	（円/時間） Yen/hour		1,122	1,367	1,421	1,410	1,436	1,484	1,489	1,507	
アメリカ[3]	US$/h	USA	—	—	—	—	—	—	—		E w
カナダ[4]	CA$/h	CAN	—	—	—	—	—	—	—		E w
イギリス[5]	Pound/h	GBR	4.45	5.96	7.86	9.06	9.40	-	—		E e
ドイツ[6]	Euro/h	DEU	15.48	19.73	21.39	11.37	11.64	11.89	12.02	12.10	E w
フランス[7]	Euro/h	FRA	38.17	44.31	8.70	10.00	10.30	10.70	10.99		E e
イタリア[8]	(Dec.2000=100)	ITA	—	—	—	—	—	—	—		R e
スウェーデン[9]	Krona/h	SWE	79.5	98.2	103.4	109.4	112.9	116.8	119.9	124.1	E w
ロシア[10]	Ruble/m	RUS	—	—	—	—	—	—	—		E e
中国	Yuan/m	CHN	—	—	—	—	—	—			E e
香港	HK$/d	HKG	155.8	233.5	278.1	268.2	262.7	280.0	273.8		R w
韓国[11]	1,000 Won/m	KOR	364	711	1,056	1,211	1,320	1,420	1,556		E e
シンガポール[12]	SG$/m	SGP	983	1,541	2,181	2,283	2,374	2,442	2,563		E e
タイ[13]	Baht/m	THA	—	4,250	5,052	6,144	5,539	—	—		R e
フィリピン[14]	Peso/d	PHL	—	5,592	—	220.3	221.2	232.1	244.6	272.2	R e
インド[15]	Rupee/m	IND	—	—	—	—	—	—	—		E w
オーストラリア[16]	AU$/h	AUS	11.09	13.67	16.80	18.45	—	19.91	—		E e
ニュージーランド[17]	NZ$/h	NZL	10.63	12.20	14.47	15.34	15.94	16.55	16.84		E e
ブラジル[18]	Real/m	BRA	15,990	405	524	619	—	—	—		E e

資料出所　ILO LABORSTA（http://laborsta.ilo.org/）2007年9月現在
厚生労働省（2007）「平成18年毎月勤労統計調査」

（注）
1）E＝実収賃金，R＝賃金率。e＝雇用者（賃金労働者及び俸給雇用者），w＝賃金労働者（現場または生産労働者）。俸給雇用とは，事務・管理・技術・専門職労働者。
2）毎月勤労統計調査の30人以上雇用事業所の常用労働者。賞与等の特別に支払われた賃金を含む，労働時間は総実労働時間。
3）民間部門の全産業（農林水産・兵隊・自営を除く）。
4）時間給の雇用者。残業を含む。
5）毎年4月の数値，北アイルランドを除く，成人フルタイム労働者の賃金率。
6）1995年以前は旧西ドイツ地域，使用者が直接支払う家族手当を含む。2000年以前はマルク単位。1ユーロ＝1.95583マルク。
7）毎年10月の数値，1998年以後調査対象変更。1998年以前の単位はフラン／時間。1ユーロ＝6.55957フラン。
8）1995年12月を100とした指数，2000年以降は2000年12月を100とした指数。
9）1997年以前は各年第2四半期成人の数値。1998～2000年は各年9～10月。休暇手当，疾病休暇中の手当て，残業手当を除く。ただし，1996年以前は，休暇手当，疾病休暇中の手当及び現物給与の評価額を含む。1993年以降産業分類変更。
10）1997年以降新ルーブル。1新ルーブル＝1,000旧ルーブル。
11）単位1,000。家族手当及び現物給与の評価額を含む。正規従業員10人以上の事業所。1993年以降産業分類変更。
12）1998年に統計手法の変更。2006年に産業分類変更。
13）毎年3月の数値，国営企業を除く（1995年以降），所定労働時間に対する賃金率。
14）10人以上規模企業，年間給与に基づき算出（1997年以前）。20人以上規模企業対象（1998年以降）。2000年以前は一か月当たり賃金，ボーナスを含まない。2001年以降は一日当たりの賃金。
15）対象労働者の範囲の変更により変動がある。
16）フルタイム非管理職，毎年5月の数値，1994年及び1996年以降産業分類変更。
17）フルタイム従業員0.5人以上（相当）規模企業（2000年以降），フルタイム従業員2人以上（相当）規模企業（1990年～1998年），1994年以降産業分類変更。
18）毎年12月の数値。1994年以前はクルゼイロ。1レアル＝約2,750×1,000クルゼイロ。

第5-3表　産業別賃金（2005年）

Table 5-3: Wages by economic activity, 2005

国・地域 Country or region		非農林漁業部門 All sectors excluding agriculture, forestry and fishing	製造業 Manufacturing	鉱業及び採石業 Mining and quarrying	建設業 Construction	運輸、倉庫、通信業 Transport, storage and communication	注[1]
日本[2]	JPN	380,438	419,656	479,117	439,553	368,143	E
アメリカ[3]	USA	15.68	16.56	19.05	19.46	—	E w
カナダ[4]	CAN	18.09	20.63	27.74	22.43	20.16	E w
イギリス[5]	GBR	13.15	12.51	15.14	12.21	11.85	E e
ドイツ[6]	DEU	—	15.60	14.76	13.90	—	E w
フランス[7]	FRA	16.15	16.77	16.74	14.62	14.95	E e
スウェーデン[8]	SWE	124.7	129.9	151.1	137.4	124.3	E w
ロシア[9]	RUS	8,550	8,504	19,954	8,869	11,436	E e
中国[10]	CHN	1,530	1,313	1,719	1,195	1,779	E e
香港[11]	HKG	370.0	279.0	—	705.3	503.7	R w
韓国[12]	KOR	2,525	2,458	2,537	2,374	2,121	E e
シンガポール[13]	SGP	3,444	3,495	—	2,513	3,610	E e
タイ[14]	THA	7,979	6,407	7,936	4,863	9,844	R e
フィリピン[15]	PHL	276.92	252.77	226.36	244.88	295.52	R e
インド[16]	IND	—	1,731.8	—	—	—	E w
オーストラリア[17]	AUS	25.65	25.36	34.98	24.33	26.80	E e
ニュージーランド[18]	NZL	20.55	19.58	27.01	18.38	20.08	E e
ブラジル[19]	BRA	905.8	901.9	1,517.5	637.2	924.3	E e

資料出所　日本:厚生労働省(2007)「平成18年毎月勤労統計調査」
その他:ILO(2007) *Yearbook of Labour Statistics*, ILO LABORSTA(http://laborsta.ilo.org/)
2007年9月現在
単位は第5-2表(p.174)に同じ。

(注)
1) E＝実収賃金, R＝賃金率。e＝雇用者(賃金労働者及び俸給雇用者), w＝賃金労働者(現場又は生産労働者)。俸給雇用者とは, 事務・管理・技術・専門職労働者。
2) 事業所規模30人以上の常用労働者。民間部門。現金給与総額の平均月額。
3) 非農林漁業部門は2004年の値。
4) 時間給の労働者。時間外手当を含む。
5) 時間外手当を含む。
6) 常用雇用者。単位はユーロ。1ユーロ＝1.95583マルク。時間当たり賃金。
7) 経営者, 中間管理職を含む。
8) 2006年9月の数値。休暇手当, 疾病休業手当及びその他手当を含まない。非農林漁業部門は全産業計の数値。
9) 非農林漁業部門は全産業計の数値。
10) 鉱業及び採石業は鉱業のみ, 公営企業を対象。
11) 非農林漁業部門は鉱業及び採石業, 建設業を除いた数値。運輸, 倉庫, 通信業は倉庫, 通信業を除いた数値。
12) 単位1,000, 家族手当及び現物給与の評価額を含む。10人以上規模企業の常用雇用者。
13) 非農林漁業部門は全産業計の値。運輸, 倉庫, 通信業は2005年の値。
14) 非農林漁業部門は全産業計の値。
15) 2006年1月の数値。
16) 月当たり実収賃金。2004年の数値。
17) フルタイム非管理職。2006年3月の数値。
18) 2005年2月の数値。フルタイム常用雇用者。非農林漁業部門の集計は自営及び在外企業の値を含まない。また, 公的企業及び教育部門を完全には含まない。
19) 2002年12月の数値。

第5-4表　時間当たり実収賃金の対前年上昇率（製造業）

Table 5-4: Annual growth rates for hourly earnings, percentage change from previous year, manufacturing

（%）

国・地域 Country or region		1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
日本[1]	JPN	2.1	3.6	3.0	0.9	−0.1	2.8	1.7	1.2	1.0
アメリカ	USA	3.0	2.2	3.3	3.1	3.7	3.1	2.8	2.9	1.8
カナダ	CAN	3.8	1.3	2.5	1.9	3.0	3.2	2.8	2.1	0.5
イギリス	GBR	5.2	3.4	4.4	4.3	3.7	3.9	4.1	4.2	6.2
ドイツ[2]	DEU	3.3	3.2	2.6	1.5	1.7	2.5	2.2	1.1	1.0
フランス	FRA	3.3	2.1	4.5	4.5	3.6	2.9	3.0	3.3	3.3
イタリア	ITA	4.6	2.6	2.0	1.9	2.8	2.7	3.1	3.0	3.8
スウェーデン	SWE	5.2	4.2	3.3	2.9	3.6	3.1	2.9	3.4	3.5
香港[3]	HKG	14.3	4.3	0.2	2.1	−4.8	−1.2	0.7	−14.0	
台湾[4]	TWN	13.3	5.7	3.2	−1.3	−0.1	2.6	2.6	2.8	1.3
韓国[4]	KOR	—	6.3	7.9	6.4	12.7	10.4	13.0	11.1	8.5
シンガポール[4]	SGP	12.2	8.1	8.3	2.7	1.2	3.5	2.6	4.3	3.5
オーストラリア	AUS	4.1	5.1	1.7	2.2	9.4	8.7	5.0	3.6	5.4
ニュージーランド	NZL	4.6	2.1	2.8	3.1	3.8	3.1	3.0	3.9	5.2

資料出所　日本：厚生労働省（2007）「平成18年毎月勤労統計調査」
香港，シンガポール：ILO LABORSTA（http://laborsta.ilo.org/）2007年10月現在
台湾：台湾行政経済建設委員会（2007）*Taiwan Statistical Data Book 2007*
その他：OECD.Stat Extracts "Hourly Earnings (Main Economic Indicators)"
（http://stats.oecd.org/wbos/）2007年10月現在

（注）　1）月当たり現金給与総額，事業所規模30人以上。
2）1990年は旧西ドイツ地域。
3）一日当りの平均賃金額をもとに計算。
4）平均賃金月額をもとに計算。

第5-5表　フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準（女性）

Table 5-5: Earnings gap between full-time and part-time workers, female

国 Country		%	（年/Year）
日本	JPN	69.7	(2006)
アメリカ	USA	62.5	(1996)
イギリス	GBR	73.7	(2003)
ドイツ	DEU	87.5	(1995)
スウェーデン	SWE	92.3	(1995)

資料出所　日本：厚生労働省（2007.6）「平成18年賃金構造基本統計調査」
イギリス：National Statistics，*2006 Annual Survey of Hours and Earnings*，*New Earnings Survey*
その他：内閣府（2003）「平成15年版男女共同参画白書」

（注）　賃金格差はパートタイム・時間当たり賃金のフルタイム・時間当たり賃金（所定内給与）に対する割合。

第5-6表　労働費用（製造業、試算：為替レート換算）

Table 5-6: Labour costs, manufacturing (preliminary calculation: exchange rate conversion)

年 Year	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ[4)] DEU	フランス FRA
労働費用 Labour costs					
1990	100	110	95	161	140
1995	100	71	60	122	99
2000	100	87	80	97	82
2001	100	100	89	107	92
2002	100	107	100	119	104
2003	100	104	105	137	120
2004	100	99	114	141	134
2005	100	106	122	144	140
うち現金給与 Cash wages					
1990	100	110	105	157	120
1995	100	69	63	115	84
2000	100	89	83	96	71
2001	100	105	93	108	82
2002	100	113	106	122	94
2003	100	106	108	138	106
2004	100	98	114	138	114
2005	100	103	120	143	116
2006	100	114	－	－	－

資料出所　総務省統計局(2006)「平成18年労働力調査」, 厚生労働省(2006)「平成18年毎月勤労統計調査」, 同(2006)「平成18年就労条件総合調査」
Bureau of Labour Statistics, *Employer Costs for Employee Compensation*, *Hourly Compensation in Manufacturing, National Currency Basis, 1950-1995(Index:1992＝100)*
Eurostat Database "Labour Costs"
OECD(2007) *National Accounts*, *Labour Market Statistics*
IMF(2006) *International Financial Statistics 2006*

(注)　1) 対象となる事業所規模はアメリカは全規模, EU諸国は10人以上規模, 日本は5人以上規模(推計値)である。
2) アメリカの1985年の数値は延長推計等による推計値である。また, 2002年以降は, 第1四半期のデータである。
3) 各国の推計方法は以下のとおり。
日本: 就労条件総合調査(ただし1995年以前は賃金労働時間制度等総合調査)の製造業の実労働時間当たり労働費用をもとに, 製造業の実労働時間当たり名目雇用者報酬との比率で延長推計。
米国: Employer Costs for Employee Compensationの製造業全労働者についての実労働時間当たり労働費用。
欧州: Labour Costsの製造業の実労働時間当たり労働費用を使用して延長推計。
4) ドイツの1990年の値は, 旧西ドイツ地域である。

第5-7表　単位労働費用の対前年上昇率

Table 5-7: Annual growth rates for unit labour costs, percentage change from previous year

（%）

国 Country		1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
日本[1]	JPN	−13.1	−0.8	2.2	−8.2	−4.9	−5.5	−1.0	−6.4	−8.2
アメリカ	USA	−0.1	−4.5	5.0	1.4	−3.5	−6.3	−8.5	−2.8	−3.2
カナダ	CAN	2.1	2.8	−4.4	1.0	2.0	15.8	12.9	9.4	14.7
イギリス	GBR	1.5	−4.5	2.6	−2.6	2.8	−3.6	5.8	3.8	4.3
ドイツ	DEU	3.2	9.9	−6.5	−1.3	2.3	4.3	−0.6	−6.2	−3.3
フランス	FRA	4.9	1.4	−4.8	−1.2	1.6	3.1	0.8	−1.8	0.9
イタリア	ITA	7.7	−8.1	−4.0	2.7	5.2	11.6	7.5	3.5	2.6
スウェーデン	SWE	3.8	−2.3	0.3	−4.5	−2.1	3.3	−4.2	−5.7	−2.4
韓国	KOR	−0.5	13.5	6.4	−7.3	4.4	−0.3	1.8	9.3	2.6
オーストラリア	AUS	0.4	4.7	−6.7	−7.5	5.2	14.3	12.9	8.5	1.1

資料出所　OECD（2007.6）*Economic Outlook No.81*
（注）　1）公共部門を除いた商業部門における従業員一人当たり報酬の対前年伸び率。

第5-8表　労働費用費目別構成（製造業）

Table 5-8: Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing

（%）

費　目	Item	国 Country （年/Year）	日本 JPN (2006)	アメリカ USA (2006)	イギリス GBR (2004)	ドイツ DEU (2004)	フランス FRA (2004)
労働費用計	Total labour costs		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
賃金計	Total wages and salaries		79.8	77.7	75.0	75.3	63.4
うち賃金、俸給	Wages and salaries including apprentices		(62.4)	(69.9)	(68.0)	(65.5)	(59.2)
不就業給	Payments for days not worked (excluding apprentices)		(17.4)	(7.8)	(7.0)	(9.8)	(4.2)
その他の労働費用計	Other labour costs		20.2	22.3	25.0	24.4	36.3
うち法定福利費	Statutory social security contributions		(10.3)	(8.4)	(6.1)	(15.3)	(25.1)
法定外福利費[3]	Non-statutory social contributions		(2.4)	(9.8)	(14.0)	(7.7)	(4.6)
退職金等の費用	Payments to employees savings and retirement schemes		(6.8)	(4.1)	(1.2)	(0.5)	(3.1)
現物給与	Wages and salaries in kind (excluding apprentices)		(0.2)	—	(1.5)	(0.7)	(0.2)
職業訓練費	Vocational training costs		(0.3)	—	(2.2)	(0.5)	(1.7)
募集費	Recruitment costs		(0.1)	—	—	—	—
その他	Other expenditure		(0.1)	—	(0.0)	(0.3)	(2.2)

資料出所　日本：厚生労働省（2007）「平成18年版就労条件総合調査」
アメリカ：Bureau of Labor Statistics（2007.3）*Employer Costs for Employee Compensation*
欧州：Eurostat（2007.5）*Labour Costs Survey 2004*
（注）　1）日本は企業規模計，アメリカは1人以上，EUは10人以上の全労働者。
2）（ ）内は内数。
3）アメリカはInsuranceの計。イギリス，ドイツ，フランスは見習の福利費を含む。

第5-9表　生産労働者の時間当たり労働費用[1)]（製造業）
Table 5-9: Hourly labour costs for production workers, manufacturing

（アメリカ/USA＝100）

国・地域 Country or region		1985年/Year	1990	1995	2000	2002	2003	2004	2005
日本	JPN	49	85	137	112	87	91	96	92
アメリカ	USA	100	100	100	100	100	100	100	100
カナダ	CAN	88	110	96	84	78	88	95	101
イギリス	GBR	49	85	80	86	86	96	109	109
ドイツ	DEU	—	—	175	115	114	134	142	140
フランス	FRA	59	104	112	79	80	95	105	104
イタリア	ITA	60	117	91	70	69	82	90	89
オランダ	NLD	69	121	140	98	104	124	135	135
ベルギー	BEL	65	121	149	102	102	120	132	130
ルクセンブルク	LUX	59	108	137	89	88	104	116	117
デンマーク	DNK	64	124	147	111	114	136	151	150
スウェーデン	SWE	76	140	126	103	95	113	125	121
オーストリア[2)]	AUT	60	121	147	97	97	115	125	124
ノルウェー	NOR	82	147	145	115	131	147	160	166
ポルトガル	PRT	12	24	30	23	24	28	31	31
スペイン	ESP	36	76	74	54	56	68	75	75
フィンランド[3)]	FIN	65	143	142	99	102	122	134	135
アイルランド	IRL	47	79	80	65	72	86	96	96
スイス	CHE	75	139	168	107	111	125	132	129
香港[4)]	HKG	14	22	28	28	27	25	24	24
台湾	TWN	12	26	35	32	26	26	26	27
韓国	KOR	10	25	42	42	41	44	49	57
シンガポール	SGP	20	25	44	37	31	32	32	32
スリランカ	LKA	2	2	3	2	2	2	2	—
オーストラリア	AUS	64	88	89	73	72	89	102	105
ニュージーランド	NZL	36	57	60	43	43	53	60	63
イスラエル	ISR	29	52	55	58	52	52	53	53
メキシコ	MEX	12	11	10	11	12	11	11	11

資料出所　U.S.Bureau of Labor Statistics ホームページ（http://www.bls.gov/news.release/ichcc.toc.htm）2007年10月現在

（注）　1）労働費用の金額を各年の為替レートで米ドルに換算し，アメリカを100とするように基準化したもの。
　　2）手工業は含まない。
　　3）鉱業，電力業を含む。
　　4）一部の製造業の平均値。

第5-10表　男女間賃金・勤続年数格差

Table 5-10: Gender wage and job tenure gap

国 Country		賃金格差[1] Wage gap (男/male=100)	勤続年数[2] Job tenure 男 Male	女 Female	格差 Tenure gap (男/male=100)
		(%)	(年/Year)	(年/Year)	(%)
日本[3]	JPN	65.9	13.5	8.8	65.2
アメリカ	USA	80.8	7.9	6.8	86.1
イギリス	GBR	82.6	9.7	7.9	82.1
ドイツ[4]	DEU	74.0	11.8	10.2	86.4
スウェーデン	SWE	88.4	10.8	11.1	103.0
韓国	KOR	62.6	6.8	4.3	63.2

資料出所　日本:厚生労働省(2007.6)「平成18年賃金構造基本統計調査」
アメリカ:Bureau of Labor Statistics ホームページ "The Current Population Survey" 2007年8月現在
その他:ILO(2007) *Yearbook of Labour Statistics 2006*, OECD.Stat Extracts (http://stats.oecd.org/wbos/)2007年8月現在

(注)　全産業の賃金額。労働者の範囲は国により異なる場合がある。
1)　日本とアメリカは2006年, イギリスは2003年, その他の国は2005年。
2)　日本は2006年, アメリカは1996年, 韓国は1998年, その他の国は2006年。
3)　一般労働者の1か月当たり所定内給与額。
4)　製造業。

第5-11表　フルタイム雇用者の中位所得における男女賃金格差

Table 5-11: Gender wage gap in median earnings of full-time employees

(%)

国 Country		1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004
日本	JPN	40.6	37.1	33.9	33.9	32.5	32.0	
アメリカ	USA	28.5	24.6	24.5	24.1	22.4	21.6	
カナダ	CAN	—	—	24.0	24.4	24.0	22.5	22.6
イギリス	GBR	31.2	26.6	24.0	23.1	22.1	20.0	
ドイツ	DEU	27.2	23.5	23.0	25.1	24.1		
フランス	FRA	15.3	10.3	10.8	11.8	11.7		
イタリア[1]	ITA	19.5	17.1	16.7				
オランダ[1]	NLD	25.0	23.1	21.7				
ベルギー	BEL	—	—	8.8	7.7	6.8	9.3	
デンマーク	DNK	—	—	14.7	14.5	13.7	12.3	12.3
スウェーデン	SWE	19.6	19.0	15.5	16.6	15.9	14.9	14.8
フィンランド	FIN	22.9	22.4	20.4	21.2	20.4	20.1	
韓国	KOR	—	43.1	40.7	—	39.8		
オーストラリア	AUS	18.2	14.5	17.2	14.3	15.0	13.0	14.4

資料出所　OECD(2007) *Society at a Glance: OECD Social Indicators, 2006 Edition*

(注)　男女平均賃金の格差を男性平均賃金で除した数値(平均はメジアン)。
1)　イタリアの2000年は1996年の値, オランダの2000年は1999年の値。

第5-12表　年齢階級別賃金格差（製造業、2002年）
Table 5-12: Wage gap by age group, manufacturing, 2002

計/Total　（～29歳/years old＝100）

国 Country		性別 Sex		計 Total	～29 years old	30～39	40～49	50～59	60～
日本	JPN	男性	Male	143.0	100.0	136.0	164.0	172.8	114.1
		女性	Female	104.8	100.0	118.4	106.3	101.4	84.5
イギリス	GBR	男性	Male	137.4	100.0	142.2	152.1	145.9	126.4
		女性	Female	106.3	100.0	121.2	107.5	94.5	92.6
ドイツ	DEU	男性	Male	146.7	100.0	147.6	157.6	163.9	164.1
		女性	Female	125.9	100.0	135.6	130.7	130.5	107.1
イタリア	ITA	男性	Male	129.4	100.0	124.3	139.1	153.8	183.4
		女性	Female	117.7	100.0	117.2	128.5	128.5	161.6
スウェーデン	SWE	男性	Male	119.3	100.0	119.2	126.3	127.7	120.2
		女性	Female	108.5	100.0	112.7	111.8	107.0	100.3

生産労働者/Production workers　（～29歳/years old＝100）

国 Country		性別 Sex		計 Total	～29 years old	30～39	40～49	50～59	60～
日本	JPN	男性	Male	131.2	100.0	129.7	150.4	154.8	101.9
		女性	Female	98.9	100.0	107.0	98.1	97.7	83.0

管理・事務・技術労働者/Administrative, managerial, clerical, and technical workers　（～29歳/years old＝100）

国 Country		性別 Sex		計 Total	～29 years old	30～39	40～49	50～59	60～
日本	JPN	男性	Male	153.6	100.0	138.4	172.2	189.5	135.5
		女性	Female	115.7	100.0	124.1	128.3	128.4	108.5

資料出所　日本:厚生労働省(2002)「平成14年賃金構造基本統計調査」
その他:EU(2005.11) *Structure of Earnings Statistics 2002*
(注)　日本の賃金はきまって支給する現金給与額, EU各国は月間平均収入額(＝monthly earnings)。

第5-13表　勤続年数別賃金格差（製造業、2002年）
Table 5-13: Wage gap by length of service, manufacturing, 2002

（勤続年数1～5年(日本は0～4年)の賃金＝100）
(Wages for 1-5 (JPN: 0-4) years of service ＝ 100)

計/Total

国 Country		性別 Sex		1～5 (0～4)	6～9 (5～9)	10～19	20～29	年/Year 30～
日本	JPN	男性	Male	100.0	112.6	138.0	173.3	185.9
		女性	Female	100.0	108.5	119.7	136.2	164.3
イギリス	GBR	男性	Male	100.0	109.2	121.2	128.9	130.7
		女性	Female	100.0	106.6	109.1	108.4	106.5
ドイツ	DEU	男性	Male	100.0	114.8	124.1	131.7	137.9
		女性	Female	100.0	114.4	130.6	139.2	144.7
フランス	FRA	男性	Male	100.0	109.5	117.6	120.7	128.3
		女性	Female	100.0	107.3	110.9	119.8	104.2
イタリア	ITA	男性	Male	100.0	110.5	117.7	127.5	123.9
		女性	Female	100.0	102.7	112.8	123.9	116.1

生産労働者/Production workers

国 Country		性別 Sex		1～5 (0～4)	6～9 (5～9)	10～19	20～29	年/Year 30～
日本	JPN	男性	Male	100.0	113.5	133.2	161.0	177.1
		女性	Female	100.0	107.9	117.1	130.3	160.9

管理・事務・技術労働者/Administrative, managerial, clerical, and technical workers

国 Country		性別 Sex		1～5 (0～4)	6～9 (5～9)	10～19	20～29	年/Year 30～
日本	JPN	男性	Male	100.0	110.0	135.7	172.1	182.9
		女性	Female	100.0	110.0	124.9	149.1	170.4

資料出所　日本:厚生労働省(2002)「平成14年賃金構造基本統計調査」
その他:EU(2005.11) *Structure of Earnings Statistics 2002*
(注)　( )内は日本。日本は月間所定内給与額、EU各国は月間総収入についての数値。
なおEU資料の2002版には，生産労働者／管理・事務労働者の各数値がないため，本年は合計数のみを掲載。

第5-14表　規模間賃金格差（全産業、2002年）

Table 5-14: Wage gap by establishment size, all industries, 2002

（1,000人以上＝100）(over 1,000 people ＝ 100)

国 Country		1～9人	10～49 (5～29)	50～249 (30～99)	250～499 (100～499)	500～999	1,000～
日本	JPN	－	54.2	63.0	76.3	88.9	100.0
(製造業/manufacturing)		(－)	(50.1)	(56.4)	(75.0)	(91.4)	(100.0)
アメリカ	USA	56.6	59.5	70.7	78.7	86.5	100.0
(製造業/manufacturing)		(64.4)	(66.9)	(70.8)	(73.0)	(78.6)	(100.0)
イギリス	GBR	89.4	95.5	104.0	108.0	107.1	100.0
ドイツ	DEU	64.6	73.0	81.0	88.0	90.9	100.0
フランス	FRA	－	81.6	85.7	92.2	96.1	100.0
イタリア	ITA	－	76.9	91.5	99.9	102.8	100.0
スウェーデン	SWE	－	93.8	96.0	100.9	102.5	100.0

資料出所　日本:厚生労働省(2003)「平成15年毎月勤労統計調査」
アメリカ:U.S. Census Bureau(2005) *2002 Economic Census*
その他:EU(2005.11) *Structure of Earnings Statistics 2002*

(注)　1) 規模区分は日本とアメリカは事業所規模で，EUは企業規模。( )内は日本の規模区分。
2) 日本は現金給与総額(total cash earnings)，EU各国は月間平均賃金総額(mean monthly earnings)，アメリカは年間給与総額(annual payroll)を雇用者数で除したものから指数を作成。
3) 日本の全産業は，調査産業計の値。アメリカの全産業の値は，入手可能な産業の数値を集計して作成。日本，アメリカともに農林水産業は含まない。

第5-15表　所得のジニ係数

Table 5-15: Income Gini coefficient

国 Country		(年) (Year)	ジニ係数 Gini coefficient
日本	JPN	(2005)	0.323
アメリカ	USA	(2000)	0.368
イギリス	GBR	(1999)	0.343
ドイツ	DEU	(2000)	0.333
フランス	FRA	(2000)	0.278
スウェーデン	SWE	(2000)	0.252

資料出所　日本:厚生労働省(2007)「平成17年所得再分配調査報告書」
その他:Luxembourg Income Study (2007) *Income Inequality Measures*

(注)　日本は等価再分配所得のジニ係数，日本以外は等価可処分所得のジニ係数を示す。

第5-16表　五分位階級所得割合[1)]

Table 5-16: Income share by quintiles

（%）

国・地域 Country		（年）（Year）	第1十分位 Lowest 10%	第1五分位 Lowest 20%	第2五分位 Second 20%	第3五分位 Third 20%	第4五分位 Fourth 20%	第5五分位 Highest 20%	第10十分位 Highest 10%	ジニ係数[2)] Gini index
日本	JPN	(2005)	1.5	4.6	10.3	16.3	24.1	44.7	27.1	38.7
日本	JPN	(1993)	4.8	10.6	14.2	17.6	22.0	35.7	21.7	24.9
アメリカ	USA	(2000)	1.9	5.4	10.7	15.7	22.4	45.8	29.9	40.8
カナダ	CAN	(2000)	2.6	7.2	12.7	17.2	23.0	39.9	24.8	32.6
イギリス	GBR	(1999)	2.1	6.1	11.4	16.0	22.5	44.0	28.5	36.0
ドイツ	DEU	(2000)	3.2	8.5	13.7	17.8	23.1	36.9	22.1	28.3
フランス	FRA	(1995)	2.8	7.2	12.6	17.2	22.8	40.2	25.1	32.7
イタリア	ITA	(2000)	2.3	6.5	12.0	16.8	22.8	42.0	26.8	36.0
ロシア[3)]	RUS	(2002)	2.4	6.1	10.5	14.9	21.8	46.6	30.6	39.9
スウェーデン	SWE	(2000)	3.6	9.1	14.0	17.6	22.7	36.6	22.2	25.0
中国[3)]	CHN	(2004)	1.6	4.3	8.5	13.7	21.7	51.9	34.9	46.9
韓国	KOR	(1998)	2.9	7.9	13.6	18.0	23.1	37.5	22.5	31.6
オーストラリア	AUS	(1994)	2.0	5.9	12.0	17.2	23.6	41.3	25.4	35.2

資料出所　World Bank(2007) *World Development Indicators 2007*
日本:厚生労働省(2007.5)「平成18年国民生活基礎調査」, 厚生労働省(2007.8)「平成17年所得再分配調査」

(注)　1) 五分位階級所得割合とは, 各家計の所得を少ない順から並べて人口で5等分したときの, それぞれの階級の所得の和の全体の所得に対する割合である。なお, 本表では, 五分位階級に加えて, 第1十分位, 第10十分位階級割合も表示している。
2) ジニ係数とは, 所得分配の不平等度を表す指標である。ジニ係数が0であれば完全に平等であり, 100であれば完全に不平等になる。
3) ロシアは消費に対する割合。

第5-17表　相対的貧困率[1)]

Table 5-17: Relative poverty rates among the entire population

(%)

国 Country		(年) (Year)	
日本	JPN	(2000)	15.3
		(1994-2000)	1.6
アメリカ	USA	(2001)	16.9
		(1995-2000)	0.4
カナダ	CAN	(2000)	10.3
		(1995-2000)	0.8
イギリス	GBR	(2001)	10.7
		(1995-2000)	0.5
ドイツ	DEU	(2002)	10.8
		(1994-2001)	0.6
フランス	FRA	(2000)	7.0
		(1994-2000)	-0.4
イタリア	ITA	(2001)	13.7
		(1995-2000)	-1.3
スウェーデン	SWE	(2001)	4.6
		(1995-2000)	1.6
オーストラリア	AUS	(1999)	11.2
		(1994-1999)	1.9

資料出所　OECD(2006) *Employment Outlook 2006*

(注)　1) 相対的貧困率とは，所得の分布における中央値の50%に満たない人々の割合である。

2) 下段は前年比で単位は%ポイントである。

第5-18表　最低賃金制度

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms

	日本[1)]		アメリカ	
			連邦最低賃金	州別最低賃金
根拠規定	最低賃金法(1959)		公正労働基準法(1938)	各州法
決定方式	審議会方式	労働協約拡張方式	決定方式	決定方式，審議会方式の併用等
	厚生労働大臣又は都道府県労働局長が，一定の事業，職業又は地域について必要があると認めるときに，最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定。	一定の地域内の同種の労働者及び使用者の大部分に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合で，労働協約の締結当事者である労働組合又は使用者の全部の合意があったときに，厚生労働大臣又は都道府県労働局長が最低賃金審議会に諮問の上，当該協約に基づき同種の労働者及び使用者の全部に適用する最低賃金として決定。	連邦最低賃金は公正労働基準法で直接額を規定。一定期間毎に見直す等の定めはない。州最低賃金は州法によるものと審議会が決定するものがある。	
設定方式	・地域別(都道府県別) ・産業別(都道府県かつ産業別)	地域・業種別	全国一律	州内一律
最低賃金額(2006年)	＜地域別＞ 673円／時間(加重平均) ＜産業別＞ 766円／時間(加重平均)	868円／時間(加重平均)	5.85ドル／時間 (2007年7月24日～) 6.55ドル／時間 (2008年7月24日～) 7.25ドル／時間 (2009年7月24日～)	2.00ドル／時間 ～7.63ドル／時間 ※2007年以降 2.65ドル／時間 ～8.07ドル／時間
適用対象	特に限定なし	一定の地域内の業種	年商50万ドル以上の企業あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等	州によっては，小規模の小売業・サービス業等を適用除外

第5-18表　最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (*cont.*)

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC	労働協約拡張方式
根拠規定	最低賃金法(1998)	労働協約法(1949)	労働法典(1950改正)	労働法典
決定方式	審議会方式	労働協約拡張方式	審議会方式	労働協約拡張方式
	最低賃金額は使用者団体，労働組合，独立機関の各代表で構成される最低賃金委員会の勧告を踏まえて決定され，最低賃金法施行規則に定められる。	協約当事者の交渉による。	〈定時改定方式〉 消費者物価上昇率とブルーカラー実質賃金上昇率の半分を加味した引き上げ案をもとに，全国団体交渉委員会の賃金給与小委員会の意見を参考にして毎年7月1日付けで金額を改定。 〈物価スライド方式〉 消費者物価指数が前回の金額改定の水準より2%以上上昇した場合，指数の上昇分だけ金額を改定。	協約当事者の交渉による。
設定方式	全国一律	地域・業種別	全国一律	地域・業種別
最低賃金額(2006年)	［一般(22歳以上)］ 5.52ポンド／時間 (2007年10月～)	各労働協約による	8.44ユーロ／時間 (2007年7月1日～)	各労働協約による
適用対象	特に限定なし	一定の地域内の業種	特に限定なし	一定の地域内の業種

	日本[1)]	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
適用除外又は減額措置の対象となる労働者	[適用除外] ・精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者 ・使用期間中の者 ・認定職業訓練を受ける者のうち一定の者 ・所定労働時間の特に短い者，軽易な業務に従事する者，等 以下については都道府県労働局長の許可を受けることにより適用除外 (1)精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者 (2)試用期間中の者 (3)職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を受ける者のうちの一定の者 (4)所定労働時間の特に短い者 (5)軽易な業務に従事する者 (6)断続的労働に従事する者	[適用除外] ・管理職，専門職等 ・小規模従業者等 [減額措置] ・20歳未満の労働者(雇い始めから90日間) ・障害者 ・チップを得る従業員 ・学生 20歳未満の者については最初の90日間は4.25ドル(時間)。チップ収入のある者については，使用者が支払うべき最低賃金は2.13ドル(但しチップと合わせた収入が連邦最低賃金額に満たない場合にはその差額を保障しなければならない)	州法により異なる。
影響率等	1.4%(2005年)	時間給で就業する被用者の2.2%(2006年末)	
罰則等	1万円以下の罰金(最低賃金以上の賃金支払義務違反の場合)	10,000ドル以下罰金若しくは6か月以下禁固刑又はその両方。 1,000ドル以下の行政上の制裁金	州法により異なる。
ILO条約批准状況	第26号条約(1971批准) 第131号条約(1971批准)	第26号条約，第131号条約ともに批准せず。	
労働協約	あり	なし	

第5-18表　最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (*cont.*)

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC	労働協約拡張方式
適用除外又は減額措置の対象となる労働者	［適用除外］ ・自営業者 ・徒弟労働者・学生の一部 ・軍人，漁師の一部等 ［減額措置］ 16～21歳 18歳～21歳までは時給4.60ポンド， 16歳及び17歳は時給3.40ポンド（2007年10月1日～）	—	［適用除外］ 労働時間を把握することができない労働者（セールスマン，販売代理人，外交員などの一部） ［減額措置］ ・18歳未満 ・障害者 ・見習訓練生，研修生等	—
			17歳10％減， 17歳未満20％減， （ただし，6か月以上勤務で減額措置なし） 障害者10～20％減， 職業訓練生，若年の各種雇用援助措置を受けている者22～75％減	
影響率等	全被用者の4.5％（114万人）（2007年）	—	—	
罰則等	5,000ポンド以下の罰金	—	労働者一人につき1,500ユーロ以下の罰金 （再犯は3,000ユーロ以下）	労働者一人ににつき罰金750ユーロ以下
ILO 条約批准状況	第26号条約，第131号条約ともに批准せず。	第26号条約（1929批准） 第131号条約は批准せず。	第26号条約（1930批准） 第131号条約（1972批准）	
労働協約		—	あり	

資料出所　厚生労働省国際課海外情報室資料，連邦労働省労働統計局ホームページ，
アメリカ：連邦労働省労働統計局ホームページ，
イギリス：低賃金ホームページ，
フランス：労働・社会関係・連帯省ホームページ等により労働政策研究・研修機構作成。

（注）　1）日本は2007年11月28日に改正最低賃金法が成立（2007年12月31日現在未施行）。
本表は改正前（2007年12月末日現在発行）の内容を記載。なお，本改正により，地域別最低賃金決定の際考慮する労働者の生計費は，生活保護に係る施策との整合性に配慮すること，労働協約拡張方式の廃止，特定最低賃金の創設，罰金の引き上げ等の改正が行われた。

	オランダ	ベルギー	ルクセンブルク	スペイン	ポルトガル	ギリシャ
最低賃金額	1,335.00ユーロ／月（2008年1月1日～）	1,234ユーロ／月（2005年8月～）	1,503.42ユーロ／月（2005年10月～）	540.90ユーロ／月，18.03ユーロ／日（2006年1月～）	374.70ユーロ／月（2005年1月～）	591.18ユーロ／月（2004年9月～）
改定	年2回（1月1日及び7月1日）の改定。	通常2年に1度の中央協定により改定（法的拘束力のある中央協定）。その間も消費者物価の上昇により改定。	経済成長及び所得水準の変化に基づき，2年に1度政府が改定。その間も生計費の上昇により改定。	労使の意見を聴いた後，物価，生産性等に基づき年に1又は2度政府が法令により改定。	政労使による経済社会委員会の意見を聴いた後，物価，生産性等に基づき毎年政府が改定。	通常2年に1度中央協定により改定（法的拘束力のある中央協定）。
影響率等	全被用者の4%（2005年）		フルタイム被用者の15.1%（2005年末）	全被用者の1～3%（2005年末）	フルタイム被用者の4.0%（2005年末）	
適用除外・減額措置	15～22歳は各年齢に応じた減額率を適用（30％～85％減）	公的部門の被用者及び養成訓練生は適用除外。20歳は6%減，19歳は12%減，18歳は18%減，17歳は24%減，16歳以下は30%減。	15～18歳は20～25%減，障害者も減額可。	養成訓練生は，10～30％減。	障害者最大50％減，養成訓練生20％減。	
労働協約拡張適用制度	あり	あり	あり	あり	あり	あり

第5-18表　最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (*cont.*)

	中国	韓国	タイ	インドネシア	フィリピン
最低賃金額	730元／月（北京市・2007年）	3,770ウォン／時間 30,160ウォン／日（2007年）	191バーツ／日（バンコク・2007年）		
改定	全国統一のものはない。政府労働・社会保障部が定める「最低賃金規定」により，各地は2年に1回は最低賃金を改定する必要がある。	毎年政労使からなる最低賃金委員会の審議・議決を経て労働部長官が決定（毎年3月末までに労働部長官が審議会に諮問）。適用時期は毎年1月1日（2007年より）。	ほぼ毎年，政労使からなる最低賃金委員会が審議し，政府に諮問。地域ごとに日額最低賃金を決定。	ほぼ毎年，各州毎に設置された政労使からなる審議会が審議し，州知事に答申。	政労使からなる地方三者賃金生産性委員会が改定。不服のある関係団体は，政労使からなる国家生産性委員会に不服申し立てが可能。
影響率等		全体の10.3％ (150万人) (2006年)			
適用除外・減額措置		労働部長官の認可を受けた者 (1)精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者 (2)その他最低賃金を適用することが適当でないと認められる者	中央行政機関・地方行政機関，地方自治体，農業，国営企業等については適用除外。	企業規模10人未満，土地と建物を除外した純資産額2億ルピア未満等の企業については，25％を限度とする減額措置。経営不振で最低賃金額の支給が不可能な企業は適用除外申請が可能。	農地の小作人，メイド・個人用運転手等の家庭内使用人，内職者等は適用除外。常用労働者10人以下の企業は，適用除外の申請可能。
労働協約拡張適用制度					

資料出所　厚生労働省国際課海外情報室資料，
オランダ：社会問題雇用省ホームページ，
中国：労働社会保障部発表資料，
韓国：韓国労働部ホームページにより労働政策研究・研修機構作成。

第5-19表　最低賃金額の推移

Table 5-19: Changes in the minimum wage

国 Country	1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
日本[1] JPN									(円/時間)(Yen/hour)	
	516	611	659	664	664	664	665	668	673	687
									(円/日)(Yen/day)	
	4,117	4,866	5,256	5,292	—	—	—	—	—	—
アメリカ USA									(ドル/時間)(US$/hour)	
	3.80	4.25	5.15	5.15	5.15	5.15	5.15	5.15	5.15	5.85
カナダ[2] CAN									(カナダドル/時間)(CA$/hour)	
		4.75						6.25	6.70	7.00
		～6.85						～8.05	～8.50	～10.25
イギリス GBR									(ポンド/時間)(£/hour)	
一般(22歳/years old)			3.70	4.10	4.20	4.50	4.85	5.05	5.35	5.52[3]
若年者(18～21)			3.20	3.50	3.60	3.80	4.10	4.25	4.45	4.60[3]
フランス[4] FRA		(フラン/時間)(Franc/hour)						(ユーロ/時間)(Euro/hour)		
	—	36.98	42.02	43.72	6.83	7.19	7.61	8.03	8.27	8.44
中国 CHN									(元/月)(Yuan/month)	
深圳市/Shenzhen	—	360	—	574	—	610	—	590	700	810
天津市/Tianjin	—	210	—	412	450	480	530	590	670	740
上海市/Shanghai	—	270	—	490	—	570	635	690	750	750
北京市/Peking	—	240	—	414	—	545	—	580	640	730
韓国 KOR									(ウォン/時間)(Won/hour)	
	690	1,275	1,865	2,100	2,275	2,510	2,840	3,100	3,100	3,770
									(ウォン/日)(Won/day)	
	5,520	10,200	14,920	16,800	18,200	20,080	22,720	24,800	24,800	30,160
タイ THA									(バーツ/日)(Baht/day)	
	90	145	162	165	168	170	175[5]	181[6]		
	(バンコク周辺/Bangkok)								184	191
	(プーケット/Phuket)								181	186
フィリピン[7] PHL	(マニラ首都圏/Manila cap.)								(ペソ/日)(Peso/day)	
非農業/Non-agriculture	106							325	350	362[8]
農業/Agriculture								288	313	325[8]
	98 (プランテーション/plantation)									
	86 (非プランテーション/Non-plantation)									
インドネシア IDN	(ジャカルタ首都特別州/Jakarta)								(ルピア/月)(Rupiah/month)	
	—	4,600[9]	286,000	426,250	591,266	631,554	671,550	711,843	819,100	900,560

資料出所　厚生労働省国際課海外情報室資料

(注)　1) 日本は地域別最低賃金額，2002年度以降より時間額表示。加重平均。
2) カナダは州別最低賃金。1995年は1996年の数値，2005年は2005年10月1日現在の数値。
2006年は7月1日現在の数値。2007年は10月3日現在の数値。
3) イギリスは2007年10月から。
4) フランスは各年7月時の額。
5) 2005年1月から。
6) 2005年8月から。
7) 緊急生活手当(ECOLA)を含む。
8) 2007年8月から。
9) 日額表示。
10) 各国通貨の円換算額については，内閣府(2007.9)「海外経済データ」による。
1ドル＝116.30円
1カナダドル＝102.53円
1ポンド＝214.29円
1ユーロ＝146.01円
1元＝14.59円
1ウォン＝0.122円
1バーツ＝3.07円
1ペソ＝2.27円
1ルピア＝0.013円　(すべて2006年値)

6. 労働時間・労働時間制度

Hours of Work and Working-time Arrangements

6-1　生産労働者の年間総実労働時間（製造業、2005年）及び年間休日日数

年間総実労働時間の比較(製造業・生産労働者)

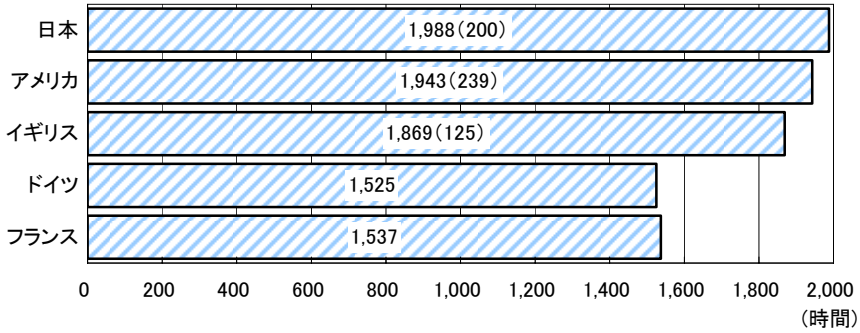

▸▸グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第6-1表　生産労働者の年間総実労働時間(製造業、推計値)」(p.199)を参照。
(注)（　)内は所定外労働時間。

年間休日日数の比較

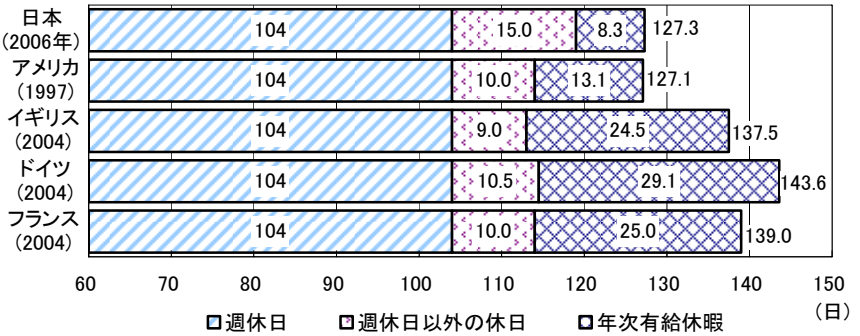

▸▸グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第6-4表　年間休日数」(p.202)を参照。

2005年の日本の年間総実労働時間は1,988時間で，アメリカ（1,943時間），イギリス（1,869時間）とほぼ同水準，ドイツ（1,525時間），フランス（1,537時間）に比して約450～460時間長い。

年間休日日数については，日本が約127日と5か国中アメリカに次いで少なく，所定内労働時間は1,788時間と長い。これに対しイギリスの所定内労働時間は1,744時間であるが，年間休日日数は約138日と日本より約10日多く，所定外労働時間は日本より75時間短い。休日日数が最も多いのはドイツ（約144日）である。所定外労働時間については最も長いのがアメリカ（239時間）で，日本（200時間），イギリス（125時間）が続いている。

6-2　生産労働者の年間総実労働時間（製造業、時系列）

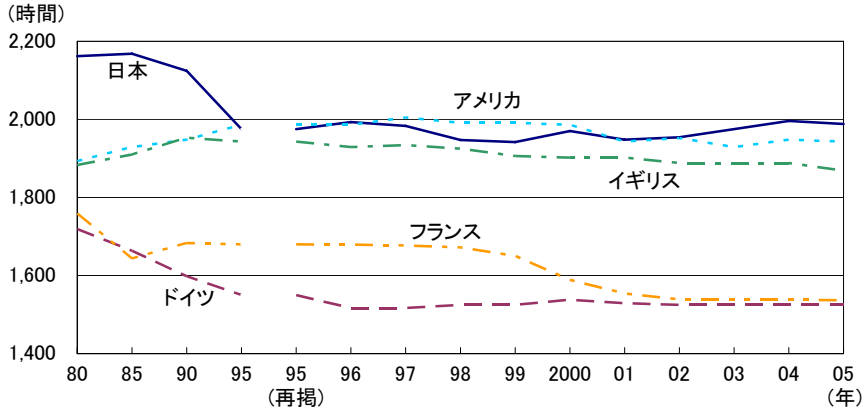

▶▶グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第6-1表　生産労働者の年間総実労働時間(製造業、推計値)」(p.199)を参照。

日本と主要諸外国との労働時間（製造業，生産労働者）を中期的にみると，1988年の改正労働基準法の施行を契機に日本の労働時間は着実に減少を続け，主要諸外国との労働時間格差は縮小した。この結果，1995年以降継続してアメリカ，イギリスとはほぼ同水準で推移しているが，フランス，ドイツでは近年さらに時短が進んだ結果，2005年数値で比較しても依然として450時間以上の格差がある。

より短期的に2001年以降の傾向をみると，日本の労働時間は微増傾向にあり，とりわけ所定外労働時間が増加しつつある。

第6-1表　生産労働者の年間総実労働時間（製造業、推計値）

Table 6-1: Estimates of annual hours actually worked for production workers, manufacturing

（時間/Hours）

年 Year	日本 JPN		アメリカ USA		イギリス GBR		ドイツ DEU		フランス FRA
1980	2,162	(209)	1,893	(146)	1,883	(125)	1,719	(104)	1,759
1985	2,168	(230)	1,929	(172)	1,910	(161)	1,663	(83)	1,644
1990	2,124	(219)	1,948	(192)	1,953	(187)	1,598	(99)	1,683
1995	1,975	(152)	1,986	(234)	1,943	(198)	1,550	(88)	1,680
1996	1,993	(168)	1,986	(234)	1,929	(182)	1,517	(68)	1,679
1997	1,983	(179)	2,005	(250)	1,934	(187)	1,517	(68)	1,677
1998	1,947	(152)	1,991	(239)	1,925	(177)	1,525	(57)	1,672
1999	1,942	(155)	1,991	(239)	1,906	(151)	1,525	(57)	1,650
2000	1,970	(175)	1,986	(239)	1,902	(151)	1,538		1,589
2001	1,948	(159)	1,943	(203)	1,902	(151)	1,529		1,554
2002	1,954	(171)	1,952	(213)	1,888	(135)	1,525		1,539
2003	1,975	(189)	1,929	(218)	1,888	(130)	1,525		1,538
2004	1,996	(199)	1,948	(239)	1,888	(130)	1,525		1,538
2005	1,988	(200)	1,943	(239)	1,869	(125)	1,525		1,537

資料出所　厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課推計

(注)　1)（ ）内は所定外労働時間。ただし，ドイツ(2000年以降)，フランスは不明。

　　2) 事業所規模は，日本は5人以上，アメリカは全規模，その他は10人以上。

第6-2表　週労働時間（製造業）

Table 6-2: Hours of work per week, manufacturing

（週当たり時間）(Hours per week)

国・地域 Country or region		1985年/Year	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	備考[1)]
日本（労調）	JPN	46.2	45.7	43.5	43.7	42.8	43.1	43.1	43.5	43.5	43.5	a／t
（毎勤, ILO）	JPN	41.5	40.8	37.8	38.0	37.6	37.8	38.2	38.7	38.5	38.7	a／e
アメリカ[2)]	USA	40.5	40.8	41.3	41.3	40.3	40.5	40.4	40.8	40.7		b／w
カナダ[3)]	CAN	38.6	38.2	38.7	38.8	38.8	39.0	38.8	38.5	38.2	38.1	b／w
イギリス[4)]	GBR	43.7	42.4	42.2	41.3	41.3	41.0	40.9	41.0	40.6	40.8	b／e
ドイツ[5)]	DEU	40.7	39.5	38.3	37.9	37.8	37.6	37.7	37.6	37.6	37.9	b／w
フランス[6)]	FRA	38.6	38.7	40.2	38.6	37.9	37.4	36.2	36.7	36.9		b／e
スウェーデン[7)]	SWE	38.4	38.5	－	－	38.2	37.9	37.5	37.5	37.9	37.7	b／t
香港	HKG	44.8	44.2	43.7	45.3	45.4	45.6	45.4	46.5	46.4	45.5	b／t
韓国[8)]	KOR	53.8	49.8	49.2	49.3	48.3	47.7	47.6	47.4	46.9	46.0	b／e
シンガポール[9)]	SGP	46.5	48.5	49.3	50.0	48.7	49.0	49.2	49.8	50.2	50.5	b／e
タイ[10)]	THA	－	48.3	49.4	49.6	50.1	47.5	50.5	－	－	－	b／e
フィリピン[11)]	PHL	－	44.9	44.6	43.9	43.2	43.6	44.1	44.4	44.8	44.3	b／t
インド[12)]	IND	－	46.4	46.5	47.2	46.7	46.9	47.1	46.9			b／e
オーストラリア[13)]	AUS	36.9	38.1	38.8	38.6	38.5	38.5	38.5	38.5	38.4	38.3	b／t
ニュージーランド[14)]	NZL	40.7	40.7	41.8	37.0	37.4	37.9	38.0	38.2	38.0	37.8	b／e

資料出所　総務省(2007)「平成18年労働力調査」, 厚生労働省(2007)「毎月勤労統計調査」
ILO(2007) *Yearbook of Labour Statistics*, ILO LABORSTA(http://laborsta.ilo.org/)2007年9月現在

(注)
1) a:実労働時間, b:支払労働時間／e:雇用者(賃金労働者及び俸給雇用者), w:賃金労働者(現場又は生産労働者), t:就業者(自営を含む)。俸給雇用者とは, 事務・管理・技術・専門職労働者。
2) 民間部門の生産労働者(管理職除く)を対象とした数値。1988年に産業分類の変更がある。
3) 時間外勤務を含む。1999年に計測手法に変更があるため厳密な比較はできない。
4) 毎年4月の数値。フルタイム労働者を対象とした数値。北アイルランドを除く。時間外勤務を含む。1985年の数値のみ賃金労働者を対象。
5) 1995年以前は旧西ドイツ地域。
6) 1995年以降は, フルタイム労働者を対象とした数値。各年第4四半期。2003年以前は各年3月。
7) 2005年に統計手法に変更があるため厳密な比較はできない。
8) 従業員10人以上の事業所対象。
9) 1985年:従業員10人以上の官民事業所。1990年以降2005年まで従業員25人以上の民間事業所。
10) 1995年以前は毎年3月の数値。時間外勤務は含まない。
11) 各年10月。
12) 各年12月の数値。暫定値。
13) 2000年より分類方法に変更があるため厳密な比較はできない。
14) 1995年以前は支払労働時間。1985年:フルタイム労働者1名以上(相当)企業, 1990～1995年:フルタイム労働者2名以上(相当)企業。2003年に産業分類に変更があるため厳密な比較はできない。

【実労働時間】
労働者が使用者の指揮命令下にあって実際に労働した時間数のことで, 休憩時間等は除かれる。厚生労働省「毎月勤労統計調査」(毎勤)の労働時間は実労働時間のことである。

【支払労働時間】
賃金の支払対象となる時間数のことで実際に就業した時間以外に年次有給休暇, 有給休日(※), 賃金が支払われる病気休暇などを含む。
なお, ILO Yearbook of Labour Statistics に掲載されているアメリカ, カナダ, ドイツの労働時間はこの支払労働時間である。

※有給休日
休日には, 週休日のように労働基準法で定められた休日のほかに, 事業場で特定した休日, 例えば, 国民の祝日, 会社の創立記念日, メーデー, 年末年始等があるが, これらの特定休日に休業した労働者に対しても通常支払われる賃金の全額または一定額(率)が支払われる場合は, これを有給休日と呼んでいる。

第6-3表　長時間労働者の割合

Table 6-3: Proportion of workers working long hours by gender

（%）

国 Country		時間区分 Hour cutoff	対象年齢 Age	性別 Gender		全労働者 Total Employment 1995年/Year	2000	2004～2005	雇用者 Employees 1995	2000	2004～2005
日本	JPN	49+	15+	計	Both	34.3	28.9	29.3	31.8	28.1	28.5
				男性	Male	41.0	38.7	39.6	38.9	38.3	39.2
				女性	Female	21.9	14.7	14.7	17.7	12.6	13.0
アメリカ	USA	49+	16+	計	Both	19.9	19.9	18.1	18.6	18.9	17.3
				男性	Male	27.1	26.7	24.3	25.7	25.7	23.5
				女性	Female	11.2	11.8	10.8	10.4	11.2	10.2
カナダ	CAN	49+	25+	計	Both	14.7	11.3	10.6	9.6	5.6	5.0
				男性	Male	21.0	16.5	15.7	14.1	8.7	8.0
				女性	Female	6.9	5.0	4.6	4.6	2.3	2.0
イギリス[1]	GBR	49+	25+	計	Both	－	25.9	25.7	－	25.0	24.9
				男性	Male	－	35.4	34.5	－	34.3	33.5
				女性	Female	－	12.4	13.5	－	12.1	13.1
フランス	FRA	49+	25+	計	Both	11.9	10.5	14.7	6.7	6.1	8.6
				男性	Male	16.7	14.8	20.4	9.6	8.5	11.9
				女性	Female	6.4	5.7	7.9	3.4	3.4	4.9
オランダ[2]	NLD	49+	15+	計	Both	8.5	8.1	7.0	1.9	2.0	1.4
				男性	Male	12.5	12.3	11.0	2.8	3.1	2.2
				女性	Female	2.5	2.3	1.7	0.5	0.5	0.3
フィンランド	FIN	49+	25+	計	Both	10.5	11.4	9.7	3.4	5.1	4.5
				男性	Male	15.0	16.2	13.7	5.1	7.5	6.6
				女性	Female	5.7	6.1	5.3	1.9	2.7	2.4
ノルウェー[2]	NOR	49+	16+	計	Both	7.2	6.0	5.3	4.5	3.6	3.3
				男性	Male	11.5	9.5	8.4	7.4	5.9	5.4
				女性	Female	2.2	1.9	1.8	1.3	1.2	1.2
韓国	KOR	49+	25+	計	Both	－	56.3	49.5	－	54.0	45.7
				男性	Male	－	61.1	54.0	－	60.0	51.6
				女性	Female	－	48.8	42.6	－	43.8	36.4
オーストラリア	AUS	50+	25+	計	Both	22.0	21.0	20.4	17.6	18.4	17.7
				男性	Male	29.3	29.6	29.1	25.4	26.6	26.1
				女性	Female	9.4	9.7	9.2	7.5	8.3	7.8
ニュージーランド	NZL	49+	25+	計	Both	22.6	23.6	23.6	16.6	17.8	16.4
				男性	Male	32.9	34.0	34.0	25.5	26.8	24.9
				女性	Female	9.4	10.8	10.8	6.7	8.5	7.8

資料出所　ILO（2007）*Working time around the world: Trends in working hours, laws, and policies in a global comparative perspective*

（注）　1）2004～2005年の欄は，2003年の数値。
　　2）1995年の欄は，1996年の数値。

第6-4表　年間休日数
Table 6-4: Number of annual holidays

（日/Days）

国 Country		週休日 Holidays	週休日以外の休日 Legal holidays	年次有給休暇 Paid leave		年間休日数（計） Total
日本	JPN	104	15.0	(2006年)	8.3	127.3
アメリカ	USA	104	10.0	(1997)	13.1	127.1
イギリス	GBR	104	9.0	(2004)	24.5	137.5
ドイツ	DEU	104	10.5	(2004)	29.1	143.6
フランス	FRA	104	10.0	(2004)	25.0	139.0

資料出所　厚生労働省(2007)「平成19年就労条件総合調査」, EU及び各国資料より厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課推計

(注)　1) 週休日とは「日曜日」,「土曜日」などの「会社指定休日」を指し, ここでは完全週休2日制と仮定した。

2) 年次有給休暇は付与日数(一部各国資料から厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課推計)。日本は取得日数。

第6-5表　法定祝日[1)]
Table 6-5: Legal holidays

	日 本[2)]	アメリカ[3)]	カナダ[4)]
	2008年/Year	2007	2007
法定祝日	1.1 元旦 1.14 成人の日 (1月第2月曜) 2.11 建国記念の日 3.20 春分の日 4.29 昭和の日 5.3 憲法記念日 5.4 みどりの日 5.5 こどもの日 7.21 海の日 (7月第3月曜) 9.15 敬老の日 (9月第3月曜) 9.23 秋分の日 10.13 体育の日 (10月第2月曜) 11.3 文化の日 11.23 勤労感謝の日 12.23 天皇誕生日	1.1 新年 1.15 キング牧師誕生日 2.19 大統領の日 5.28 戦没者追悼記念日 7.4 独立記念日 9.3 労働感謝の日 10.8 コロンブス記念日 11.12 退役軍人の日 11.22 感謝祭 12.25 クリスマス	1.1 新年 4.6 聖金曜日 4.9 復活祭月曜日 5.21 ビクトリア女王記念日 7.2 建国記念日 9.3 勤労感謝の日 10.8 感謝祭 11.12 戦没者追悼日 12.25 クリスマス 12.26 ボクシングデー

資料出所　日本:内閣府(2007)「平成20年の国民の祝日について」
その他:日本貿易振興機構(2007)「世界のビジネスニュース(通商弘報)－世界の祝祭日－」

(注)　1) 日付は2007年におけるものである(ただし日本は2008年)。祝祭日の後の( )内の都市名は，当該都市のみの祝祭日であることを示し，その記載がないものは全国ベースの祝祭日を意味する。
2) 5/6及び11/24は休日。
3) ほかに2/12(リンカーン誕生日)など，州や地域によって休みとなる日がある。
4) ほかに2/19(アルバータ家族の日)など，州や地域によって休みとなる日がある。

第6-5表　法定祝日[1)]（続き）

Table 6-5: Legal holidays (*cont.*)

イギリス[5)]（ロンドン）	ドイツ[6)]（デュッセルドルフ・ベルリン・ミュンヘン）	フランス（パリ・リヨン）	イタリア[5)]（ミラノ）
2007	2007	2007	2007
1.1 新年 4.6 聖金曜日 4.8 復活祭 4.9 復活祭月曜日 5.7 アーリー・メイ・バンク・ホリデー 5.28 スプリング・バンク・ホリデー 8.27 サマー・バンク・ホリデー 12.25 クリスマス 12.26 クリスマス（ボクシングデー	1.1 新年 4.6 聖金曜日 4.8 復活祭 4.9 復活祭月曜日 5.1 メーデー 5.17 キリスト昇天祭 5.27 聖霊降臨祭 5.28 聖霊降臨祭月曜日 10.3 ドイツ統一記念日 12.25 クリスマス ～26	1.1 新年 4.8 復活祭（毎年日曜日） 4.9 復活祭月曜日 5.1 メーデー 5.8 第二次大戦戦勝記念日 5.17 キリスト昇天祭 5.27 聖霊降臨祭（毎年日曜日） 7.14 革命記念日 8.15 聖母昇天祭 11.1 万聖節 11.11 第一次世界大戦休戦記念日 12.25 クリスマス	1.1 新年 1.6 主顕祭 4.8 復活祭 4.9 復活祭月曜日 4.25 解放記念日 5.1 メーデー 6.2 共和国記念日 8.15 聖母昇天祭 11.1 万聖節 12.8 聖母受胎祭 12.25 クリスマス 12.26 クリスマス（聖ステファノの日）

5) 他の地方で独自の祝祭日を設ける場合もある。
6) 法定祝祭日ではないが，当地の慣習にならって休業とするものであり，州内でも地域により異なる。

第6-6表　労働時間制度
Table 6-6: Working-time arrangements

	日本	アメリカ	イギリス
根拠法	労働基準法(昭和22年制定)	公正労働基準法(1938年制定)	労働時間規則(1998年制定)
法定労働時間	1週40時間 1日8時間	1週40時間	1週48時間(残業時間を含む1週平均)※17週平均
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合，6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金。	故意に違反した場合(40時間を超えて労働させた場合において1.5倍の割増賃金を支払わなかった場合)，1万ドル以下の罰金又は6か月以下の禁固又はその両方。	法定労働時間，深夜労働及び代償休息についての違反は犯罪を構成する。 規則上の権利を侵害された労働者は，権利行使が許されるべきであった日から3か月以内に，補償裁定を求めて雇用審判所に救済を申し立てることができる。
適用関係	[適用除外] ・農林業，水産業 ・管理監督又は機密の事務を取り扱う者 ・監視又は継続的労働に従事する者で，使用者が行政官庁の許可を受けたもの(他の法律の適用) ・船員 ・公務員	[適用除外] ・管理的被用者，運営的被用者，専門的被用者，外勤営業職(ホワイトカラーエグゼンプション) ・季節的な娯楽・レクリエーション事務所等の被用者 ・水産業の被用者 ・一定の条件の下で雇用された農業労働者 ・小規模地方新聞社の被用者 ・小規模な独立公共電話会社の交換手 ・アメリカ船以外の船員 ・臨時的子守又は個人の介護のために家事労働に雇われる被用者 ・犯罪捜査官 ・コンピュータ関連職	[適用除外] ・軍隊・警察その他市民保護サービスの特定の活動に従事する者等 ・幹部管理職，家族労働者，宗教的儀式の司祭労働者 ・家事使用人 ・労働者により署名された書面による個別的オプト・アウトの合意により，法定労働時間の規則の適用を排除することができる。

第6-6表　労働時間制度（続き）
Table 6-6: Working-time arrangements (*cont.*)

	ドイツ	フランス	EU指令
根拠法	労働時間法の統一及び弾力化のための法律(1994年制定)	労働法典第2巻(1972年制定),労使交渉による労働時間短縮に関する法律(2000年制定),時短緩和法(2005年3月成立),労働・雇用・購買力のための法律(2007年8月1日成立)	労働時間の設定に関する指令(1993年)
法定労働時間	1日8時間	1週35時間	7日につき,時間外労働を含め,平均して,48時間を超えないこと(算定期間は最長4か月)
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合,15,000ユーロ以下の過料。 さらに,当該行為を(1)故意によって行い,それによって労働者の健康又は労働能力に危険を及ぼした場合,又は(2)執拗に繰り返すことにより行った場合は,1年以下の自由刑又は罰金刑。	法定労働時間を超えて労働させた場合,第4種違警罪としての罰金が適用される。(違警罪は,違法に雇用された労働者数と同じ数だけ罰金刑を生じさせる。)	
適用関係	[適用除外] ・事業所組織法5条3項の幹部職員及び主任医師 ・公務機関の長,その代理者,公務に従事する労働者で人事決定権限を有する者 ・世話をされる者と共同生活をし,教育,看護又は世話をする労働者 ・聖職者(他の法律の適用) ・船員(船員法) ・製パン業(製菓業:販売を含む)(パン・ケーキ製造・販売業における労働時間に関する法律) ※ 事業所組織法5条3項の幹部職員とは,(1)労働者を自己の判断で採用し,解雇する権限を有している者,(2)包括的代理権あるいは使用者との関係において重要な業務代理権を有している者,(3)その他,特別の経験と知識が必要とされる職務を通常行っており本質的に自由に決定を下す立場にある者	[適用除外] ・土地の耕作,畜産,林業等(農事法典) ・海洋漁業,商船等(海上労働法典) ・公立の病院・医療施設等(公衆衛生法典) ・国有企業(ガス,電気,国鉄等) ・商業代理人(判例,学説) ・家事使用人(判例,学説) ・住込み不動産管理人 ・守衛(判例,学説) ・取締役 ・上級幹部職員(幹部職カードル) ・家内労働者 ・坑内労働者	[適用除外] ・空路,鉄道,道路,海上,内水及び湖沼における輸送,漁業,その他の海上労働及び訓練中の医師の業務 [加盟国による適用除外が可能なもの(年次休暇のみ適用)] ・役員又は自ら方針を決定する権限を有する者 ・家族労働者 ・教会又は教団の宗教的儀式を司る労働者 [労働協約等による適用除外が可能なもの(法律等で代償休息を与えることが条件)(週労働時間,年次休暇は適用)] ・保安,監視の業務等

	日本	アメリカ	イギリス
法定労働時間の特例	・商業，映画・演劇業，保健衛生業，接客娯楽業で10人未満の事業場週44時間制	特定の業種，企業に関して特例あり ・石油製品の卸又は大量販売の地方的独立企業（年間売上100万ドル未満等）。 ・小売又はサービス業について，その労働者の通常賃金率が最低賃金の1.5倍以上かつ賃金に占める歩合給の割合が5割以上の場合，割増賃金の支払いを要しない。 ・タバコの葉の製造について，1日10時間，1週48時間（年間14週を限度）等。	・労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合。 ・警備産業の場合。 ・役務又は生産の継続が必要な場合等には，基準期間を26週まで延長することができる。 ・労働の編成に関する客観的で技術的な理由に基づいて労働協約又は労使協定が例外規定をおく場合には，基準期間を52週まで延長することができる。
弾力的労働時間制度	［1か月単位の変形労働時間］ 1か月内の一定の期間を平均し，1週の労働時間が40時間以内。 ［1年単位の変形労働時間制度］ 1年以内の一定の期間を平均し，1週の労働時間が40時間以内。1週について52時間，1日について10時間，連続して労働させる日数は6日以内。 ［1週間単位の非定型的変形制］ 1週を40時間以内として，1日10時間まで労働させることが可能。ただし，小売業，旅館，料理店，飲食店であって，かつ，規模30人未満のもの。	［26週単位の変形制］ 労働協約により26週あたり1,040時間を上限として，特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない。どの26週をとっても1,040時間以内であることが必要。 ただし，1日12時間，1週56時間を超える労働に対しては，1.5倍の割増賃金を払わなければならない。 これを怠った場合又は1,040時間を超えて労働させた場合は，26週の各々について1週40時間の規定が適用される。 ［52週単位の変形制］ 労働協約により52週について1,840時間以上2,080時間以下の時間が保障され（労働がなくとも時間分の賃金の支払いは保障される），かつ，2,240時間が上限として規定されている場合に，特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない。 1日12時間，1週56時間を超える労働に対しては，1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。 これを怠った場合又は2,240時間を超えて労働させた場合は52週の各々について1週40時間の規定が適用される。保障時間を超えて労働させた場合，超えた時間について1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。	基準期間は17週未満の雇用ならその期間とされ，一定の労働者に関しては26週まで延長することが可能。延長できる場合とは，労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合，警備産業の場合，役務又は生産の継続が必要な場合（例えば，保険，報道，通信，公益施設），予見可能な活動時間の波がある場合，活動が不測である例外的な事件，事故又は緊急な事故の危険によって影響を受ける場合。 週の最高労働時間については17週間で，時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可（52時間まで労使協定により延長可）。

第6-6表　労働時間制度（続き）
Table 6-6: Working-time arrangements (*cont.*)

	ドイツ	フランス	EU指令
法定労働時間の特例	・通常かつ著しい範囲で手待時間がある場合，労働協約又は労働協約に基づく事業所協定により，平日に10時間を超えて労働時間を延長可能。 ※ 通常かつ著しい範囲で手待時間がある場合とは，10時間を超える労働時間延長を労働保護法上有害でないと認める程度，具体的には全労働の25%ないし30%程度以上の手待時間があることが必要であると一般的に解されている。	・換算制度（特定の業種について35時間を超える労働時間を命令で定め，これを35時間とみなす制度） (1)河川運輸（船上従業員）59時間28分，(2)製パン・菓子製造業42時間54分，(3)食品小売商店（販売員）42時間54分，(4)守衛・監視企業52時間39分，建築現場及び土木作業の守衛60時間27分，(5)私立の病院，診療所，救護所等（医師，歯科医師，助産婦を除く）41時間55分，(6)ホテル，カフェ，レストラン調理人44時間54分　その他の従業員47時間46分，(7)小売薬局（従業員1人雇用）40時間57分，(8)理髪店，美容院，マッサージ，かつら製造41時間55分～48時間45分，(9)消防業務44時間51分，(10)道路運輸42～48時間等	使用者は，あらかじめ労働者の同意を得ている場合にのみ，4か月平均週48時間を超えて労働させることができる。
弾力的労働時間制	［6か月又は24週間単位の変形制］ 6か月又は24週以内（労働協約又は事業所協定でこれより長い期間の設定可）の期間を平均して週日の労働時間が1日8時間を超えない場合，1日10時間まで労働時間を延長できる（ただし，夜間労働者については，変形期間は1か月又は4週以内）。	［1年変形労働時間制］ 使用者は，(1)拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定又は意義申立権の対象とならない企業・事業場別協定を締結して，一定事項を記載すること，(2)労働時間が労働週で平均して週35時間を超えず，かつ年間1,600時間を超えないこと，(3)1日及び1週単位の最長労働時間を遵守すること。 「労働時間が1日10時間以下，1週48時間以下，12週平均44時間以下であること」を要件として，1年単位の変形労働時間制を導入することができる。 ［サイクル労働］ 労働時間の配分がサイクル（数週単位の期間）ごとに同様の形で繰り返される労働について， (1)継続的に操業される企業において，(2)デクレで定められている場合，又は拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定若しくは異義申立権の対象とならない企業・事業場別協定の締結がなされた場合，サイクル労働を実施することができる。この場合，労働サイクル期間を平均して週35時間を超える労働時間のみが超過労働時間とされる。ただし，1日及び1週単位の最長労働時間の規制（1日10時間以下，1週48時間以下，12週平均44時間以下）の適用は除外されない。	週の最高労働時間については，4か月を超えない算定基礎期間において，時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可。

	日本	アメリカ	イギリス
時間外労働（上限規制，割増賃金率）	［上限規制］ 36協定で定められる一定期間についての延長時間の限度 1週間15時間 2週間27時間 4週間43時間 1か月45時間 2か月81時間 3か月120時間 1年間360時間 ［割増賃金率］ 法定8時間以上時間外労働：25％以上 深夜（午後10時から午前5時）労働：25％以上 （例：時間外労働との重複は50％以上） 休日労働（法定4週4日の休日の労働）：35％以上 （例：時間外労働との重複は60％以上）	［上限規制］ 連邦法上の規定なし ［割増賃金率］ 50％	［上限規制］ 週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週48時間とする（17週平均）。 ※ 最大52週まで労使協定により延長可。 1日の休息期間を最低連続11時間とする（若年労働者（18歳未満）については12時間以上）。 ［割増賃金率］ 法令上の規定なし
休日労働（割増賃金率）	1週1日又は4週4日以上の休日を与えなければならない。 「割増賃金率」 35％以上	連邦法上の規定なし ［割増賃金率］ 法令上の規定なし	1週1日の休日（若年労働者について2日） ［割増賃金率］ 法令上の規定なし
年次有給休暇制度における継続勤務要件	初年度においては6か月間，その後は1年間の継続勤務	法令上の規定なし	13週間
年次有給休暇の付与日数	6か月で10日，2年6か月までは1年ごとに1日追加，以後1年ごとに2日追加（最高20日）	連邦法上の規定なし	4労働週
年次有給休暇の連続付与	法令上の規定なし	法令上の規定なし	法令上の規定なし

第6-6表　労働時間制度（続き）

Table 6-6: Working-time arrangements (*cont.*)

	ドイツ	フランス	EU指令
時間外労働（上限規制，割増賃金率）	［上限規制］ 労働協約又は事業所協定に定めをおくことにより年に最高60日を限度に，週日に1日10時間まで労働時間を延長することが可能。1日10時間を超える労働が認められる場合は，次のとおり。 ⑴ 通常かつ著しい範囲で手待時間がある場合（労働協約又は事業所協定の定めが必要） ⑵ 緊急事態又は非常事態が発生した場合 ⑶（建設工事，組立工事の現場，継続的交代制の事業所において，監督官庁により許可を得た場合 ［割増賃金率］ 法令上の規定なし	［上限規制］ 業界，グループ企業，企業，事業所単位での労使合意のもとに，従業員が希望し，かつ雇用主が認める場合，法定残業時間の上限），又は労働協定により定められた残業時間の上限を超えて，残業を行うことができる。法定の時間外労働時間の上限は，「時短緩和法」により180時間から220時間に引き上げられた。 上限を超えた残業時間に対する手当ての支給金額は労使協定で定められており，増額率は通常の残業時間に適用される率を下回ることはできない。また，週単位の法定最長労働時間（同じ週で，48時間，12週平均で週44時間）を超えることはできない。ただし，年間枠を超えた残業時間に対して法定代休を与えることはできない。 ［割増賃金率］ 25% 従業員数20人未満の小規模企業については，2008年12月末まで割増賃金率を10%に設定する例外措置がとられていたが，「労働・雇用・購買力のための法案」可決（2007年8月1日）により，同措置の廃止及び2007年10月1日から企業の規模にかかわらず割増賃金率を25%とすることが決定した（企業規模による所得税・社会保険料の免除措置あり）。	［上限規制］ 週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週48時間とする（算定基準期間は4か月以内）。 1日の休息期間を最低連続11時間とする（つまり，1日の労働時間の上限は13時間）。
休日労働（割増賃金率）	原則として， 日曜日及び法定の祭日は労働者を就業させてはならない。 ［割増賃金率］ 法令上の規定なし	原則として， ⑴ 1週につき6労働日を超えて労働させることの禁止。 ⑵ 週休は少なくとも継続する24時間。 ⑶ 日曜日に与えなければならない。 ただし，一定の場合に適用除外あり。 ［割増賃金率］ 法令上の規定なし	
年次有給休暇制度における継続勤務要件	労働契約が成立してから6か月以上	年休基準年度（6月1日～翌年5月31日）の間に，同一の使用者の下で最低でも1か月間勤務すること。	加盟国の法令や慣行の定める取得と付与の条件による。
年次有給休暇の付与日数	1暦年につき24週日（週日とは日曜日，日曜日以外の所定休日及び法定祝日を除く暦日）	1年30労働日（1月につき2.5労働日）	最低4週間の年次有給休暇を付与（代償手当は禁止）。
年次有給休暇の連続付与	連続12週日の付与を要するが，労働協約等で異なる定めも可能。	12労働日を超えない有給休暇は，継続して与えなければならない。ただし最高24労働日。	

	日本	アメリカ	イギリス
年次有給休暇の付与方法	使用者は，労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし，事業の正常な運営を妨げる場合においては，他の時季に与えることができる。5日を超える年次有給休暇については労働協定による計画的付与制度あり。	法令上の規定なし	・ 年次有給休暇は，分割して取得することができる。 ・ 年次有給休暇は，それが発生した年次休暇年内にのみ取得することが可能。 ・ 雇用が終了した場合を除き，年次有給休暇を手当に置き換えることはできない。 ・ 使用者は，休暇を禁じようとする期間の休暇日数に相当する長さの予告を与えることにより特定の日の休暇を阻止することができる。また，一定の日に休暇の全部又は一部を取るよう求めることができる。
未消化年休の取扱い	次年度への繰越しが認められている。	法令上の規定なし	法令上の規定なし

第6-6表　労働時間制度（続き）

Table 6-6: Working-time arrangements (*cont.*)

	ドイツ	フランス	EU指令
年次有給休暇の付与方法	使用者が労働者の希望を配慮した上で決定（使用者に決定権）。ただし，従業員代表がある場合には，代表と同意の上で定める。	休暇取得可能時期（労働協約又は団体協定で定めた5月1日～10月31日を含む期間）に労働協約，団体協定の規定又は慣習により付与。これらがない場合は従業員代表委員の意見聴取後使用者が付与。	－
未消化年休の取扱い	休暇は休暇年度内に付与，取得するものとされているため繰越しは原則として認められない。繰り越された場合にも翌年3月末までに取得しなければならない。	一部の企業では，日数を限定して持ち越しを認めているが，原則として未消化の有給休暇は消滅する。 ただし，退職時に未消化の有給休暇は有給休暇手当として支給される。 また，「労働時間貯金制度」を業界，グループ企業，企業，事業所レベルでの労使合意に基づき制定できる。これまで1年間に貯蓄できる有給休暇の上限を22日とし，消化の有効期限を5年間とする規定があったが，「時短緩和法」により撤廃。条項を労使合意のもとに自由に決定できるようになると同時に，労働時間貯金の現金化（企業による休暇の買取）も可能となった。	－

資料出所　労働政策研究・研修機構（2005）「諸外国のホワイトカラー労働者に係る労働時間法制に関する調査研究」報告書，中窪裕也（1995）「アメリカ労働法」，「労働時間の設定に関する指令」（1993年11月23日の労働社会相理事会指令），山口浩一郎他（1988）「変容する労働時間制度」，日本労働協会/日本労働研究機構（1994）「労働時間制度の運用実態」，各国資料により労働政策研究・研修機構作成。

7. 労働組合・労使関係・労働災害

Labour Union, Industrial Relations and Occupational Accidents

7-1　労働組合組織率の推移

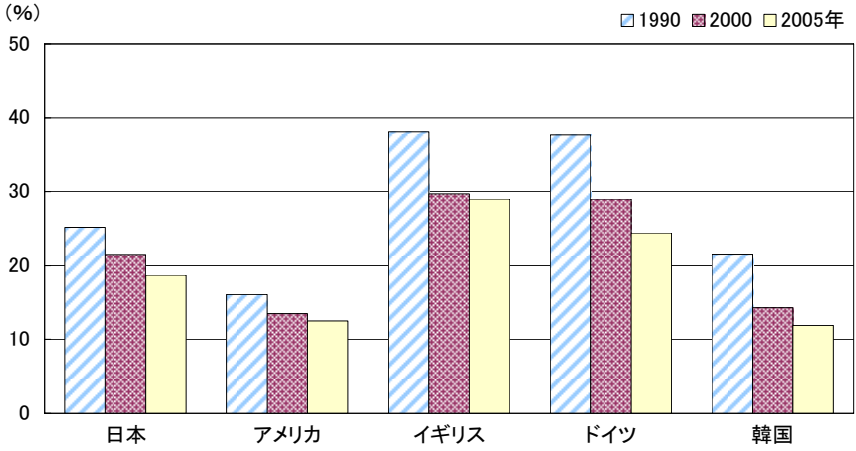

▸▸グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第7-1表　労働組合員数・組織率（各国公式統計）」(p.217)を参照。

2005年における主要国の労働組合組織率を比較すると，イギリスが29.0％と最も高く，ドイツ（24.4％），日本（18.7％），アメリカ（12.5％）などの順となっている。

また，1990年から2005年までの15年間の変化をみると，いずれの国でも組織率は低下傾向にある。

7-2　労働損失日数（2006年）

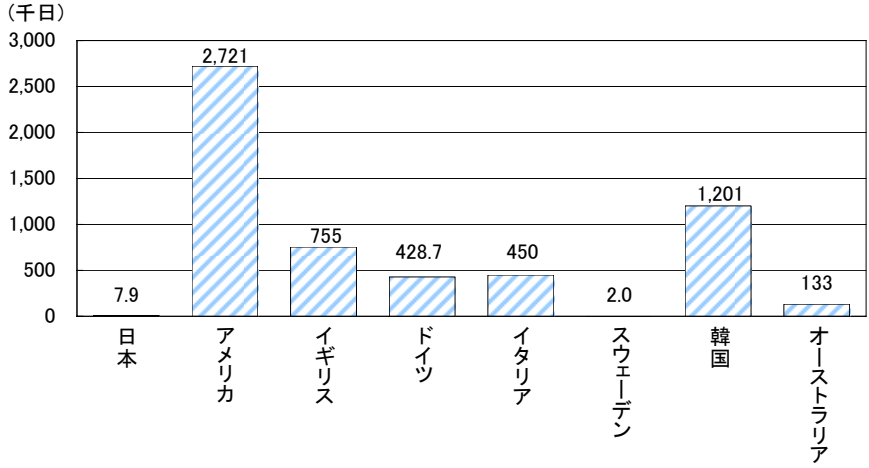

▸▸グラフの資料出所については，「第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数」(p.219)を参照。

各国の労働争議統計が採用する定義が異なるため厳密な国際比較はできないことに留意が必要であるが，上のグラフをみると，2006年の労働損失日数はアメリカ（約270万日）が最も多く，韓国（120万日），イギリス（約76万日）がこれに続いている。一方，スウェーデンと日本では，労働損失日数が極めて少ない。

また，2006年の労働争議件数は，イタリアが549件と最も多く，インド（460件），オーストラリア（222件）が続く。これに比して，日本（46件），アメリカ（23件），スウェーデン（9件）などはいずれも50件以下と少ない。年ごとに大きな変動があるものの，長期的にみると大半の国々で労働争議件数は減少傾向にある。労働争議参加人員については，インド，イギリス，イタリアなどが多く，概して労働争議件数と同様の傾向を示している。

第7-1表　労働組合員数・組織率（各国公式統計）

Table 7-1: Trade union membership and density rates (national official statistics)

（千人/thousands, %）

国 Country	1990 年/Year	1995	2000	2002	2003	2004	2005	2006
日本 JPN								
組合員数/Membership	12,265	12,614	11,539	10,801	10,531	10,309	10,138	10,041
組織率/Density rates	25.2	23.8	21.5	20.2	19.6	19.2	18.7	18.2
アメリカ USA								
組合員数/Membership	16,740	16,360	16,258	16,145	15,776	15,472	15,685	15,359
組織率/Density rates	16.1	14.9	13.5	13.3	12.9	12.5	12.5	12.0
イギリス[1] GBR								
組合員数/Membership	8,835	6,791	6,636	6,577	6,524	6,513	6,394	6,279
組織率/Density rates	38.1	32.6	29.7	29.2	29.3	28.8	29.0	28.4
ドイツ[2] DEU								
組合員数/Membership	9,619	11,242	9,740	9,200	8,930	8,580	8,360	—
組織率/Density rates	37.7	36.0	29.0	26.6	25.8	24.8	24.4	—
韓国 KOR								
組合員数/Membership	1,887	1,615	1,527	1,538	1,550	1,537	1,506	—
組織率/Density rates	21.5	15.1	14.3	13.5	13.0	12.4	11.9	—
シンガポール SGP								
組合員数/Membership	—	235	314	390	417	444	450	—
組織率/Density rates	—	13.8	15.0	18.1	19.5	20.1	19.4	—
タイ[3] THA								
組合員数/Membership	309	242	—	—	—	(328)	—	—
組織率/Density rates	3.8	2.3	—	—	—	(2.0)	—	—
フィリピン PHL								
組合員数/Membership	3,055	3,587	3,778	3,889	—	—	—	—
組織率/Density rates	—	—	27.2	26.0	—	—	—	—
オーストラリア AUS								
組合員数/Membership	2,660	2,252	1,902	—	—	—	—	—
組織率/Density rates	41.0	32.7	24.7	—	—	—	—	—

資料出所　日本：厚生労働省（2007）「平成18年労働組合基礎調査」
アメリカ：U.S.Bureau of Labor Statistics（2007）*Union Affiliation Data from the Current Population Survey, Jan.2007*
イギリス：Department of Trade and Industry（2007）*Trade Union Membership 2006*
韓国：韓国労働研究院 "Labor Statistics, Dec.2006"（http://www.kli.re.kr/）
その他：厚生労働省（2007）「2005～2006年海外情勢白書」

（注）1）2006年は第Ⅳ四半期。
2）1990年は旧西ドイツ地域。組合員数はDGB（独労働総同盟），DBB（独官吏連盟），CGB（独キリスト教労組連盟）の合計。2004年以降はCGBの組合員数が，概数で30万人となっているが，正確な数値は不明。
3）2004年は概数値。

第7-2表　労働組合組織率（ILOデータベース）

Table 7-2: Union density rates according to the ILO Union Database

（%）

国 Country		1990年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
日本	JPN	25.2	23.8	21.5	20.8	20.2	19.6	19.2	18.7	
アメリカ	USA	16.1	14.9	13.5	13.4	13.3	12.9	12.5	12.5	12.0
カナダ[1]	CAN	*35.7	*37.7	*30.1						
イギリス[2]	GBR	36.2	32.5	29.6	29.0	28.9	29.1			
ドイツ[3]	DEU	*34.8	29.0	*26.1						
フランス[4]	FRA	－	*31.0							
オランダ[2]	NLD	27.0	28.0	26.0	25.0	*27.2	27.4			
デンマーク[5]	DNK	*79.4	*91.6	*86.9	86.7	*87.0	87.4			
スウェーデン[6]	SWE	*97.6	*110.2	*100.8	*98.2	*97.7	97.5	－	95.6	
フィンランド	FIN	*88.1	*119.5	*105.6	*105.3	*104.8	105.2			
ノルウェー[7]	NOR	－	*73.3	*70.8	*70.3	*71.1	71.9	71.8		
スイス	CHE	－	*28.4	*22.0	*21.3	*25.7				
中国	CHN	*90.8	*91.9	*90.3						
台湾	TWN	43.3	46.6	38.5	39.4	38.4	38.3	37.7	36.9	
韓国	KOR	*18.4	*13.8	12.0	12.0	11.0	11.0			
シンガポール	SGP	*15.5	*15.7	*16.8	19.2	*22.4	23.7			
フィリピン	PHL	29.7	30.2	27.4	26.1	26.8				
インド[8]	IND	*26.6	*21.2							
オーストラリア[7]	AUS	40.5	31.1	24.7	24.5	23.1	23.0	23.0		
ニュージーランド[9]	NZL	28.8	21.7	17.7						
ブラジル[10]	BRA	*27.7	*44.0							

資料出所　ILO Bureau of Statisticsより入手（ILO's special database on trade union membership: 各国公式統計による数値をILOがデータベース化したもの）2007年11月現在。

*…各国統計に基づきILO Bureau of Statisticsが算出した数値。その他は各国公式統計による。全てILO Bureau of Statisticsが調整した数値ではなく，国によってデータ収集手法，定義，計算手法が異なるため，時系列・各国間の厳密な比較はできない。

（注）
1）1995年は1993年値，2000年は1999年予測値。
2）1990年は1992年値。
3）1990年は1991年値，2000年は1998年値。
4）1995年は1994年値。
5）1990年は1987年値。
6）1990年は1991年値，1995年は1996年値。
7）1995年は1996年値。
8）1995年は1992年値。
9）1990年は1992年値，2000年は1998年値。
10）1990年は1988年値，1995年は1992年値。

第7-3表　労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days not worked

労働争議件数/Number of labour disputes　（件/cases）

国・地域 Country or region		1990年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
日本[1]	JPN	284	209	118	90	74	47	51	50	46
アメリカ[2]	USA	44	31	39	29	19	14	17	22	23
カナダ[3]	CAN	579	328	377	381	294	266	298	260	150
イギリス[4]	GBR	630	235	212	194	146	133	130	116	158
ドイツ[5]	DEU	777	361	67	48	938	—	—	—	
フランス[6]	FRA	1,790	2,066	1,427	1,105	745	785	699	—	
イタリア[7]	ITA	1,094	545	966	746	616	710	745	654	549
スウェーデン[8]	SWE	126	36	2	20	10	11	9	14	9
ロシア[9]	RUS	260	8,856	817	291	80	67	5,933	2,575	8
香港[10]	HKG	15	9	5	1	0	1	2	1	3
韓国[11]	KOR	322	88	250	235	322	320	462	287	138
マレーシア[12]	MYS	17	13	11	13	4	2	—	—	
タイ	THA	9	39	13	5	6	5	2	9	
インドネシア	IDN	61	276	273	174	220	161	—	—	
フィリピン[13]	PHL	183	94	60	43	36	38	25	26	12
インド[14]	IND	1,825	1,066	771	674	579	552	477	456	460
オーストラリア[15]	AUS	1,193	643	698	675	766	643	691	501	222
ニュージーランド[16]	NZL	137	69	21	42	46	28	34	60	
ブラジル[17]	BRA	1,846	1,056	532	439	281	333	304	—	

労働争議参加人員/Number of workers involved　（千人/thousand people）

国・地域 Country or region		1990年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
日本[1]	JPN	84.3	37.5	15.3	12.2	7.0	4.4	7.0	4.1	5.8
アメリカ[2]	USA	184.9	191.5	393.7	99.1	45.9	129.2	173.3	99.7	73.5
カナダ[3]	CAN	270.5	149.2	143.6	220.5	168.0	79.5	259.8	197.7	41.5
イギリス[4]	GBR	298.2	174.0	183.2	179.9	942.9	150.6	292.7	92.6	713.3
ドイツ[5]	DEU	257.2	183.3	7.4	60.9	428.3	39.7	101.4	17.1	168.7
フランス[6]	FRA	18.5	43.5	210.7	118.6	66.7	62.5	60.4	—	
イタリア[7]	ITA	1,634	445	687	1,125	5,442	2,561	709	961	417
スウェーデン[8]	SWE	73.2	125.5	0.2	9.8	0.7	80.5	2.4	0.6	1.7
ロシア[9]	RUS	99.5	489.4	31.0	13.0	3.9	5.7	195.5	84.6	1.2
香港[10]	HKG	1.5	1.3	0.4	0.1	0.0	0.3	0.1	0.2	0.1
韓国[11]	KOR	133.9	49.7	178.0	88.5	93.9	137.2	185.0	117.9	131.4
マレーシア[12]	MYS	98.5	1.7	3.0	2.2	0.5	—	—	—	
タイ	THA	4.3	16.8	6.0	0.5	1.9	3.6	0.2	2.6	
インドネシア	IDN	31.2	126.9	126	110	97	68	—	—	
フィリピン[13]	PHL	68.4	54.4	21.4	7.9	18.2	10.0	11.2	8.5	1.4
インド[14]	IND	1,308	990	1,418	688	1,079	1,816	2,072	2,914	1,809
オーストラリア[15]	AUS	729.9	344.3	325.4	225.7	159.7	275.6	193.8	228.3	122.7
ニュージーランド[16]	NZL	50.0	32.0	2.6	22.0	23.3	5.1	6.1	17.8	
ブラジル[17]	BRA	14,243	2,278	3,579	3,837	1,241	1,264	1,289	—	

第7-3表　労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数（続き）
Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days not worked (*cont.*)

労働損失日数/Number of days not worked　（千日/thousand days）

国・地域 Country or region		1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
日本[1]	JPN	144.5	77.0	35.1	29.1	12.3	6.7	9.8	5.6	7.9
アメリカ[2]	USA	5,926	5,771	20,419	1,151	660	4,077	1,017	1,348	2,721
カナダ[3]	CAN	5,079	1,583	1,662	2,199	3,034	1,736	3,225	4,149	813
イギリス[4]	GBR	1,903	415	499	525	1,323	499	905	157	755
ドイツ[5]	DEU	363.5	247.5	10.8	26.8	310.1	163.3	50.7	18.6	428.7
フランス[6]	FRA	528.0	783.8	581.4	462.6	248.1	223.8	193.4	－	
イタリア[7]	ITA	5,181	909	884	1,026	4,861	1,962	699	907	450
スウェーデン[8]	SWE	770.4	627.3	0.3	11.1	0.8	627.1	15.3	0.6	2.0
ロシア[9]	RUS	207.7	1,367.0	236.4	47.1	29.1	29.5	210.9	85.9	9.8
香港[10]	HKG	3.5	1.0	0.9	0.8	0.0	0.2	0.4	0.1	0.1
韓国[11]	KOR	4,487	393	1,894	1,083	1,580	1,299	1,199	848	1,201
マレーシア[12]	MYS	302.0	4.9	6.1	5.6	1.6	－	－	－	
タイ	THA	71.6	219.9	250.2	6.1	23.9	24.1	0.5	45.9	
インドネシア	IDN	262	1,300	1,281	1,165	769	643	－	－	
フィリピン[13]	PHL	1,345	584	319	206	358	150	53	123	42
インド[14]	IND	24,086	16,290	28,763	23,767	26,586	30,256	23,866	29,665	22,174
オーストラリア[15]	AUS	1,377	548	469	393	259	439	380	241	133
ニュージーランド[16]	NZL	330.9	53.4	11.5	54.4	34.4	19.4	6.2	30.0	
ブラジル[17]	BRA	17	22,160	225,000	828,380	49,673	294,319	150,184	－	

資料出所　日本：厚生労働省（2007）「平成18年労働争議統計調査」
インドネシア：厚生労働省（2007）「2005～2006年海外情勢白書」
その他：ILO（2007）*Yearbook of Labour Statistics 2006*, LABORSTA（http://laborsta.ilo.org/）2007年9月現在

（注）
1）件数は半日に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
2）1,000人未満の争議，1日に満たない争議を除き，件数及び参加人員は当該年に開始された争議。
3）半日以上継続し，かつ，労働損失日数が10労働日以上の争議。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
4）労働損失日数が100労働日を超える場合には，1日に満たない争議，10人未満の争議，10人未満の争議も含む。件数は政治的ストを除く。
5）件数、参加人員及び労働損失日数は1990年は，旧西ドイツ地域。労働損失日数が100労働日を超える場合は1日に満たない争議も含む。1995年以降は公共部門を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
6）局所的紛争（一企業レベルの争議），農業及び公務を除く。争議件数は事業所単位。参加人員は月ごとの平均争議参加人員から算出。
7）労働損失日数は1日7時間労働を基準として計算。
8）8時間未満の争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
9）1日に満たない争議を除く。
10）労働損失日数が100労働日を超える場合には，1日に満たない争議，10人未満の争議も含む。公共部門を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
11）参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
12）ストライキのみ。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
13）1日に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
14）件数は政治及び同情ストを除き，10人未満の争議を除く。
15）件数は労働損失日数が10労働日に満たない争議を除く。1995年以降は新しい産業分類による数値。参加人員は争議に関係した企業の全雇用者数。
16）件数は，労働損失日数が10日に満たない争議を除く。労働損失日数は1日8時間を基準として計算。
17）ストライキのみ。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。

第7-4表　労災被災者数（うち死亡者）・労働損失日数

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost

（千人/thousand people)(千日/thousand days）

国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
日本 JPN									
労災死傷者数[a)]	207.6	165.0	134.5	134.1	126.4	126.1	123.1	120.4	121.4
うち死亡者数[b)]	2.6	2.4	1.9	1.8	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5
労働損失日数[c)]	—	—	—	—	—	—	—		
アメリカ[1)] USA									
労災死傷者数	3,126.7	2,773.9	2,592.9	2,415.3	—	1,321.5	1,265.1	1,240.4	
うち死亡者数	2.9	6.3	5.9	5.9	5.5	5.6	5.8	5.7	
労働損失日数	64,746	—	—	—	—	—	—	—	
カナダ[2)] CAN									
労災死傷者数	594.9	411.2	393.4	374.1	360.1	349.8	341.4	339.0	
うち死亡者数	0.9	0.7	0.9	0.9	0.9	1.0	0.9	1.1	
労働損失日数	18,500	16,585	16,607	16,490	16,471	—	—		
イギリス[3)] GBR									
労災死傷者数	184.0	150.3	165.5	161.7	159.8	164.9	155.2	151.1	
うち死亡者数	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
労働損失日数	—	—	—	—	—	—	—	—	
ドイツ[4)] DEU									
労災死傷者数	1,672.4	1,814.0	1,513.7	1,395.6	1,306.8	1,142.8	1,088.7	1,029.5	
うち死亡者数	1.6	1.6	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9	0.9	
労働損失日数	—	—	—	—	—	—	—	—	
フランス FRA									
労災死傷者数	761.0	672.2	744.2	738.2	760.7	721.9	692.6	—	
うち死亡者数	1.2	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	—	
労働損失日数	26,542	26,021	30,684	31,898	35,124	36,097	35,097	—	
イタリア[5)] ITA									
労災死傷者数	923.0	657.4	652.9	625.0	594.1	589.1	577.9	556.4	534.3
うち死亡者数	1.4	1.1	1.2	1.1	0.9	1.0	0.9	0.9	0.9
労働損失日数	22,728	13,067	15,595	14,522	13,658	13,568	13,475	13,109	13,115
スウェーデン[6)] SWE									
労災死傷者数	87.2	33.7	39.3	37.5	37.7	34.5	32.6	31.7	
うち死亡者数	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
労働損失日数	—	874	1,355	1,696	1,597	1,505	1,211		
ロシア RUS									
労災死傷者数	432.4	270.7	151.8	144.7	127.7	106.7	87.8	77.7	73.3
うち死亡者数	8.4	7.2	4.4	4.4	3.9	3.5	3.3	3.1	2.9
労働損失日数	10,154	7,231	4,295	4,111	3,680	3,259	2,755	2,499	2,316
中国[7)] CHN									
労災死傷者数	—	28.5	15.7	16.7	18.7	—	—	—	
うち死亡者数	—	20.0	11.7	12.6	14.9	—	—	—	
労働損失日数	—	—	—	—	—	—	—	—	
香港[8)] HKG									
労災死傷者数	94.9	59.4	58.1	53.7	47.0	42.0	44.0	44.3	
うち死亡者数	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
労働損失日数	754	615	530	535	491	412	421	408	
韓国[9)] KOR									
労災死傷者数	30.0	—	—	—	—	—	—	—	
うち死亡者数	2.2	—	1.4	1.3	1.3	1.4	1.4	1.3	1.2
労働損失日数	43,588	—	—	—	—	—	—	—	
シンガポール SGP									
労災死傷者数	4.9	3.9	3.5	3.8	3.4	3.2	3.3	3.4	9.3
うち死亡者数	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1
労働損失日数	104	88	49	55	48	48	51	51	179

第7-4表　労災被災者数（うち死亡者）・労働損失日数（続き）

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost (*cont.*)

（千人/thousand people)(千日/thousand days）

国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
マレーシア[10] MYS									
労災死傷者数	121.1 |	105.8	95.0	85.9	81.8	—	—	—	
うち死亡者数	0.4 |	0.8	1.0	1.0	0.9	—	—	—	
労働損失日数	—	1,316	2,038	2,303	1,707	—	—	—	
タイ[11] THA									
労災死傷者数	80.1 |	216.3 |	50.7	50.7	53.1	57.0	57.6	58.5	
うち死亡者数	0.6 |	1.0	0.6	0.6	0.7	0.8	0.9	1.4	
労働損失日数	—	—	—	—	—	—	—	—	
インドネシア[12] IDN									
労災死傷者数	4.6	14.2	—	—	—	—	—	—	
うち死亡者数	1.1	0.9	—	—	—	—	—	—	
労働損失日数	162	—	—	—	—	—	—	—	
フィリピン PHL									
労災死傷者数	40.9	48.7 |	26.5	—	21.8	23.3	—	—	
うち死亡者数	0.7	0.3 |	0.2	—	0.3	0.2	—	—	
労働損失日数	381	357 |	203	—	319	156	—	—	
インド[13] IND									
労災死傷者数	1.6	1.4	1.1	1.2	0.9	1.0	1.4	1.4	1.1
うち死亡者数	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
労働損失日数	1,045	—	—	—	—	—	—	—	
オーストラリア[14] AUS									
労災死傷者数	—	139.1	127.2	123.5	119.1	109.5	106.9	—	
うち死亡者数	—	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	—	
労働損失日数	—	1,021	4,268	6,554	6,012	5,257	4,223	—	
ニュージーランド[15] NZL									
労災死傷者数	49.1 |	28.0	20.5	22.8	24.7	25.7	26.1	23.1	23.9
うち死亡者数	0.1 |	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
労働損失日数	—	2,056	1,352	1,475	1,607	1,699	1,695	1,127	1,214
ブラジル[16] BRA									
労災死傷者数	693.6	422.3	326.1 |	—	—	—	—	—	
うち死亡者数	5.4	4.0	2.5 |	—	—	—	—	—	
労働損失日数	—	—	—	—	—	—	—	—	

a) Total number of workers fatally and non-fatally injured as a result of occupational accidents; b) number of workers fatally injured, where death occurred; c) number of days lost by cases of occupational injury.

資料出所　日本:2005年, 2006年数値のみ厚生労働省(2007)「平成18年労働災害発生状況」
その他:ILO LABORSTA(http://laborsta.ilo.org/) 2007年9月現在

(注)
1) 職業病を含む。1990年は労働者数11人以上の企業。1995年以降の被災者数は死亡者を含まない。
2) 職業病を含む。
3) 雇用者の数値。交通事故を除く。4月から翌年3月までの数値。
4) 通勤災害を除く。
5) 通勤災害を含む。被災者数は3日以上休業した者の数。労働損失日数は休業の最初の3日を除く補償対象となった日数。
6) 雇用者の数値。被災者数は労働時間の損失を伴わない歯科災害を含む。
7) 国有企業のみ。
8) 通勤災害, 職業病を含む。
9) 通勤災害, 職業病を含む。被災者数は労働時間の損失を伴わない4日以上の医療を受けたものを含む。
10) 通勤災害, 職業病を含む。
11) 通勤災害, 職業病を含む。1990年は労働日の損失のない事例も含む。
12) 通勤災害を含む。
13) 被災者数, 死亡者数は建設業のもの。
14) 職業病を含む。当該年に終了する会計年度の数値。
15) 通勤災害, 職業病を含む。1990年は4月から翌年3月までの数値。1995年以降は7月から翌年6月までの数値。労働日の損失のない事例も含む。
16) 通勤災害, 職業病を含む。

第7-5表　労働災害の度数率

Table 7-5: Incidence rates of occupational accidents

日本　JPN

度数率[1)] Incidence rates	1995 年/Year	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
調査産業計[2)]								Total industries surveyed
事業所規模（常用雇用者数）								Establishment size＝number of regular employees (persons)
100+	1.88	1.82	1.79	1.77	1.78	1.85	1.95	1.90
30-99	3.94	3.52	3.70	3.51	3.40	3.89	3.34	2.95
総合工事業[3)]								Contractors
	2.25	1.10	1.61	1.04	1.61	1.77	0.97	1.55

資料出所　厚生労働省（2007）「平成18年労働災害動向調査」

（注）　1）「度数率」とは，100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で，災害発生の頻度を表す。
度数率＝（労働災害による死傷者数／延実労働時間数）×1,000,000
「労働災害」とは，労働者が業務遂行中に起因して受けた休業1日以上の負傷または疾病（ただし，疾病は，いわゆる災害性疾病に限り，業務上の疾病であっても，食中毒，伝染病及び疾病の発生が遅発性のものは除く）及び死亡をいう。なお，通勤災害による負傷，疾病及び死亡は除く。

2）調査産業計には総合工事業は含まない。総合工事業とは，労働者災害補償保険の概算保険料が100万円以上又は工事の請負金額が1億2,000万円以上の工事現場である。

3）事業所規模100人以上。

アメリカ　USA

度数率 Incidence rates	1995 年/Year	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
産業計 Total private industries surveyed[3)]	8.1	6.1	5.7	5.3	5.0	4.8	4.6	4.4

資料出所　U.S.Bureau of Labor Statistics（2006）*Workplace Injuries and Illness*

（注）　1）フルタイム労働者100人の年間延労働時間（20万労働時間＝100人×40h×50週）当たりの傷病者数（死亡者数は含まない）の比率。
算出方法（負傷者数／延労働時間数）×200,000（＝100人×40h×50週）

2）傷病者数は，休業1日以上の負傷者をいう。

3）調査対象は1人以上の労働者を雇用している事業所が対象である。
（ただし，農業生産のみ11人以上の労働者を雇用している事業所が対象）

第7-6表　労使紛争処理制度
Table 7-6: Labour dispute resolution mechanisms

＜紛争処理制度の全体像の概要＞

	日本	アメリカ	イギリス[1)]
司法機関	・通常裁判所 ※労働事件を扱う特別の裁判所はない。	・通常裁判所(連邦及び州) ※労働事件を扱う特別の裁判所はない。	・雇用審判所 ・通常裁判所 ※契約違反，不法行為等コモンローに関する労働事件を扱う。
行政機関	・中央労働委員会・都道府県労働委員会 ※不当労働行為の審査・救済，労働争議の調整等を行う(集団的労働紛争)。 ※都道府県労働委員会の中には，個別労働紛争のあっせん等を行うものがある。 ・都道府県労働局における個別労働紛争解決制度 ※情報の提供，相談その他の援助，労働局長による助言・指導，紛争調整委員会によるあっせんを行う(男女雇用機会均等法の紛争に関して特例あり)。 ・都道府県・市町村 ※各地の地方公共団体において，相談を受付，情報提供，助言等を行っている。	・全国労働関係局(NLRB) ※不当労働行為事件の審査，救済等を行う。 ・連邦調停あっせん局(FMCS) ※労働争議の調整等を行う。 ・雇用機会均等委員会(EEOC) ※雇用差別事件の調整による解決，訴追等を行う。 ・その他各州の機関等 ・連邦労働省 ※公正労働基準法に基づく監督等を行う。	・助言・あっせん・仲裁局(ACAS) ※労使等に対する助言，個別紛争及び集団紛争のあっせん，不公正解雇事件の仲裁等を行う。 ※雇用審判所に申し立てられた事件については，まずACASによるあっせんが試みられる。 ・中央仲裁委員会(CAC) ※集団紛争の仲裁等を行う。 ・雇用機会均等委員会(EOC) ※性差別事件に関する助言・指導，是正勧告等を行う。 ・人種平等委員会(CRE) ※人種差別事件に関する助言・指導，是正勧告等を行う。 ・その他(障害者権利委員会(DRC)等)
私的手続	・企業内における自主的解決の仕組み等 ※上司に対する相談等 ※苦情処理機関，労使協議，各種相談窓口等 ※団体交渉，労働争議等 ・その他 ※弁護士会，労使団体，社会保険労務士会等において労働相談等を行っている。	・仲裁(労働協約，個別契約) ※基本的には仲裁判断が終局的な判断となり，司法審査は排除される。 ・その他(調停，企業内の苦情処理手続，オンブズパーソン等)	・企業内の苦情処理制度(労働協約，就業規則等) 企業内の苦情処理について，制定法により次の3段階(標準手続の場合)の手続の導入。 (1)従業員からの書面による苦情の申出 (2)使用者によるミーティングの実施・苦情処理に関する決定の通知 (3)決定に対する従業員からの異議申立て ※従業員は，(1)の手続を経ないと雇用審判所への申立てができない。 ※手続に従っていなかった当事者については，雇用審判所での補償金の増減という不利益が課せられる。 ・その他

＜紛争処理制度の全体像の概要＞

	ドイツ	フランス
司法機関	・労働裁判所	・労働審判所 通常裁判所（大審裁判所，小審裁判所） ※集団的労働事件等を扱う。
行政機関	・営業監督署 ※安全衛生や労働災害の監督を行うが，賃金や労働事件等の労働条件に関する監督は行っていない。	・全国調停委員会，地方調整委員会 ※集団的な労使紛争の調停を行う。 ・労働監督官 ※労働条件の監督を行うが，事実上の紛争調停機能を果たしているとされる。
私的手続	・調停委員会（企業内で設置。労働協約） ※集団的な労使交渉の調停を行う。 ・仲裁委員会（企業内で設置。経営組織法に基づく） ※企業内の従業員代表組織と使用者の間の集団的な利益紛争を扱う。 ・経営協議会（従業員代表組織）による苦情処理等	・企業内の労働者代表制度（従業員代表委員及び組合代表委員） ※個々の労働者の苦情処理を行う。 ・その他

第7-6表　労使紛争処理制度（続き）

Table 7-6: Labour dispute resolution mechanisms (*cont.*)

＜裁判制度の概要＞

	日本	アメリカ	イギリス[1)]
機関	・通常裁判所	・通常裁判所（連邦裁判所及び州裁判所）	・雇用審判所（ET：Employment Tribunal）
管轄	労働事件を扱う特別な裁判所はない。ただし，労働審判（個別労働関係民事紛争について当事者間の権利関係を踏まえつつ事案の実情に即した解決をするために必要な審判）を行う手続（労働審判手続）に係る事件（労働審判事件）の管轄は，地方裁判所。	(1) 連邦裁判所 連邦法に関する紛争及び州籍相違の紛争を扱う。 (2) 州裁判所 各州の労働立法に関する紛争及びコモンローに関する不法行為，契約違反等の紛争を扱う。なお，通常は連邦法についても管轄権を有している。	・特定の制定法の下での権利に関する労働関係民事紛争（不公正解雇，賃金関係，差別，剰員整理等）を扱う。 ・雇用の終了に関する損害賠償事件についても，訴額2万5千ポンド未満の紛争は雇用審判所にも管轄権がある。 （参考）通常裁判所が管轄する労働関係事件 ・契約違反，不法行為に基づく損害賠償請求等コモンローに関する事件 ※県裁判所：訴額5万ポンド未満 ※高等法院：訴額5万ポンド以上等
審級制度	第一審： 地方裁判所（請求額が140万円以下の場合簡易裁判所で，控訴審等に違いあり） 第二審：高等裁判所 最終審：最高裁判所	(1) 連邦裁判所 第一審：連邦地方裁判所 控訴審：連邦控訴裁判所 最終審：連邦控訴裁判所 (2) 州裁判所 ※州によって制度は異なるが，一般的には三審制である。	第一審：雇用審判所 控訴審：雇用控訴審判所 （EAT：Employment Appeal Tribunal） ※原則として法律問題のみを取り扱う 第三審：控訴院 ※法律問題のみを取り扱う。 最終審：貴族院 ※法律問題のみを取り扱う。 （注意）控訴院及び貴族院は通常の司法裁判所である。
組織	労働審判手続については次のとおり。 ・構成 労働審判官（地裁の裁判官）1名と労働審判員（労働関係に関する専門的な知識経験を有する者）2名で組織する労働審判委員会で労働審判手続が行われる。	労働事件を扱う特別な裁判所はない。	【雇用審判所】 ・構成 職業裁判官（審判長）1名と非職業審判官（素人審判官：lay member）2名（労使各1名）で構成される。 【雇用控訴審判所】 ・構成 職業裁判官（審判長）1名と素人裁判官2名（労使各1名）で構成される。 ※特に重要な事件の場合には，素人裁判官4名（労使各2名）となる場合もある。

＜裁判制度の概要＞

	ドイツ	フランス
機関	・労働裁判所(Arbeitsgericht)	・労働審判所(Conseil de prud'hommes)
管轄	・個別的及び集団的労使関係から生ずる民事紛争を専属的に管轄する。労働裁判所の手続には，判決手続と決定手続があり，それぞれの手続で扱う事件には次のようなものがある。 (1) 判決手続[2)] a. 雇用関係に関する個別的紛争 ※個別の労働者と使用者の間の雇用関係から発生する紛争(賃金，年休等) ※雇用関係の存否に関する紛争(解雇等) ※雇用関係に関する不法行為事件等 b. 労働協約に関する集団的紛争 ※労働協約から生ずる協約当事者間等での紛争 ※協約当事者間等における不法行為事件(違法争議に伴う損害賠償等) (2) 決定手続 a. 経営組織法上の紛争及び企業共同決定に関する紛争 ※経営協議会の共同決定の効力に関する紛争，監査役会の労働者代表選出に関する紛争等 b. 協約締結権限と協約管轄を巡る紛争	・労働契約に関して発生する個別的な民事紛争(解雇，契約の存在確認，賃金・諸手当の支払い請求等)を扱う。 ・集団的紛争であっても個々の労働者が当事者となるものは，労働審判所で扱われる。 (参考)労働審判所以外の裁判所が管轄する労働関係事件 ・行政裁判所：労働関係の行政処分に対する不服の申立て等 ・通常裁判所：組合代表委員の任免等に関する訴訟(小審裁判所)，違法争議等による損害賠償請求等の集団的な民事紛争(訴額に応じて大審裁判所又は小審裁判所が管轄する。)等
審級制度	第一審：労働裁判所 控訴審：州労働裁判所 ※控訴できるのは，訴額が600ユーロ以上の事件，第一審判決が控訴を許容している事件，解雇事件等に限られる。 最終審：連邦労働裁判所 ※法律問題のみを取り扱う。 ※上告できるのは，第二審判決が控訴を許容している事件，第二審判決が連邦労働裁判所の判例と異なる事件等に限られる。 ※第二審判決の行った上告の不許可に対する抗告を連邦労働裁判所が認めた場合にも上告できる。	第一審：労働審判所 控訴審：控訴院(社会部) ※訴額が一定額以下の場合は，破棄院への上訴のみ可 最終審：破棄院(社会部) ※法律問題のみを取り扱う。 (注意)控訴院及び破棄院は通常の司法裁判所である。
組織	【労働裁判所】 (1) 設置：第一審の裁判所として，各州において設置される。 (2) 構成：職業裁判官(裁判長)1名と非職業裁判官(名誉職裁判官)2名(労使各1名)で構成される。 【州労働裁判所】 (1) 設置 控訴審の裁判所として，各州において設置される。 (2) 構成 職業裁判官(裁判長)1名と名誉職裁判官2名(労使各1名)で構成される。 【連邦労働裁判所】 (1) 小法廷 10の法廷を置き，扱う事件の種類を分担している。 ※職業裁判官(裁判長を含む。)3名 ※名誉職裁判官2名(労使各1名) (2) 大法廷 ※職業裁判官(連邦労働裁判所長官を含む。)6名 ※名誉職裁判官4名(労使各2名)	【労働審判所】 (1) 業種ごとの部 以下の5つに分かれており，事件の担当部は，使用者の属する業種によって決定される。 a. 管理職部，b. 工業部，c. 商業・サービス業部，d. 農業部，e. 雑職業部：a～d以外の業種を担当 (2) 調停部・判決部 (1)の各部ごとに，調停部及び判決部が置かれている。 a. 調停部：調停手続を担当 ※審判官2名(労使各1名) b. 判決部：判決手続を担当 ※審判官4名(労使各2名) (3) 急速審理部 仮処分や判決の仮執行を担当する部署として置かれている。 ※審判官2名(労使各1名) (注意)労働審判所には，職業裁判官はおらず，労使から選出される非職業裁判官のみで構成される。

第7-6表　労使紛争処理制度（続き）
Table 7-6: Labour dispute resolution mechanisms (*cont.*)

＜裁判官＞

	日本	アメリカ	イギリス[1)]
種類・選任方法	労働審判官及び労働審判員については次のとおり。 【労働審判官】 ・地方裁判所が当該地方裁判所の裁判官の中から指定する。 【労働審判員】 ・労働関係に関する専門的な知識経験を有する者で原則68歳未満のものの中から，最高裁判所が任命する。	労働事件を扱う特別な裁判所はない。	【職業審判官】 (1) ET 7年以上の実務経験を有する法律家（ソリシター又はバリスター）の中から大法官によって任命される。 (2) EAT 高等法院及び控訴院の裁判官の中から大法官によって任命される。 【素人審判官】 (1) ET 労使団体との協議を経た後，国務大臣によって任命される。 (2) EAT 労使関係に関する特別な知識経験を有する者で，国務大臣と大法官が共同で推薦した者が女王によって任命される。
任期・身分等	労働審判員については次のとおり 【労働審判員】 (1) 任期 2年。再任可。 (2) 身分 裁判所の非常勤職員。 (3) 報酬 手当，旅費等が支給される。 (4) 決議等 労働審判手続は，労働審判官が指揮するが，労働審判委員会の決議は，過半数の意見による（労働審判官と同等の決議権）。 (5) 研修 地方裁判所において研修が行われるほか，多くの労働審判員が（社）日本労使関係研究教会の個別労働紛争解決研修を受講。	労働事件を扱う特別な裁判所はない	【素人審判官】 (1) 研修 任命時及び6か月ごとに研修が実施される。 (2) 権限 職業裁判官と同一である。

＜裁判官＞

	ドイツ	フランス
種類・選任方法	【職業裁判官】 (1) 第一審 労使団体の代表者，労働裁判所当局が加わる委員会との協議を経た後，州最高官庁（州労働大臣等）の推薦に基づいて任命される。 (2) 第二審 労使団体の意見を聴取した上で任命される。 (3) 連邦労働裁判所 連邦労働社会省と裁判官選考委員会（州労働大臣全員と連邦議会選出委員で構成）の共同提案に基づき，連邦大統領によって任命される。 【名誉職裁判官】 (1) 第一審及び第二審 管轄区域内の労使団体が提出する候補者リストの中から，少数派にも公正に考慮して，州労働大臣が任命する。 ※被選出資格は，労働裁判所の場合は25歳以上の者，州労働裁判所の場合は30歳以上の者である。 (2) 連邦労働裁判所 労使団体が提出する候補者リストの中から，少数派にも考慮して，連邦労働社会大臣が任命する。 ※被選出資格は，35歳以上の者である。	【審判官】 労働者及び使用者による直接選挙で選出される。 (1) 選挙権 一定の職業に従事している等の要件を満たす16歳以上の労働者及び使用者 (2) 被選挙権 労働審判所の選挙人名簿に登録されている等の要件を満たす21歳以上の者 (3) 選挙制度 労使団体が作成する部ごとの候補者リストに対する投票による比例代表制 ※使用者は，労働者が投票のために職場を離れることを認めなければならず，その間の賃金を減額してはならない。
任期・身分等	【名誉職裁判官】 (1) 任期 5年。再任可。 (2) 身分 非職業裁判官であって，非常勤である。 (3) 報酬 時間手当，旅費，必要経費等が支給される。 (4) 身分保障 その活動を妨げられず，また，その活動を理由とした不利益取扱は禁止される。 (5) 権限 職業裁判官と同一である。	【審判官】 (1) 任期 5年。再任可。 (2) 身分 非職業裁判官（国家公務員ではない。） (3) 報酬 無償。旅費の支給あり。 (4) 身分保障 使用者は，審判官の職務の遂行に必要な時間を与えなければならず，その間の賃金を減額してはならない。また，労働監督官の許可がなければ解雇されることはない。 (5) 研修 国は研修を実施し，審判官には任期中に6週間の研修休暇が与えられる。

第7-6表　労使紛争処理制度（続き）
Table 7-6: Labour dispute resolution mechanisms (*cont.*)

＜審理＞

	日本	アメリカ	イギリス[1)]
手続	一般の民事訴訟の手続による。ただし，労働審判手続については次のとおり。 【労働審判手続の主な流れ】 (1) 申立 ※趣旨及び理由を記載した書面による。 (2) 相手方による答弁書の提出 (3) 審理 ※原則3回以内の期日で審理を終結。 (4) 調停の試み ※調停の成立による解決の見込みがある場合，審理の終結までに調停を行う。 ※調停が成立すれば，終了。 (5) 労働審判 ※審理の結果認められる当事者間の権利関係及び労働審判手続の経過を踏まえて，労働審判を行う。 ※主文及び理由の要旨を記載した審判書の作成又はすべての当事者が出頭する労働審判手続の期日において主文及び理由の要旨を口頭で告知。 ※受諾：労働審判の確定（裁判上の和解と同一の効力） 【労働審判制度の手続上の特徴】 (1) 個別労働関係紛争についての手続 (2) 裁判所での手続 ※不出頭に対する制裁（過料）あり。 ※審判に法律上の和解と同一の効力。 (3) 労働関係の専門的知識経験を有する者（労働審判員）の参加する手続 (4) 非訴事件としての手続 (5) 迅速・簡易な手続 ※原則3回以内の期日で審理を終結。 ※口頭主義，直接主義。 (6) 審判の効力と訴訟移行 ※労働審判に対し適法に異議の申立てがあったときは，労働審判手続の申立て時に訴えの提起があったものとみなす。	一般の民事訴訟の手続による。	【手続の主な流れ】 (1) 申立 ※定型の書式あり。手紙の郵送，ファックスによる送付も可。 (2) 被申立人による応訴書の提出 ※被申立人は，申立書の写しの受領後一定期間内に応訴書を提出しないと，以後の手続に参加できなくなる。 (3) ACASによるあっせんの前置 ※ETから申立書及び応訴書の写しがACASに送付されると，ACASは当事者間のあっせんを行う。 ※あっせん手続の際に出された事項は，相手方の合意がない限り，訴訟において証拠とすることはできない。 (4) 審理前の手続 ※審判所は，当事者の申立又は職権により，相手方に対して，事実・主張等を説明した書面の提出，文書の開示，証人の出頭等を命ずることができる（罰金による強制等あり）。 (5) 予備審理等 ※指示審理：複雑な事件について，審理の準備に必要な事項を指示し，審理に要する時間等を決定する（審判長単独で行う）。 ※審問前審査：勝訴の合理的な見込みの有無を判断するために行い，見込みがない場合には保証金の支払いを命ずることができる。 ※予備審理：訴訟を行う資格要件や提訴期限（解雇の場合3か月以内）を満たしているか否かを判断する。 (6) 審理 ※公開。対審。通常1～2日で終了。 ※両当事者が同意した場合には，素人審判官が1名でも審理を行える。 (7) 決定 結審後，口頭で言い渡され，書面は後日出される。 【手続上の特徴】 ・ACASによるあっせん前置。 ・ETは，厳格な法律主義よりも，よき労使関係の形成を目的とした常識的な解決を図るため，通常裁判所の訴訟における証拠の厳格なルールには拘束されない。 ・ETの決定（復職・再雇用，金銭補償等の命令）には強制力はなく，最終的には，金銭の支払いについて県裁判所の執行命令により執行されることとなる。

＜審理＞

	ドイツ	フランス
手続	【判決手続の主な流れ】 (1) 訴えの提起 ※事件類型ごとの簡易な定型訴状あり。 (2) 和解弁論の前置(第一審のみ) ※原則公開。職業裁判官により，原則最初の1期日で実施。 ※不調の場合は，直ちに訴訟弁論に移行するか，又は訴訟弁論の期日を指定する。 (3) 訴訟弁論の準備 裁判長は，準備書面の補充，説明等の提出を課すこと，官公庁等に対し情報提供を求めること，当事者本人の出頭を命ずること，証人等を弁論に呼び出すこと等の措置を執ることができる。 (4) 訴訟弁論 ※原則公開。可能な限り1回の期日で終了させる。 ※訴訟手続中を通じて和解によって終了させる努力義務を負っている。 (5) 判決 可能な限り弁論終了の期日に直ちに口頭で言い渡し，判決書は言渡し期日から3週間以内に作成・交付する。 【手続上の特徴】 ・ 和解弁論前置 ・ 職権進行主義 ※当事者が主張立証する弁論主義が原則だが，一般の民事裁判より裁判所の職権の強い部分がある。 ・ 口頭主義(口頭弁論が中心)，直接主義(法廷での弁論が中心) ※一般の民事裁判よりも徹底している。 ・ 迅速主義 ※迅速な処理を図るため，訴訟弁論が1回の期日で終了するようにするための準備措置，弁論終了後直ちに行う判決言渡し等が定められている。 ・ 解雇事件等についての特別な手続 ・ 優先的な処理を図るため，以下のような特則が定められている。 (1) 和解弁論は訴えの提起後2週間以内に行う。 (2) 和解弁論が功を奏しない場合には，和解弁論後2週間以上の相当な期間内に答弁書を提出するよう，被告に命ずる。 (3) 答弁書に対して書面で見解を示すために，原告に対して2週間以上の相当な期間を定めることができる。 (4) 時機に遅れて提出された攻撃防御方法は原則として認めない。	【手続の主な流れ】 (1) 申立(口頭の申立も可) (2) 調停の前置(調停部) ※非公開。原則として当事者本人に出廷義務。成立の場合は調停調書を作成(執行力あり) ※審判官2名(労使各1名)で行う。 (3) 判決部への移送 ※調停不調や被告が不出頭の場合 ※開廷期日までの間に裁判外の和解が成立することも多い。 (4) 事件が判決に熟していれば，直ちに判決 (5) 審理 ※公開。対審。口頭での主張。 ※審判官4名(労使各2名)で行う。 (6) 判決 【手続上の特徴】 ・ 調停前置 ・ 口頭による申立，主張が可能。 ・ 調停部による仮の措置 ※使用者が調停に出頭しない場合等において，調停部は，(1) 賃金台帳等の提出命令，(2) 賃金等の仮払い命令(債務の存在に重大な疑義がない場合。額の上限あり。)，(3) 証拠等の保全に必要な処分を，仮の措置として行うことができる。この処分に対する上訴は本案判決に関する上訴と同時にのみ行うことができる。 ・ 当事者間の手続契約 ※審判所によっては，調停手続段階で，原告の証拠準備期間，被告の反論準備期間を定める手続契約を当事者間で締結させた上で審判手続を行っている審判所がある。(手続契約が守られない場合，審判所は当該事件を抹消できるとされる。) ・ 報告審判官(1名又は2名) ※事件についての判断に資するため，証拠の収集や当事者・関係者の事情聴取等の調査を行い，担当部に報告する審判官。当該事件の担当部から任命される。

第7-6表　労使紛争処理制度（続き）
Table 7-6: Labour dispute resolution mechanisms (*cont.*)

＜審理＞（続き）

	日本	アメリカ	イギリス[1)]
仮処分等手続	一般の民事訴訟の手続による。	－	－
判決	一般の民事訴訟の手続による。ただし，労働審判手続の場合，労働審判委員会の決議は労働審判官・労働審判員の多数決による。	－	・審判官による多数決 ※素人審判官の評決権は職業審判官と同一である。
訴訟代理	一般の民事訴訟の手続による。ただし，労働審判手続の場合，本人申立てが可能で，代理人については弁護士を原則とするが，裁判所は，弁護士以外の者を代理人とすることを許可できる。	－	・本人申立が可能。 ・審判の代理人には，弁護士の他，労使団体の役員等がなることができる。
訴訟費用	一般の民事訴訟の訴訟費用による。ただし，労働審判手続の申立手数料は民事調停の申立手数料と同額（民事訴訟の手数料の半額）。	一般の民事訴訟の訴訟費用による。 ※ただし，公民権法に関する訴訟等では弁護士費用の敗訴者負担制度あり。	・原則として審判費用の負担なし。 ※濫訴の場合，勝訴の見込みなく手続を継続し敗訴した場合には，費用の支払いを命ぜられる。 扶助の適用はない。 ※ETの審判手続には，法律扶助の適用はない。

＜審理＞（続き）

	ドイツ	フランス
仮処分等手続	・民事訴訟法の規定に基づく仮処分手続がある。 ※集団紛争での利用が中心的とされる。	・急速審理部は，(1) 切迫した損害等の防止のために保全・原状回復措置を命ずること，(2) 債務の存在に重大な疑義がない場合に仮払いを命ずること等の仮処分手続や判決の仮執行手続を行う。 ※仮処分・仮執行の履行は，罰金による間接強制で確保される。
判決	・裁判官による多数決 名誉職裁判官の評決権は職業裁判官と同一である。	・審判官による多数決 ・ある争点について多数決で可否同数となった場合には，当該争点について，当該労働審判所の所在地を管轄する小審裁判所の職業裁判官が裁判長となって再審理を行った上で，改めて多数決により判決を下す。 ※再審理では，当事者は新証拠・新主張の提出が可能。
訴訟代理	・本人訴訟 一審：○　二審：×　三審：× ・弁護士以外の代理 一審：○　二審：○　三審：× ・弁護士代理 一審：○　二審：○　三審：○ ※弁護士以外の代理人としては，労使団体の代理人等（労働組合の権利保護書記等）が挙げられる。 ・訴訟費用を支弁できず，労使団体による訴訟代理を求めることもできない当事者に対しては，相手方が弁護士代理の場合，当該当事者の申立により，裁判長が弁護士を付することを命じる。	・本人訴訟が可能。 ・訴訟の代理人・補佐人には，弁護士の他，当事者と同一の職業に属する労働者又は使用者，当事者が所属する労使団体の代表者等がなることができる。
訴訟費用	・訴訟費用は低廉である。 ※他の訴訟手続よりも低廉。上限は500ユーロ。 ※和解により終結した場合は無料。 ・弁護士費用は，第一審では原告・被告の各自負担（一般の民事裁判では敗訴者負担）。第二審以上では敗訴者負担。	・訴訟費用は低廉である。 ※負担する費用としては，訴えの登録費，当事者呼出用の郵便費，判決送達費等がある。

資料出所　司法制度改革推進本部労働検討会（第13回，2003年1月10日）資料71をもとに，イギリスの私的手続について「企業内紛争システムの整備支援に関する調査研究－中間報告書－」（労働政策研究・研修機構，2007年）を参考に，また，日本について同検討会（第9回，2002年10月25日）資料55，菅野和夫他「労働審判制度－第2版－」（弘文堂，2007年）等により労働政策研究・研修機構作成。

（注）　1）イングランド及びウェールズにおける制度である。
　　2）判決手続において，解雇事件と差別事件については，迅速な処理を目的とする特別な手続がある。

8. 教育・職業能力開発

Education and Human Resources Development

8-1　高等教育機関への進学率

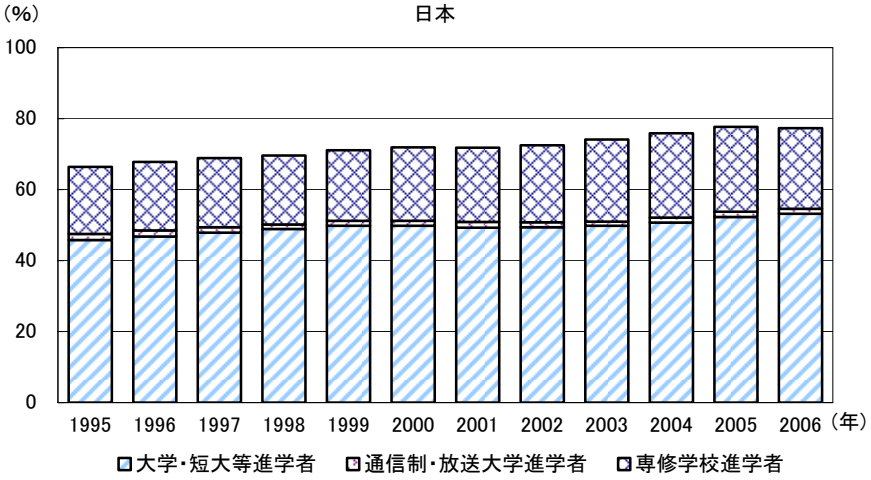

▸▸グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第8-1-1表　高等教育機関への進学率：日本(該当年齢18歳)」(p.240)参照。

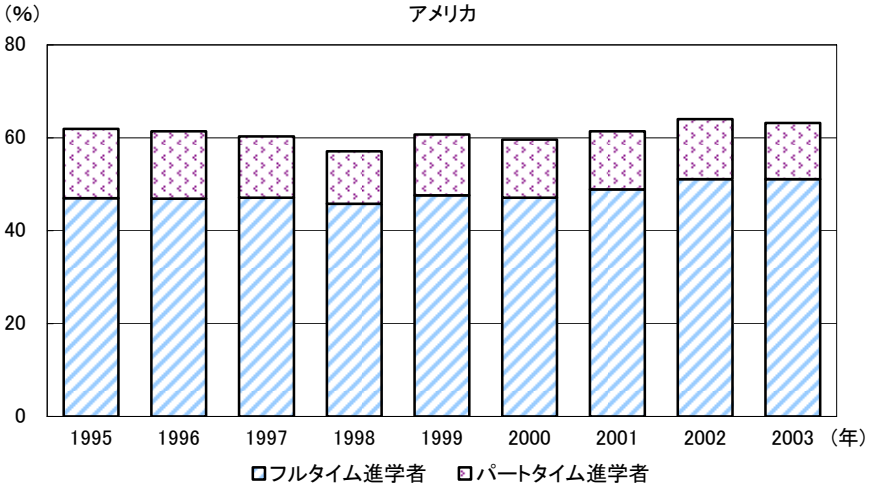

▸▸グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第8-1-2表　高等教育機関への進学率：アメリカ(該当年齢18歳)」(p.240)参照。

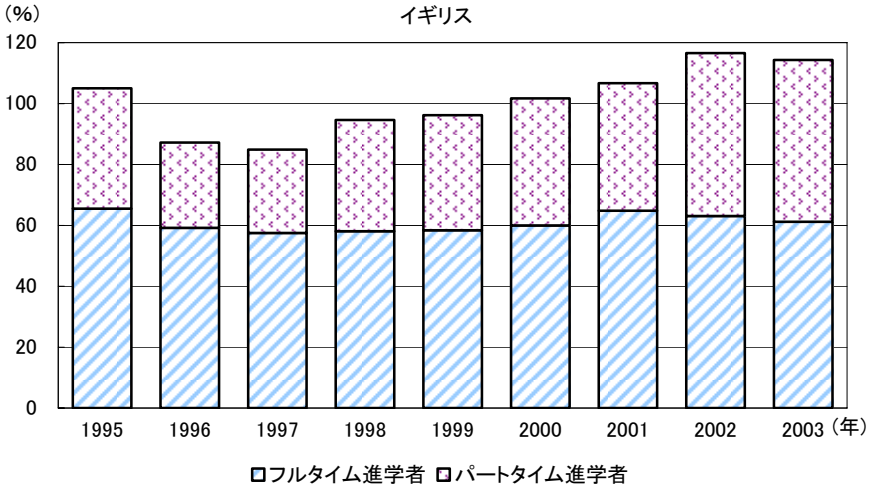

▸▸グラフの具体的な数値及び資料出所については,「第8-1-3表 高等教育機関への進学率:イギリス (該当年齢18歳)」(p.241)参照。

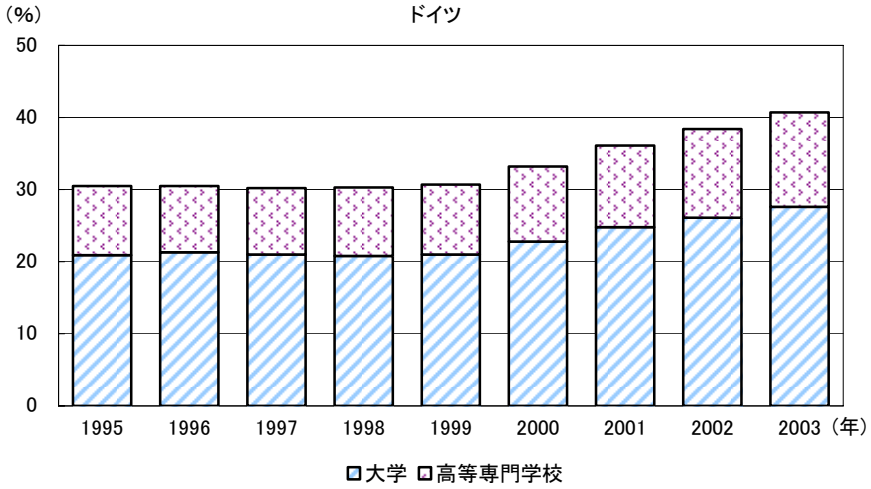

▸▸グラフの具体的な数値及び資料出所については,「第8-1-4表 高等教育機関への進学率:ドイツ(該当年齢19歳)」(p.241)参照。

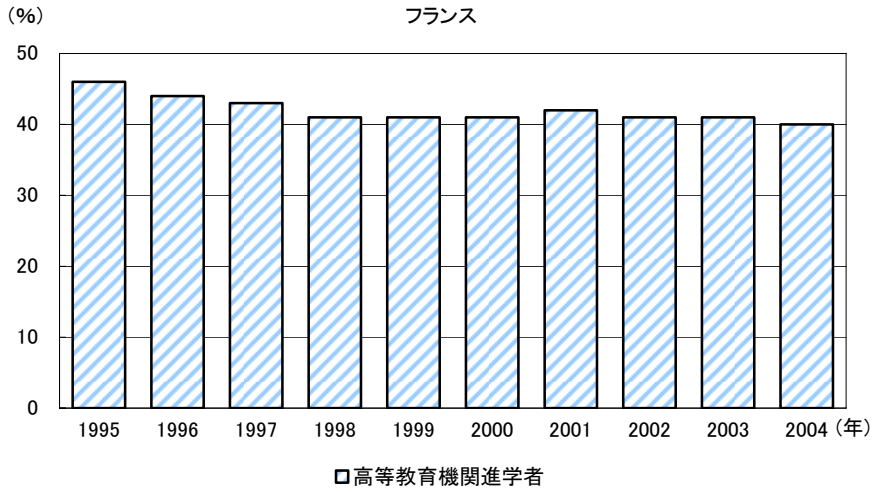

▸▸グラフの具体的な数値及び資料出所については,「第8-1-5表 高等教育機関への進学率:フランス(該当年齢18歳)」(p.242)参照。

高等教育機関への進学率の国際比較は，各国の教育制度が異なっているため容易ではない。(第8-2表の各国の学校系統図参照)。ただし，上のグラフをみると，各国とも概ね安定した推移となっていることが分かる。

日本の進学率は，1995年から2005年まで緩やかな上昇を続け，2006年になって0.4%ポイント低下した。アメリカの進学率は，1998年及び2000年に60%を割り込んだものの，その後持ち直している。イギリスの進学率は2002年以降急上昇しているが，これは，1992年の継続・高等教育法による教育制度改革の結果，大学数が増加し，進学率が急増したためである。ドイツの高等教育への進学率は近年上昇傾向にあるものの諸外国に比べて低水準であるが，ハウプトシューレや職業学校，職業上構学校など職業教育機関はここには含まれていないことに留意が必要である（「第8-2-4表 ドイツの学校系統図」参照)。また，フランスの進学率の算出基礎となった数値についても，複数の教育機関に登録されている者の数が未公表であること，通常の在学年齢以外の学生が相当数含まれていることに注意が必要である。

第8-1-1表　高等教育機関への進学率：日本（該当年齢18歳）

Table 8-1-1: Enrollment rates in higher education, Japan (at 18 years of age)

（%）

年 Year	大学・短大等進学者[1] Universities or junior colleges			通信制・放送大学進学者を含む[2] Including correspondence courses or University of the Air			専修学校(専門課程)入学者を含む[3] Including special course schools		
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
1995	43.9	47.8	45.8	45.5	49.6	47.5	63.4	69.6	66.4
1996	45.2	48.5	46.8	46.8	50.2	48.5	65.0	70.8	67.8
1997	46.8	49.1	47.9	48.1	50.7	49.4	66.3	71.6	68.9
1998	48.2	49.6	48.9	49.3	51.0	50.2	67.2	72.2	69.6
1999	49.7	49.9	49.8	50.9	51.4	51.2	69.0	73.4	71.1
2000	50.5	49.0	49.8	51.6	50.6	51.2	70.1	73.8	71.9
2001	49.8	48.7	49.3	51.1	50.7	50.9	69.4	74.2	71.8
2002	49.9	48.8	49.4	51.1	50.6	50.8	70.3	74.9	72.5
2003	50.8	48.6	49.8	51.8	50.1	51.0	72.5	75.7	74.1
2004	52.4	49.0	50.7	53.5	50.7	52.1	75.1	76.8	75.9
2005	54.4	50.1	52.3	55.5	51.9	53.8	77.1	78.3	77.7
2006	55.0	51.2	53.2	56.2	53.1	54.6	76.4	78.4	77.3

資料出所　文部科学省(2007)「平成19年版教育指標の国際比較」
進学率＝高等教育機関入学者数／該当年齢人口

(注)　1) 大学・短大等進学者は，大学学部・短期大学本科入学者及び高等専門学校第4学年の在学者である。
2) 通信制・放送大学進学者は，正規の課程への入学者である。
3) 該当年齢以外の進学者を含む。

第8-1-2表　高等教育機関への進学率：アメリカ（該当年齢18歳）

Table 8-1-2: Enrollment rates in higher education, USA (at 18 years of age)

（%）

年 Year	フルタイム進学者 Full-time students			パートタイム進学者を含む Including part-time students		
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
1995	42.8	51.4	47.0	55.8	68.2	61.9
1996	42.4	51.7	46.9	55.2	68.1	61.4
1997	42.5	52.0	47.1	54.1	66.9	60.3
1998	41.5	50.3	45.8	51.4	63.0	57.1
1999	43.4	52.1	47.6	54.9	66.8	60.7
2000	42.6	51.8	47.1	53.6	66.0	59.6
2001	44.0	54.1	48.9	54.8	68.4	61.4
2002	45.7	56.9	51.1	56.5	72.0	64.0
2003	45.6	56.9	51.1	55.7	71.1	63.2

資料出所　文部科学省(2007)「平成19年版教育指標の国際比較」

(注)　1) 高等教育進学者数は，2年制大学と4年制大学の入学者の合計（非学位取得課程を含む）である。該当年齢以外の入学者を含む。
2) フルタイム進学とは，通常の修業年限（又はその中での各段階）内に所定の科目について一定の単位数を取得する就学形態である。パートタイム就学とは，一定期間において，規定の履修量（取得すべき単位数）がフルタイム学生の75%未満である場合をいう。パートタイム就学の場合でも，所定の科目について単位を取得すれば学位が取得できる。

第8-1-3表　高等教育機関への進学率：イギリス（該当年齢18歳）

Table 8-1-3: Enrollment rates in higher education, UK (at 18 years of age)

（%）

年 Year	フルタイム進学者 Full-time students			パートタイム進学者を含む Including part-time students		
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
1995	64.1	67.0	65.5	99.7	110.7	105.0
1996	56.2	62.3	59.2	79.1	95.6	87.2
1997	53.7	61.6	57.5	75.8	94.5	84.9
1998	53.9	57.9	58.1	84.1	97.3	94.6
1999	53.4	63.6	58.4	83.0	110.0	96.2
2000	53.8	66.5	60.0	86.2	118.0	101.7
2001	58.6	71.4	64.8	90.9	123.1	106.7
2002	56.4	70.3	63.1	94.1	140.4	116.6
2003	53.9	68.9	61.2	90.5	139.5	114.3

資料出所　文部科学省（2007）「平成19年版教育指標の国際比較」

（注）1）進学者数は大学，高等教育カレッジの第1学位及び非学位課程，及び継続教育機関の高等教育課程の第1学年の在学者数の合計。公開大学入学者はパートタイム進学者に含まれる。該当年齢以外の進学者及び外国人学生(overseas students)を含む。1980年代後半から，当該進学年齢層の進学者に加え，成人学生（21歳以上）の進学者が急増している。

2）フルタイムとは全日の学習を前提とするコースで，パートタイムとは1日の一部あるいは週の数日を学習にあてるコースである。パートタイムはフルタイムと同じ資格・学位を取る場合，修業年齢限がフルタイムより長くなる課程である。

3）外国人学生（overseas students）は，入学前の主な居住地がイギリス以外の学生。イギリス国籍の扱いについては不明。

第8-1-4表　高等教育機関への進学率：ドイツ（該当年齢19歳）

Table 8-1-4: Enrollment rates in higher education, Germany (at 19 years of age)

（%）

年 Year	大学 Universities			高等専門学校 Technical colleges			計 Total		
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
1995	19.4	22.5	20.9	11.7	7.4	9.6	31.0	29.9	30.5
1996	19.9	22.8	21.3	11.1	7.2	9.2	31.0	30.0	30.5
1997	19.5	22.7	21.0	10.8	7.5	9.2	30.3	30.2	30.2
1998	19.3	22.3	20.8	11.1	7.9	9.5	30.4	30.2	30.3
1999	19.2	22.9	21.0	11.2	8.0	9.7	30.4	30.9	30.7
2000	20.9	24.8	22.8	12.2	8.6	10.4	33.1	33.4	33.2
2001	22.5	27.2	24.8	13.2	9.3	11.3	35.7	36.5	36.1
2002	22.9	29.5	26.1	14.2	10.3	12.3	37.1	39.8	38.4
2003	25.5	29.8	27.6	15.7	10.4	13.1	41.2	40.1	40.7

資料出所　文部科学省（2007）「平成19年版教育指標の国際比較」

（注）一部の州・地域では，18歳で大学に進学することが可能であるが，該当年齢は便宜上19歳とした。該当年齢以外の進学者を含む。大学，高等専門学校のほか，中等後教育機関として専門学校，職業アカデミー，看護学校等があるが，本統計には含まれない。

第8-1-5表　高等教育機関への進学率：フランス（該当年齢18歳）

Table 8-1-5: Enrollment rates in higher education, France (at 18 years of age)

（%）

年 Year	高等教育機関進学率 Enrollment rates in higher education
1995	約　46
1996	約　44
1997	約　43
1998	約　41
1999	約　41
2000	約　41
2001	約　42
2002	約　41
2003	約　41
2004	約　40

資料出所　文部科学省(2007)「平成19年版教育指標の国際比較」

(注)　高等教育機関入学者は，大学，技術短期大学部，リセ付設グランゼコール準備級，リセ付設中級技術者養成課程，一部のグランゼコール(商業系などのグランゼコールでリセから直接入学する)等の高等教育機関の入学者である。進学率の算定にあたっては，複数の機関(大学とその他の機関)に登録している者の実数が公表されていないので，大学入学者の約3割(国民教育省)という比率に基づき，この数を全体の高等教育機関入学者数から除いて算出した。

第8-1-6表　高等教育機関への進学率：韓国（該当年齢18歳）

Table 8-1-6: Enrollment rates in higher education, Republic of Korea (at 18 years of age)

（%）

年 Year	高等教育機関進学率[1)] Enrollment rates in higher education
1970	26.9
1980	27.2
1990	33.2
2000	68.0
2005	82.1
2006	82.1
2007	82.8

資料出所　韓国教育人的資源部資料(2007)

(注)　1)　専門大学等(2年制等)を含む(大学，大学院，教育大学，産業大学，専門大学，放送・通信大学，技術大学)。

第8-2-1表　日本の学校系統図

Table 8-2-1: School system, Japan

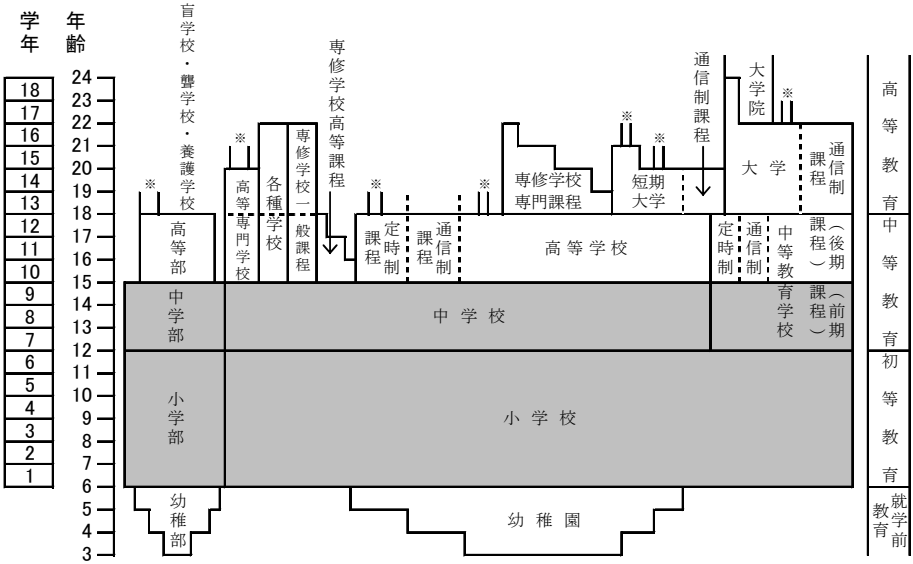

資料出所　文部科学省(2007)「平成19年版教育指標の国際比較」

(注)　1) ■部分は義務教育を示す。

2) ※印は専攻科を示す。

3) 高等学校，中等教育学校後期課程，大学，短期大学，盲学校，・聾学校・養護学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。

第8-2-2表　アメリカの学校系統図

Table 8-2-2: School system, USA

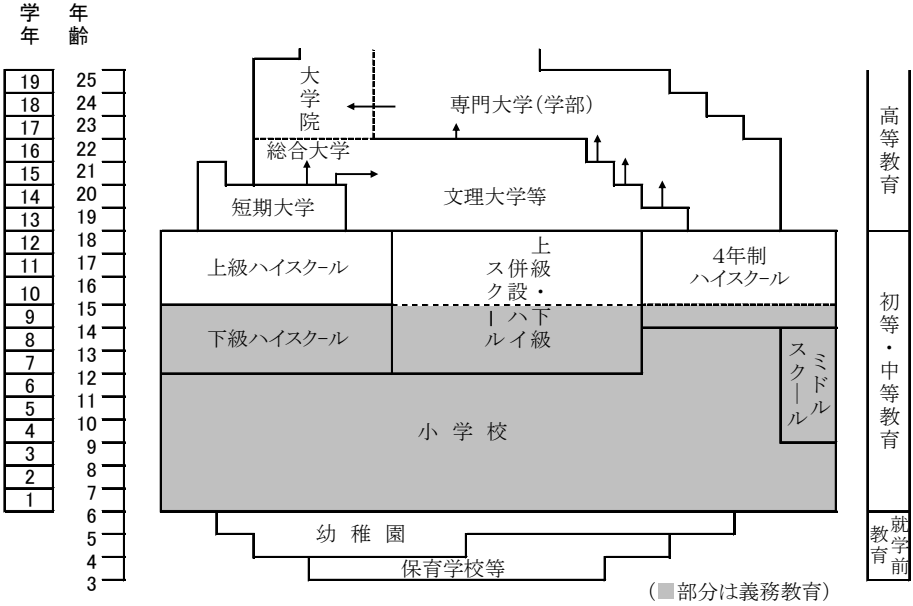

資料出所　文部科学省(2007)「平成19年版教育指標の国際比較」

就学前教育 ― 就学前教育は，幼稚園のほか保育学校等で行われ，通常3～5歳児を対象とする。

義務教育 ― 就学義務に関する規定は州により異なる。就学義務開始年齢を7歳とする州が最も多いが，実際にはほとんどの州で6歳からの就学が認められており，6歳児の大半が就学している。義務教育年限は9～12年であるが，9年又は10年とする州が最も多い。

初等・中等教育 ― 初等・中等教育は，合計12年であるが，その形態は[1]6-3(2)-3(4)年制，[2]8-4年制及び[3]6-6年制の三つに大別される。このほか，5-3-4年制や4-4-4年制などが行われている。沿革的には，今世紀初めには8-4年制が殆どであったが，その後6-6年制，次いで6-3(2)-3(4)年制が増加し，最近はミドルスクールの増加にともない，5-3-4年制あるいは4-4-4年制が増えている。このほか，初等・中等双方の段階にまたがる学校もある。

2001年について，公立初等学校の形態別の割合をみると，3年制又は4年制小学校7.1%，5年制小学校33.0%，6年制小学校19.0%，8年制小学校7.7%，ミドルスクール17.3%，初等・中等双方の段階にまたがる学校7.6%，その他8.2%であり，公立中等学校の形態別の割合をみると，下級ハイスクール(3年又は2年制)11.5%，上級ハイスクール(3年制)2.4%，4年制ハイスクール49.3%，上級・下級併設ハイスクール(通常6年)11.3%，初等・中等双方の段階にまたがる学校19.3%及びその他6.2%となっている。なお，初等・中等双方の段階にまたがる学校は初等学校，中等学校それぞれに含め，比率を算出している。

高等教育 ― 高等教育機関は，総合大学，文理大学，専門大学(学部)(professional schools)及び短期大学の4種類に大別される。総合大学は，文理学部のほか職業専門教育を行う学部及び大学院により構成される。文理大学は，学部レベルの一般教育を主に行うが，大学院を持つものもある。専門大学(学部)は，医学，工学，法学などの職業専門教育を行うもので独立の大学として存在するものと総合大学の一学部となっているものとがある。

専門大学(学部)へ進学するためには，通常，総合大学又は文理大学において一般教育を受け(年限は専攻により異なる)，さらに試験，面接を受ける必要がある。短期大学には，従前からの短期大学(ジュニアカレッジ)のほか，コミュニティカレッジがある。州立の短期大学は主としてコミュニティカレッジである。

第8-2-3表　イギリスの学校系統図

Table 8-2-3: School system, UK

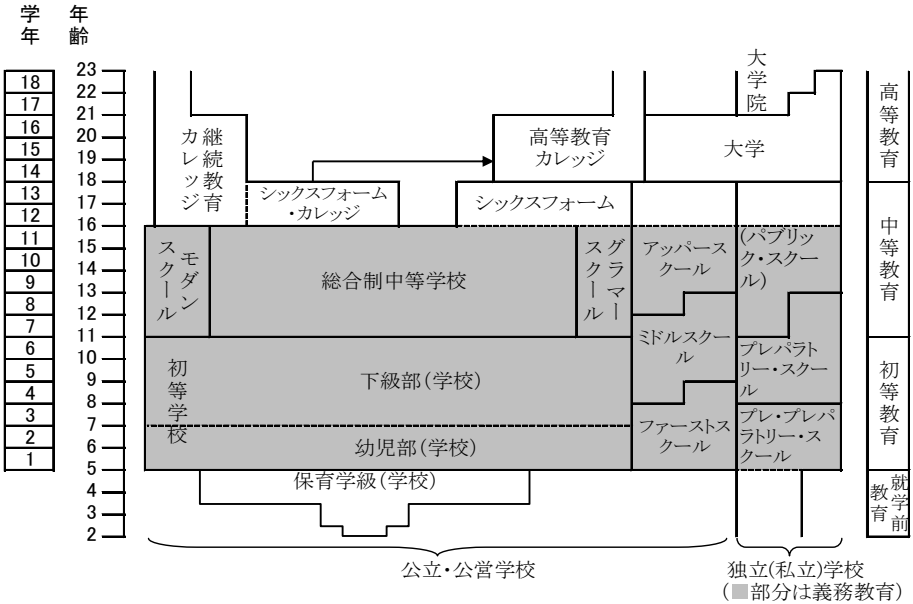

資料出所　文部科学省(2007)「平成19年版教育指標の国際比較」

就学前教育－ 保育学校及び初等学校付設の保育学級で行われる。

義務教育　－　義務教育は5歳から16歳までの11年間。

初等教育　－　初等教育は，通常6年制の初等学校で行われる。初等学校は，5～7歳児を対象とする前期2年(幼児部)と7～11歳児のための後期4年(下級部)とに区分される。両者は一つの学校として併設されているのが一般的であるが，一部には幼児学校と下級学校として別々に設置しているところもある。また一部において，幼児部(学校)・下級部(学校)に代えてファーストスクール(5～8歳，5～9歳など)及びミドルスクール(8～12歳，9～13歳など)が設けられている。

中等教育　－　中等教育は通常11歳から始まる。原則として無選抜の総合制学校が一般的な中等学校の形態で，ほぼ90％の生徒がこの形態の学校に在学している。このほか，選抜制のグラマー・スクールやモダン・スクールに振り分ける地域も一部にある。義務教育後の中等教育の課程・機関としては，中等学校に設置されているシックスフォームと呼ばれる課程及び独立の学校として設置されているシックスフォーム・カレッジとがある。
ここでは，主として高等教育への進学準備教育が行われる。初等・中等学校は，経費負担などの観点から，地方教育当局が設置・維持する公立(営)学校，国庫補助学校及び公費補助を受けない独立学校の3つに分類される。国庫補助学校は，従来公立(営)学校であったものが，地方教育当局の所管を離れ，国から直接補助金を得て自主的に運営される学校である(1999年度から地方補助学校に移行。独立性は変わらないが補助金は地方から交付)。また，独立学校には，いわゆるパブリック・スクール(11，13～18歳)やプレパラトリー・スクール(8～11歳，13歳)などが含まれる。

高等教育　－　高等教育機関には，大学及び高等教育カレッジがある。これらの機関には，第一学位(学士)取得課程(通常修業年限3年間)のほか，各種の専門資格取得のための短期の課程もある。1993年以前は，このほか，ポリテクニク(34校)があったが，すべて大学となった。また，継続教育カレッジ(後述)においても，高等教育レベルの高等課程が提供されている。

継続教育　－　継続教育とは，義務教育後の多様な教育を指すもので，一般に継続教育カレッジと総称される各種の機関において行われる。青少年や成人に対し，全日制，昼・夜間のパートタイム制などにより，職業教育を中心とする多様な課程が提供されている。

第8-2-4表　ドイツの学校系統図

Table 8-2-4: School system, Germany

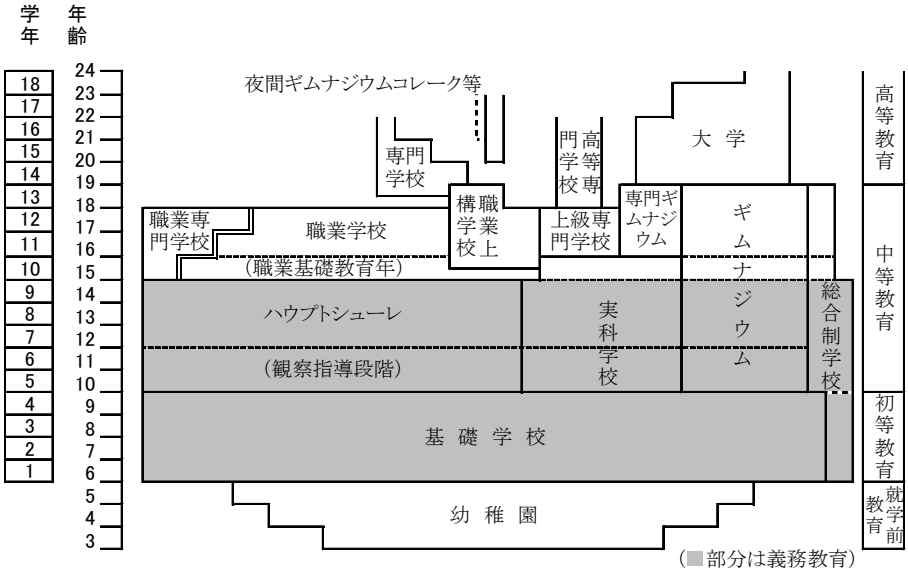

資料出所　文部科学省(2007)「平成19年版教育指標の国際比較」

就学前教育－ 幼稚園は満3歳からの子どもを受け入れる機関であり，保育所は2歳以下の子どもを受け入れている。

義務教育　－ 義務教育は9年(一部の州は10年)である。また，義務教育を終えた後に就職し，見習いとして職業訓練を受ける者は，通常3年間，週に 1～2日職業学校に通うことが義務とされている(職業学校就学義務)。

初等教育　－ 初等教育は，基礎学校において4年間(一部の州は6年間)行われる。

中等教育　－ 生徒の能力・適性に応じて，ハウプトシューレ(卒業後に就職して職業訓練を受ける者が主として進む。5年制)，実科学校(卒業後に職業教育学校に進む者や中級の職につく者が主として進む。6年制)，ギムナジウム(大学進学希望者が主として進む。9年制)が設けられている。総合制学校は，若干の州を除き，学校数，生徒数とも少ない。
後期中等段階において，上記の職業学校(週に1～2日の定時制。通常3年)のほか，職業基礎教育年(全日1年制)，職業専門学校(全日1～2年制)，職業上構学校(職業訓練修了者，職業訓練中の者などを対象とし，修了すると実科学校修了証を授与。全日制は少なくとも1年，定時制は少なくとも3年)，上級専門学校(実科学校修了を入学要件とし，修了者に高等専門学校入学資格を授与。全日2年制)，専門ギムナジウム(実科学校修了を入学要件とし，修了者に大学入学資格を授与。全日3年制)など多様な職業教育学校が設けられている。また，専門学校は職業訓練を終えた者等を対象としており，修了すると上級の職業資格を得ることができる。夜間ギムナジウム，コレークは職業従事者等に大学入学資格を与えるための機関である。
なお，ドイツ統一後，旧東ドイツ地域各州は，旧西ドイツ地域の制度に合わせる方向で学校制度の再編を進め，多くの州は，ギムナジウムのほかに，ハウプトシューレと実科学校を合わせた学校種(5年でハウプトシューレ修了証，6年で実科学校修了証の取得が可能)を導入した。

高等教育　－ 高等教育機関として，大学(総合大学，教育大学，神学大学，芸術大学など)と高等専門学校がある。修了にあたって標準とされる修業年限は，通常，大学で4年半，高等専門学校で4年以下とされているが，これを超えて在学する者が多い。

第8-2-5表　フランスの学校系統図
Table 8-2-5: School system, France

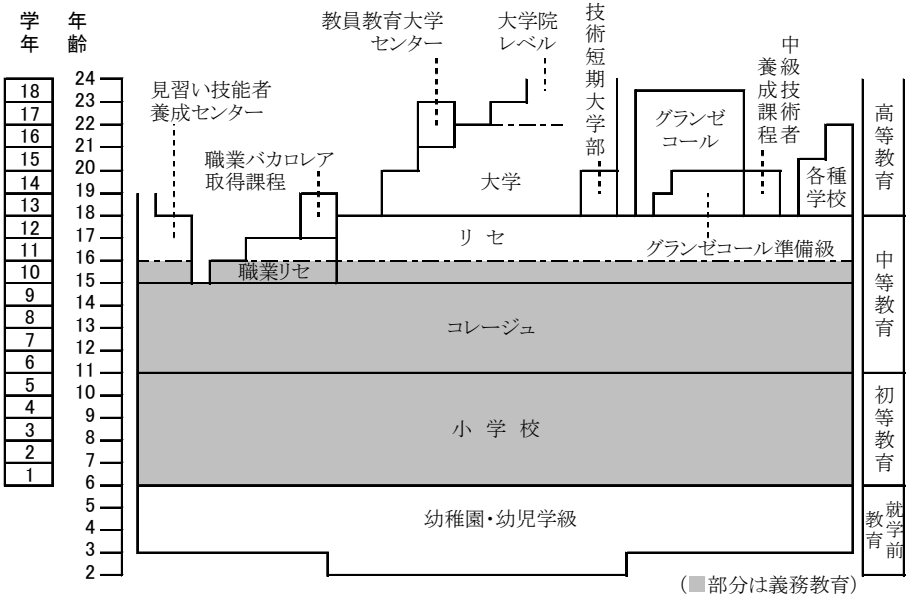

資料出所　文部科学省（2007）「平成19年版教育指標の国際比較」

就学前教育－就学前教育は，幼稚園又は小学校付設の幼児学級・幼児部で，2～5歳の幼児を対象として行われる。

義務教育　－ 義務教育の年限は6歳から16歳までの10年である。

初等教育　－ 初等教育は，小学校で5年間行われる。

中等教育　－ 前期中等教育は，コレージュ（4年制）で行われる。このコレージュでの4年間の観察・進路指導の結果に基づいて，生徒は後期中等教育の諸学校・課程に振り分けられる（いわゆる高校入試はない）。第3，4学年では普通教育課程のほかに技術教育課程などで将来の進路に合わせた学習内容が提供される。技術教育課程は職業リセに設けられる場合もある。後期中等教育は，リセ（3年制）及び職業リセ（2年制。職業バカロレア取得を目指す場合は2年修了後さらに2年の計4年）等で行われる。

高等教育　－ 高等教育は，国立大学（学部レベル3～4年制，2年制の技術短期大学部等を付置している），私立大学（学位授与権がない。年限も多様），3～5年制の各種のグランゼコール（高等専門大学校），リセ付設のグランゼコール準備級及び中級技術者養成課程（いずれも標準2年）等で行われる。
これらの高等教育機関に入学するためには，原則として「バカロレア」（中等教育修了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格）取得試験に合格し，同資格を取得しなければならない。グランゼコールへの入学に当たっては，バカロレアを取得後，通常，グランゼコール準備級を経て各学校の入学者選抜試験に合格しなければならない（バカロレア取得後に，準備級を経ずに直接入学できる学校も一部にある）。なお，教員養成機関として，主として大学3年修了後に進む教員教育大学センター（2年制）がある。

第8-2-6表　ロシアの学校系統図

Table 8-2-6: School system, Russian Federation

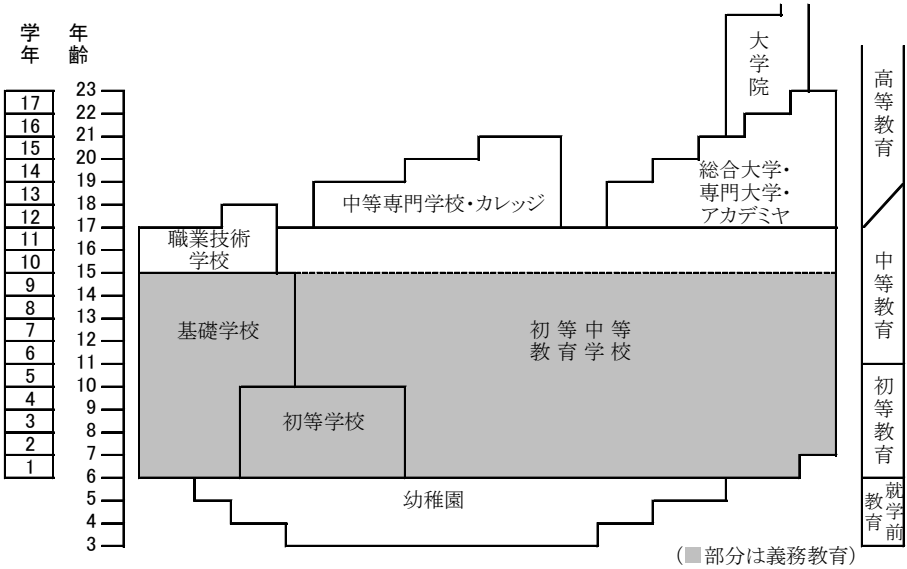

資料出所　文部科学省(2007)「平成19年版教育指標の国際比較」

就学前教育－生後2か月～7歳までの乳幼児を対象として幼稚園で行われる。ただし，育児休暇制度等により，1歳半までは家庭で保育される場合が多い。

義務教育　－「ロシア連邦教育法」は，15歳までに初等・前期中等教育を履修することを義務と定めている。同法は，義務教育の開始年齢及び修業年限については明示していないが，実態は6歳から15歳までの9年間である。なお，現在，義務教育年限の1年間延長が一部で実験的に行われている。

初等・中等教育－いずれの学校に入学しても第9学年までは共通の普通教育を受ける。第9学年修了後のコースは，主として[1]初等中等教育学校第10・11学年と，[2]職業技術学校があり，生徒は能力・適性に応じて選択する。職業技術学校には初等中等教育学校第11学年修了を入学資格とする課程もある。修業年限は専門分野によって異なる。中等専門学校とカレッジは，一般的に初等中等教育第11学年修了を入学資格とし，卒業後，高等教育機関の第2・3学年に編入できる。中等専門学校には第9学年修了を入学資格とする課程もある。

高等教育　－総合大学，専門大学及びアカデミヤがあり，修業年限は2～6年である。(課程により2～3年，4年～，5年～の3タイプがある)総合大学や規模の大きい専門大学並びに研究所には大学院(アスピラントゥーラ：博士候補養成課程，3年制，及びドクトラントゥーラ：博士号取得課程，アスピラントゥーラ修了後3年以内)が設けられている。

第8-2-7表　中国の学校系統図
Table 8-2-7: School system, China

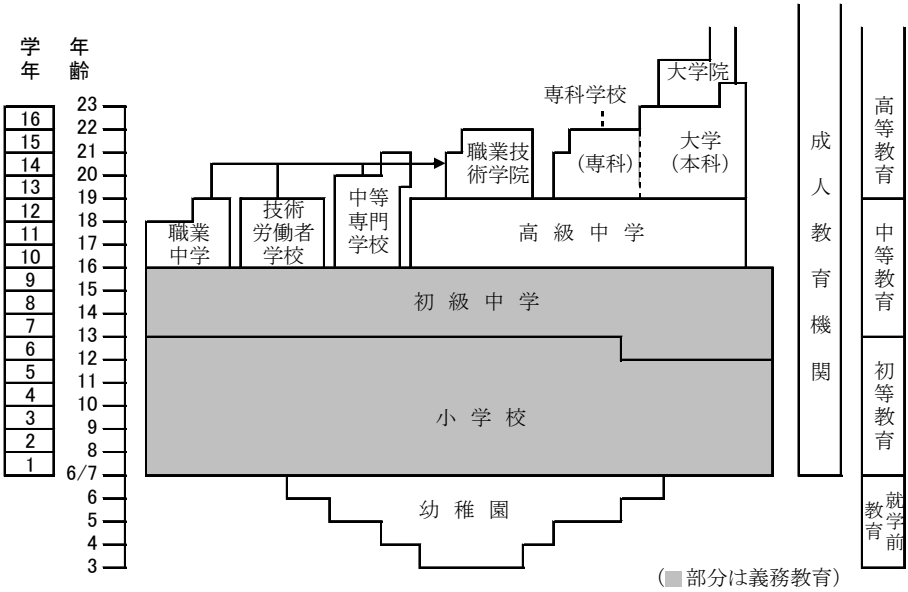

資料出所　文部科学省(2007)「平成19年版教育指標の国際比較」

就学前教育－就学前教育は，幼稚園(幼児園)または小学校付設の幼児学級で，通常3～6歳の幼児を対象として行われる。

義務教育 － 9年制義務教育を定めた義務教育法が1986年に成立し，施行された。実施に当たっては，各地方の経済的文化的条件を考慮し地域別の段階的実施という方針がとられている。2004年までに全国の94%の地域で9年制義務教育が実施されている。

初等教育 － 小学校(小学)は，6年制である。義務教育法には入学年齢は6歳と規定されており，従来の7歳から6歳へ移行中であるが，一部の都市で6歳又は6歳半入学が実施されているのみで，7歳入学の地域がまだ多い。6歳入学の場合，各学校段階の在学年齢は7歳入学の場合よりも1歳ずつ下がる。現在農村部を中心にかなりの地域では5年制となっているが，これらの地域では今後，6年制に延長する方針が示されている。

中等教育 － 初級中学(3～4年)卒業後の後期中等教育機関としては，普通教育を行う高級中学(3年)と職業教育を行う中等専門学校(中等専業学校，一般に4年)，技術労働者学校(技工学校，一般に3年)，職業中学(2～3年)などがある。

高等教育 － 大学(大学・学院)には，学部レベル(4～5年)の本科と短期(2～3年)の専科とがあり，専科のみの学校を専科学校と呼ぶ。また，近年専科レベルの職業教育を行う職業技術学院(従来の短期職業大学を含む)が設置されるようになった。大学院レベルの学生(研究生)を養成する課程・機関(研究生院)が，大学及び中国科学院，中国社会科学院などの研究所に設けられている。

成人教育 － 上述の全日制教育機関のほかに，労働者や農民などの成人を対象とするさまざまな形態の成人教育機関(業余学校，夜間・通信大学，ラジオ・テレビ大学等)が開設され，識字訓練から大学レベルの専門教育まで幅広い教育・訓練が行われている。

第8-2-8表　韓国の学校系統図

Table 8-2-8: School system, Republic of Korea

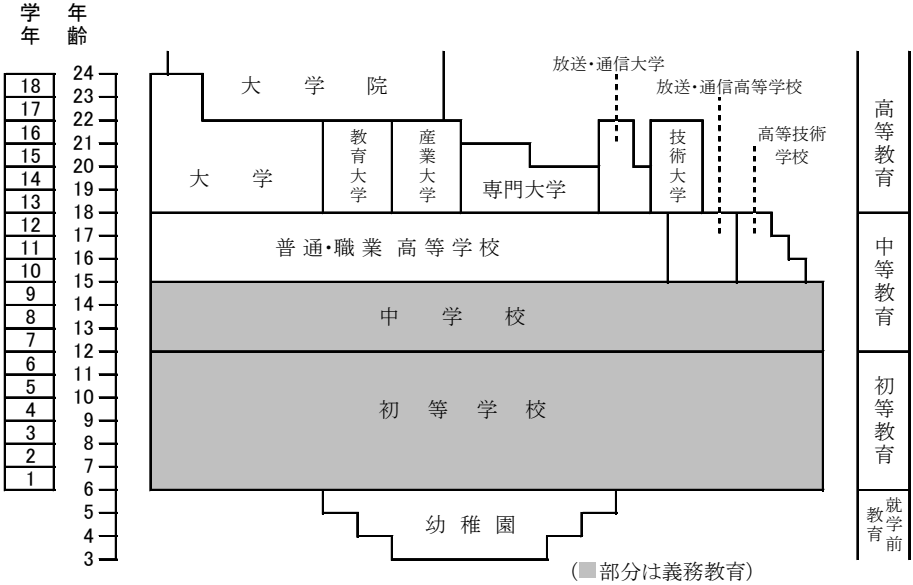

資料出所　文部科学省(2007)「平成19年版教育指標の国際比較」

就学前教育－　就学前教育は，3～5歳児を対象として幼稚園で実施されている。

義務教育　－　義務教育は6～15歳の9年である。

初等教育　－　初等教育は，6歳入学で6年間，初等学校で行われる。

中等教育　－　前期中等教育は，3年間，中学校で行われる。後期中等教育は，3年間，普通高等学校と職業高等学校で行われる。普通高等学校は，普通教育を中心とする教育課程を提供するもので，各分野の英才を対象とした高等学校(芸術高等学校，体育高等学校，科学高等学校，外国語高等学校)も含まれる。職業高等学校は，職業教育を提供するもので，農業高等学校，工業高等学校，商業高等学校，水産・海洋高等学校などがある。

高等教育　－　高等教育は，4年制大学(医学部など一部専攻は6年)，4年制教育大学(初等教育担当教員の要請)，及び2年制あるいは3年制の専門大学で行われる。大学院には，大学，教育大学及び成人教育機関である産業大学の卒業者を対象に，2～2.5年の修士課程と3年の博士課程が置かれている。

成人教育　－　成人や在職者のための継続・成人教育機関として，放送・通信大学，産業大学，技術大学(夜間大学)，高等技術学校，放送・通信高等学校が設けられている。

第8-3表 仕事に関連した非公式教育訓練[1)]の受講率（2003年）

Table 8-3: Participation rates in non-formal job-related education and training, 2003

（%）

国 Country		計 Total	男性 Male	女性 Female
アメリカ	USA	37.4	37.0	38.6
カナダ	CAN	24.7	24.8	24.6
イギリス	GBR	27.3	28.3	26.4
ドイツ	DEU	11.5	12.4	10.6
フランス	FRA	18.6	19.7	17.5
イタリア	ITA	4.1	4.3	3.9
オランダ	NLD	9.5	9.8	9.1
ベルギー	BEL	16.1	18.0	14.2
ルクセンブルク	LUX	11.6	13.5	9.7
デンマーク	DNK	39.1	39.3	39.1
スウェーデン	SWE	40.4	38.7	42.1
フィンランド	FIN	36.1	33.4	38.9
（参考）				
日本[2)]（正社員/regular employees）	JPN	58.2	61.9	47.1

資料出所　日本：厚生労働省（2007.10）「平成18年度能力開発基本調査報告書」
その他：OECD（2007.9）*Education at a Glance 2007*

（注）　1）OFF-JTとOJTの数値（学校教育機関での教育等を除く）。日本を除く。
OECDの定義によると，「仕事に関連した非公式教育訓練」とは，現在あるいは将来の仕事，所得の拡大，キャリア機会の向上，昇進機会の向上等のための知識及び（あるいは）新たな技能の修得，所得の向上，キャリア機会の拡大，及び昇進機会の向上などを目的とするもので，正規の教育ではなくかつ，それに対応した公認の学位取得に結びつかない教育訓練を指す。非公式の教育訓練は，必ずしも教育訓練施設で行われるものに限らない。具体的には，仕事に関連した教育訓練コース，会議，セミナー，公的労働市場プログラムへの参加，遠隔地教育，OJT等。

2）日本の数値は，2005年度のOFF-JT受講率。OFF-JTとは，通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）のことをいい，例えば，社内で実施（労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など）や，社外で実施（業界団体や民間の教育訓練機関など社外の機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど）がこれに含まれる。

第8-4表　若年のキャリア形成及び就職支援
Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth

	学校における職業教育・職業体験
日本[1)]	学校段階からのキャリア教育の推進 ・管理運営主体　厚生労働省，文部科学省，ハローワーク ・対象者及び適用要件　学生 ・具体的内容 (1)キャリア探索プログラム：ハローワークが学校，産業界と連携し，企業人等を講師として学校に派遣し，職業や産業の実態等に関する学生の理解を促す。 (2)ジュニアインターンシップ：中高生を対象とした職業意識形成支援。 (3)大学卒業意識啓発事業：経済団体等との連携の下，大学生等のインターンシップを受け入れる企業を個別に開拓するとともに，企業・大学などへの情報提供を行う。 (4)キャリア教育実践プロジェクト：地域の協力体制の下，中学校を中心とした5日間以上の職場体験「キャリア・スタート・ウィーク」を実施。 (5)専修学校・高等学校連携等職業教育推進プラン：小・中学生，高校生，フリーター等を対象とする職業体験講座，講習会の実施。
アメリカ	テックプレップ（Tech-Prep） ・開始年月　1990年代 ・管理運営主体　テックプレップ推進組織（Tech-Prep consortium） ・対象者及び適用要件 高校生。11学年(日本における高校2年生)から開始し，14学年(日本における大学2年生)まで。 ・具体的内容 中等教育の最後の2年間と準学士資格を取得可能な高等教育機関における2年間の教育を結合させた4年一貫教育。当該4年間で，専門的職業教育科目と，数学，自然科学，コミュニケーション科目の双方の履修が義務付けられる。 コオペラティブ教育（Cooperative Education） ・開始年月　20世紀初頭 ・管理運営主体　各学校及び対象となる事業主 ・対象者及び適用要件　主に12年生（日本における高校3年生） ・具体的内容 主に12年生（日本における高校3年生）を対象とした，有給の職業実習型の教育であり，学校での職業教育と並行して行われる。コオペラティブ教育の経験が単位となったり，学位授与の要件になったりする。 ※ このほか，「キャリア・アカデミー（Career Academy）」がある。

	学校における職業教育・職業体験
イギリス	仕事関連学習 ・開始年月　2004年 ・管理運営主体　各学校 ・対象者及び適用要件　14～16歳の全ての学生 ・具体的内容 イングランドの基幹段階4（第10，11学年）の生徒のカリキュラムに組み込まれる。 キャリア教育，勤労体験や学習支援などの様々な活動が行われている。
ドイツ	普通教育における職業指導 ・管理運営主体　各学校 ・具体的内容 職業活動体験は，ハウプトシューレ（基幹学校）では生徒の義務。レアルシューレ（実科学校），ギムナジウムでは希望者による任意。職業体験の分野は，レストラン，郡役所，旅行代理店，運送会社，動物保護施設など多岐にわたっている。 ※ ハウプトシューレ，レアルシューレ及びギムナジウムは，いずれもグルントシューレ（日本の小学校に相当）修了後に入学する中等教育期間 各種職業学校 上級学校非進学者の多数が，職業学校（Berufsschulen）：デュアルシステムの学校側における担い手，職業専門学校（Berufsfachschulen: BFS），専門学校（Fachschulen: 貿易・技術学校）に進んでいる。
フランス	交互教育 ・開始年月　1989年 ・管理運営主体　学校と企業の産学連携 ・対象者及び適用要件　中・高等教育の学生 ・具体的内容 若者の能力向上と就職促進のため，学校での教育と職場での訓練を交互に行う。 大学付設職業教育センター（IUP） ・開始年月　1991年 ・管理運営主体　大学 ・対象者及び適用要件　大学生 ・具体的内容 企業の要求に即した人材育成のため，工学，商学，一般行政，財務管理，情報・コミュニケーションの5専攻が設置され，全教育機関の1/3を企業実習にあてる。修了者には「高度技術者マスター」の免状が授与される。

第8-4表　若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (*cont.*)

	養成訓練制度その他の訓練制度
日本[1)]	実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム） ・管理運営主体　厚生労働省，文部科学省，（独）雇用・能力開発機構，都道府県の職業能力開発施設，専門学校等の民間の教育訓練機関，認定訓練施設等が企業と連携 ・対象者　概ね35歳未満であり，就職活動を続けているが安定的な就業につながらず，日本版デュアルシステムを通じ，就職に向けて職業訓練を受ける意欲のある者（学卒未就職者，無業者，フリーター等） ・具体的内容 企業における実習訓練と教育訓練機関における座学（企業における実習訓練に関連した内容）を並行的に実施し，修了時に能力評価を行う。委託訓練活用型と専門課程（職業能力開発大学校）活用型がある。 専門学校等における実践的教育の導入の促進 ・管理運営主体　経済産業省，学校，産業界 ・対象者　高専，工業高校等の学生 ・具体的内容（中小企業のニーズに応じた実践的な技術教育プログラムの実施，地域産業界との連携によるものづくり人材育成，目指せスペシャリスト「スーパー専門学校」の拡大） 実践型人材養成システム（実習併用職業訓練） ・管理運営主体　厚生労働省，各企業 ・対象者　新規学校卒業者等15歳以上35歳未満の者 ・具体的内容 企業が主体となり，新規学校卒業者を主たる対象として，教育訓練機関（公共職業能力開発施設，認定職業訓練校，専修学校，各種学校等）における自社のニーズに即した学習と自らの企業における雇用関係の下での実習（OJT）とを組み合わせて行う。 新規学卒者を対象とした職業訓練 ・管理運営主体　厚生労働省（雇用・能力開発機構含む），都道府県，市町村 ・具体的内容 (1)普通職業訓練・普通課程（都道府県，市町村設置の職業能力開発校で実施） 中卒者又は高卒者等に対し，基礎的な技能・知識を取得させるための長期間（1～2年）の課程 (2)高度職業訓練・専門課程（雇用・職業能力開発機構，都道府県設置の職業能力開発短期大学校，職業能力開発大学校で実施） 高卒者等に対し，将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間（2年間）の課程
アメリカ	登録養成訓練制度（Registered Apprenticeship） ・開始年月　1937年 ・管理運営主体 事業主団体・労働組合団体の共同，個々の事業主，個々の事業主と事業主団体との共同など ・対象者及び適用要件 16歳以上で各実習プログラムの必要条件を満たす者。ただし，危険な業務については18歳以上 ・具体的内容 実習プログラム（Apprenticeship program）の基準は連邦政府が定める。 政府に登録された登録実習プログラムを修了した者には，登録養成訓練制度修了者として，公的にその知識と技術の水準が認証される。 参加者は一定の時間は各企業でOJTを受け，その他の時間は，職種に関する教育を教育機関等で受講する。 プログラムの期間は平均すると3～4年程度。参加者には事業主から賃金が支払われる。

	養成訓練制度その他の訓練制度
イギリス	養成訓練制度(Apprenticeship) ・開始年月　2004年から新制度開始 ・管理運営主体　教育技術省 ・対象者及び適用要件　16～24歳の若年者(25歳以上の者を対象とする制度もある) ・具体的内容 事業主の下で働きながら訓練を受け，資格取得や技術の習得などを目指す。若年者向けのものとしては，対象年齢や取得する資格のレベル等に応じ，次の4種類がある。 (1)養成訓練(Apprenticeship) 対象者は16～24歳。NVQレベル2(非熟練に相当)又は同等程度の資格取得を目指す。 (2)上級養成訓練(Advances Apprenticeship) 対象者は16～24歳。NVQレベル3(技術職/熟練工/工芸職/監督職に相当)又は同等程度の資格取得を目指す。 (3)E2E(Entry to Employment) 就職等の準備が整っていない16～18歳の若年者を対象。参加者にはNVQレベル1(非熟練の基礎技能に相当)等の取得を奨励。 (4)若年養成訓練(Young Apprenticeship) 第10学年(通常は14歳)から開始。NVQ等の資格取得を目指すことも可能。
ドイツ	職業養成訓練生制度(養成訓練制度(Ausbildung))＝「デュアルシステム」(Deualensysytem) ・開始年月　19世紀初頭 ・管理運営主体　企業及び職業学校(Berufsschulen) ・対象者及び適用要件 年齢制限はなく，ハウプトシューレを修了した者が多く参加するが，ギムナジウムから参加する者もいる。社会人や高等教育を終了した者も参加できる。義務教育(9～10年間)を修了していなくとも，門戸は開かれている。 ・具体的内容 若年者を主対象に，企業がその職場で実施する職業訓練と，職業学校等の教育機関での学習とを同時に行い，良質な若年技能労働者を養成する。事業主は養成訓練生との間で職業訓練契約を結び，職業訓練を施す。ドイツの若年者の職業生活への移行に際し，長期にわたって主柱を担っている。
フランス	養成訓練制度(Apprentissage) ・開始年月　1986年法律改正 ・管理運営主体　国，地方公共団体 ・対象者及び適用要件　義務教育を終了した16～25歳の若年者，26歳以上の若年障害者等 ・具体的内容 CAP(職業適格証)に加えて，高等段階の職業教育又は技術教育の免状等を取得するため，理論教育を年間400時間以上受講しつつ，企業で賃金の支払いを受けながら，実地訓練を行う。使用者は年齢及び養成訓練生となってからの年数に応じて，SMIC(最低賃金)の25～78%以上の賃金を支払う。 熟練契約(Contrat de professionalisation) ・開始年月　2004年11月 ・管理運営主体　主導的な役割は地方 ・対象者及び適用年齢　16～25歳までの若年者，26歳以上の求職者 ・具体的内容 期間の定めのない契約又は6か月から12か月，最長24か月の有期限契約を締結。被雇用者となった者は，職業訓練機関又は職業訓練を行う企業と訓練協定を結び，職業訓練を受けながら，社会で通用する資格取得や就職・再就職を可能とする。

第8-4表　若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (*cont.*)

	情報提供をはじめとする就職支援
日本[1)]	新規学卒者の就職支援 ・管理運営主体　ハローワーク，学生職業センター・学生職業相談室 ・対象者　新規学卒者 ・具体的内容 大学卒業者等の就職を支援するため，職場見学会や就職面接会を開催するとともに，ハローワーク，学生職業センター・学生職業相談室において職業相談等就職支援を実施。 若年者のためのワンストップサービスセンター（通称：ジョブカフェ） ・管理運営主体　各都道府県（内閣府，厚生労働省，経済産業省による支援及び産業界，教育界との連携の下で民間も活用：「若者自立・挑戦プラン」） ・対象者　学生を含む35歳未満の若年者 ・具体的内容 若年者の就職促進と能力向上を図るための雇用関連サービス（カウンセリング，情報提供，適性判断，職業訓練・研修，職場体験，職業紹介，職場定着までのフォローアップ）が一か所で受けられる施設。各都道府県の要請に応じ，ハローワークを併設し，職業紹介事業を実施する。 改正雇用対策法（2007年6月1日成立）の施行，周知（若年の雇用機会の確保に向けた法的整備） ・具体的内容 若年の能力・経験の正当な評価による雇用機会の確保等を事業主の努力義務とするとともに（「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」），労働者の募集採用に係る年齢制限の禁止を義務化。 YES-プログラム（若年者就職基礎能力支援事業）の推進 ・管理運営主体　厚生労働省，教育・試験実施機関，中央職業能力開発協会 ・対象者　学生を含む若年者 ・具体的内容 企業が若年者の就職に関して特に重視している「コミュニケーション能力」「職業人意識」「基礎学力」「ビジネスマナー」といった就職基礎能力の修得を支援する実践的能力評価・公証の仕組み。 ジョブパスポート事業 ・管理運営主体　厚生労働省，都道府県労働局，ハローワーク ・対象者　学生を含む若年者 ・具体的内容 ボランティア活動などの労働体験を所定の様式（ジョブパスポート）に記録し，自己理解能力の向上に役立てるとともに，企業に対してアピールできるよう整理する「社会体験経歴書」の普及を図る。若者の社会参加意識，就職に向けた意欲喚起を図るとともに，企業の募集採用に当たってボランティア活動などの取組の積極的な評価を促すことを目的とする。 ※フリーター，ニート等困難な状況にある若者に対する施策については，第8-5表（p258）を参照。
アメリカ	O'NET (Occupational Information Network/Online) ・開始年月　1998年10月 ・管理運営主体　国立O'NET協会（O'NET Consortium） ・具体的内容　インターネット上で公表されている（http://online.onetcenter.org）職業に関する総合的なデータベース。求職者が自分の経験や能力を活かせる職業がどのようなものか検索することができる。 ※ この他，就職困難な若者を対象とした「WIA若年プログラム（WIA Youth Formula-Funded Grant Program）」がある。第8-5表（p.258）を参照。

	情報提供をはじめとする就職支援
イギリス	コネクションズ・サービス 第8-5表（p.259）を参照。 イギリス政府サイト（Directgov）－若年者（Young People）－ 教育や就職などに興味を持った者がスムーズに支援や訓練を受けられるように，各種ページとリンクするなどにより，情報提供を行っている。
ドイツ	仕事に関する博物館 バーデン－ヴェルテンベルク州のマンハイムには，州立の「技術と労働の博物館」がある。同館では，繊維技術機械工業の発達，自動車製造，科学と電気技術，エネルギー，鉄道と道路，技術と医学の7領域の技術史をコンセプトに，働く人々の生活と技術を体験・検分できるよう展示が工夫されている。 バイエル州ミュンヘンにある「ドイツ博物館」は，農業，鉱業，航空工学から，鉄道，機械，宇宙に至るまで，ドイツの科学技術を若い世代に引継ぎ，学ばせるための博物館である。 これらの施設では，若年者を含め，人々が職業に対する具体的なイメージを持つことができるよう工夫がなされている。 職業情報センター（BIZ） 各所の公共職業安定所に付属されたセンター。若年者を顧客の中心として，職業養成訓練や学業，継続訓練などについて相談・情報提供を行っている。
フランス	しごと館（Cite des metiers） 職業選択の参考となる情報，（職業）訓練の検索，職業生活の転換（転職）・求職に関する情報，体験機会の提供等の機能を有し，常時，予約なしで個別相談を受けられ，無料の就職フォーラム等に参加することができる。 地域ミッションセンター及び受入・情報・指導常設センター（PAIO） ・開始年月　1989年 ・管理運営主体　国，地方公共団体 ・対象者及び適用要件　16～25歳の若年者 ・具体的内容 社会的生活・職業訓練への参入に向けて個別指導を行うため，専門のカウンセラーを配置し，適職発見支援，求人情報の提供，求人企業との個別面接の機会提供，求職活動指導等様々な支援を行う。 ※ このほか，「国立教育・職業情報機構（ONISEP）」，「青少年情報・資料センター（CIDJ）」，「青年情報センター（CIJ）」，「進路情報・指導センター（CIO）」及び「職業訓練推進・資料・情報センター（CARIF）」がさまざまな情報提供を行っている。

資料出所　厚生労働省（2006.3）「2004～2005年海外情勢報告」
（注）　1）日本は，2003年6月に「若年自立・挑戦プラン」を取りまとめ（文部科学省，厚生労働省，経済産業省，内閣府），以降，官民一体となった総合的な人材（若年人材）対策を強化している。本表には，各省主導の多岐に及ぶプロジェクトのうち2007年度実施の主なもの。

第8-5表　困難な状況にある若者に対する施策
Table 8-5: Measures to tackle the youth employment challenges

日本[1)]	若年者の再チャレンジ支援策[1]:フリーター25万人常用雇用化プランの強化 ・管理運営主体…国，各都道府県 ・対象者…若年フリーター・無業者等 ・具体的内容 (1) 年長フリーターに対する常用就職支援（再チャレンジ機会拡大プランおよび年長フリーター自立能力開発システムの整備） (2) 就職意識の度合いに対応した効果的な常用就職支援（ヤングワークプラザにおけるフリーター就職支援機能の強化，ハローワークにおけるフリーター常用就職支援事業の推進，ジョブカフェにおける就職支援の実施） (3) 実践的な能力開発の実施（産学官連携による日本版デュアルシステムの普及促進，若年者トライアル雇用事業の推進） 若年者の再チャレンジ支援策[2]:フリーター・ニートをはじめとする若年の自立支援 ・管理運営主体…国，各都道府県 ・対象者…フリーター・ニートをはじめとする若者 ・具体的内容 (1) 地域若者サポートステーションの拡充強化（メンタル面でのサポート体制の整備） (2) 若者自立塾事業の拡充（合宿形式の集団生活を通じた生活訓練，労働体験により，若者に働く自信と意欲を与える） (3) 若者の自立支援に功績のある団体等に対する厚生労働大臣表彰等の支援
アメリカ	ジョブ・コア(Job Corps; 宿泊型若年者集団教育訓練) ・開始年月…1964年 ・管理運営主体 連邦労働省のジョブ・コアの本部（National Job Corps Office），6か所の地区管轄支部（region office）及び全米122か所のジョブコアセンター ・対象者及び適用要件…16～24歳までの経済的に不利な立場にある青少年 ・具体的内容 参加者は，原則として寮に宿泊し，社会生活を営む上での基本的なしつけから，読み書き，算数などの基礎的な学習及び職業訓練を受ける。 参加費は基本的に無料。さらに，毎月小遣いが支給される。 参加期間は，原則として最長2年間。 研修中に高校卒業あるいはGED（高校卒業者と同様の素養を身につけていることの証明書）の資格を取得可能。 WIA若年プログラム（WIA Youth Formula-Funded Grant Program） ・開始年月…1998年 ・管理運営主体…連邦労働省が資金提供し，各州政府が実施 ・対象者及び適用要件…14～21歳の就職困難者 ・具体的内容 公共職業安定所であるワンストップ（キャリア）センター（One-Stop Career Center）と提携した地方公共団体で実施される，14～21歳の就職困難者のニーズに沿った各種の就職や進学のための支援に対して給付金を提供するプログラム

イギリス	若年向けニューディール ・開始年月…1998年4月に全国導入 ・管理運営主体…ジョブセンタープラス ・対象者及び適用要件…18～24歳の若年者で，6か月以上失業状態にあり，求職者給付を受給しているすべての者 ・具体的内容…参加者にはパーソナル・アドバイザーが付けられる。参加を拒否した者は，求職者給付の受給資格を失う。プログラムは次の順に進められる。 (1) ゲートウェイ…就職相談と集中的な求職支援サービス（最長4か月） さらに，ゲートウェイの期間中に仕事を見つけられなかった者について，これらの者を雇い入れる事業主への助成金支給や，地方公共団体・ボランティア部門での短期就労などといった形の雇用を提供している。 (2) オプション…ゲートウェイ期間中に仕事を見つけられなかった者が，a.地方公共団体等での就労，b.公的環境保護事業での就労，c.フルタイムの教育や訓練の受講，d.自営業開始準備，のいずれかのプログラムに強制参加。 (3) フォローアスルー…(1)及び(2)の段階で就職できなかった者が参加。助言等の就職活動支援を受けることができる（26週間）。 コネクションズ・サービス ・開始年月…2001年4月 ・管理運営主体…教育技能省などの省庁，学校や企業やNPO法人など，様々な機関の連携により運営 ・対象者及び適用要件…13～19歳までのイングランド在住の全ての若者 ・具体的内容 パーソナル・アドバイザーが，学校において情報提供・ガイダンスを行うほか，義務教育終了後も若者に接触し，支援を行う。早期からの総合的サポートシステムであり，教育，職業選択，差別，健康問題，住宅，ドラッグやアルコール，家族関係等若者のあらゆる問題に対して支援を行う。この他，電話，電子メール等により若者からの相談を受け付けるコネクションズ・ダイレクト等が行われている。
ドイツ	職業準備年（BVJ） 個人的・家庭の経済的・社会的理由によって義務教育を辞めた，又は授業についていけない者で，職業訓練を受ける（職業養成訓練生になる）機会を得られない者を対象にした制度である。 フルタイムの職業教育を行う。生徒は，BVJを行うことで職業学校における就学義務を果たしたものと認められ，またハウプトシューレ（中等教育としての職業訓練学校）の卒業単位にも充当できる。 職業基礎学習年（BGJ） 職業学校におけるプログラム。a. 1年間のフルタイムの授業,あるいはb. 1年間のパートタイムの授業（同時にパートタイムでの事業所における職業訓練）である。 対象となるのは，主にハウプトシューレの修了を予定している若年者（職業教育義務がある）で，職業養成訓練生としての雇用の場を見つけられなかった者。 その者が職業養成訓練生になった場合に事業主の許で行ったであろう職業養成訓練を，国が提供する。 職業相談・紹介サービス向上の取組み 25歳未満の若年者に，a. 職を与える（紹介する），b. 職業養成訓練の機会を与える，c. 就労等の機会を与えるべく，公共職業紹介機関において，（若年）求職者一人一人にオーダーメードの指導・助言を与えることを重視する観点から，ケースマネジャー式の職業指導の体制整備の導入が図られている。 労働機会提供（1ユーロジョブ） 各種給付を受領しつつ，就職しない者を早期に労働市場に参加させるために導入された制度。労働習慣がなくなった長期失業者に対して，僅少ながら手当を与えて就労経験をさせ，失業状態から脱却させることが目的。主に市町村での福祉の作業などに従事。なお，失業給付IIを受給する25歳以下の若年失業者がこれを拒否すると，最悪の場合，失業給付の全額の支給が停止される。

第8-5表　困難な状況にある若者に対する施策（続き）
Table 8-5: Measures to tackle the youth employment challenges (*cont.*)

フランス	雇用支援契約（CAE） ・開始年月…2005年5月1日 ・管理運営主体…雇用庁（ANPE） ・対象者及び適用要件…長期的な失業で就職が困難な者 ・具体的内容 長期失業者等の社会参入の難しい者を一時的に公共部門（地方自治体の組織，公的サービス提供法人等非営利団体）で雇用することを通じて社会の参加を支援。雇用主が国と結ぶ契約には，職業訓練を行うことを入れることが強く推奨されている。 熟練契約（Contrat de professionalisation） ・開始年月…2004年11月 ・管理運営主体…地方が主導的役割 ・対象者及び適用要件…16～25歳の若者及び26歳以上の求職者 ・具体的内容 対象者は事業主との間で雇用契約を締結。被用者となった者は，職業訓練機関又は職業訓練を行う企業と訓練協定を結び，職業訓練を受けながら，社会で通用する資格取得や就職・再就職を可能とする。 社会生活参入契約（CIVIS） ・開始年月…2005年1月 ・管理運営主体…国が管理を行うが，具体的には支援機関である地域ミッションセンター，受け入れ・情報・指導常設センターが運営を行う。 ・対象者及び適用年齢…16～25歳で低水準の資格（後期中等教育修了程度＝CAP・BEP，あるいはそれ以下）しか持たない若年者 ・具体的内容 対象となる若年者と国の間で契約を交わし，就職計画の実現に向けた行動の内容を規定し，個人指導も含めた就業支援を行う。 TRACEプログラム ・開始年月…1998年7月 ・管理運営主体…各自治体 ・対象者及び適用年齢…学位や職業資格を得ないままに学業を終えた若者や一定の学位（CAPあるいはそれ以上）は取得しながらも，長期的に失業している若者，あるいはそのほかの問題解決のために（差別，地理的移動の制限，障害など），個別のサポートを必要とする若者 ・具体的内容 同一の相談員が，社会参入の道筋を立て，求職活動と職業訓練に関してアドバイスする。各地域において，地域ミッションセンター（ML）と受け入れ・情報・オリエンテーション常設センター（PAIO）とが，各地域のTRACEプログラムの運営委員会を主宰し，関係者の調整にあたる。

資料出所　厚生労働省(2006.3)「2004～2005年海外情勢報告」，厚生労働省ホームページにより労働政策研究・研修機構作成。

（注）　1）日本は，2003年6月に「若年自立・挑戦プラン」を取りまとめ（文部科学省，厚生労働省，経済産業省，内閣府），以降，官民一体となった総合的な人材（若年人材）対策を強化。本表では，同プラン2007年度事業内容のうち厚生労働省によるフリーター・ニート対策に関する主な事業を整理したもの。

第8-5表（参考表）若年者に対する最低賃金の特例
Reference table 8-5: Sub-minimum wages for youth

	最低賃金，社会保険料等に関する施策
アメリカ	若年労働者に対する最低賃金の特例（連邦レベル） 20歳未満の労働者に対しては，勤務開始から90日間は4.25ドル／時の最低賃金が適用される。90日経過後，又は労働者が20歳になった時点で，通常の労働者の最低賃金である5.15ドル／時が適用される。
イギリス	若年者に対する最低賃金の特例 (1) 22歳以上(通常の労働者)：5.05ポンド。ただし，22歳以上で新規に雇用された者で政府が認定する資格に向けた訓練コースに参加している者については，最初の6か月について4.25ポンド。 (2) 18～21歳：4.25ポンド (3) 16～17歳：3.00ポンド
フランス	若年者に対する最低賃金の特例 (1) 年少者 入職後6か月に達するまで，17歳未満のものは20%，17歳の者は10%，最低賃金額（SMIC）を減額可。 (2) 養成訓練契約による訓練生 年齢と訓練期間に応じて，最低賃金額を22～75%減額可。 雇用主の社会保険料の減免等 雇用支援契約（CAE）などの特別な雇用契約を結んだ事業主に対して，社会保険負担の軽減，補助金の支給が行われる。

資料出所　厚生労働省（2006.3）「2004～2005年海外情勢報告」

9. 勤労者生活・福祉

Worklife and Welfare

9-1　家計消費支出の分布

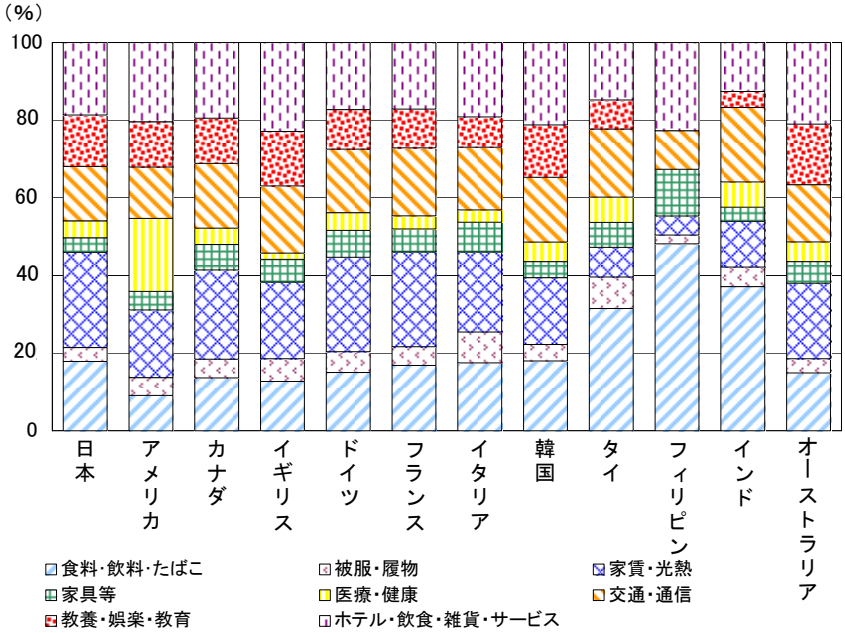

▸▸グラフの具体的な数値及び資料出所については，「第9-2-2表 国内家計最終消費支出の分布（2005年）」（p.268）を参照。

家計消費支出は，国内総支出の6割近くを占めているため，その国の国民生活や産業活動の実態を把握するのに参考となる指標である。特に消費支出に占める飲食費の割合（エンゲル係数）は，一般に所得レベルが高いほど低い値となることが知られており，実際，国内総生産（支出）額（USドル換算値）が高い国ほど低い割合になっていることが分かる。

日本のエンゲル係数は，1970年代では30％ほどだったのが，2005年では17.7％に低下している。これは，所得水準の向上や余暇時間の増大，消費の多様化等によって，住居関係費や教養・娯楽費等の割合が高くなってきているためである。この傾向は，いずれの先進諸国にも強く現れている。

先進諸国の「食料・飲料・たばこ」の占める割合は，10～20％前後と低いが，フィリピン（48.2％），インド（37.3％），タイ（33.1％）等の東南アジア諸国は高い。逆に，「家賃・光熱」に関しては先進諸国で高く，東南アジア諸国では低い。

第9-1表　家計・対家計民間非営利団体（NPISH）の受取と支払の構成（2005年）
Table 9-1: Composition of households and NPISH, resources side/uses side, 2005

（%）

国 Country		受取側計 Resources side	雇用者報酬[a)]	営業余剰[b)]	混合所得[c)]	財産所得[d)]	現金による社会給付[e)]	社会負担[f)]	その他の経常移転[g)]	年金基金年金準備金の変動[h)]
日本	JPN	100.0	57.8	11.2	4.3	5.2	15.8	0.1	5.7	−0.1
アメリカ	USA	100.0	57.2	5.8	11.3	13.2		12.1	0.4	
カナダ	CAN	100.0	64.5	4.6	7.2	10.7		12.6	0.4	
イギリス	GBR	100.0	53.2	7.5	4.4	11.4	16.6	0.0	4.3	2.4
ドイツ	DEU	100.0	47.9	12.6		16.2	19.4	0.0	3.1	0.8
フランス	FRA	100.0	52.1	8.2	6.5	8.0	19.6		5.6	0.0
イタリア	ITA	100.0	40.5	8.7	13.4	15.4	18.8	0.2	2.5	0.6
オランダ	NLD	100.0	50.5	4.0	6.7	10.5	17.5	0.1	5.8	4.9
ベルギー	BEL	100.0	51.4	6.0	7.2	13.1	18.6	0.0	3.0	0.7
デンマーク	DNK	100.0	56.6	9.8		7.1	20.7		2.2	3.6
スウェーデン[1)]	SWE	100.0	60.5	4.5	6.2	2.7	21.2		2.6	2.2
韓国	KOR	100.0	68.3			14.9	6.1		10.4	0.3
オーストラリア[1)]	AUS	100.0	56.5	8.6	10.2	9.9		14.6	0.2	
ニュージーランド[2)]	NZL	100.0	48.6	7.6		22.7		17.4	2.6	1.1

国 Country		支払側計 Uses side	最終消費支出[i)]	財産所得[j)]	社会負担[k)]	所得・富等に課される経常税[l)]	現金による社会給付[m)]	その他の経常移転[n)]	貯蓄[o)]
日本	JPN	100.0	64.0	3.2	15.0	5.6		4.9	7.2
アメリカ	USA	100.0	78.0	8.0	7.9	1.1		0.9	4.1
カナダ	CAN	100.0	74.7	1.4	6.3	16.3		1.3	
イギリス	GBR	100.0	61.5	5.5	14.6	12.4	0.1	2.4	3.5
ドイツ	DEU	100.0	56.0	2.5	19.0	8.5	0.0	3.1	10.9
フランス	FRA	100.0	56.4	1.3	20.3	8.8	0.1	3.2	10.0
イタリア	ITA	100.0	58.4	0.9	15.1	10.8	0.1	2.7	11.9
オランダ	NLD	100.0	49.7	3.7	25.6	8.0	0.1	5.8	7.0
ベルギー	BEL	100.0	54.3	1.0	20.2	13.7	0.1	2.4	8.2
デンマーク	DNK	100.0	52.4	5.4	9.0	29.5		2.4	1.3
スウェーデン[1)]	SWE	100.0	56.2	1.7	21.8	19.1		1.2	
韓国	KOR	100.0	69.7	5.8	12.5	5.3		6.7	
オーストラリア[1)]	AUS	100.0	69.3	7.3	3.3	15.5		0.2	4.3
ニュージーランド[2)]	NZL	100.0	68.8	5.1	6.0	18.1		2.4	−0.4

a) Compensation of employees; b) Operating surplus, gross; c) Mixed income, gross; d) Property income; e) Social benefits other than social transfers in kind; f) Social contributions; g) Other current transfers; h) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds; i) Final consumption expenditure; j) Property income; k) Social contributions; l) Current taxes on income, wealth, etc.; m) Social benefits other than social transfers in kind; n) Other current transfers; o) Saving, gross.

資料出所　UN(2007) *National Accounts Statistics: main aggregates and detailed tables, 2006*

(注)　各項目の数値は，受取計又は支払計に対する割合。

1)　2004年の値。

2)　2000年の値。

第9-2-1表　国民一人当たり項目別国内家計最終消費支出（2005年）

Table 9-2-1: Final consumption expenditure of domestic households per capita by purpose, 2005

（実額/at current prices）

国 Country		家計最終消費支出 Final consumption expenditure	食料・飲料・たばこ a)	衣料・履物 b)	家賃・水道光熱 c)	家具等 d)
日本（千円）	JPN	2,188	387	77	532	82
アメリカ（ドル）	USA	29,316	2,671	1,338	5,111	1,404
カナダ（カナダドル）	CAN	22,998	3,113	1,094	5,259	1,497
イギリス（ポンド）	GBR	12,750	1,592	733	2,480	733
ドイツ（ユーロ）	DEU	15,543	2,279	816	3,689	1,058
フランス（ユーロ）	FRA	15,785	2,681	769	3,883	948
イタリア（ユーロ）	ITA	14,362	2,555	1,163	3,012	1,120
オランダ（ユーロ）	NED	14,889	2,019	803	3,298	926
ベルギー（ユーロ）	BEL	14,949	2,521	785	3,381	791
デンマーク（ユーロ）	DEN	136,709	20,412	6,579	36,287	7,894
スウェーデン（クローナ）	SWE	137,058	21,538	7,314	38,773	7,203
韓国（千ウォン）	KOR	8,729	1,536	365	1,472	353
シンガポール（SGPドル）	SGP	1,881	194	66	286	122
マレーシア（リンギ）	MYS	9,199	2,421	275	1,789	489
タイ（バーツ）	THA	63,034	20,868	5,383	5,048	4,272
フィリピン（ペソ）	PHL	45,432	21,877	1,028	2,227	5,477
インド（ルピー）	IND	1,871	697	95	221	68
オーストラリア（AUドル）	AUS	27,140	4,040	997	5,281	1,503
ニュージーランド（NZドル）	NZL	22,639	4,010	1,093	4,267	2,543
メキシコ（ペソ）	MEX	49,084	13,303	1,510	6,637	3,906

国 Country		医療・保健 e)	交通・通信 f)	教養・娯楽・教育 g)	ホテル・飲食・雑貨・サービス h)
日本（千円）	JPN	95	304	287	405
アメリカ（ドル）	USA	5,506	3,886	3,418	5,982
カナダ（カナダドル）	CAN	959	3,814	2,657	4,459
イギリス（ポンド）	GBR	203	2,174	1,756	2,877
ドイツ（ユーロ）	DEU	691	2,487	1,549	2,622
フランス（ユーロ）	FRA	539	2,794	1,589	2,730
イタリア（ユーロ）	ITA	463	2,362	1,134	2,803
オランダ（ユーロ）	NED	788	2,359	1,575	3,059
ベルギー（ユーロ）	BEL	625	2,522	1,448	2,570
デンマーク（ユーロ）	DEN	3,515	21,615	16,294	24,409
スウェーデン（クローナ）	SWE	3,742	22,350	16,521	19,800
韓国（千ウォン）	KOR	431	1,427	1,151	1,817
シンガポール（SGPドル）	SGP	127	368	261	381
マレーシア（リンギ）	MYS	191	2,032	597	2,184
タイ（バーツ）	THA	4,306	11,607	4,973	9,800
フィリピン（ペソ）	PHL	—	4,509	—	10,314
インド（ルピー）	IND	123	359	78	237
オーストラリア（AUドル）	AUS	1,378	4,010	4,226	5,706
ニュージーランド（NZドル）	NZL	—	3,378	—	4,213
メキシコ（ペソ）	MEX	2,311	9,397	3,344	9,113

a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and others; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture, and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services.

資料出所　OECD諸国：OECD（2007）*National Accounts 2007 vol.2*
その他：UN（2007）*National Accounts 2006*
人口：IMF（2006）*International Financial Statistics Yearbook 2006*

（注）各国の国民経済計算（SNA）の基準が異なるため，必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。

第9-2-2表　国内家計最終消費支出の分布（2005年）

Table 9-2-2: Percentage distribution of final consumption expenditure of domestic households by purpose, 2005

（%）

国 Country		家計最終消費支出	食料・飲料・たばこ a)	被服・履物 b)	家賃・光熱 c)	家具等 d)	医療・健康 e)	交通・通信 f)	教養・娯楽・教育 g)	ホテル・飲食・雑貨・サービス h)
日本（円）	JPN	100.0	17.7	3.5	24.3	3.7	4.3	13.9	13.1	18.5
アメリカ（ドル）	USA	100.0	9.1	4.6	17.4	4.8	18.8	13.3	11.7	20.4
カナダ（カナダドル）	CAN	100.0	13.5	4.8	22.9	6.5	4.2	16.6	11.6	19.4
イギリス（ポンド）	GBR	100.0	12.5	5.7	19.4	5.7	1.6	17.0	13.8	22.6
ドイツ（ユーロ）	DEU	100.0	14.7	5.2	23.7	6.8	4.4	16.0	10.0	16.9
フランス（ユーロ）	FRA	100.0	17.0	4.9	24.6	6.0	3.4	17.7	10.1	17.3
イタリア（ユーロ）	ITA	100.0	17.8	8.1	21.0	7.8	3.2	16.4	7.9	19.5
オランダ（ユーロ）	NED	100.0	13.6	5.4	22.1	6.2	5.3	15.8	10.6	20.5
ベルギー（ユーロ）	BEL	100.0	16.9	5.3	22.6	5.3	4.2	16.9	9.7	17.2
デンマーク（ユーロ）	DEN	100.0	14.9	4.8	26.5	5.8	2.6	15.8	11.9	17.9
スウェーデン（クローナ）	SWE	100.0	15.7	5.3	28.3	5.3	2.7	16.3	12.1	14.4
韓国（ウォン）	KOR	100.0	17.6	4.2	16.9	4.0	4.9	16.3	13.2	20.8
シンガポール（SGPドル）	SGP	100.0	10.3	3.5	15.2	6.5	6.7	19.6	13.9	20.3
マレーシア（リンギ）	MYS	100.0	26.3	3.0	19.4	5.3	2.1	22.1	6.5	23.7
タイ（バーツ）	THA	100.0	33.1	8.5	8.0	6.8	6.8	18.4	7.9	15.5
フィリピン（ペソ）	PHL	100.0	48.2	2.3	4.9	12.1	－	9.9	－	22.7
インド（ルピー）	IND	100.0	37.3	5.1	11.8	3.6	6.6	19.2	4.2	12.6
オーストラリア（AUドル）	AUS	100.0	14.9	3.7	19.5	5.5	5.1	14.8	15.6	21.0
ニュージーランド（NZドル）	NZL	100.0	17.7	4.8	18.8	11.2	－	14.9	－	18.6
メキシコ（ペソ）	MEX	100.0	27.1	3.1	13.5	8.0	4.7	19.1	6.8	18.6

a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and others; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture, and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services.

資料出所　OECD諸国：OECD（2007）*National Accounts 2007 vol.2*
その他：UN（2007）*National Accounts 2006*

（注）　1）各国の国民経済計算（SNA）の基準が異なるため，必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。
2）各項目の数値は，家計最終消費支出に対する割合。

第9-3-1表　世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本、2006年）

Table 9-3-1: Household income and expenditure by age of household reference person (Japan, 2006)

（円/Yen）

項目 Item	計 Total	～24歳 Years old	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～
全世帯 All households											
1.世帯人員(人)	3.12	3.06	3.18	3.42	3.70	3.84	3.86	3.48	3.06	2.78	2.45
2.有業人員(人)	1.37	1.45	1.36	1.38	1.38	1.49	1.73	2.00	1.98	1.43	0.72
3.消費支出	295,332	220,153	250,270	258,215	280,138	309,250	365,612	350,254	328,007	296,505	252,083
3a.食料	68,178	43,704	48,129	54,456	63,388	72,880	78,739	75,421	73,531	71,169	63,679
3b.住居	18,536	33,295	39,368	30,522	25,196	18,729	17,286	13,735	14,938	17,071	16,295
3c.光熱・水道	22,097	13,726	16,068	17,667	19,794	22,058	24,585	25,356	23,895	22,581	21,431
3d.家具・家事用品	9,745	6,638	8,504	8,019	9,266	9,380	10,429	9,756	11,033	11,454	9,106
3e.被服・履物	12,863	9,993	11,784	12,419	14,012	14,905	17,670	15,405	13,995	12,761	9,253
3f.保健医療	12,871	14,311	10,165	11,592	10,810	11,032	11,237	10,527	11,746	15,088	15,511
3g.交通・通信	37,740	46,002	45,450	43,397	44,160	41,935	48,733	47,309	41,257	36,353	24,708
3h.教育	12,703	2,276	6,524	9,343	13,476	25,368	39,186	27,489	10,634	2,285	1,131
3i.教養娯楽	30,239	13,833	21,740	25,080	33,561	37,430	35,382	30,793	28,594	32,274	27,132
3j.その他の消費支出	70,362	36,374	42,539	45,720	46,474	55,534	82,366	94,463	98,385	75,471	63,838
勤労者世帯 Households with earners											
1.世帯人員(人)	3.40	3.07	3.19	3.40	3.70	3.82	3.78	3.46	3.03	2.79	2.50
2.有業人員(人)	1.65	1.45	1.38	1.38	1.36	1.44	1.69	1.98	2.00	1.76	1.53
4.経常収入	515,998	306,344	368,957	438,020	490,606	550,769	600,970	590,230	563,976	393,406	359,664
5a.勤め先収入	494,693	302,955	362,774	431,510	480,104	539,395	589,202	578,669	552,656	321,702	221,694
5b.事業・内職収入	2,758	0	1,555	817	1,557	1,207	2,604	4,596	3,768	4,924	4,491
5c.他の経常収入	18,548	3,388	4,628	5,693	8,945	10,167	9,164	6,965	7,552	66,781	133,479
3.消費支出	320,026	220,704	251,623	261,771	285,207	312,584	374,652	358,398	342,854	317,782	285,717
3a.食料	69,358	43,724	48,283	53,763	63,451	73,348	78,433	75,176	73,022	71,693	68,490
3b.住居	20,625	33,215	39,560	31,371	25,314	19,121	16,991	15,175	15,716	19,692	16,399
3c.光熱・水道	21,875	13,698	16,048	17,341	19,610	21,879	24,278	24,723	23,666	22,433	21,312
3d.家具・家事用品	9,974	6,651	8,805	8,211	9,309	9,543	10,425	9,472	11,689	12,334	8,863
3e.被服・履物	14,460	10,022	11,978	12,363	13,922	15,032	18,273	14,876	14,239	13,666	10,949
3f.保健医療	11,478	14,383	10,092	11,698	10,486	11,406	11,433	10,118	11,184	15,118	14,430
3g.交通・通信	45,568	46,278	45,741	44,472	46,426	41,937	51,041	50,364	46,061	40,749	29,701
3h.教育	18,716	2,290	6,795	9,101	13,709	25,732	40,377	28,669	11,150	3,634	1,419
3i.教養娯楽	31,567	13,877	21,865	25,211	34,096	37,332	35,486	31,411	28,996	30,887	30,026
3j.その他の消費支出	76,405	36,566	42,456	48,239	48,885	57,253	87,916	98,415	107,131	87,577	84,128
6.非消費支出	84,188	33,375	49,418	63,193	75,852	89,312	100,878	100,828	102,428	64,654	43,327
6a.直接税	37,498	10,902	16,141	23,632	31,655	37,771	46,304	45,878	48,828	33,146	21,596
6b.社会保険料	46,566	22,461	33,116	39,412	44,113	51,440	54,423	54,867	53,393	31,468	21,613
6c.他の非消費支出	124	12	161	150	83	101	150	84	207	40	118

1.Number of persons per household; 2.Earners per household (persons); 3.Consumption expenditure (3a: Food; 3b: Housing; 3c: Fuel, light and water charges; 3d: Household goods and utensils; 3e: Clothing and footwear; 3f: Healthcare; 3g: Transportation and communication; 3h: Education; 3i: Recreation and culture; 3j: Other consumption expenditure items); 4.Current income (5a: Wages and salaries; 5b: Self-employment income; 5c: Other current income); 6.Non-consumption expenditure (6a: Direct taxes; 6b: Social insurance premiums; 6c: Other non-consumption expenditure items).

資料出所　総務省(2007.2)「平成18年家計調査年報詳細結果」
(注)　1世帯当たり年平均1か月間の収入及び支出。農林漁家世帯を除く。

第9-3-2表　世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ、全世帯、2005年）

Table 9-3-2: Household income and expenditure by age of household reference person (USA, all households, 2005)

項目 Item	計 Total	～24歳 years old	25～34	35～44	45～54	55～64	65～74	75～
								（人/persons）
世帯人員 Average number of persons per household	2.5	2.1	2.8	3.2	2.7	2.1	1.7	1.5
18歳未満の子供の数[1] Children under 18	0.6	0.5	1.1	1.3	0.6	0.2	0.1	0.0
有業人員 Earners	1.3	1.4	1.5	1.7	1.7	1.3	0.7	0.2
								（ドル/dollars）
税引き前所得 Income before taxes	58,712	27,494	55,066	72,699	75,266	64,156	45,202	28,552
税引き後所得 Income after taxes	56,304	27,120	53,257	69,619	71,442	61,068	43,976	27,924
消費支出 Average annual expenditures	46,409	27,776	45,068	55,190	55,854	49,592	38,573	27,018
食料 Food	5,931	3,933	5,639	7,359	6,980	6,202	4,899	3,388
アルコール飲料 Alcoholic beverages	426	401	478	511	458	454	325	167
住居 Housing	15,167	8,940	15,516	18,482	17,258	15,769	12,474	9,612
被服 Apparel and services	1,886	1,577	2,082	2,365	2,318	1,784	1,313	584
交通 Transportation	8,344	5,987	8,798	9,945	9,795	8,908	6,568	3,754
保健医療 Healthcare	2,664	704	1,522	2,272	2,672	3,410	4,176	4,210
娯楽 Entertainment	2,388	1,393	2,455	2,765	3,034	2,429	2,143	1,032
個人ケア製品･サービス Personal care products and services	541	337	504	627	627	550	495	427
読書 Reading	126	49	89	121	143	167	154	132
教育 Education	940	1,359	779	931	1,769	733	256	165
煙草 Tobacco products and smoking supplies	319	308	307	357	427	336	228	102
雑費 Miscellaneous	808	263	697	791	949	981	1,037	635
寄付 Cash contributions	1,663	393	1,080	1,735	2,076	1,960	1,925	1,852
個人年金･保険 Personal insurance and pensions	5,204	2,133	5,213	6,929	7,348	5,909	2,580	959

資料出所　U.S.Department of Labor（2007.2）*Consumer Expenditures in 2005*
（注）1年当たりの収入及び支出。
　　1）75歳以上の数値は，0.05未満。

第9-3-3表　世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス、全世帯、2005-06年）

Table 9-3-3: Household income and expenditure by age of household reference person (UK, all households, 2005-06)

項目 Item	計 All	～29歳 years old	30～49	50～64	65～74	75～
						（人/persons）
平均世帯人員 Weighted average number of persons per household	2.4	2.4	3.0	2.2	1.8	1.4
						（ポンド/pounds）
粗所得 Gross weekly household income	616	535	779	676	393	279
賃金・俸給 Wages and salaries	412.7	454.8	638.8	439.4	66.8	14.0
事業所得 Self-employment	49.3	21.4	70.1	81.1	15.7	(2.8)
財産所得 Investments	18.5	5.4	15.6	27.0	31.4	25.1
年金 Annunities and pensions	43.1	－	0.0	67.6	117.9	89.3
社会保障給付 Social security benefits	80.1	37.5	54.5	60.8	161.1	147.9
その他 Other sources	6.2	16.1	7.8	6.8	3.9	(0)
消費支出 Average weekly household expenditure	367.6	358.1	440.3	396.0	280.9	181.0
食料・飲料 Food and non-alcoholic drinks	45.3	35.2	50.6	50.1	41.4	30.9
酒類・たばこ・麻酔薬 Alcoholic drinks, tobacco and narcotics	10.8	10.8	12.1	12.9	8.8	4.6
被服・履物 Clothing and footwear	22.7	22.4	30.3	23.1	14.5	7.2
住居[1)]・燃料・動力 Housing, fuel and power	44.2	71.1	48.8	40.5	31.9	29.9
家財・家事サービス Household goods and services	30.0	22.6	34.6	32.5	27.5	18.8
健康 Health	5.5	2.1	6.0	6.9	5.3	3.7
交通 Transportation	61.7	53.7	77.2	71.4	44.6	18.0
通信 Communication	11.9	14.1	14.7	12.4	7.3	5.4
娯楽・文化 Recreation and culture	57.5	45.8	67.6	65.2	50.9	26.0
教育 Education	6.6	11.1	9.6	5.8	(0.4)	(1.6)
外食・外泊 Restaurants and hotels	36.7	39.9	46.5	39.1	23.6	12.7
雑費 Miscellaneous goods and services	34.6	29.4	42.2	36.2	24.7	22.1
その他 Other expenditure items	75.8	58.3	106.3	80.6	36.5	25.2

資料出所　National Statistics of UK (2007.6) *Family Spending, 2006*

(注)　週間平均収入及び支出。

1)　住宅ローンの利子支払，地方税及び北アイルランド国税を除く。

第9-3-4表　世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（ドイツ、全世帯、2003年）

Table 9-3-4: Household income and expenditure by age of household reference person (Germany, 2003)

（ユーロ/Euro）

項目 Item	計 Total	～24歳 years old	25～34	35～44	45～54	55～64	65～69	70～79	80～
総収入 Gross income	3,561	1,819	3,368	4,330	4,651	3,768	2,742	2,304	2,148
勤め先収入 Wages and salaries	1,862	1,174	2,464	2,951	3,102	1,585	134	42	(24)
事業収入 Self-employment	210	(22)	148	320	346	276	94	28	(8)
財産収入 Investments	399	69	193	395	491	552	478	376	340
公的移転収入 Public transfer income	906	332	372	493	537	1,166	1,830	1,674	1,594
その他 Other sources	183	221	190	170	173	186	203	183	179
消費支出 Total expenditure	2,177	1,307	1,922	2,366	2,572	2,428	2,191	1,772	1,555
食料・飲料・たばこ Food, drinks, tobacco	303	181	254	347	373	325	292	239	204
被服・履物 Clothing and footwear	112	76	107	131	137	118	102	80	60
住居・光熱 Housing, fuel and power	697	412	592	739	781	777	711	631	612
家庭用品 Household goods and services	127	70	112	137	149	150	135	98	88
保健 Health	84	20	42	60	87	117	125	114	102
交通 Transportation	305	193	311	348	405	349	283	165	105
通信 Communication	68	78	81	78	85	64	50	42	36
教養・娯楽 Recreation and culture	261	142	219	284	301	291	283	229	174
教育 Education	20	17	29	36	22	11	6	4	3
宿泊・飲食店 Restaurants and hotels	100	62	91	106	116	112	105	83	72
その他 Others	100	58	85	101	117	113	101	87	100

資料出所　Der Statistisches Bundesamt（2005.12）*Einkommens und Verbrauchsstichprobe 2003, Heft 4-5*

第9-4表　家計・対家計非営利団体（NPISH）の金融資産総額
Table 9-4: Financial assets of households and NPISHs

国 Country	2000 年/Year	2001	2002	2003	2004	2005	2006
日本（10億円） JPN (billion yen)	1,457,067	1,436,622	1,426,103	1,461,437	1,492,738	1,596,544	
アメリカ（10億ドル） USA (billion dollars)	33,002	31,410	29,115	33,605	36,557	38,892	40,693
イギリス（10億ポンド） GBR (billion pounds)	3,130	2,929	2,699	2,940	3,152	3,563	3,800
ドイツ（10億ユーロ） DEU (billion euros)	3,608	3,706	3,676	3,908	4,087	4,305	4,529
フランス（10億ユーロ） FRA (billion euros)	2,521	2,499	2,541	2,711	2,928	3,225	3,487

資料出所　日本：内閣府（2007.6）「平成19年版国民経済計算年報」
アメリカ：The Federal Reserve Board（2007.6）*Flow of Funds Accounts of the United States*
イギリス：National Statistics of UK（2007.7）*National Accounts -Blue Book 2007-*
ドイツ：Deutsche Bundesbank（2007.7）*Finnancial accounts 1991 to 2006*
フランス：Banque de France（2007.6）*Annual Financial Accounts*

第9-5表　十分な所得がないために生活必需品を買うことができなかった回答者の割合[1)]
Table 9-5: Percentage of respondents unable to afford food, medical and health care or clothes

（%）

国 Country		食料 food	医療 medical and health care	被服 clothes
日本	JPN	4	4	5
アメリカ	USA	15	26	19
カナダ	CAN	10	13	16
イギリス	GBR	11	11	20
ドイツ	DEU	5	8	10
フランス	FRA	8	5	12
イタリア	ITA	11	12	16
ロシア	RUS	50	54	68
中国	CHN	18	45	23
韓国	KOR	18	15	21
インド	IND	44	52	44

資料出所　The Pew Global Attitudes Project（2002.12）*What the World Thinks in 2002*
（注）　1）過去1年に十分なお金がないために食料を買えなかったことがあったかどうか，という質問に対して，買えなかったことがあったと回答した人の割合である（医療，被服についても同様）。

第9-6表　OECD基準による機能別公的社会支出（対GDP比）及びその内訳（2003年）

Table 9-6: Public social expenditure by policy area, at current prices/in percentage of GDP

国 Country	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	スウェーデン SWE
100万/million (%)*	円/Yen	USドル/US$	ポンド/Pound	ユーロ/Euro	ユーロ/Euro	ユーロ/Euro
老齢給付 Old-age	40,154,680 (8.0)	589,453 (5.5)	65,959 (5.9)	244,126 (11.3)	165,728 (10.5)	248,693 (10.1)
障害・業務災害・傷病等 Incapacity-related	3,359,161 (0.7)	135,085 (1.3)	27,676 (2.5)	42,059 (2.0)	27,690 (1.7)	147,643 (6.0)
遺族 Survivors	6,277,961 (1.3)	87,977 (0.8)	2,566 (0.2)	9,356 (0.4)	28,515 (1.8)	16,871 (0.7)
家族 Family	3,684,877 (0.7)	75,433 (0.7)	32,887 (2.9)	42,008 (1.9)	47,822 (3.0)	87,071 (3.5)
積極的労働市場政策 ALMP**	1,488,846 (0.3)	15,550 (0.1)	5,735 (0.5)	24,319 (1.1)	16,911 (1.1)	31,350 (1.3)
失業 Unemployment	2,220,067 (0.4)	57,746 (0.5)	2,916 (0.3)	38,929 (1.8)	29,325 (1.9)	30,613 (1.2)
保健 Health	30,393,243 (6.1)	728,040 (6.7)	74,872 (6.7)	172,526 (8.0)	120,386 (7.6)	175,367 (7.1)
住宅 Housing	— —	— —	16,001 (1.4)	4,888 (0.2)	13,399 (0.8)	14,573 (0.6)
生活保護その他の社会政策分野 Other social policy areas	970,264 (0.2)	59,155 (0.5)	2,645 (0.2)	10,553 (0.5)	5,446 (0.3)	17,116 (0.7)
合計 Total	88,549,098 (17.7)	1,748,439 (16.2)	231,257 (20.6)	589,577 (27.3)	455,222 (28.7)	769,297 (31.3)
（社会支出に占める割合）						(%)
老齢現金給付	45.3	33.7	28.5	41.4	36.4	32.3
障害・業務災害・疾病等	3.8	7.7	12.0	7.1	6.1	19.2
遺族	7.1	5.0	1.1	1.6	6.3	2.2
家族	4.2	4.3	14.2	7.1	10.5	11.3
積極的労働市場政策	1.7	0.9	2.5	4.1	3.7	4.1
失業	2.5	3.3	1.3	6.6	6.4	4.0
保健	34.3	41.6	32.4	29.3	26.4	22.8
住宅	—	—	6.9	0.8	2.9	1.9
生活保護その他の社会政策分野	1.1	3.4	1.1	1.8	1.2	2.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

*( )内の数値は対GDP比/figure in parentheses: in percentage of GDP, ** Active labour market programmes

資料出所　OECD Social Expenditure database 1980-2003

(注) OECD Social Expenditure databaseにおける各社会支出項目の定義は以下のとおり。

老齢:(1)現金給付(年金, 早期退職年金等), (2)現物給付(高齢者に対するホームヘルプ・在宅介護サービス等)

障害・業務災害・疾病等:(1)現金給付(障害年金, 業務災害・疾病年金, 業務災害・疾病休業手当その他の手当金), (2)現物給付(ホームヘルプ・在宅サービス, リハビリサービスその他の現物給付)

遺族:遺族年金及び葬祭諸費

保健:患者治療・ケア, 医薬品, 予防医療等現物給付

家族:(1)現金給付(扶養家族手当, 出産休暇, 両親育児休暇その他の現金給付), (2)現物給付(デイケア・在宅サービスその他の現物給付)

積極的労働市場政策:雇用職業サービス・行政, 職業能力開発, 若年施策, 雇用助成, 障害者雇用対策等

失業:(1)現金給付(失業補償給付又は解雇手当, 労働市場に関連する事由による早期退職給付), (2)現物給付

住宅:(1)現物給付(住宅支援その他の給付)

生活保護その他の社会政策分野:(1)現金給付(低所得世帯への所得支援その他の現金給付), (2)現物給付(社会的支援サービス:食事補助等, その他の現物給付)

第9-7表　社会保障給付（対国民所得比）

Table 9-7: Social security benefits as a percentage of national income

（%）

国 country		年[1] Year	計 Total	年金 Pension	医療 Healthcare	福祉等 Welfare
日本	JPN	2006	23.9	12.6	7.3	4.0
		2002	23.7	12.6	7.5	3.6
		2001	23.7	11.6	8.3	3.8
		1996	17.4	9.0	6.5	1.9
アメリカ	USA	2001	17.1	7.5	7.2	2.4
		1996	19.4	8.7	7.8	2.9
イギリス	GBR	2001	28.9	12.3	7.9	8.6
		1996	29.7	10.2	7.6	11.8
ドイツ	DEU	2001	38.8	16.3	10.8	11.7
		1996	37.7	16.2	8.6	12.8
フランス	FRA	2001	38.9	17.1	9.8	12.0
		1996	41.2	17.8	10.4	13.0
スウェーデン	SWE	2001	41.5	13.5	10.4	17.6
		1996	45.9	17.9	8.1	19.8

資料出所　厚生労働省(2007.3)「2005～2006年海外情勢報告」,「社会保障の給付と負担の将来見通し(平成18年5月推計)」

(注)　1)　日本は年度。

第9-8表　租税・社会保障負担（対国民所得比）

Table 9-8: Tax and social security burden as a percentage of national income

（%）

国 Country		年 Year	租税負担 Tax burden	社会保障負担 Social security burden	計(国民負担率) Total (national burden rates)
日本	JPN	2008	25.1	15.0	40.1
		2005	23.8	14.6	38.3
アメリカ	USA	2005	25.6	8.9	34.5
イギリス	GBR	2005	37.5	10.8	48.3
ドイツ	DEU	2005	28.0	23.7	51.7
フランス	FRA	2005	37.6	24.6	62.2
スウェーデン	SWE	2005	51.5	19.2	70.7

資料出所　財務省ホームページ(http://www.mof.go.jp/)

(注)　日本:2005年度は実績, 2008年度は見通し。

他国:2005年実績。

第9-9表　GDPに占める労働市場政策への支出（2005-06年）

Table 9-9: Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP, 2005-06

国 Country	合計 Total	積極的措置 Active measures							消極的措置 Passive measures		
			公共職業サービス[a]	職業訓練[b]	雇用インセンティブ[c]	就業支援、訓練[d]	直接的雇用創出[e]	創業インセンティブ[f]		失業・無業所得補助・支援[g]	早期退職[h]
日本 JPN	0.68	0.25	0.19	0.04	0.02	—	—	—	0.43	0.44	—
アメリカ USA	0.38	0.13	0.03	0.05	—	0.03	0.01	—	0.24	0.24	—
カナダ CAN	0.95	0.32	0.16	0.08	0.01	0.02	0.02	0.01	0.62	0.62	—
イギリス[1] GBR	0.68	0.49	0.38	0.09	0.01	0.01	—	—	0.19	0.19	—
ドイツ[2] DEU	3.32	0.97	0.35	0.25	0.05	0.13	0.10	0.09	2.35	2.30	0.05
フランス[2] FRA	2.52	0.90	0.24	0.29	0.13	0.07	0.18	—	1.62	1.57	0.06
イタリア[2] ITA	1.36	0.54	0.08	0.20	0.20	—	0.01	0.05	0.82	0.72	0.10
オランダ[2] NDL	3.35	1.33	0.49	0.13	0.17	0.53	—	—	2.02	2.02	—
ベルギー[2] BEL	3.45	1.08	0.23	0.20	0.17	0.12	0.36	—	2.37	1.94	0.42
ルクセンブルク[2] LUX	1.19	0.52	0.06	0.13	0.19	0.01	0.13	—	0.67	0.47	0.20
デンマーク[2] DNK	4.26	1.74	0.31	0.51	0.45	0.48	—	—	2.51	1.83	0.68
スウェーデン[2] SWE	2.52	1.32	0.23	0.34	0.50	0.22	—	0.03	1.20	1.20	—
フィンランド[2] FIN	2.79	0.89	0.18	0.37	0.16	0.10	0.07	0.02	1.90	1.47	0.44
ノルウェー[2] NOR	1.62	0.75	0.12	0.37	0.03	0.15	0.07	—	0.87	0.87	—
韓国[2] KOR	0.35	0.13	0.03	0.04	0.02	0.02	—	0.01	0.22	0.22	—
オーストラリア AUS	1.06	0.45	0.26	0.04	0.01	0.05	0.08	0.01	0.61	0.61	—
ニュージーランド NZL	0.83	0.39	0.12	0.17	0.02	0.06	—	0.01	0.44	0.44	—

a) PES and administration; b) Training; c) Employment incentives; d) Supported employment and rehabilitation; e) Direct job creation; f) Start-up incentives; g) Out-of-work income maintenance and support; h) Early retirement.

資料出所　OECD (2007.6) *Employment Outlook 2007*
(注)　1) 2004-2005年の値。
　　2) 2005年の値。

第9-10表　公的年金制度
Table 9-10: Public pension schemes

	日本	アメリカ
制度体系	2階建て 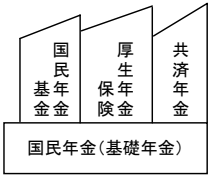 	1階建て
対象者	全国民	一般被用者（連邦政府職員等一部職種を除く）及び一定所得以上の自営業者は原則強制加入。一定所得未満の自営業者及び無業者は対象外。
保険料率（2006年）	（一般被用者）14.642% （2006.9～：労使折半） ※第1号被保険者は定額 （2006.4～：月あたり13,860円）	12.4% （労使折半）
支給開始年齢（2006年）	国民年金（基礎年金）：65歳 厚生年金：60～65歳（特別支給の老齢厚生年金報酬比例部分60歳，定額部分63歳，（男性，2009年度末まで※） ※男性は2025年までに，女性は2030年までに，65歳に引上げ	65歳8か月 ※2003～2027年にかけ65歳から67歳に引上げ中
最低加入期間[1)]	25年間	10年間
国庫負担	基礎年金給付費の1/3 ※2009年度までに1/2に引上げ	なし
繰り上げ（早期）支給制度	あり。本人が希望すれば60歳～64歳受給可能。繰上げ年齢に応じて基礎年金額が一定の率で減額。	あり。追加要件はない（年金の受給要件である最低加入期間を満たせばよい）。繰上げ期間が36か月までは約0.56%／月，36か月以降は約0.42%／月減額（62歳まで繰上げた場合は約23.3%減額）。
所得代替率[2)]	59.1%	51.0%
年金受給中の就労	賃金と年金額に応じて年金額の一部又は全部が支給停止。65～70歳までの間は，賃金と年金額の合計額が48万円を超える場合，賃金の増加2に対し，年金額1を停止（ただし，基礎年金は全額支給）。また，70歳以降についても，60歳台後半と同じ取扱い（但し，保険料負担はなし）。60～65歳までは，賃金と年金額の合計額が28万円を上回る場合，賃金の増加2に対し，年金額1を停止し，賃金が48万円を超える場合，賃金が増加した分だけ年金額を停止。	満額支給開始年齢後：在職していても年金額の減額はなし。 満額支給開始年齢前（繰上げ支給時）：在職者の年金額は賃金額が一定水準以上の場合，賃金額に応じて減額。

資料出所　厚生労働省ホームページ「年金制度の国際比較」（平成18年11月現在），厚生労働省（2007.3）「2005～2006年海外情勢報告」，年金財政ホームページ

（注）　1）必要となる被保険者期間。
　　2）所得代替率は，平均的収入の労働者の税引き後の手取り金額／現役世代の平均的な労働者の手取り収入。OECDレポートによる。

第9-10表　公的年金制度（続き）

Table 9-10: Public pension schemes (*cont.*)

	イギリス	ドイツ	フランス
制度体系	2階建て 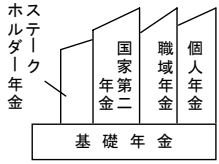 	1階建て 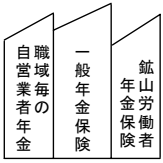 	1階建て 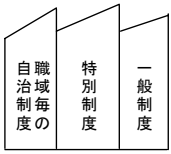
対象者	基礎年金（1階部分）：一定所得以上の一般国民（一般被用者及び自営業者）は強制加入で，それ以外（無業者含む）は任意加入。 国家第2年金（2階部分）：基礎年金に強制加入する一般被用者は原則強制加入。自営業者及び無業者は対象外。	一般被用者及び自営業者の一部（手工業者，芸術家など）は強制加入。その他の自営業者及び無業者は任意加入可能。	被用者は強制加入。無業者は任意加入可能。
保険料率（2006年）	賃金の23.8％ 被用者：11.0％ 事業主：12.8％ （国家第2年金加入者の国民保険料）	19.50％ （労使折半） ※2007年1月より19.9％に引上げ	被用者は上限付給付（31,068ユーロ／年）の6.55％ 使用者は上限付給付の8.3％及び全給与の1.6％
支給開始年齢（2005年）	男性：65歳 女性：60歳 ※女性は2020年までに65歳に引上げ ※男女とも2024～2046年にかけ68歳に引上げ予定（法案審	65歳（重度障害者は63歳） ※2012～2029年にかけ67歳へ引上げ予定（閣議決定） ※女性の年金支給開始年齢は2000年から2005年にかけ60歳から65歳に引上げ済）	60歳（60歳時において，被保険者期間が40年以上の場合は満額受給可能。40年未満の場合は被保険期間又は65歳に達するまでの不足期間，1四半期毎に2.5％（1年で10％），最大50％給付が減額）
最低加入期間[1)]	男性：11年，女性：9.75年	5年間	3か月
国庫負担	原則なし	給付費の約26％（2004年）	※国庫負担は原則なしだが，実際は若干の国庫補助が行われている。財源に占める割合は7.88％（2004年）
繰り上げ（早期）支給制度	なし	あり。被保険者期間が15年以上の助成，長期失業者，高齢パート就労促進制度活用者（60歳から可能。但し，2016年に廃止予定）	
所得代替率[2)]	47.6％	71.8％	68.8％
年金受給中の就労	在職していても年金額の減額はなし。	満額支給開始年齢後：在職していても年金額の減額はなし。 満額支給開始年齢前（繰上げ支給時）：在職者の年金額は賃金額が一定水準以上の場合，賃金額に応じて減額。	年金額と賃金額の合計が引退（年金支給開始）直前の賃金額を超えない場合，年金額は減額されない。 ※2007年1月から引退直前の賃金が低水準な者については，年金額と賃金額の合計額が最低賃金（SMIC）の1.6倍まで就労しても年金額は減額されないこととなった。

第9-11表　企業年金制度

Table 9-11: Corporate pension schemes

	日本				アメリカ
	厚生年金基金	適格退職年金	確定拠出年金	確定給付企業年金	
設立	(1)厚生労働大臣の認可 (2)単独設立・連合設立:1,000人以上の加入員，綜合設立:5,000人以上の加入員 (3)加入員の同意 (4)設立母体の財政基盤の安定性 (5)代行給付の水準を上回る給付内容等の確保	事業主	年金の規約について，厚生労働大臣の承認が必要。企業型(労使合意のもと掛金は企業が拠出)と個人型(掛金は個人が拠出)とがある。	規約型と基金型がある。労使が合意した年金の規約について，厚生労働大臣の承認(基金の場合は基金の設立認可)が必要。	企業の任意 [エリサ法に企業年金が満たすべき最低条件を規定]
加入資格	厚生年金の適用事業所に使用される被保険者。	企業又は団体の被用者(事業主である個人，これと生計を一にする親族，事業主である法人の役員等の加入は不可)	企業型:実施企業に勤務する従業員(国民年金第2号被保険者) 個人型:自営業者等(国民年金第1号被保険者)	厚生年金保険の被保険者等。年金規約において加入者資格を定めることができる。	21歳から1年以上の勤務を法定。
支給開始年齢	厚生年金に同じ(代行部分)。加算型の加算部分は自由。	自由	最初の拠出からの経過年数に応じ60～65歳。	原則として60～65歳の範囲で年金規約に定める年齢(老齢給付)。	65歳 [繰上げ，繰下げ(法定)あり]
給付水準	代行部分(老齢厚生年金の報酬比例部分)及び上乗せ(プラスアルファ)部分。プラスアルファ部分は，代行部分の1割を上回る水準(代行部分は，老齢厚生年金の報酬比例部分に同じ)。	自由	拠出した掛金が個人毎に区分され，加入者それぞれが自己責任のもとに運用商品を選び，掛金と運用収益の結果をもとに給付額が決まる。	基準に従い規約で定めるところにより算定した額。	定額・定率等給付設計は企業によって異なるが，公的年金とあわせ，従前賃金の60～70%を保障。
公的年金制度との調整	公的年金に上乗せされる(プラスアルファ部分)。	公的年金に上乗せされる。	公的年金に上乗せされる。	公的年金に上乗せされる。	次の2つの方法がある。 (1)控除方式＝全体の給付水準から公的年金給付相当額部分を差し引いた残りを支給。 (2)超過方式＝公的年金と企業年金を合わせた給付額が所得の一定水準になるよう，公的年金の上限以上の報酬に高い給付乗率を適用。

(注) 適格退職年金は，平成13年の確定給付企業年金法の成立に伴い，平成24年3月末までに他の企業年金制度等へ移行するか，制度を廃止することになった。

第9-11表　企業年金制度（続き）

Table 9-11: Corporate pension schemes (*cont.*)

イギリス	フランス		ドイツ	スウェーデン
	AGIRC	ARRCO		ITP
企業の任意 [社会保障年金法に付加年金からの適用除外の条件を規定]	幹部職員退職年金制度連合会 全国的労使協約の適用を受ける企業は設立が義務づけられる。	補足年金制度連合会	企業の任意 [老齢企業年金改革法に企業年金が満たすべき最低条件を規定]	俸職職員退職年金制度 全国的労使協約の適用を受ける企業は設立が義務づけられる。
条件なしが多くなりつつある。	幹部職員 （強制加入）	一般被用者（強制加入）	[通常5年から10年の勤務期間]	28歳以上
大部分が65歳 (女子60歳)	60歳		65歳(女子60歳)	65歳
一般的には [最終給与又は再評価後全期間平均給与]×乗率［1/80～1/60］×加入年数[40年加入で最終給与の50%以上]	個人の年金ポイント [30年加入で最終給与の約30%]	[30年加入で最終給与の約20%]	一般的なものとしては，最終給与×乗率×勤続期間により，公的年金と合わせて最終給与の65%～75%となる。	最終給与のうち基礎額(37,200クローネ)の 7.5倍まで×10% 7.5倍～20倍×65% 20～30倍×32.5% の和 [30年加入に満たない場合は減額]
いくつかの条件を満たせば，公的年金の付加年金部分から適用除外される。 同じ期間国の制度に加入した場合の付加年金の給付を下回らないこと。	公的年金に上乗せされる。 [公的年金と合わせて最終給与の60%～70%になる。]		公的年金に上乗せされる。 [公的年金と合わせて最終給与の65%～75%となる。]	公的年金に上乗せされる。 [公的年金と合わせて最終給与の65%程度になる。]

資料出所　日本:ライフデザイン研究所(2002)「平成14年版企業年金白書」，厚生労働省ホームページ
その他:社会保険研究所(2003)「平成15年版目でみる年金」，企業年金連合会(2005)「企業年金に関する基礎資料(平成17年10月)」，企業年金連合会ホームページ。

第9-12表　社会保険料率の労使負担割合（2008年）

Table 9-12: Employer-employee social insurance contribution rates, 2008

（%）

国 Country	年金 Pension	医療 Medical care	介護 Nursing care	雇用 Employment	その他 Others	計 Total
日本 JPN	14.996	8.2	1.23	1.2	なし	労使とも
労使 / employer + employee	全て労使折半					12.813
アメリカ USA	12.4	2.9 [1]		2.56		
労 / employer	労使折半					7.65
使 / employee				2.56 [2]		10.21
イギリス GBR	23.8	税負担のため なし		国民保険制度に統合	なし	
労 / employer	11.0 [3]					11.0
使 / employee	12.8					12.8
ドイツ DEU	19.9	14.0 [4]	1.7 [5]	3.3		労使とも
労使 / employer + employee	全て労使折半					19.45
フランス FRA	老齢保険 14.95	13.85		6.48	家族手当[7]	
労 / employer	6.65 [6]	0.75		2.44		9.84
使 / employee	8.3	13.1		4.04	5.4	30.84

資料出所　日本：社会保険庁ホームページ，厚生労働省ホームページ
アメリカ：社会保障庁及び連邦労働省のホームページ
イギリス：関税歳入庁ホームページ
ドイツ：Sozialpolitik aktuell in Deutschland（デュイスブルグ・エッセン大学付属社会学研究所）
フランス：URSSAFホームページ

（注）
1) メディケアパートAを指す。
2) 州別失業保険税を含む平均値（2007年のデータによる）。
3) 本人のこと。及び週91～610ポンドの所得部分における保険料。被用者には更に610ポンドを超える所得部分につき1.0％の保険料がかかる。
4) 疾病金庫平均値。
5) 子供のいない64歳以下の者は1.95％。
2008年7月より1.95％（子供のいない64歳以下の者は2.20％）。
6) このほかに寡婦保険0.1％があるがこれは本人負担。
7) フランスの家族手当には，児童手当のみならず出産手当，育児休業手当に相当するようなものまで含んでいるため，その他に計上。

第9-13表　公的扶助制度

Table 9-13: Public assistance systems

	日本	アメリカ	イギリス
制度(根拠法)・目的	生活保護制度(生活保護法) 生活困窮者に対し，最低限度の生活を保障するとともに，自立を助長する。 ・財源は，国(3/4)及び自治体(1/4) ・給付の種類：生活扶助，教育扶助，住宅扶助，医療扶助，介護扶助，出産扶助，生業扶助，葬祭扶助 必要に応じて1種類以上の扶助が受けられる(1種類の扶助受給を単給，2つ以上を併給という)仕組みとなっている。医療扶助，介護扶助は現物給付で，それ以外は金銭給付を原則としている。	(貧困家庭一時扶助)(TANF) ・根拠法令は，社会保障法 ・管理運営主体は，州 ・財源は，連邦及び州の一般財源 ・制度の対象者は，未成年の児童，妊婦のいる世帯等 ・給付内容は，州ごとに決定 (その他の扶助) (1)補足的保障所得(SSI) 高齢者，障害者等が対象 (2)メディケイド 貧困家庭の児童，妊婦等が対象 (3)食料スタンプ 所得水準が連邦の基準を下回る世帯等が対象 (4)一般扶助 州，自治体の独自扶助 (勤労所得税額控除) ・所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナス額が算出される者への税の還付(実際は給付)	(所得補助) ・根拠法令は，社会保障に関する拠出及び給付法並びに社会保障管理法 ・管理運営主体は，雇用年金省 ・財源は国の一般財源 ・制度の対象者は，高齢者，一人親，障害者等 ・給付内容は年齢等の属性に応じ個別に算定 (社会基金) ・所得補助では対応できない突発的な必要に対応するための給付金又は種々の貸付金 (その他の扶助) (1)住宅給付：賃貸住宅居住者に賃料相当額を支給， (2)地方税給付：地方税納付者に地方税相当額を支給， (3)就労税額控除，児童税額控除，就労している低所得者，子供を養育する低所得者を対象として税の還付の形式で給付
被保護世帯数(千世帯)	1,042(2005年度)	貧困家庭一時扶助／要扶養児童家庭扶助 4,114 (1997年1月) 食料スタンプ 8,870 (1997年8月)	所得補助 3,958 (1997年5月) 所得関連求職者給付 1,225 (1997年5月) 家賃補助　4,546 住民税補助　5,434
被保護者数(千人)	1,476(2005年度)	補足的所得保障 6,495 (1997年12月) メディケイド 33,579 (1997年度) 貧困家庭一時扶助 11,423 (1997年1月) 食料スタンプ 21,414(1997年8月)	所得補助 6,977 (1997年5月) 所得関連求職者給付 家賃補助 住民税補助
基準額(月額)	生活保護基準(2006年度) ・1級地－1における標準3人世帯(33歳男，29歳女，4歳子) 162,170円 ・1級地－1(大都市部)における高齢単身世帯(68歳女) 80,820円	補足的所得保障(1998年) ・1人当たり　494ドル ・夫婦当たり　741ドル 食料スタンプ(1998年) ・単身世帯　122ドル ・4人世帯　408ドル	所得補助(1998年) ・夫婦(ともに25歳以上60歳未満)，子2人(13歳，6歳) 週 135.20ポンド ・夫婦ともに60歳以上75歳未満の高齢世帯 週 109.35ポンド ・80歳以上の単身高齢者 週 77.55ポンド
総支給額(国及び地方)	生活保護費： 2兆3,881億円(2004年度)	補足的所得保障 約283億7,000万ドル(1997年) メディケイド 約1620億ドル(1996年度) 約204億ドル(1996年度) 食料スタンプ 約235億ドル(1996年度)	所得補助　120.46億ポンド 所得関連求職者給付 33.59億ポンド 就業家族所得補助 0.44億ポンド 家賃補助　115.63億ポンド 住民税補助　24.99億ポンド (以上1997年度実績見込み)

	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度（根拠法）・目的	（社会扶助） ・根拠法令は社会法典第XII編 ・管理運営主体は，地方自治体 ・財源は自治体の一般財源 ・制度の対象者は，就労能力のない生活困窮者（資力調査による） ・中心的な給付は生計扶助。老齢及び稼得能力減少の場合の基礎保障は特定の受給者に支給される。この他，健康扶助，障害者のための編入扶助，介護扶助等の特別な需要に応じて給付がある。	（最低社会復帰扶助）（RMI） ・根拠法令は，社会福祉・家庭法典 ・管理運営主体は，県 ・財源は，国の一般財源 ・制度の対象者は，25歳以上65歳未満のフランス居住者で，生活に困窮し，かつ就労努力を行っている者。収入がRMI最高給付額を超えないこと，受給開始後3か月以内に社会復帰地域委員会との間で，職業訓練への参加，就職先や住宅を探すこと，家計管理に努めること等を内容とする社会復帰契約を締結すること――が受給要件となっている。 ・給付内容は，最低賃金の一定割合を基礎に個別に算定する生計費補助 ※制度本来の趣旨である就労という目標は十分に達成されず，受給者数が増加したため，2001年には，貧困・社会的疎外者対策全国行動計画の一環としてニュースタートプログラムが策定され，RMI受給者に対し，公共職業安定所により個別援助プロジェクトが実施されている。	（社会扶助） ・根拠法令は，社会扶助法 ・管理運営主体は，コミューン（市町村） ・財源は，コミューンの一般財源 ・制度の対象者は，生活に困窮し，かつ就業努力を行っている者（資力調査による） ・給付内容は，個別に算定する生計費補助 ※就労能力があるにもかかわらず求職活動を行わない場合は，給付の減額又は取り消し。また，若年者の技能不足等何らかの理由からすぐには求職活動を行うことができないか，又は疾病等により求職活動に入ることが適当でないときは，教育訓練プログラムへの参加や医療機関への通院等を行うことが要求される。
被保護世帯数（千世帯）	―	―	250（2001年）
被保護者数（千人）	81（2005年末）	RMI受給者数：1,070 （2003年1月）	749（1997年）
基準額（月額）	通常給付 345ユーロ 他に住居費・暖房費等支給。	RMIの最高給付月額 （2003年1月） ・単身者 子供なし：411.70ユーロ 子供1人：617.55ユーロ 子供2人：741.08ユーロ ・夫婦 子供なし：617.55ユーロ 子供1人：741.08ユーロ 子供2人：864.57ユーロ	維持手当のうち全国共通部分（1999年） ・1人暮らしの成人 2,900クローナ ・子どものない夫婦 4,870クローナ
総支給額（国及び地方）	―	―	約111億クローナ（1998年）

資料出所　岩田正美・岡部卓・清水浩一編（2003）「貧困問題とソーシャルワーク」，日本労働研究機構欧州事務所（2003）「フランスの失業保険制度と職業訓練政策：Welfare to Workの観点から」，厚生労働省（2007）「平成18年版厚生労働白書」，同省（2006）「社会福祉行政業務報告」，同省（2003）「海外情勢報告2002～2003年」，同省ホームページ

第9-14表　育児休業制度
Table 9-14: Childcare leave schemes

	日本[1)]	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
制定法	育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	家族・医療休暇法	雇用関係法(1999年)	両親手当及び両親時間に関する法律	労働法典
対象者	1歳に満たない子を養育する男女労働者（日々雇い入れられる者を除く。一定の範囲の期間雇用者は対象。）	男女労働者実親，養親，監護者	男女労働者（実親，養親を問わない）	子を自ら監護又は養育する労働者	男女労働者。実親，養親，継親子の扶養権を引き受けた者
請求権行使の要件	雇用された期間が1年未満，配偶者が子を養育できる状態にある者など，労使協定で育児休業をすることができないものとして定められた労働者に該当しないこと	当該事業主に12か月以上雇用されていたこと。過去12か月の労働時間が1,250時間以上であること	1年以上勤務している男女労働者	両親の一方でも双方共同しても可	子の出生又は3歳未満の養子を引取りの日に最低1年の勤続を証明すること
期間	最長で子が出生した日から，1歳に達する日（誕生日の前日）までの間。一定の場合には，子が1歳6か月に達するまで。 なお，3歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に関して，育児休業制度又は勤務時間短縮等の措置に準じて，必要な措置を講じる努力義務あり。	生後，養子縁組後又は監護斡旋後12か月の間に12週間。ただし，夫婦が同一事業所に雇用されている場合は，夫婦で合わせて12週間。取得期間の分割，時間単位での取得が可能。	子が5歳（障害のある場合は18歳）に達するまで13週間（障害のある場合は18週間）	子が3歳になるまで最長3年間。使用者の同意を得れば，最長3年間のうち12か月分を，子が3歳を超えて8歳になるまでの間に取得可。	子が3歳に達するまでの間。休業中，「乳幼児迎え入れ手当」から，第1子は6か月間，第2子以降は3歳までの間，賃金補助（完全休業の場合，月額521.85ユーロ）の受給が可能。2006年7月以降に生まれた第3子以降を対象に，休業期間を1年間に短縮する代わりに賃金補助が約5割増で受取可能な選択肢を創設。
形態	全日休暇	1日または1週間の労働時間短縮	1週間を単位（障害を有する子の場合は1日単位も可）。ただし，労働協約又は労働契約でこれと別の定めも可。	育児休業の期間中も，週30時間を超えない範囲で就業可。	子供が3歳になるまで，(1)1～3年休職する，(2)パートタイム労働（週16～32時間）に移行する，(3)職業教育を受ける―のいずれかの方法又はその組合せ。

	日本[1]	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
請求予告期間	原則として育児休業開始予定日の1か月前	休暇開始日の30日前まで	21日前	遅くとも期間開始の7週間前に文書により使用者に要求	産休に連続する場合，休業開始1か月前。その他の場合，休業開始2か月前。
解雇・不利益取扱	育児休業の申出をし，又は育児休業をしたことを理由とする解雇その他不利益な取扱の禁止	育児休業の権利行使に対する干渉，抑圧，拒否，不利益取扱の禁止	解雇は不公正解雇制度上の救済を受ける。不利益取扱の禁止	育児休業請求以降終了まで解雇禁止。ただし，特別の場合には，雇用に関する管轄最上級官庁等が例外的に解雇を許容する宣言を発することができる。	規定なし
復職	事業主に対し休業中の待遇及び休業後の賃金，配置，その他労働条件に関する事項を予め定め，労働者に周知させるための措置を講ずる努力義務が課せられている（指針において，育児休業後においては，原職又は原職担当者に復帰させることが多く行われていることに配慮すべき旨規定されている）。	休暇前と同じ仕事又は同等の仕事への復職の権利を有する。	以前と同じ職又はそれが不可能である場合には，適切かつ妥当な他の職に復帰できる。	3月の解約告知期間を遵守した場合に限り，育児休業の期間終了後に解雇できる。	以前と同じ又は同程度の職に復帰できる。
担保方法	規定なし	使用者による損害賠償	雇用審判所への争訴提起	規定なし	罰金。使用者による損害賠償，解雇手当金等の支払い。
有給・無給	規定なし	無給	無給	親手当を支給	無給
休業期間中の社会保険の取扱	休業中，被保険者としての資格は継続するが，保険料は，被保険者分，事業主負担分とも免除される。	医療給付は休暇中も継続。		休業中，最長24か月間，月額300ユーロを支給。支給期間を12か月に短縮する場合月額450ユーロの受給も可能。2007年1月以降に生まれた子については，「育児手当」に代わって，生後12か月間「両親手当」を支給（従前手取り賃金の67％。上限1800ユーロ）	年金について算定基礎となる。

第9-14表　育児休業制度（続き）

Table 9-14: Childcare leave schemes (*cont.*)

	日本[1]	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
中小企業の取扱	—	従業員50人未満の事業主は適用除外	なし	労働時間の短縮の請求については，職業訓練中の者を除き，通常，15人を超える被用者を雇用する使用者に対してのみ請求できる	すべての事業所について休暇制度を完全に実施（1995年1月より）
育児休業の取得状況[2]	出産した女性労働者の56.4％，男性の0.42%が取得。 取得者の男女比は女性97.6%，男性2.4%。	家族及び医療休暇取得者のうち女性の16.0％，男性の13.9％が育児を理由に取得。	男女とも約12％が取得。	男女計の有資格者の約95％が取得。父親の2.4％が育児休業を取得。 取得者の98.5％が女性，1.5%が男性。	公式なデータはなし。
その他	育児休業を取得し，職場に復帰した労働者に対し，最大雇用保険から休業取得前の賃金月額の50％が支給される（2007年3月末日以降職場復帰した者から2010年3月末までに育児休業を開始した者には，給付率を40％に暫定措置として引き上げ）育児休業給付制度がある。 国は，事業主等に対して育児休業制度の環境を整備するため雇用管理等についての相談及び助言，給付金の支給その他必要な援助を行っている。	介護，労働者本人の病気のための休暇も取得できる。	2002年1月改正	2007年1月施行	休業中又はパートタイム労働期間中は職業活動を行ってはならない。

資料出所　厚生労働省大臣官房国際課（2004）「2003～2004年海外情勢報告」，同（2003）「2002～2003年海外情勢報告」，内閣府（2007）「平成19年版少子化社会白書」，アメリカ労働省ホームページ（http://www.dol.gov/），中窪裕也著（1995）「アメリカ労働法」，各国資料により労働政策研究・研修機構作成

（注）1）表中の日本についての記述は，社会保険関係各種法令の改正，育児・介護休業法の改正を踏まえて更新したものである。

2）日本：5人以上規模事業所の1999年度のデータ。（出所）厚生労働省（2002）「平成11年女性雇用管理基本調査」，内閣府（2006）「平成15年版男女共同参画白書」

第9-15表　育児に対する経済的支援（児童手当等）

Table 9-15: Financial support for childcare, including child benefits

	日本		ドイツ		フランス	
種別	児童手当	扶養控除（所得税，住民税）	児童手当	児童扶養控除	家族手当	乳幼児迎え入れ手当の基礎手当
根拠法令	児童手当法	所得税法，地方税法	1996年租税法及び児童手当法	1996年租税法	社会保障法典	
管理運営主体	市区町村	国税庁，都道府県，市区町村	連邦雇用機関，家族金庫		家族給付全国金庫（CNAF）	
財源	公費（子が3歳未満の受給者が厚生年金に加入している場合は，一部事業主拠出金）		連邦(74％)及び州・市町村(26％)の一般財源		主に企業の拠出金	
受給(適用)要件	12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者（所得制限あり）	当該年における子の所得が38万円以下であること	18歳未満（失業者は21歳未満，学生は27歳未満，障害者は無制限，ただし年収7,188ユーロを超えてはならない）の子を扶養している者		20歳未満の子を2人以上扶養している者	2004年1月1日以降に生まれた3歳未満の子がいる親（所得や子の数に応じて制限がある）
給付(控除)内容	3歳未満一律1.0万円，3歳以上第1子，第2子0.5万円，第3子から1.0万円	所得控除額：子1人につき38万円（子が16～23歳未満の場合は63万円） 住民税控除額：子1人につき33万円（子が16～23歳未満の場合45万円）	第1子から第3子までは月154ユーロ，第4子以降は1人につき179ユーロ	子1人につき年間5,808ユーロ（基本額3,648ユーロ，教育費用相当額2,160ユーロ）が所得から控除される。	子の年齢や数に応じて決まる。11歳未満の子2人の場合月額112.59ユーロ（2004年）	月額161.66ユーロ
備考	この他，母子家庭に対する児童扶養手当，奨学金制度等がある。		児童手当か児童扶養控除を選択できる他，社会保障上の優遇措置がある。 また，2歳以下の子を持つ非就業，不完全就業（週30時間以下の就業）の者（両親休暇取得中の者）も受給可能。		上記以外に様々な家族給付があるほか，税制上又は年金上の優遇措置がある。	

第9-15表　育児に対する経済的支援（児童手当等）（続き）

Table 9-15: Financial support for childcare, including child benefits (*cont.*)

	イタリア				
種別	家族手当	核家族手当	コムーネ（地方自治体）による出産手当	全国社会保障機関が所掌する出産手当	第2子に対する手当
根拠法令		1988年法令第153号	財務法（1998年法律第448号）	2000年財務法（1999年法律第488号）	2003年デクレトレッジェ第269号
管理運営主体	全国社会保障機関	全国社会保障機関が中心	コムーネ（地方自治体）	全国社会保障機関	国
財源		全国社会保障機関が中心	国民社会政策基金	国の一般財源	国の一般財源
受給(適用)要件	農家や自営業者で未成年の子のいる世帯	未成年の子を3人以上持つ被用者に対して，家族構成と家族総所得に応じて支給。	世帯所得が一定以下の1999年7月2日以降に出生した子を持つ母親	社会保険料納付機関等の要件を満たす2000年7月2日以降に出生した子を持つ母親	2003年12月1日から2004年12月31日までの間に第2子以降の子を出産した母親
給付(控除)内容	子1人当たり月額10.21ユーロ（所得制限あり。3人家族の場合，年収19,555.12ユーロ以上で支給停止。）	例えば未成年の子3人の世帯で世帯所得が19,904.35ユーロ以下の場合，月110.58ユーロが年に13回。	毎月278.35ユーロ，最大年1391.75ユーロ（2004年）期間は最大で5か月，1391.75ユーロに至るまで。	一時金1671.76ユーロ（2004年），類似手当て受給者に関しては供給調整あり。	1,000ユーロ
備考					

	オランダ[2]					ノルウェー	
種別	児童手当	児童控除	補足児童控除	1人親控除	コンビネーションタックスクレジット	児童手当	家庭保育手当
根拠法令	1989年一般児童手当法(AKW)					児童手当法	国民保険法
管理運営主体	社会保険銀行(SVB)					国民保険事務所	国民保険事務所
財源	国庫					国民保険	国民保険及び一般財源
受給(適用)要件	3か月単位で支給。所得及び国籍に関係なく18歳未満の子を持つ者	18歳未満の子がいる世帯	18歳未満の子がいる世帯の中で最も所得のある者が65歳未満の場合	18歳未満の子がおり,かつ一人親の場合	12歳未満の子を持ち,就労している親	0～17歳の子を持つ親	1～2歳児を家庭等で保育する親
給付(控除)内容	子の年齢,数,同居の有無によって変わるが,0歳以上6歳未満176.62ユーロ,6歳以上12歳未満214.46ユーロ,12歳以上18歳未満252.31ユーロ	世帯最高所得者の年収等によって変わる。18歳未満の子が3人以上いて,最高所得者の年収が28,079ユーロ以下の世帯の場合,721ユーロが控除される。	児童控除に加え,354ユーロが控除される。	児童控除に加え,354ユーロが控除される。	親1人当たり,225ユーロが控除される。	基本手当は子1人当たり月額972クローネ(2002年)。他に北部地域特別補助給付(同316クローネ)がある。1人親に対しては,基本手当が1人分追加。	保育施設に預けている時間数で決まる。全く預けていない場合は子1人当たり月3,657クローネ。
備考	児童手当か税制上の優遇措置を選択できる。					他に,税制上又は社会保障上の優遇措置等がある。	

資料出所 厚生労働省大臣官房国際課「2003～2004年海外情勢報告」(2004年9月),厚生労働省ホームページ等

第9-16表　保育サービス：就学前児童向け託児施設の設置

Table 9-16: Childcare services (availability of childcare facilities for pre-school children)

	日本	ドイツ	フランス	イタリア	オランダ	ノルウェー
種別	保育所	保育所	集団託児所	保育所	保育所	保育所
設置運営主体	市区町村，社会福祉法人，株式会社，NPO，学校法人等（認可方式）	地方自治体，教会，福祉団体等	市町村，民間，非営利団体	公立： コムーネ（地方自治体） 私立： 教会等	非営利団体等	地方自治体と民間が半々
財源	国，都道府県，市区町村及び利用児童の保護者	設置費用は，州が50%，自治体が25%，設置主体が25%を負担	市町村に対しては，家族給付全国公庫から補助金が支給される。非営利団体は，市町村からの補助金を受給できる。	公立： コムーネ（国が州を経由して財政支援）	非営利の保育所に対しては，国からの補助金が市町村を通じて拠出される。民間の保育所の場合，市町村から補助金を受けているところもあるが，ほとんどの費用は親の支払う料金によって賄われる。0～4歳児に係る平均保育費用は時間当たり5ユーロ。	公共，民間ともに国，地方自治体がほとんどを負担している。親の負担は少額。
料金	児童の年齢，世帯の所得税額・住民税額などによる。	州毎に定められる。ノルトライン・ヴェストファーレン州の場合，保育所の料金は0～312.91ユーロ。親の年収で決まる。	パリ市の運営する保育所の場合，1人1か月30～570ユーロ（親の所得に応じて変わる）。 因みに，パリ市内の民間保育所の料金は1人1か月1,500ユーロ程度。			
利用者	0歳～小学校就学までの児童	0～3歳児	0～3歳児。市町村立の保育所の場合，当該自治体の住民でなければ利用できない。	3か月～3歳未満の乳幼児	0～4歳	0～5歳
利用状況	保育所の利用児童数は，2,015,382人，待機児童は17,926人（2007年4月1日現在）。	ノルトライン・ヴェストファーレン州の場合，対象年齢層に占める保育所利用者の割合は2.3%。	設置数は4,300か所，受入人数は13万8,400人（1999年）。 1997年に行われた調査（雇用・連帯省DREES）では，3歳未満の乳幼児の9.5%が託児所に預けられている。	公立保育所の定数約10万人，私立保育所約5,000人（1992年）。 入所待ちが多いといわれる。	保育施設を利用している乳幼児の割合は，22.5%（2001年）。	1～5歳児の約66%が利用。（2002年）

資料出所　厚生労働省大臣官房国際課（2004.9）「2003～2004年海外情勢報告」，内閣府「少子化社会白書」（平成18年版，平成19年版）

第9-17表　障害者雇用対策

Table 9-17: Employment measures for the disabled

	雇用率制度
日本	「障害者の雇用の促進等に関する法律」 〔対象となる障害者〕 身体障害，知的障害又は精神障害があるため，長期にわたり，職業生活に相当の制限を受け，又は職業生活を営むことが著しく困難な者。 〔雇用率〕 常用雇用労働者数が56人以上の一般民間企業事業主に対し，その常用雇用労働者数の1.8％以上の身体障害者又は知的障害者の雇用義務が課されている（国，地方公共団体，特殊法人等2.1％，都道府県等の教育委員会2.0％）。重度身体障害者及び重度知的障害者については，フルタイムで1人雇用すれば2人，短時間雇用している場合は1人と換算。2005年の法改正により算定対象に精神障害者を含めた（2006年4月1日施行）。 〔負担金の徴収方法〕 法定雇用率未達成の一般民間企業事業主は，1人につき50,000円の障害者雇用納付金を納付する。※当分の間，常用雇用労働者数が300人以下の事業主からは，納付金を徴収しない。 〔助成方法〕 政府は，障害者を雇用するために職場環境を整備したり，適切な雇用管理を行ったりする事業主に費用を助成している。常時雇用労働者数が300人を超える事業主で雇用率を超えて障害者を雇用している場合に，超えて雇用している障害者の人数に応じて障害者雇用調整金（超過1人27,000円）が支給される。常用雇用労働者数が300人以下の事業主で一定数（各月の常用雇用労働者数の4％の年度間合計数又は72人のいずれか多い数）を超えて障害者を雇用している場合に，一定数を超えて雇用している障害者の人数に応じて報奨金（超過1人額21,000円）が支給される。 この他，障害者雇用納付金申告もしくは障害者調整金申請事業主であって，前年度に在宅就業障害者に仕事を発注し，業務の対価を支払った場合は，「調整額（63,000円）」に「事業主が当該年度に支払った在宅就業障害者への支払い総額を評価額（105万円）で除して得た数」を乗じて得た額の特例調整金が支給され，また，報奨金申請事業主であって，前年度に在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し，仕事を発注し業務の対価を支払った場合，特例報奨金が支給される（2005年法改正：2006年4月1日施行）。
ドイツ	「重度障害者法」 〔対象となる障害者〕「障害者」とは，身体的・知的・心理的影響により社会参加が制約された者で，この参加能力の制約が一時的でない場合をいう。雇用率制度の対象となる障害者は，重度障害者及び重度障害者とみなす者。 〔雇用率〕 2000年10月より新法律（重度障害者失業対策法）に基づき従業員20人以上の事業主を対象に，雇用率を6％から5％に引下げ，2002年10月までに5万人の重度障害失業者を減らせない時は，2003年1月から自動的に6％に復帰する。算定方法は，労働環境への統合が特に困難な重度障害者については，雇用事務所は1人以上最高3人分までカウント，企業で職業教育を受けている若者は1人を2人にカウントし，特別に認められる場合は3人と計算する。 〔負担金の徴収方法〕 州の中央扶助事務所が，雇用率の達成状況により，雇用調整金を事業主から徴収する。障害者の作業所に委託した事業主は，委託した仕事の請求金額の50％を調整負担金から控除できる。 〔助成方法〕 州の中央扶助事務所は調整負担金の45％を連邦の調整負担金基金に納付。州の中央扶助事務所においては，調整負担金の55％を，職場を障害者の必要に応じて改築したり設備を整備する費用や障害者を雇用するために企業が特別に大きい支出を必要とする場合の費用等に援助する。連邦に納付された調整負担金は連邦雇用庁に必要な財源に充当。連邦雇用庁においては，重度障害者を雇用した事業主に賃金助成等を実施。

第9-17表　障害者雇用対策（続き）

Table 9-17: Employment measures for the disabled (*cont.*)

	雇用率制度
フランス	「障害労働者雇用優遇法」 〔対象となる障害者〕 不足又は減少した身体的及び精神的能力のため，通常の雇用において職を獲得し，保持することが相当難しい者（労働法典）。雇用義務制度の受益者の範囲は，COTOREP（職業指導・職業再配置専門委員会）によって障害を持つ者として認定された労働者，労働災害あるいは職業病の犠牲者，障害年金の有資格者，旧軍人及びそれと同様の者。 〔雇用率〕 賃金労働者が20人を超える公共・民間事業主に対し，6％の障害者雇用の義務付け。障害者のうちあるカテゴリーの人々は1人当たり1.5，2.0又は2.5として数えられる。雇用率を満たさなくても3つの代替的手段（納付金制度における拠出金，保護的労働セクターとの下請契約，労使協定による雇用プログラム）をとれば満たしたものと認める。「20人以上」を計算する際に除外できる職種（33種類）を設定。 〔負担金の徴収方法〕 使用者は，毎年雇うべき障害者1人につき決められた拠出金（最低賃金時給の300～500倍）を障害者職業編入基金（AGEFIPH）に納付する。 〔助成方法〕 AGEFIPHが拠出金を使用者から徴収し，一般雇用されている障害者の賃金保障、就業している障害者やその使用者に対する一括払いの統合助成金，雇用継続のための資金，職場改善のための資金として助成している。
	雇用差別禁止法制度
アメリカ	「障害を持つアメリカ国民法」（1990年制定）により，雇用，公共交通，公共的サービス，電気通信の分野において，一般企業や事業者に対し，障害者の雇用やバリアフリー化を義務付け，義務が果たされなければ，障害者は差別として事業主を訴えることができることとし，障害者の機会均等を保障している。 〔対象となる障害者〕 個人の主たる生活活動の一つ以上を著しく制限する身体的・精神的機能障害がある者。（機能障害の経歴がある者，機能障害を持つとみなされる者も含む。） 〔雇用における差別禁止〕 15人以上を雇用する事業主は「有資格の障害者」を障害ゆえに差別してはならない。事業主は「不当な難儀」をもたらす場合を除き，応募する又は雇用される障害者のために「妥当な環境整備」をとらなければならない。 〔申立の仕組み〕 雇用差別がある場合は，障害者等は申立を180日以内に雇用機会均等委員会（EEOC）に行う。EEOCは調査を行い申立が正当であれば雇用主にその行為を止めるように命令，非公式に和解を行うこともするが，成功しなければ訴訟に持ち込むことが可能。近年EEOCでは，代替的な制度として，仲裁の仕組みを設置。
イギリス	「障害者差別禁止法」（1995年制定）により，雇用，商品及びサービスの提供，並びに住宅供給の分野において障害者の権利を保障するとともに，教育，公共輸送機関における障害者の利便性にも配慮し，総合的に障害者に対する差別を禁止することを定めている。 〔対象となる障害者〕 通常の日常生活活動を行う能力に対して相当程度のかつ長期的悪影響を及ぼす身体的又は精神的機能障害のある状態の者。 〔雇用における差別禁止〕 15人以上を雇用する事業主は，障害者の持つ障害に関連した理由に基づいて，その理由が適用されない他の者の処遇と比べ，その障害者を不利に処遇してはならない。事業主は，障害従業員もしくは将来の障害従業員のために，建物の物理的な特徴や雇用協定について「合理的な調整措置」をとらなければならない。 〔申立の仕組み〕 雇用差別がある場合には，障害者等は雇用審判所に申立を行うことができる。また，平等人権委員会（EHRC）は，相談を受け，斡旋を行うことができる。

資料出所　日本障害者雇用促進協会障害者職業総合センター（2001.8）「諸外国における障害者雇用対策」，同（2002）「障害者の雇用率・納付金制度の国際比較」，厚生労働省ホームページ等

第9-18表　行動の種類別平均時間（一日当たり、有業者）

Table 9-18: Main structure of daily average time use of the employed by activity group and sex

（時間．分/Hours and minutes per day）

国 Country	日本 JPN	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	スウェーデン SWE	フィンランド FIN
調査年月 Reference period	2006.10	2000.6～2001.9	2001.4～2002.4	1998.2～1999.2	2000.10～2001.9	1999.3～2000.3
（男性/Male）						
個人的ケア[a]	10.32	10.06	10.21	11.21	9.58	10.07
睡眠[b]	7.44	8.11	7.60	8.24	7.53	8.12
身の回りの用事と食事[c]	2.48	1.55	2.21	2.58	2.05	1.56
仕事と仕事中の移動[d]	7.10	5.33	4.54	5.42	5.09	5.24
学習[e]	0.13	0.09	0.11	0.02	0.07	0.08
家事と家族のケア[f]	0.51	1.54	1.52	1.53	2.22	1.59
自由時間[g]	3.41	4.34	5.07	3.49	4.47	4.55
ボランティア活動[h]	0.04	0.06	0.15	0.13	0.11	0.11
他の自由時間[i]	3.37	4.27	4.52	3.36	4.36	4.44
うちテレビ[j]	2.00	2.14	1.45	1.46	1.48	2.03
移動[k]	1.29	1.36	1.31	1.10	1.32	1.17
うち通勤[l]	0.50	0.39	0.36	0.37	0.28	0.25
その他[m]	0.05	0.07	0.04	0.03	0.05	0.10
（女性/Female）						
個人的ケア[a]	10.31	10.32	10.42	11.35	10.27	10.24
睡眠[b]	7.28	8.25	8.11	8.38	8.05	8.22
身の回りの用事と食事[c]	3.03	2.07	2.31	2.57	2.23	2.03
仕事と仕事中の移動[d]	5.12	3.54	3.33	4.30	3.55	4.07
学習[e]	0.14	0.12	0.19	0.02	0.10	0.13
家事と家族のケア[f]	3.23	3.28	3.11	3.40	3.32	3.21
自由時間[g]	3.16	4.13	4.44	3.05	4.22	4.30
ボランティア活動[h]	0.04	0.11	0.12	0.09	0.10	0.11
他の自由時間[i]	3.12	4.02	4.33	2.56	4.13	4.19
うちテレビ[j]	1.52	1.51	1.27	1.23	1.26	1.40
移動[k]	1.16	1.33	1.27	1.05	1.28	1.16
うち通勤[l]	0.33	0.27	0.24	0.30	0.23	0.23
その他[m]	0.07	0.09	0.05	0.04	0.05	0.08

a) Personal care; b) Sleep; c) Eating and other personal; d) Job and activities related to employment; e) Gainful work, study; f) Domestic work and care; g) Free time; h) Volunteer work and help; i) Other free time; j) TV; k) Travel; l) Travel to/from work; m) Others.

資料出所　総務省統計局(2007)「平成18年社会生活基本調査」
(注)　国により定義の相違があるため，比較には注意を要する。

第9-19表　生活・社会・文化水準

Table 9-19: Indicators of national power and social infrastructure

項目 Item	単位 Unit	日本 JPN	アメリカ USA	カナダ CAN	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	イタリア ITA	韓国 KOR
パソコン保有台数						(2004年/Year)(百人当たり/per 100 people)			
PC ownership	台	54.2	76.2	69.8	60.0	＊48.5	48.7	31.3	54.5
インターネット利用者数						(2004年)(百人当たり/per 100 people)			
Internet users	台	50.2	63.0	62.4	62.9	42.7	41.4	49.8	65.7
自動車保有台数							(千人当たり/per 1,000 people)		
Vehicles in use		(2004年)	(2004)	(2003)	(2004)	(2004)	(2004)	(1999)	(2004)
	台	586	808	582	510	580	597	611	302
日刊紙発行部数						(2000年)(千人当たり/per 1,000 people)			
Daily newspaper circulation	部	566.0	196.3	167.9	326.5	291.0	142.1	109.0	－
テレビ保有世帯率									(2003年)
Percentage of households with a television	%	99.8	94.3	99.1	97.5	96.7	95.1	98.0	107.1
公的財政支出教育費[1]						(2003年)(対GDP比率/% of GDP)			
Public expenditure on educational institutions (% of GDP)	%	3.5	5.4	4.6	5.1	4.4	5.8	4.6	4.6
研究・開発費[2]									
(政府割合)		(2004年)	(2004)	(2005)	(2003)	(2004)	(2003)		(2004)
Percentage of gross domestic expenditure on research and development financed by government	%	18.1	＊31.0	＊34.1	31.4	＊30.4	39.0	－	23.1
医師数[3]							(千人当たり/per 1,000 people)		
Physicians	人	2.0	2.3	2.1	2.2	3.4	3.4	4.2	1.6
病床数[3]							(千人当たり/per 1,000 people)		
Hospital beds	台	14.3	3.3	3.7	4.2	8.9	7.7	4.4	7.1
医療費支出[3]							(2003年)(対GDP比率/% of GDP)		
Total health expenditure (% of GDP)	%	7.9	15.2	9.9	8.0	11.1	10.1	8.4	5.6
公的医療費支出の割合									(2003年)
Public health expenditure (% of total health expenditure)	%	81.7	44.6	69.9	85.7	78.2	76.3	75.1	49.4
下水処理施設の普及状況[4]									
Percentage of the population served by public sewage treatment		(2001年)	(1996)	(1999)	(2000)	(2001)	(1998)	(1999)	(2000)
	%	64.0	71.4	＊71.7	94.6	92.8	76.9	68.6	69.9
道路延長[5]	1000	(2002年)	(2004)	(2004)	(2004)	(2004)	(2004)	(2003)	(2004)
Length of the road network	km	1,177	6,433	1,409	388	231	951	485	100
エネルギー輸入量[6]									
(石油換算)	1000								(2003年)
Imports of commercial energy (oil equivalent)	t	423,596	729,762	75,267	99,950	240,115	166,160	181,198	190,833

＊…暫定値又は推計値

資料出所　総務省統計局(2007.3)「世界の統計2007」

(注)　1) 教育機関への家計支出に対する公的補助及び国際財源からの直接教育支出を含む。日本のみ前年4月から始まる学校年度。カナダは2002年。
2) 日本は年度。アメリカは人文科学を除く。韓国は社会科学及び人文科学を除く。
3) 医師数:1997～2004年, 病床数:2000～2003年の期間内で得られる最新の数値。
医療費支出:公的支出＋私的支出。
公的医療費支出:政府予算及び社会(強制)健康保険基金からの支出等。
4) (下水処理施設のある)公共下水道が利用可能な人口の割合。イギリスはイングランド及びウェールズのみ。
5) 商用一次及び二次エネルギーのすべてに関する輸入量。
6) フランスはモナコを含む。イタリアはサンマリノを含む。

第9-20-1表　出勤日の生活時間の構成（男性）

Table 9-20-1: Structure of workday time use, male

（分/Minutes）

	平均 Average	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA
勤務時間 Working hours	556.2	616.2	522.4	513.9	523.6	503.7
所定内の労働時間 Scheduled working hours	463.5	447.3	467.1	459.7	480.8	470.6
所定外の労働時間 Non-scheduled working hours	53.6	104.3	19.8	29.3	24.9	3.6
その他の休憩時間 Time off	18.0	27.0	16.0	15.3	10.8	8.5
始業前や終業後に職場にいた時間 Overtime	17.8	34.2	13.9	6.5	5.7	10.3
就業時間中の組合活動時間 Time off for union activities	1.8	2.0	2.9	1.9	0.5	5.6
小集団活動の時間 Time off for small-group activities	1.5	1.4	2.6	1.2	0.8	5.1
通勤時間 Commuting time	75.9	86.7	101.1	57.9	60.8	66.5
家に持ち帰って仕事をした時間 Time for work at home	3.9	3.2	5.4	4.9	2.6	13.0
追加収入のための時間 Time for side income	2.5	0.7	9.5	1.4	2.6	0.0
家事時間 Time for housekeeping	30.8	9.9	60.6	47.6	33.6	54.2
炊事・洗濯等の家事時間 Cooking and laundry	15.3	4.5	29.7	25.5	16.7	26.9
子供の世話やPTAのための時間 Childcare and PTA	10.7	4.0	21.3	15.2	10.4	26.2
家屋修理その他家事時間 House repairs and others	4.8	1.3	9.6	6.9	6.5	1.1
睡眠 Sleeping	432.6	427.6	406.8	445.4	442.8	443.3
職場での睡眠時間 Sleeping time at work	0.3	0.2	1.5	0.0	0.0	0.0
自宅などでの睡眠時間 Sleeping time at home	432.3	427.4	405.3	445.4	442.8	443.3
食事 Meals	103.2	104.6	95.4	106.8	100.5	126.0
職場で食事をした時間 Mealtime at work	34.3	33.4	35.7	39.6	33.5	30.4
自宅での食事時間 Mealtime at home	49.8	50.3	35.6	47.9	53.1	70.3
家族と一緒に外食した時間 Time for eating out with family	8.0	1.7	14.9	14.7	8.9	15.4
仕事上の相手や同僚と外食した時間 Time for eating out with colleagues	6.1	11.9	1.9	2.2	2.4	7.6
私的な友人又は独りで外食した時間 Time for eating out with friends or by oneself	4.9	7.3	7.3	2.4	2.6	2.2
保健衛生・身の回りの時間 Health and personal care	42.6	44.7	48.7	39.7	38.6	44.3
余暇・交際 Leisure activity and socialization	178.5	134.5	172.3	207.6	223.4	159.9
家族と一緒に過ごした時間 Time spent with family	41.8	26.9	48.0	48.8	57.8	12.8
同僚や友人と過ごした時間 Time spent with friends and colleagues	15.6	10.6	16.8	20.3	20.3	8.1
独りで過ごした余暇時間 Leisure time spent alone	20.5	18.5	26.8	23.7	19.6	16.3
新聞・雑誌・TV・ラジオ等の時間 Time spent on TV and magazine	84.1	69.3	62.2	92.0	104.6	103.4
家族または私的交際時間 Family and private socialization time	11.9	2.6	15.4	15.7	19.7	12.3
仕事の相手・同僚と過ごした時間 Time spent with work-related people	4.5	6.6	2.9	7.0	1.4	6.9
教会の礼拝・冠婚葬祭の時間 Religious time	1.5	0.1	4.9	2.6	1.4	0.7
組合活動・政治活動時間 Time spent on union activities and political activities	5.0	7.1	3.2	2.9	1.4	24.4
調査票記入の時間 Time spent on filling in this form	7.2	4.7	9.8	9.3	8.7	4.0

資料出所　連合総合生活開発研究所(1997)「生活時間の実態に関する調査報告書」

第9-20-2表　休日の生活時間の構成（男性）

Table 9-20-2: Structure of holiday time use, male

（分/Minutes）

	平均 Average	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA
勤務時間 Working hours	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
所定内の労働時間 Scheduled working hours	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
所定外の労働時間 Non-scheduled working hours	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の休憩時間 Time off	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
始業前や終業後に職場にいた時間 Overtime	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
就業時間中の組合活動時間 Time off for union activities	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小集団活動の時間 Time off for small-group activities	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
通勤時間 Commuting time	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
家に持ち帰って仕事をした時間 Time for work at home	6.7	6.3	7.7	2.3	4.8	24.4
追加収入のための時間 Time for side income	4.9	0.3	4.1	7.6	9.1	0.0
家事時間 Time for housekeeping	132.9	127.7	229.0	149.1	89.0	152.6
炊事・洗濯等の家事時間 Cooking and laundry	67.2	60.4	104.0	86.7	51.1	69.9
子供の世話やPTAのための時間 Childcare and PTA	32.6	36.9	57.8	21.2	20.4	42.0
家屋修理その他家事時間 House repairs and others	33.1	30.4	67.2	41.3	17.4	40.7
睡眠 Sleeping	550.3	526.6	531.2	537.5	585.4	535.1
職場での睡眠時間 Sleeping time at work	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自宅などでの睡眠時間 Sleeping time at home	550.3	526.6	531.2	537.5	585.4	535.1
食事 Meals	123.5	123.7	112.9	119.4	120.8	167.1
職場で食事をした時間 Mealtime at work	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自宅での食事時間 Mealtime at home	83.1	85.3	55.5	83.0	87.3	111.4
家族と一緒に外食した時間 Time for eating out with family	22.6	16.8	32.1	23.3	21.0	35.8
仕事上の相手や同僚と外食した時間 Time for eating out with colleagues	4.5	7.3	3.8	0.4	3.5	5.3
私的な友人又は独りで外食した時間 Time for eating out with friends or by oneself	13.3	14.3	21.5	12.6	9.0	14.6
保健衛生・身の回りの時間 Health and personal care	50.2	53.8	53.4	51.3	44.9	53.3
余暇・交際 Leisure activity and socialization	546.9	577.1	455.4	553.0	567.0	490.5
家族と一緒に過ごした時間 Time spent with family	166.7	167.4	144.9	175.1	179.0	130.7
同僚や友人と過ごした時間 Time spent with friends and colleagues	59.6	69.2	41.0	60.3	62.1	42.2
独りで過ごした余暇時間 Leisure time spent alone	67.5	100.8	50.6	53.7	49.5	70.5
新聞・雑誌・TV・ラジオ等の時間 Time spent on TV and magazine	179.4	184.7	139.0	183.1	189.1	184.5
家族または私的交際時間 Family and private socialization time	59.9	36.4	70.4	64.0	76.2	50.3
仕事の相手・同僚と過ごした時間 Time spent with work-related people	13.9	18.6	9.6	16.8	11.1	12.4
教会の礼拝・冠婚葬祭の時間 Religious time	14.4	17.3	30.3	5.9	9.8	4.3
組合活動・政治活動時間 Time spent on union activities and political activities	1.2	0.6	2.4	0.9	0.3	6.0
調査票記入の時間 Time spent on filling in this form	9.2	6.5	13.6	13.1	8.9	6.8

資料出所　連合総合生活開発研究所(1997)「生活時間の実態に関する調査報告書」

第9-21表　女性の参加に関する指標（GEM値）[1)]

Table 9-21: Gender Empowerment Measure (GEM)

国 Country		2000 年/Year	2001	2002	2003	2004	2005	2006
日本	JPN	0.490	0.520	0.527	0.515	0.531	0.534	0.557
アメリカ	USA	0.707	0.738	0.757	0.760	0.769	0.793	0.808
カナダ	CAN	0.739	0.763	0.777	0.771	0.787	0.807	0.810
イギリス	GBR	0.656	0.671	0.684	0.675	0.698	0.716	0.755
ドイツ	DEU	0.756	0.749	0.765	0.776	0.804	0.813	0.816
イタリア	ITA	0.524	0.536	0.539	0.561	0.583	0.589	0.653
オランダ	NLD	0.739	0.755	0.781	0.794	0.817	0.841	0.844
ベルギー	BEL	0.725	0.692	0.706	0.695	0.808	0.828	0.855
デンマーク	DNK	0.791	0.705	0.821	0.825	0.847	0.860	0.861
スウェーデン	SWE	0.794	0.806	0.824	0.831	0.854	0.852	0.883
フィンランド	FIN	0.757	0.783	0.803	0.801	0.802	0.833	0.853
ノルウェー	NOR	0.825	0.836	0.837	0.837	0.908	0.928	0.932
ロシア	RUS	0.426	0.434	0.450	0.440	0.467	0.477	0.482
韓国	KOR	0.323	0.358	0.378	0.363	0.377	0.479	0.502
シンガポール	SGP	0.505	0.509	0.592	0.594	0.648	0.654	0.707
マレーシア	MYS	0.468	0.503	0.505	0.503	0.519	0.502	0.500
タイ	THA	－	－	0.458	0.457	0.461	0.452	0.486
フィリピン	PHL	0.479	0.470	0.523	0.539	0.542	0.526	0.533
オーストラリア	AUS	0.715	0.738	0.759	0.754	0.806	0.826	0.833
ニュージーランド	NZL	0.731	0.756	0.765	0.750	0.772	0.769	0.797
ブラジル	BRA	－	－	－	－	－	－	0.486
メキシコ	MEX	0.514	0.507	0.517	0.516	0.563	0.583	0.597

資料出所　United Nations Development Programme（2007）*Human Development Reports 2000-2006*

（注）　1）GEM値とは，ジェンダー・エンパワーメント指数（Gender Empowerment Measure）をいい，女性が政治及び経済活動に参加し，意思決定に参加できるかどうかを測るもの。具体的には，国会議員に占める女性の割合，女性の所得，専門職・技術職に占める女性の割合，管理職に占める女性の割合，男女の推定所得を用いて算出している。

参　　考

労働統計のホームページアドレス

（注）掲載機関の都合によりURLが変更される場合がある。最新の各国の労働統計機関のリンク集については，労働政策研究・研修機構ホームページ（http://www.jil.go.jp/link/flink02.html）を参照されたい。

国際機関等

国際労働機関（ILO）－International Labour Organization
http://www.ilo.org/
LABORSTAで各種指標が掲載されており，また統計局のサイトでは職種・労働災害などの国際分類等を掲載

EU統計局（Eurostat）－Statistical Office of the European Communities
http://europa.eu.int/comm/eurostat/
EU圏内のILO定義による失業率を掲載

国際通貨基金（IMF）－International Monetary Fund
http://www.imf.org/
主要国の統計機関のリストを掲載

経済協力開発機構（OECD）－Organization for Economic Co-operation and Development
http://www.oecd.org/statistics/
OECD主要国の標準化失業率を掲載

国際連合（UN）－United Nations
http://www.un.org/
人口推計等を掲載

国際復興開発銀行（世界銀行）－World Bank
http://www.worldbank.org/
労働に関するトピック的なテーマについての論文が充実

各国の統計機関

［日本］－Japan
総務省統計局　Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications
http://www.stat.go.jp/
労働力調査の結果等を掲載

内閣府　Cabinet Office
http://www.cao.go.jp/
国民経済計算等の指標を掲載

厚生労働省　Ministry of Health, Labour and Welfare
http://www.mhlw.go.jp/
毎月勤労統計，賃金に関する指標を掲載

［アメリカ］－United States of America
アメリカ労働統計局　U.S. Bureau of Labor Statistics（BLS）
http://stats.bls.gov/
労働統計全般についての指標を掲載

［カナダ］－Canada
カナダ統計局　Statistics Canada
http://www.statcan.ca/
労働力，就業者，失業者等の指標を掲載

［イギリス］－United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland
イギリス国家統計局　Office for National Statistics（ONS）
http://www.statistics.gov.uk/
労働統計全般についての指標等を掲載

［ドイツ連邦］－Federal Republic of Germany
ドイツ連邦統計局　Federal Statistical Office, Germany
http://www.destatis.de/
雇用，賃金（給与）等の指標を掲載

［フランス］－French Republic
フランス国立統計経済研究所
The French National Institute for Statistics and Economic Studies（INSEE）
http://www.insee.fr/
失業率等の指標を掲載

［イタリア］－Republic of Italy
イタリア国家統計局　　National Institute of Statistics（ISTAT）
http://www.istat.it/
労働力調査等の指標を掲載

［オランダ］－Kingdom of the Netherlands
オランダ統計局　　Statistics Netherlands（CBS）
http://www.cbs.nl/
労働統計全般についての指標等を掲載

［ベルギー］－Kingdom of Belgium
ベルギー国家統計局　　National Institute of Statistics
http://www.statbel.fgov.be/
雇用者，労働時間の指数等の指標を掲載

［ルクセンブルグ］－Grand Duchy of Luxembourg
ルクセンブルグ国家統計局　　The National Statistical Institute of Luxembourg
http://www.statec.lu/
雇用者数等の指標を掲載

［デンマーク］－Kingdom of Denmark
デンマーク統計局　　Statistics Denmark
http://www.dst.dk/
雇用に関する指標を掲載

［スウェーデン］－Kingdom of Sweden
スウェーデン統計局　　Statistics Sweden（SCB）
http://www.scb.se/
失業率等の指標を掲載

［アイスランド共和国］－Republic of Iceland
アイスランド統計局　　Statistics Iceland
http://www.hagstofa.is/
労働力調査等の指標を掲載

［アイルランド］－Ireland
アイルランド中央統計局　　Central Statistics Office Ireland
http://www.cso.ie/
労働力人口，失業率等の指標を掲載

［スイス］－Swiss Confederation
スイス連邦政府　　The Federal Authorities of the Swiss Confederation
http://www.admin.ch/ch/index.en.html
失業率，賃金等の指標を掲載

［スペイン］－Spain
スペイン統計局　　National Statistics Institute
http://www.ine.es/en/welcome_en.htm
労働統計全般についての指標を掲載

［ロシア連邦］－Russian Federation
ロシア国家統計委員会　　Federal State Statistics Service
http://www.gks.ru/
労働力人口等の指標を掲載

［中華人民共和国］－People's Republic of China
中国国家統計局　　National Bureau of Statistics of China
http://www.stats.gov.cn/

香港統計局　　Census and Statistics Department-Hong Kong
http://www.info.gov.hk/censtatd/home.html
労働力調査，賃金等の指標を掲載

［韓国］－Republic of Korea
韓国労働研究院　　Korea Labor Institute（KLI）
http://www.kli.re.kr/
労働統計全般についての指標等を掲載

大韓民国銀行　　The Bank of Korea
http://www.bok.or.kr/
最近の韓国の経済状況についての簡単なレポートがあり，そのなかで雇用と賃金についての動向を掲載

［タイ］－Kingdom of Thailand
タイ統計局　　National Statistical Office Thailand
http://www.nso.go.th/
労働力調査の指標等を掲載

［シンガポール］－Republic of Singapore
シンガポール統計局　　Singapore Department of Statistics
http://www.singstat.gov.sg/
労働力，雇用者，失業者等の指標を掲載

［マレーシア］－Malaysia
マレーシア統計局　　Department of Statistics, Malaysia
http://www.statistics.gov.my/
労働力人口等の指標を掲載

マレーシア産業発展省　　Malaysia Industrial Development Authority
http://www.mida.gov.my/
賃金水準等の指標を掲載（日本語のサイトもあり）

［インドネシア共和国］－Republic of Indonesia
インドネシア中央統計局　　Statistics Indonesia of The Republic of Indonesia
http://www.bps.go.id/
学歴別失業者数，週の賃金率等を掲載

［フィリピン］－Republic of the Philippines
フィリピン国家統計局　National Statistics Office, Republic of the Philippines
http://www.census.gov.ph/
労働力調査等の指標を掲載

フィリピン労働雇用省統計部　Bureau of Labour and Employment Statistics, Philippines
http://www.bles.dole.gov.ph/
雇用，労働時間，賃金に関する調査の結果等を掲載

［インド］－India
インド統計局　Census of India
http://www.censusindia.net/
労働力人口等の指標を掲載

［オーストラリア］－Australia
オーストラリア統計局　Australian Bureau of Statistics
http://www.abs.gov.au/
失業率，労働時間等の指標を掲載

［ニュージーランド］－New Zealand
ニュージーランド統計局　Statistics New Zealand
http://www.stats.govt.nz/
家計・労働力調査等の指標を掲載

［ブラジル］－Federative Republic of Brazil
ブラジル国家統計局　Institution of Brazilian Geographical Statistics（IBGE）
http://www.ibge.gov.br/
失業率等の指標を掲載

［メキシコ合衆国］－United Mexican States
メキシコ国家統計・地理・情報局
National Statistics, Geography and Informatics Institute（INEGI）
http://www.inegi.gob.mx/
雇用に関する指標等を掲載

主要変更点一覧

2008年版では、全編にわたって可能な限り制度面および各国統計データの定義・注釈の充実を図った。主な変更点は次のとおりである。

新規に掲載したグラフ・解説ページ，統計表，参考コラム

２－６	就業率
第２-12表	就業率（15～64歳）
第２-13表	性別・年齢階級別人口・就業人口・ 就業率
３－５	就業者に占める短時間労働者の割合
第３-15表	職業生活から引退すべき年齢
第３-17表	公共職業安定業務
第３-20表	高齢者の就業促進施策
第３-21表	年齢に関する法制度等（定年等関係）
第７－６表	労使紛争処理制度
第８－１－６表	高等教育機関への進学率：韓国（該当年齢18歳）
第８－２－８表	韓国の学校系統図
第８－３表	仕事に関連した非公式教育訓練の受講率
第８－４表	若年のキャリア形成及び就業支援
第８－５表	困難な状況にある若者に対する施策
	（参考表）若年者に対する最低賃金の特例
第９－６表	OECD基準による機能別公的社会支出（対GDP比）及びその内訳
第９-15表	育児に対する経済的支援（児童手当等）
第９-16表	保育サービス（就学前児童向け託児施設の設置）
第９-18表	行動の種類別平均時間（一日当たり、有業者）

様式を変更した統計表

第２-14表～第２-16表	各国統計を活用した外国人関連データを掲載
第３-10表	テンポラリー労働者の各国定義を掲載
第３-16表	資料出所の変更によるデータ更新
第３-19表	資料出所の変更による情報更新
第４－８表	資料出所の変更による情報更新
第４－８表	（参考）補足的な失業扶助制度 を追加
第４－９表	失業保険給付受給者数の各国内訳・各国定義を掲載
第４-10表	資料出所の変更によるデータ差し替え

第６－３表　　長時間労働者の割合（旧 7-3表 週労働時間50時間以上の労働者割合より）
第７－２表　　ILOデータベースによる情報を掲載
第９-12表　　社会保険料率の労使負担割合（旧 10-13表 社会保険料率(勤労者)より）
第９-21表　　女性の参加に関する指標（GEM値）（旧 10-22表 「女性の働きやすさ」指標, GEM値より）

削除したグラフ・解説ページ，統計表（2007年版の表番号）

原則として、10年以上更新が不可能となっているものについて、削除対象とした。

３－５　　平均勤続年数（性，年齢階級別）
第３-15表　　平均勤続年数（性，年齢階級別）
第３-16表　　企業内定着率（5年間の継続就業率（性，勤続年数別））
第３-17表　　労働移動率
第４－７表　　失業者のプールへのフロー
５－１　　新規に許可された外国人労働者数
５－２　　外国人人口比率
第５－１表　　外国人人口の流入
第５－３表　　外国生まれ人口とその全人口に占める比率
第５－６表　　外国人雇用の産業別分布
第５－７表　　外国人または外国出生者の労働力率および失業率
第５－８表　　東アジア諸国・地域における国際労働力移動
第５－９表　　労働者送金（雇用者報酬，受取）
第９－３表　　9つの産業における年間離職率とフォーマルな企業内教育の実施割合
第９－４表　　フォーマルな企業内教育の実施割合（現在の勤め先の勤続年数別）
第９－５表　　企業内教育を受けた従業員の割合と勤続年数（事業所規模別）
第９－６表　　企業内教育を受けた新卒採用者の割合
10－２　　住宅水準
第10-８表　　住宅水準
第10-18-1表　　行動別生活時間配分（平日）
第10-18-2表　　行動別生活時間配分（休日）
第10-21表　　国会議員に占める女性の割合

※削除した統計表については下記URLにて掲載。
http://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/databook/changes.html

データブック国際労働比較（2008年版）

2008年3月　第1刷発行

編集・発行　独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502　東京都練馬区上石神井4-8-23

（編集）　調査・解析部（情報解析担当）
TEL　03-5903-6323　　FAX　03-5903-6118

（販売）　研究調整部 成果普及課
TEL　03-5903-6263　　FAX　03-5903-6115

印刷・製本　有限会社 太平印刷

©2008 JILPT

ISBN978-4-538-49032-8